

東洋文化研究所紀要 第169冊  
平成 28 年 3 月 抜 刷

# 建国期のイスラエル内閣閣議議事録 史料紹介と予備的考察（三）

——『暫定政府会合議事録』第2～3巻（1948年6月1日～  
6月16日）に見る第一次停戦受諾とイスラエル国境・  
アラブ難民帰還問題をめぐる論議——

森 まり子

# 建国期のイスラエル内閣閣議事録 史料紹介と予備的考察（三）

——『暫定政府会合議事録』第2～3巻（1948年6月1日～  
6月16日）に見る第一次停戦受諾とイスラエル国境・  
アラブ難民帰還問題をめぐる論議——

森 まり子

## 目次

はじめに——第一次停戦とアラブ難民帰還阻止の方向性の明確化——

### 1. 史料の性格と背景

- (1) 本議事録の位置づけ
- (2) 本議事録の軍事的・政治的背景
  - ① 軍事的背景
  - ② 政治的背景

### 2. 史料紹介——『暫定政府会合議事録』第2巻・第3巻（一部）の概要——

- (1) 1948年6月1日
  - ① 首相の概括
  - ② 敵対行為の中止についての安保理決議
  - ③ 武器購入のためのローン
  - ④ 逸脱諸組織の廃止
  - ⑤ エルサレム、ナハリヤ両地域における支出
- (2) 1948年6月2日
  - ① 状況についての話し合いと考慮
    - i) 軍事的状況
    - ii) 政治的状況
    - iii) アリヤーの状況

- ②国家評議会の議題 ③国の休日法 ④エレッツ・イスラエル政府の労働者の法令 ⑤裁判所法(移行期の指示) ⑥官庁における労働時間 ⑦警戒時における労働措置 ⑧サロナへの官庁の集中 ⑨サロナの名称 ⑩予算の諸事項 ⑪5年間にわたるハイファ市のローンに対する10万リラの政府保証 ⑫緊急時のための諸規則 ⑬国境線に関する国の方針 ⑭文民当局と軍当局の間の権限の線引き ⑮軍法——軍の法律 ⑯[もともと欠落] ⑰様々な部署の指導者たちの政府への参加 ⑱副大臣の件 ⑲農業省の名称変更 ⑳専門家のための委員会 ㉑農業評議会
- (3) 1948年6月4日
- ①軍事的状況についての概観 ②敵対行為の中止についての交渉 ③安保理の前にイスラエル国家が現れること
- (4) 1948年6月6日
- ①軍事的状況についての報告 ②ラビ・フィシュマンの質疑 ③ベントヴの質疑 ④民族ローンに対する政府の保証 ⑤国とシオニスト機構; 11月29日国境線外のエレッツ・イスラエルにおける諸共同体 ⑥アリヤーの諸問題 ⑦停戦についての交渉 ⑧市場評議会とシトラス・フルーツ監督評議会の問題 ⑨動員の問題 ⑩緊急時の為の様々な大臣の権限
- (5) 1948年6月7日(臨時会合)
- ①安保理における我々の出席形態 ②国のシンボルと国旗
- (6) 1948年6月8日(臨時会合)
- ①エルサレムへの道を開くこと ②敵対行為の中止についての交渉
- (7) 1948年6月9日(臨時会合)
- ①エルサレムへの食糧輸送 ②敵対行為の中止についての交渉[審議なし]
- (8) 1948年6月9日(定例会合)
- ①ツイスリング大臣の質疑 ②政府会合 ③ラビ法廷についての質疑 ④外国籍保有者についての質疑 ⑤在外の大使や公使の承認 ⑥停戦に関する政

府決定についての通告 ⑦国家評議会の開催 ⑧ 11頁削除 ⑨農業評議会の構成 ⑩パンの価格設定 ⑪政府会合規程の修正 ⑫税関吏法（修正）

(9) 1948年6月14日

- ①状況についての情報 ②停戦時のための行動計画 ③国家評議会の開催
- ④征服された地域における秩序と、放棄された財産に対する監督
- ⑤安保理における国の出席形態

(10) 1948年6月16日

- ①質疑 ②イスラエルと国際郵便連合の関係 ③イスラエルの政策の諸問題
- ④植物保護法令とシトラス・フルーツ法令（監督と市場販売）
- ⑤政治的情報

3. 予備的考察（一）——6月14日閣議までの優先的審議事項とアラブ問題——

(1) 第一次停戦（安保理停戦決議）の受諾をめぐって——6月4日まで——

- ①エルサレム問題——食糧補給と道の移動の自由——
- ②軍の移動の凍結
- ③アリエーの継続可能性
- ④ユダヤ人移民の軍事訓練
- ⑤武器禁輸と武器の移動

(2) 第一次停戦の受諾と発効後の展開をめぐって

——6月6日（ベルナドット文書）以降——

- ①ベルナドット文書への回答をめぐる論議（6日）
- ②ベルナドット書簡への回答をめぐる論議（8日臨時閣議・9日臨時閣議）
- ③停戦発効後の論議

(3) 戦争に関連する他の問題

- ①報道規制と情報公開の問題 ②軍と文民当局の関係
- ③動員の問題 ④停戦受諾を国民にいかにかに伝えるか

(4) 国の宗教性をめぐる論争——休日法をめぐって——

(5) 国境線問題

(6) アラブ難民帰還問題

(7) その他

① 国防軍の統合と再編

② 各国に派遣するイスラエル大使・公使の任命と承認

③ ユダヤ機関から暫定政府への国連代表権の移行

4. 予備的考察(二)——6月16日閣議とアラブ問題——

(1) シェルトクの報告

① 国境線変更(領土修正)の可能性と南ネゲヴ・西ガリラヤ交換論

② <アラブ難民自発退去>論, <「内部的領土」による補償>論, 及び帰還  
阻止路線

③ アラブ人パレスチナの帰趨——トランスヨルダンとの関係——

(2) ベングリオンの見解

① 国連分割決議の無効性と軍事力による解決

② ネゲヴ放棄への反対 ③ エルサレムと西ガリラヤ(軍事的側面)

④ アラブ難民帰還阻止 ⑤ 近隣アラブ諸国との連合

(3) ツイスリングの見解

① 対英関係

② 政治路線の明確化

(i) ネゲヴ (ii) アブドゥッラー (iii) 国際的エルサレムの擁護

(iv) 戦争に由来する領土的追加

③ アラブ難民帰還問題

終わりに——「市民国家」の後退と6月16日閣議の意味——

はじめに——第一次停戦とアラブ難民帰還阻止の方向性の明確化——

本稿は、イスラエル建国後の、前稿に続く約二週間を扱った閣議事録『暫定政府会合議事録』第2巻（1948年6月1日～6月9日）及び第3巻（1948年6月14日～6月23日）冒頭（イスラエル国立文書館蔵、ヘブライ語、第2巻全204頁、第3巻は6月14日・16日の分のみ使用、94頁。以下これらを総称して「本議事録」）の内容を紹介した上で、主要論点、特にアラブ問題に関する予備的考察を加えるものであり、建国史を再検討するための基礎作業の第三弾である<sup>(1)</sup>。本議事録（1948年6月1日～6月16日）の基本的な背景は第一次停戦（1948年6月11日～7月8日）であるが、その詳細は1(2)に譲り、ここでは本稿の目的と理論的問いを簡潔に提示したい。

本稿の最大の焦点は、本議事録の最後に当たる6月16日閣議である。この閣議は、従来の研究ではイスラエル建国史においてアラブ難民帰還阻止の路線が固まった閣議として、ベングリオンやシェルトクの有名な発言がそれだけ取り出される事によって論じられる事が多かった<sup>(2)</sup>。しかし全ての発言には「文脈」があり、真空の中で発せられるわけではない。本稿は6月16日閣議における諸発言の「文脈」、背景、意味を6月16日に先立つ本議事録上の全閣議の内容を検討する作業を通じて明らかにしようとする。

建国後の2週間（1948年5月16日～5月30日）を扱った前稿では、閣議レベルにおいて「アラブ人追放政策」がその期間には採択されなかったと結論した<sup>(3)</sup>。しかしその後の2週間を扱う本稿では、「追放政策」の有無の答えはグレーゾーンに属している。本議事録における削除部分は以前の議事録より多いため、「追放政策」がいずれの部分にも含まれていないと断定する事は困難であり、むしろ本議事録を覆う「市民国家」擁護論の低調さから見ても「追放政策」に類する議論がどこかに含まれていてもおかしくない。

しかしここで疑問が生じる。「政策」とはそもそも何か。これが本稿で立てる第一の理論的問いである。

イスラエル建国史における「追放政策」の有無をめぐる議論においては、「政策」の定義が論者によって異なる事が論争の一因となってきた。「政策」を、その形式的手続きを重視して「閣議決定等を経て政府の正式な方針として採択されたもの」と狭く定義するのか、それとも実質的内容を重視して「正式決定のプロセスを経なくても政府のメンバーの間に共有された明確な合意事項をも含む」と緩やかに定義するのか。いずれの定義をとるかによって結論が全く異なってきたのが論争の現状である<sup>(4)</sup>。6月16日閣議の「文脈」と意味を考えるにあたり、本稿は「政策」の定義をめぐるこの様な複雑さを充分意識する。

本稿で立てる第二の理論的問いは、「政策における合理性とは何か」というものである。6月16日閣議が今日云々される背景には、そこで明確化したとされる難民帰還阻止路線(政策)が今日から見ると問題がある、すなわち一種の「不合理な」選択であったという暗黙の想定があるからであるが、この選択に閣議全体が収束した事実は、当時から見ると「合理的な」選択と認識されていた事を示している。ここに「長期的合理性」と「短期的合理性」を区別して考える必要が生じると共に、そもそも人間の決定における「合理性」とは何か(何ををもって「合理的」と見なすか)という本稿の範囲を超える根源的な問題がそこには横たわっている。

なお本稿では前の二論考<sup>(5)</sup>と同様、史料紹介と予備的考察という性格上、本議事録の抄訳と閣議自体の議論の解説及び諸閣議の間の整合性の解明に全力を注ぎ、その行間を埋めるべき閣議外の背景については最小限の説明にとどめた。「閣議自体で何が語られ何が語られなかったか」を詳かにし、閣議で形成された様々な合意や政策の整合性を明らかにする作業こそ、包括的分析の堅実な土台になると考えるからである。

## 1. 史料の性格と背景

### (1) 本議事録の位置づけ

本稿が分析対象とするのは、1948年5月14日に成立したイスラエル暫定政府の会合すなわち「閣議」の、議事録の第2巻（1948年6月1日～6月9日）と第3巻（同6月14日～6月23日）の一部（6月14日・16日分のみ）である。

本稿で扱う時期（6月1日～6月16日）は、前稿で扱った時期（5月16日～5月30日）と日数はほぼ同じであるが、議事録の分量（298頁分）も削除部分も共に多い。特に大きな削除部分は、第一次停戦が6月11日に発効する前の最後の閣議である6月9日定例閣議の議題⑧であり、その日の議事録冒頭にある議題リストのタイトルが2行丸々削除され、議事録本体は⑧に該当する11頁分全てが削除されている。他の削除部分の多くが、アラブ人居住地域（村や都市）への攻撃や破壊、無人化したアラブ村への住民の帰還の阻止や跡地へのユダヤ人入植などに関連する可能性があると推測される状況からすると、本議事録の中でまとまった削除部分としては最大のこの部分も、同様の案件に関わる可能性がある<sup>(6)</sup>。

### (2) 本議事録の軍事的・政治的背景

第一次停戦（1948年6月11日～7月8日）の受諾と発効が基本的な背景である事を踏まえつつ、本議事録がカバーする1948年6月1日～6月16日という期間の軍事的・政治的背景を概観する。

#### ①軍事的背景

第一次停戦はイスラエルの指導者たちによって「国民的な成功」と見なされた。アッバ・エバンは次の様に回想している。「私がベングリオンとシャレットから受け取った電報は、私に次の様に理解させた。停戦はエルサレム新市街



を、水と弾薬を含めて補給不足による陥落から救ったという点で正に神の摂理であったのだ、と」<sup>(7)</sup>。第一次停戦が、包囲されたエルサレムへの食糧補給の困難と、前線の兵士の極度の疲労及び訓練不足という緊急事態から、他に選択肢のない状態でイスラエル政府に受諾された事を、本議事録は滞米中のエバンの印象を裏付けるかの様に生々しく伝えている。前線に関しては、イスラエル側では既に4万人以上が動員されていたが兵士は極度に疲労しており、36才以上や17才以下の年齢層の動員が検討される状況であった(6・16日など)<sup>(8)</sup>。

しかし他方では同じ時期について、「6月初にイスラエルは戦争における彼らの達成を満足感をもって眺め得た」<sup>(9)</sup>という見方もある。確かに孤立した入植地やエルサレムへの道の確保の問題など戦略的困難はあったが、6月までにイスラエルは4月に掌握していたパレスチナのアラブ人・ユダヤ人が混住する町々を管理下においており、アラブ諸国軍の北部からの侵攻を撃退し、南部のエジプト軍を敗走させていた<sup>(10)</sup>。エルサレム周辺でも、6月初にイスラエル軍はダイル・アイユブ<sup>(11)</sup>等の戦略的高台を征服し、リッダとラムレ<sup>(12)</sup>——6月16日閣議でベングリオンが「二つの棘」と表現しており、軍事的障害の一つと意識されていた——を砲撃し続けていた(6日)。他方、国連分割決議でユダヤ人国家に割り当てられていたネゲヴでは、イスラエル軍が停戦発効前の最後の日にビール・アスルージ<sup>(13)</sup>をエジプト軍との交戦で多くの犠牲者を出した末に征服した(14日)。また国連分割決議でアラブ人国家に割り当てられていた西ガリラヤでは、ハガナーがアラブの手中に残っていた都市アッコ<sup>(14)</sup>を5月17日に陥落させてからイスラエルの同地方制圧の障害が取り除かれ、本議事録の時点では既にイスラエルは西ガリラヤ全土を掌握している<sup>(15)</sup>。

停戦中にアラブ・イスラエル双方に課された武器禁輸は、イギリスの武器供給に依存していたトランスヨルダン・イラク・エジプトに主に影響し、東側陣営から武器を購入していたイスラエルには殆ど影響しなかった為、戦闘員や兵役年齢の移民を入れる事がイスラエル側には禁止されていたにもかかわらず、

停戦中に軍事バランスはイスラエルに有利に傾いたという指摘がある<sup>(16)</sup>。

停戦発効後、高地ガリラヤへのシリアによる激しい攻撃など幾つかの停戦違反が閣議で報告された(14日)。停戦違反になるか否かが微妙なケースもあり、エルサレムへの食糧輸送隊への国連の監視方法も煩雑で、停戦発効後の閣議における報告・議論の対象となった(16日)。停戦は軍事サイドと政治サイドの協調を要した事から、ローゼンブルトは参謀本部との包括的な話し合いを停戦発効後に持った方がよいと提案し、ベングリオンはこれを受け入れたが(1日)、閣議で軍事事項が充分報告・審議されたとは言いがたく、マバム出身の閣僚らから批判が出る場面もあった(8・14・16日)。

モーリスの分類によると本議事録がカバーする時期は、25～30万人のパレスチナ難民が流出した「第二波」期(1948年4～6月)にあたる<sup>(17)</sup>。第一次停戦が開始した際にイスラエル外務省中東局は、アラブの指導者たちが「30万人の難民」のパレスチナへの帰還を呼びかけていると記しており、実際に、飢えた難民が夏に収穫期を迎える作物の収穫を目的として徐々に帰還しつつあった。中東局の文書は、収穫が動機となったこの様な帰還は村々への再定住につながり、この半年間の「我々の達成の多くを深刻に危うくするかも知れない」と警告している<sup>(18)</sup>。難民の帰還は国防上の脅威と受け止められ、6月上旬から7月にかけて帰還阻止の命令が前線に次々と出された<sup>(19)</sup>。またパペは1948年6～9月を、無人化したアラブ村の「浄化」作戦が激化した時期と位置づけており、特に第一次停戦期にイスラエル軍によるアラブ村の大規模な破壊が進行したとしている<sup>(20)</sup>。この時期に難民の帰還阻止とアラブ村の跡地の破壊が軍事的方針として確立した事が窺われ、16日閣議を含めた6月の諸閣議の一つの背景として念頭におく必要がある。

## ②政治的背景

5月20日に国連調停官に任命されたベルナドット<sup>(21)</sup>は、停戦発効までの間に文書や書簡の形で具体的な条件や解釈を提示してイスラエル側に回答を求め

た(本稿では「ベルナドット文書」「ベルナドット書簡」と記載)。この間にベングリオンは停戦への同意を延期したが、それはトランスヨルダンによるエルサレム包囲を解く事を期待したからであった。しかし要衝ラトルン<sup>(22)</sup>への3回目の攻撃は停戦前最後の日に失敗し、これによって停戦発効への障害は全て取り除かれたのである<sup>(23)</sup>。

停戦期間中には、停戦監視機関の長としてボンデ大佐 (Colonel Thorde Bonde) がベルナドット直属として任命され、ベルナドット自身はロードス島に本部を置き、アラブ諸国の首都とテルアヴィヴを往復して双方と交渉を重ねながらパレスチナ和平案を作成する事に精力を傾けた。6月に練られたこの和平案の背景には米英両国の強い支持があった。イスラエル承認に関してアメリカはそれを和平の不可欠な条件と考え、イギリスは曖昧な立場をとるという対立点はあったが、両国はイスラエルがネゲヴを放棄すべきとの意見で一致するなど停戦期に関係を修復した面があった<sup>(24)</sup>。

イスラエルの国連代表団を率いるアッバ・エバンは、安保理本部の所在地であったレイク・サクセス<sup>(25)</sup>からアメリカ政府や安保理の動きについての重要な情報をシェルトク外相に打電し続けた。エバンは6月中、安保理でイスラエルに不利なベルナドットの和平案の「採択を防ぐキャンペーンに専念していた」<sup>(26)</sup>。イスラエルに主権や領土面での大きな譲歩を迫る第一次ベルナドット和平案は7月3日に提示されるが<sup>(27)</sup>、本稿の扱う時期から外れるため詳細は次稿以降に譲る。

この時期の暫定政府の閣僚構成に変化はないが、読者の便宜を考え、以下に再び掲載する<sup>(28)</sup>。

ダヴィド・ベングリオン・・・首相・国防相(マパイ)

モルデハイ・ベントヴ・・・労働相(マパム)

ベレツ・バルンシュタイン・・・通商産業相(一般シオニスト党)

イツハク・グリユンバウム・・・内務相(一般シオニスト党)

建国期のイスラエル内閣閣議事録 史料紹介と予備的考察（三）

(ラビ) イツハク・メイル・レヴィン・・・社会福祉相(アグダト・イスラエル)

(ラビ) イェフダ・フィシュマン・・・宗教相(ミズラヒ)

アハロン・ツイスリング・・・農業相(マバム)

エリエゼル・カプラン・・・大蔵相(マパイ)

ピンハス・フェリックス・ローゼンブルート(後にローゼンと改名)

・・・法務相(進歩党)

ダヴィド・レメズ・・・運輸相(マパイ)

ベホル・シトリト・・・警察相・少数派相(スファラディーム党)

(ラビ) モシェー・シャピラ・・・移民・保健相(ハポエル・ハミズラヒ)

モシェー・シェルトク(後にシャレットと改名)・・・外相(マパイ)

本議事録でも宗教政党史出身閣僚は、停戦受諾問題でエルサレムの運命に他閣僚よりも強くこだわり、休日法をめぐる議論でも強く宗教寄りの主張を行うなど存在感を示している。またマバム出身の二閣僚も、マパイにとって不可欠な連立相手であるという強みと、軍と官僚組織の中枢部においてマバム幹部が支配的である事を背景として<sup>(29)</sup>強い発言力を発揮した。特に本議事録の時期にはハガナーを中核として5月末に成立したイスラエル国防軍がイルゲンとレヒ<sup>(30)</sup>を編入・統合し、精鋭部隊パルマツハも解体される方向にあった。パルマツハの将校の大半はマバム出身であったため、ベングリオンのパルマツハ解体の方針は連立相手であるマバムとの緊張をもたらし、本議事録でもベングリオンとマバム出身閣僚の非難の応酬、国境・難民帰還をめぐる論議への影響という形で影を落としている。なお閣議には、従来と同様ゼエヴ・シャレフが秘書官として出席している。

## 2. 史料紹介

### ——『暫定政府会合議事録』第2巻・第3巻（一部）の概要——

1で概観した背景を踏まえつつ、本議事録の概要を紹介する。

(1) 1948年6月1日(欠席：ベルンシュタイン、グリェンバウム、レメズ)

[①は省略。以下、項目番号が欠落している場合は省略を意味する。紙幅の制約で全てを掲載できない為、重要性の相対的に低い項目や、他との重複等とばしても問題ないと判断される項目は省略した。欠落番号のタイトルについては目次を参照。]

#### ②敵対行為の中止についての安保理決議<sup>(31)</sup>

シェルトク 昨日テルアヴィヴに、国連総会特使ベルナドット伯がスウェーデンから到着した。・・・[2:2～3]ここで我々の間で会談が行われたが、それに参加したのは彼[ベルナドット]、バンチ<sup>(32)</sup>・・・、ベングリオン、私である。彼の使節団は8人から成っていた。・・・[2:3]

ベルナドットは、自分の任務は安保理決議が採択される前でも、双方を合意と和平に持って行く可能性があるかどうかを明らかにする事である、と通告した。停戦が実行に移されれば彼は停戦命令の遂行を監視せねばならないだろう。彼に対して我々が言うであろう全ての事について、[ベルナドットには]先方[アラブ]に伝えない義務があり、同様に彼ら[アラブ]の発言も我々に伝えない義務がある[2:3]。

彼はカイロで事前の会談を持って、今日は同じ場所へ発とうとしていた。そこ[カイロ]ではアラブ代表者の会合が、彼らの立場について決定するために開かれるはずだった。・・・彼は[今朝]早く起きてハイファへ行ったのだが、そこから[カイロへ]飛ぶ事になっている[2:3]。[省略2:3]

ベルナドットとの会談に話を戻そう。我々は彼に、我々には平和に終止符を打つ必要はないのだと言った。ベングリオンは彼に説明した。この地での我々の目的は単にエレッツ・イスラエルのユダヤ人に命を保障するにとどまらず、建設し移住する事であり、これら二つの事は平和などの状況において以外には達成され得ない。[しかし]ここには今戦争がある。一つ一つの段階で我々は停戦の用意ができていると通告してきたが、先方がそれらを拒否するのが常であったから、ここにこの件においての正義・不正義の問題があるのである、と[2:3~4]。・・・そして我々は幾つかの不可欠な点を明らかにしようとした。停戦があるとどうなるだろうか、また停戦がないとどうなるだろうか。(レメズ 武器停止[という意味での停戦]か、それとも砲火休止[という意味での停戦]か。)[安保理]決議においては敵対行為の中断について言われている。彼はこれを和平に近づくはずの砲火休止と見ている[停戦における砲火休止と武器停止の二段階については、この先の2:68を参照][2:4]。

同様に我々は次の諸問題を提起した。何よりもまずエルサレムの問題、この件と特別な関係があるこの地内部での軍の移動の問題である。我々はエルサレムの状況がどの様かという事と、この攻撃の目的は何かを説明した。[その目的とは]アラブによるエルサレムの征服と、王であるというアブドゥッラー[トランスヨルダン王]の宣言である。我々双方が停戦を受け入れているのに、アブドゥッラーが白馬に乗ってアラブ軍団[トランスヨルダン軍]の先頭に立ってエルサレムへ入り、自らを王であると宣言すると想定しよう。彼が発砲しなかったから、彼は停戦を破らなかったと言う事も可能である。[それに対して]もし我々が発砲すれば(そうした時に我々がするであろうように)我々が停戦を破っている事になってしまうのだ・・・これについては彼はこう答えた。これは最も明白な違反であり、・・・我々[イスラエル側]は戦争行為を再開したとしても正しいだろう、と。これこそが彼の解釈であり、彼は監視を委任されているのである。彼は全く疑いなくこの路線を取るだろう。・・・[2:4]

第二の問題は、エルサレムへの道の自由である。自分はエルサレムへの食糧と水の補給の問題を大変よく知っており、これを行うのは不可欠であると断固決意している、と彼は言った。・・・彼は、これを赤十字の保護下で行う事を考えていると言った。これは我々の気に入るところではなかった、なぜならこの事は移動における制限を意味したからである。これについては我々の間に・・・議論があり、我々は・・・自由な移動を保証する必要があると主張した。バンチは言った。しかしこれは停戦の状態ではない、と。・・・その後バンチは言った。つまるところ[ベルナドット]伯爵の任務は、停戦の遂行を監視し、問題が起きた時に進行を止める事ではないか。彼は最初から進行を止める事はできないのだ、と。これで、この点についての会話はほぼ打ち切られた。公式ではないため、我々はこの件については前進しなかった[2:4~5]。

自由な移動が求められると我々はい、彼は言った。食糧は保証するであろうが、自由な移動となると——検査が求められるのであり、一つ一つのケースについて自分は止めるだろう。・・・[2:5]

その後我々は武器輸入についての検査の問題を提起した。我々とアラブ諸国が——と我々は言った——武器持ち込みを禁止されているのは大変良い。しかし我々は次のように想定する。[彼らは]我々をよく検査し、我々に対して制裁をとるだろう。しかし彼らは多くの飛行場を持っており、検査は効率的ではないだろう、と。彼は我々を次のように説得しようと大変骨を折った。今回は安保理は行動を意図しており、多くの怒りと多くの緊張がある、[然るに]今回は合意を破る全ての者に対して精力的な行動があるだろう、と。・・・彼は既にスウェーデン政府に要請している(私は他の[複数の]筋からも情報を持っている)。勿論この機関はすぐに始動するわけではないだろう。数日かかるだろうが、彼はこの機関ができる限り早く行動に入るよう努力するだろう[2:5]。

停戦がなければどうなるのか?——その場合も彼には言い訳がある。勿論そうなれば彼には成功するという多くの見込みはないが、彼は可能な限り事態の

悪化を緩和し、可能なら交渉を行うよう努力するだろう [2:5]。

彼はやや興奮して私と別れた。コンサートは彼の気に入った。・・・彼は言った。「神があなたを祝福しますように！」彼の老父が彼に、この旅に向けてヘブライ語の聖書を送ってくれ、彼は毎夕それを読んでいる。詩篇が——と彼は言った——自分にとっては最も大切に感じられる [2:6]。

[カプランの発言省略 2:6]

シェルトク・・・[省略 2:6] 私は、私が書き留めた通りの言葉を報告しよう。我々は彼らの口から、彼らが相手方から聞いた事も聞いた。カイロのアッザーム [アラブ連盟事務局長] は、最も困難な事——それは禁輸である、と言った [そうだ]。なぜなら彼らは全般に武器購入について大変深刻な問題にぶつかっており、ユダヤ人があらゆる所で彼らを妨害しているからだ。・・・(ベングリオン 最も最近の週に到着した武器は、我々の手に渡ったシリアの武器だ。)彼 [バンチ] は火のように激しく、[アラブは] デイル・ヤシン事件 [1948年4月9日にアラブ村ダイル・ヤスィーンで起きた虐殺事件。註55とそれに関わる本文も参照] を大変大変誇張したと言った。アッザームは「デイル・ヤシン事件はユダヤ人国家を封印した」という表現を使ったのである [2:6]。

バンチによると、我々に対するアラブの恐れは非常に大きく、彼の印象では、我々はアラブ諸国特にエジプトの武器の力を過大評価している。(こうした全ては勿論秘密中の秘密である。)エジプトの空軍力は弱い。彼らは弾薬にも事欠いている。・・・砂漠を通る際に多くの車両が使用不能になり、彼らは交換にも多くの困難を抱えている [2:7]。

バンチが説明する背景は次の様であった。アメリカによる国家承認まではアメリカ合衆国の立場は恥ずべきものであった。・・・承認と共に決定的な変化が起こった。アメリカは最終的にどこへ同国が行くかを決定した、という感情が支配的になった。全ての側面において、外部に向けて、一貫性、体系的であること、賢明な戦術の章が始まったのだ。・・・イギリスの戦術はこうだっ



た。脇に座り続けて[人々が]言う事に反応するだけではなく——イニシヤチヴを取り、自分達の側からの停戦に向けての提案を出すこと、・・・この提案へのアラブの同意を自分達自身の為に前もって確実なものとし、ユダヤ人にその重荷を負わせること。もしこの事が安保理で採択され、ユダヤ人がこれを破ったら、安保理の全ての非難はユダヤ人に向けられる、そしてこの様な方法でユダヤ人国家の首を絞める[2:7]。[2:7～8]

今もし我々がその提案[停戦案]を斥けるなら——我々はイギリスの思うつぼであり、これによってアメリカとフランスを敵に回す事になろう。イギリス自体の中でも、彼[バンチ]が受け取った情報と彼の印象によれば、政府内部で深刻な亀裂がある。ベヴィン、クリップス、モリソン<sup>(33)</sup>——彼らは反対している。ベヴィンは譲歩するか解任されるかという選択に直面していると言う人々もあり、彼は解任されるのではなく譲歩するだろうとの予測もある。このような事についての会談は私とのものではなく、ダヴィド・ホロヴィッツとザスラニ<sup>(34)</sup>が別途行ったものであり、私は彼らの名において報告している[2:8]。

状況は、全般的に、我々にとって良い方へ変化している[2:8]。

・・・ダグラス(ロンドン駐箚米国大使)はベヴィンとの会談で、イギリスに対してマーシャル・プランを取りやめると脅した。[米国]議会ではこの件について、イギリスに対する苦々しさの感情と多大な怒りの嵐があり、採択された事に従って何らかの解決に至らなければ——これが亀裂をもたらす事はあり得ない事ではない[2:8]。バンチ自身は・・・この会談の結果、フランスが近いうちにイスラエル国家を承認するであろうと確信した[2:8]。

停戦になった場合、どうなるだろうか?——彼らは多くの監視員を動員するだろう、恐らくスウェーデン、ノルウェー、ベルギーから数百人を。イギリス人ではない!——これだけは確かだ。しかしこれらの国々だけと固く決まったわけではない。多分あと一か国か二か国が加わるだろう。・・・これら[監視

範囲]には(バンチの言によると)輸入のみならず当局から当局、つまりイギリスからアラブへの武器の移動も含む。・・・[2:8]最初の瞬間から彼ら[監視員]はエルサレムに集中させられるだろう。主に、そこで状況に変化が生じないように監督するために。・・・[2:9]

その後どうなるか?最初の心配は、停戦を受け入れる場合に——それ[の意味するところ]は状況を停止させ、これが存続するよう心を砕く事である。然る後に交渉という事になるが、これはどこかの島かどこかの船上という、どこかの中立的な場所で行われるだろう。もし島なら間違いなく東地中海上だろう。我々の側の人間が質問した。交渉とはつまるところ何か?ここで交渉する必要があるのはどの様な事についてか? [国連分割]決議があり、我々はそれを理解している!彼[バンチ]は言った。あなたはこれを私に説教してはならない。私は決議の人間だ。そしてこのような者として、私はこの交渉が次のように行われる事を願っている。すなわち、ユダヤ人が・・・多大な力で他の諸国を征服する筈に出るだろうとアラブが主張する程度において——それはそのようではないとユダヤ人が証明できるように[交渉が行われる事を]。・・・[2:9]。

バンチは我々に言った。11月29日の[国連分割]決議を理解し、[領土]制圧の主張も除外するよう努力し、保証を与えなさい。つまりそれは、アラブの主張を論駁して11月29日の決議の立場を強化するという事だ、と[2:9]。

根本的な事は——我々は明確に理解せねばならないのだが——もし我々が今否定的な回答をすれば、我々の将来において負債を負うだろうという事である。なぜなら今回彼は、安保理が停戦を破る者を罰するであろうと保証し、説得しているからである。それがたとえアラブでも、である。彼はアラブが同意するかについては確信が持てない[2:9~10]。

彼らは(バンチもリードマン<sup>(35)</sup>も)停戦は商業上の封鎖の中断を含むと確信している。全般に、これらの事柄の全てのコントロールが仲介者[バルナドッ

ト。以下同じ]に移る。彼は国から国へ何が移される事ができるか、何を入れる事ができるかを決めねばならない。エジプト政府は自らの意見について判断を下す事ができない。こうした全ては[ベルナドット]伯爵の権限に委ねられ、彼が判断を下すのである。・・・[2:10]

リードマンは今朝、この会合[閣議]の前に、私を公式に訪問する事を義務と考えた。[国連]事務総長が停戦がある事を非常に非常に望んでいる事を私に伝えるためであり、もし私が何かを伝えたいなら彼は私の権限を援助するのである。私は四つの事を主張した。1) 軍事的状況を凍結すること、2) エルサレムへの移動の自由、3) 封鎖の案件、・・・4) アリヤー[パレスチナへの移住]の案件。我々が今朝の新聞で見た内容に基づく、外務省の報道官は「戦闘要員」は移住する事ができないと宣言したという情報がある。・・・[2:10]・・・私はベルナドットとの会談における別の詳細に戻ろう[2:10]。

参謀本部への道中、彼[ベルナドット]は私に言った。将校として軍人として、自分はもし許されるなら前線の状況を知る事に関心がある、と。私は彼に、参謀本部できっと[彼らは]あなたに概況を報告するだろうと言った。我々は彼にざっと全体的概況を報告した。私は国境線についての状況も主張した。私は彼に言った。我々は11月29日決議に従って全ての国境線を掌握している。ネゲヴでは——我々は我々の全入植地を掌握しているが、エジプト軍の乱入があり、ネゲヴでは動き[一進一退]の戦争がある。だから我々は国の外の諸領域も掌握しているのだ、と。バンチは言った。「しかしあなた方は確かに、それら[国の外の諸領域]から退去する義務がある。」私は彼に言った。「それは何が起こるかによる。もし[彼らが分割]計画を実行に移すなら、それは実行されるわけだが、もしそれが実行に移されないなら——[それらの]変化[領域の変更、つまりイスラエルが「国の外の諸領域」を掌握していること]は他の意図によらない[「国の外の諸領域」の掌握が後日の退去を前提とせずに継続するという意]。」ベルナドットは言った。「あなた方の立場だったら、確かに私は今は、

いかなる領域であれそこから退去する義務はないだろう。][2：10～11 スペースを示す点線]

政府の最初の会合の後、私は我々の代表に、次の諸点をできる限り明らかにせよと打電した。A) 停戦が道における、特にエルサレムへの道における市民の移動、補給物資と食糧の輸送の完全な自由を意味する、という事は明確かどうか。B) この地内部で軍の移動はない、という事は明確かどうか。C) 武器持ち出しの禁止はイギリス撤退には適用されない、という事は明確かどうか。D) 近隣諸国に対する武器輸入の禁止の実現を、[彼らは]どのように自分達自身に対して説明しているのか。E) 商船に対するエジプトの封鎖が中断されるだろうという事に関して [2：11]。

これについては私は最初の回答を受け取った。最初の点(市民の移動の自由)に関しては、彼は討議の最中に次のように知らせてきた。その事は次の事を意味すると自分は解釈する。エルサレム内部への、及びそこからの平和的な移動の自由——これは妨げられないだろう。このような事については討議の最中にも全く異論はなかった。・・・[2：11]B) その地内部での軍の凍結の件について。彼が言うには、この問題をアメリカ人たちとの会話の際に提起したところ、彼らはこの事は充分以上に複雑だと考えている [2：11]。C) イギリス撤退の件に関して。これ [武器持ち出し禁止] はイギリス撤退とは全く関係ない、と彼は考えている [2：11]。D) 近隣諸国に対する [武器] 輸入禁止を監視する事について——仲介者がこの様な事については責任を負う。・・・[2：12]。・・・アメリカ代表団は、安保理で新たな討議が行われる前にはいかなる点にも解釈を与える事を拒否している [2：12]。

安保理の討議におけるエバンの立場については、彼は先の電報を修正したい。エルサレムにおける停戦についてのフランスの決議が話し合われた際、彼は言った。ある地域内部での停戦は、当該地域内部、当該地域へ、及びそこからの、平和目的での自由な移動を意味する、と。そして彼は次のように提案し

ている。我々が我々の決定を知らせる際には、これがエレッツ・イスラエル全土に対する我々の想定だと宣言しよう、と。彼は次のように解釈する。「武装勢力の行動」とは公共の道路における恒常的な市民の移動の中断或いは妨害を含む・・・と[2:12]。かくして彼[エバン]は、第五の点[上記E])について次の様に我々の想定を宣言する事を提案している。エジプトとレバノンによってなされた事と類似する、船舶の移動に対する全ての中断と妨害も軍事行動と見なされるだろう、と[2:12]。

さて、B)の点(その地内部での軍の移動の防止)について。ここでの支配的な意見は、もし決議を正確に解釈すると、それは現在のポジションを越える全ての前進を防止するが、・・・双方が支配している領域内部での移動は防止しないというものだ。我々がある領域において支配していると想定しよう。この領域の境界線を広げる事は我々に禁じられるが、その内部で移動する事は我々に許される。これは相手方にも同じ可能性を与える。(レメズ しかしこれはアブドゥッラーにも行動の可能性を与える!)確かに、彼は旧市街へ入る事ができる。もし旧市街が彼の権限下にある地域なら——彼の軍はその内部で移動する事ができる。(ベントヴ 我々がテルアヴィヴからエルサレムへ移る事ができるのと同様に。ベンダリオン その意味するところは、我々はエルサレムへ入る事はできない。彼はこの領域内でのみ動く事ができる、という事だ。)もし彼らの手中に入っている旧市街への門があれば——これは彼らの可能性の範囲内である。彼らは今も出たり入ったりしている。勿論彼らは我々の手中にある地帯に移って来る事はできない[2:12~13]。

[レメズ、ベンダリオンの発言省略2:13]

シェルトク・・・[2:13]

D)の点(アラブ諸国の武器輸入の監視)に関して。全ての諸国はこれについてエレッツ・イスラエルと同等の立場に立たされたので——仲介者が設立するであろう機関はこれら全ての諸国をカバーせねばならない[2:13]。エバンは、

我々の決定を、公表される前に自分に知らせて欲しいと懇請している [2 : 13]。[スペースを示す点線]

アラブの反応についての、更に幾つかの短い情報 [がある]。その事 [情報] はニューヨークから来ている。そしてニューヨーク——それは情報源に近い、正確な情報を知る事ができる場所の一つだ [2 : 13 ~ 14]。

A) 決議後のアラブ使節たちの最初の反応であるが、ファリス・アルハウリーは肯定的で穏健、ファウズィー (エジプト)<sup>(36)</sup> は控えめ・・・であった [2 : 14]。[B は省略 2 : 14]

その後、エバンから最後の電報がある。・・・4 週間がたって [停戦の] 中断が来た時に、彼らは我々より多くの武器を入れているだろうと想定する必要がある、と彼は考えている。問題はこの考慮だけが決定的なのかという事である [2 : 14]。

ベントヴ 何よりもまず、私がバンチと会談した時に彼と話した一つの件について。私は彼に聞いた。停戦があると想定しよう。どうなるだろうか？ 彼は、全ては仲介者が何をするかにかかっていると言った。私は彼に言った。ユダヤ人が 11 月 29 日の決議を主張し、アラブはそれを受け入れないだろうと想定しよう、どうなるか？ 彼は答えた。その場合はこの仲介は何も成果を上げないだろう、と。

今私は二つの質問をしたい。A) この監視はアラブ諸国にあるイギリスの基地への監視も含むのか。そこから武器をアラブ諸国へ移動させる事も可能であるわけだから。(シエルトク 彼らの反応によると——そのように想定する必要がある。)・・・ [2 : 15] B) 武装勢力の移動の禁止の件は、中東にある彼ら [英軍] の基地へイギリス人要員を移動させる事の禁止も含むのか [2 : 15]。

ツイスリング 様々な政府の意見について我々は何を知っているのだろうか。その中には少数派案を支持した政府もある。それらの政府の一部は決議に賛成投票し、我々は [それを] 知っている。しかし一部は投票しなかった。ソ連や

ウクライナやコロンビアのように。それらの政府の意見について我々は何を知っており、彼らといかなる接触を持っているのか？ [2：15]

シェルトク この質問への答えを直接指し示す情報を私は持っていない。私は断片について提供できるのみだ。ソヴィエトが様々な考慮から投票しなかった以前の機会においては、彼らは我々が提案を受け入れるはずと確信していた。どの面から見ても彼らは確信していたのだ。我々 [イスラエル] はイエスカノーかを考量できる人々であり、我々がするであろう事を自分達は支持しなければならない、なぜならそれがグダヤ人国家にとって良い事なのだから、と [2：15]。最近グルムイコとの会談があって、これは大変良い会談だった事は特筆に値する。もし何らかの彼の反対意見が表明されたとしても、この会談で [彼らが] 我々にそれを伝えなかつたらう、という事は私には思いもつかない [2：15]。

シトリト 次の質問はなされたのだろうか。アブドゥッラーが [自らを] エルサレムにおける王であると宣言する事は違反と考えられないかどうか？

シェルトク そのような質問はベルナドットに対してなされ、彼は答えた。そうだと。つまり彼はこれを、軍事的に入る事としてのみならず、その行為自体の中に何らかの違反があると考えているのだ [2：16]。

[ツイスリングとシェルトクの発言省略 2：16]

シャピラ ……私は、我々が敵対行為の停止の提案を受諾する事を提案する。この地へのアリヤーが続き、道が移動に対して開かれるだろうという想定からであり、エルサレムへの補給が保証されるという想定からである。… [2：16]

レメズ 海と陸での平和的な移動も保証する必要がある。モシェーが指摘した四点全てだ [2：16]。

ベングリオン 早くも一昨日に私は、安保理決議の受諾に賛成だと言ったのであり、私の意見は変わっていない。私は、我々が生じさせる見込みがあるダメー

ジについてのみコメントしよう——それは武器を持ち込む事[に関して]である。たとえ彼らが四週間のうちにより多くの武器を入れ、我々が[持ち込む武器の量が]それより少なかったとしても——我々の武器は彼らの量的追加に対してつり合う。銃は我々は製造できない。しかし我々は重火器を受け取るはずになっている。(シェルトク 正に受け取ろうとしている。)[我々は]正に購入しようとしているのであり、その購入はほぼ完了した。そして正に受け取ろうとしているものもある。二行削除<sup>(37)</sup>我々にとって判明したのは、我々の少量の重火器は彼らのそれよりはるかに効率がよいという事だ。エジプトの戦列は・・・脅威的な砲火で武装している。あらゆる種類の銃や・・・装甲車で。それでも、我々が彼らに少々砲火を向けた時に——彼らは逃げ出したのだ。これはアラブ軍団にも当てはまる。そしてこれ[停戦]は我々にとって大変深刻な損害になるだろう。それでもやはり私は安保理決議の受諾に賛成なのだ[2：17]。

私は道における移動に関して軽い疑念を喚起しておきたい。・・・移動は我々の為のみならず、彼らの為でもある。軍事的状況は今、幾つかの地点を別としてエルサレムの道路とその周辺地域は大半が我々の手中にある、という状態である。谷の門<sup>(38)</sup>からエルサレムまでの両側には——アラブ人はいない。そしてこの4週間の間に彼らは戻る事ができるだろう、確かに武器を持たずに。しかし夜の間——武器は彼らの手に届くだろう。[境界]線の上ではアラブ人は武器を持って立っている、非常に重い武器[重火器]を持って。4週間が終わる際には・・・彼らを1時間以内に武装させる事ができるだろう。我々は自由な移動にはそんなに関心はない。我々はエルサレムへの食糧に関心があり、食糧は——保証されるだろう[2：17]。

レメズ そしてもし我々が移動について語らないなら——武器を持たないアラブ人も彼らの場所へ帰る事はできないのだろうか？[2：17]

ベングリオン 我々が許可しないなら——できないだろう。なぜならヤッフオ



における我々の軍事的征服は、例えば——中斷されないからだ[2: 18]。

ベントヴ もし自由な移動について語られるなら——それは道を通る事を意味するのであって、定住地に定住する事を意味するのではない[2: 18]。

シェルトク 何よりもまず、決議を受諾せねばならない。そしてそうなら[受諾するなら]、我々はいかにそれを文書化するかを決めねばならない。例えば、我々がかくかくしかじかと宣言して欲しいというエバンの提案がある[2: 18]。

ツイスリング 我々はまだアラブの回答を知らないが、却下の回答を与えない事は、肯定的な回答も与えずに、できる。私は状況の厳しさを知っている。(シェルトク 安保理はセッションでのみ動いており、回答が受け取られた後初めて開かれる事になっている。)我々が「ノー」と言う事は私には思いもつかない。私が思いつくのは、もしここで明確化がなされるなら、このタイミングを自動的に受け入れるとは言わないような回答、明確化すべき幾つかの事項をなお残す回答の可能性である[2: 18]。

我々は今日は、軍事的観点からの評価がどのようなものかを聞かなかった。昨日我々が討議した事に付け加える何らかの事があればの話だが。私の目から見て根本的な事柄はアリヤーの件だ——外部的観点からも内部的観点からも。外部的観点から見ると——妨害はどの程度になりそうか。内部的観点から見ると——我々がこの一か月間に、この地のユダヤ人の数を大いに増加させるであろう行動をとる事がどの程度できるのか。つまり我々の努力と、我々の組織の能力の適切さの観点からである。なぜならこれは、私が停戦から予想する、我々にとっての[様々な]困難を、何がしか賸い修復する事のできる唯一の事柄だからだ。・・・アリヤーだけが、もしそれがこの時期に存在し得るなら——収支を均衡させる要素である。勿論、政治的観点からすれば、それに反対する事が我々にとって難しいのが国連総会の命令である、という事を私は忘れてはいない[2: 18～19]。

私の意見では、回答の文面作成の件は重要である。文面の中で我々は我々のアプローチを指摘し、説明しよう。我々は次の様に指摘しよう。攻撃された者を守り、攻撃者・侵攻者をその地の内部で[攻撃された者と]同等の立場や特権ある状況におかない立場、そうした立場のみを正しいと見なす、と。これによって我々はアメリカとソ連などの承認と友好も獲得するだろう。我々はこの件全体が我々に反対して向けられ、更に紛糾し得る事を証明せねばならない。その後にはアリヤーの件を提示せねばならない。私は、イギリスの事項を今宣言するのは適切でないとおたかも言うような、エバンが彼の電報の中で書いている内容を正しいとは思わない。私の意見では、イギリス側からは悪化は増大しないだろうと我々は確信したい、と強調せねばならない。私はこれを起草するのではなく、その内容を指摘する。(シェルトク 彼[エバン]は撤退に関してこれを言ったのだ。)これは撤退にも関係する。なぜなら彼ら[イギリス]は、我々に対する危険の増大と、敵の力の増大の要因を構成しているからだ。これはイギリスの人員とイギリスの武器庫の、敵の勢力下への移行にも関係している[2:19]。これらの点を我々は、安保理に与える回答の中で指摘せねばならない[2:19]。

内部に対しては、我々は今根本的な明確化を行う義務がある。この時期にいかにか我々の勢力を増大させるか、についてだ！ 正にこの瞬間にこれについて話し合うわけではないだろうが、これを曖昧な状態で長く残しておいてはならない[2:19]。

カプラン もしあなたが文面のためだけの文言を提案しているのなら——私はあなたの言葉を理解した。それともあなたは恐らく、決議そのものに関する何らかの文言を提案しているのか？ [2:19]

ツィスリング もしアリヤーの件が明らかでなく、これがために限定的な回答であっても提示せねばならないのなら——そうせねばならない。なぜなら私はアリヤーの件を、残りの全ての危険に対してバランスをとるものとして見てい

るからだ[2:20]。

カプラン [実際に]あった事以上に、あなたに答えられる者はいない[2:20]。

ツイスリング だからこそ、私はこれを文面に結び付けるのだ[2:20]。

私は道における移動の件については、ベングリオンより踏み込んだ立場だ。エルサレムへの食糧の輸送を別として我々は自由な道の移動には関心がない、なぜならこれは村々へのアラブの帰還に反映されるだろうし、我々は検問のやり方について困難な紛糾に入る事になろう。そのやり方はユダヤ人に対するよりもアラブ人に対する方が難しいからだ。故に、食糧を別として——我々は道における移動の自由を欲したり要求したりしてはならない[2:20]。

レヴィン 我々のほぼ全員が、国防相と外相の意見に同意せねばならないという意見だ。つまり軍事サイドと政治サイドが、我々はこれに同意せねばならないと我々に言っているのである。我々はそのような事について、決定する事すらしてはいけない。物事がそれらの単純な意味から出てしまう場合もある。絶対に、我々はアリヤーがあるだろうと明示的に言うだろう。もしイギリスも同意するなら——その事はその単純な意味通り、単純である[2:20]。・・・我々は全員、全ての異教徒は例外なく敵である事を知っている。そしてもし安保理が我々に良いように全ての手段を行使しなかったなら——それ[安保理]はそれらを正に我々に対抗して行使する事ができるのだ。これを考慮せねばならない。我々はアラブ及びイギリスと戦争をしており、それはなお拡大しそうだ。我々に他の忠告や他の選択肢はないのだ[2:20]。

ベントヴ 道における移動に関してだが、[唯一の]問題はエルサレム問題だ。それぞれの側が自らの手中にある領域内の、自らの道を支配している。我々はシェヘムへ行かず、アラブはエルサレム近くの一続きの領域を持っている一方、我々には——ない。彼らは全く監視を受けずにシェヘム、ジェニン、トゥルカレムからエルサレムへ来て帰る事ができるだろうが、我々は——できな

い。我々は移動の自由に関心を持たねばならず、この自由の意味するところが我々の手中にある領域におけるアラブ人の定住ではない、という事だけを心配せねばならない。もしラムレのアラブがラトルン経由でエルサレムへ行くとしたら——彼らがこれをするのを防ぐ事は不可能である。我々も我々の手中にあるエルサレムの一部に入れるだけである。私は従って次の様な解釈を提案する。それぞれの側が自らの居住地〔ユダヤ領域、アラブ領域〕へ入れる様にする為に、前線の双方の領域を結び付ける道を移動する事は——余計〔やりすぎ〕である、と〔2：21〕。

36時間の延期を要求する価値はないだろうか？アラブは二度要求した。これは二つの事にかかっている。軍事的状況と弾薬の補給状況である。もし我々にとって重要で、その間に充分到着するであろういずれかの船が向かっている途中なら——これは少なからず決め手になり得る。（ベングリオン 36時間の間に——それはない！）もしその様な必要を我々が見ないなら、その場合は——私の意見では——諸点を文面化せねばならない。そして私は、ここで我々が指摘した諸点とは別に、中東における英軍基地への監視を文面に入れる事を提案する。これなくして——私はいかにして武器がイギリスからアラブ諸国へ渡るのを防げるのか分からない。「武装勢力」が入る事の禁止が、イギリス人も含むという事を明示的にしなければならない〔2：21〕。我々は4週間の停戦にも備えねばならず、外交的準備の行動は軍事的準備に劣らず重要であると私には思われる。私は、モスクワ駐箚大使の任命への同意を我々が受け取ってから既に一週間がたっているのに、まだ我々が任命していない事も大変心配している〔2：21〕。

ベングリオン 大使の任命の件は——今は議題ではない〔2：21〕。

シトリト 我々の決定は肯定的でなければならない〔2：22〕。

道に関しては我々の条件を補給物資と食糧のみに限定する必要がある。・・・我々のものである場所に対しては食糧のみを保証し、それ以上を保

証してはならない。アラブは沢山の侵入路を持っている。それらへの監視は難しいだろう。だから我々はその事を、指摘された形に限定しなければならないのだ。(カプラン つまりグリーンバウムをエルサレムからテルアヴィヴへ移す事は不可能だろうという事だ。)・・・もし彼を飛行機で連れて来る可能性があれば——我々は彼を連れて来よう。本当に、彼を連れて来なければならない！・・・しかしこれのために、全てを危険にさらしてはならない。あなたも国連も、アラブに対する効率的な監視はできないだろう。・・・[2:22]

アリヤーに関して。何故我々はあらゆる種類の疑念を喚起しなければならないのか。もし武装していない若者たちがこの地に来る事が許されれば——彼らは来るだろう[2:22]。

イギリスに関して。・・・英軍基地への監視——これは難しい事だろう。・・・我々は英軍基地への監視問題全体を扱わないべきだ。この武器がアラブに渡らぬよう監視する事のみ、我々は要求しよう[2:22]。

フィシュマン A) 私は36時間延期案には反対する。私が受け取った情報によると、皆さんも知って頂きたいのだが、エルサレムは飢えていた。我々は彼らのために食糧を入れるべく、できる限り急がねばならない。このような事については、待っても延期してもいけない[2:22～23]。

B)・・・アリヤーへの権限がある事は書かれている。私は移動の自由があるだろうという事にも同様に賛成だ。アラブ人はここかしこに侵入するだろうが、何故我々は、我々の移動の自由を制限せねばならないのか？(ベングリオン 制限する事を提案しているわけではなく、その問題を提起しないように提案しているのだ！)[2:23]

レメズ ところで、既に一回我々は移動の自由のこの条件を提示しており、既に彼らには、我々がこれをその様に理解している事は知られている[2:23]。

ベングリオン A) 我々は決議を原則的に受け入れるか？ B) もしそうなら、条件を付けるか、注釈を与えるか？もし条件を付けるなら——どんな条件か？

そしてもし注釈なら——どんな注釈か？ [2：23]

我々が停戦決議を原則的に受諾する事に賛成の人は？——満場一致で採択された

今度は、条件を付けるか、注釈を付加するだけかについて票決しよう。条件に賛成の人は？——なし

注釈に賛成の人は？——注釈を与える事に決定する

どのような注釈にするか？ [2：23]

シェルトク 私は次のように言われる事を提案する。我々が言っている事は提案と矛盾しないばかりか、これの全てに直接由来し、これに付け加えるものではないという想定の下に、我々は我々のこの同意を与える、と [2：23]。

A) 軍事的凍結の件。次の事を文面化せねばならない。現在軍事勢力に掌握されている全てのポジションと、彼らの支配に委ねられている全ての領域は——変更なく、彼らの監視下に残される、と [2：24]。

B) エジプトの封鎖に関して。以下は明らかで明白な事柄である。エレッツ・イスラエルへの平和的必要性などのための補給物資などを載せた通常の船の移動はいかなる妨害もされないだろう [2：24]。

C) そして以下は、私が自分に対して、イギリス人に思い出させるのを義務と課している唯一の事である。[それは]別の当局からアラブ諸国の当局へ、それから [の国] の領土内で武器を移す件である [2：24]。

私の下で疑念の範囲内にあるのは——移動の自由の件と、いかにこれに言及するかだ。そしてアリヤーの件では——そもそもこれに言及せねばならないか否かだ。もし仲介者<sup>(39)</sup>か監視者が「この若者は兵役年令だから私は彼に入国を許可しない」と言うとしたら——彼 [[仲介者]すなわちベルナドット] が決議に違反している事は疑いの余地がない。しかし彼がこれを言わないという言質を最初から彼から得る事は不可能だ。同様に、私はキプロスから人々を出すようにいかにイギリスに強制するか<sup>(40)</sup>——もし [イギリスが] 彼らを出さなかった

らの話だが——その方法を見出さない。ハーグの[国際司法]裁判所に彼らを訴える事ができるだけである[2:24]。エルサレムの件についても——私は文面に困難を見ている[2:24]。

ベングリオン 海上封鎖については——注釈は採択される。アラブ諸国における当局から当局への武器の移管については——注釈は採択される[2:24]。

ベントヴ 私は効果的な監視について次のように言われる事を提案する。つまり、「武器の移動の禁止は、我々の提案によると、諸国内における当局から当局への武器の移動の禁止、これらの諸国にある英軍基地を増やす事の禁止を含む」と[2:24]。

ベングリオン 武器の移動禁止についての条項には「これらの諸国にある英軍基地を増やす事」というベントヴの追加がある。ベントヴのこの追加に賛成の人は？——2票だ。その追加は採択されなかった。今度は軍事的凍結の件だ[2:25]。

シャピラ 彼らの提案の中ではこれは定義されていないので、これには立ち入らず、ベルナドットとの明確化のために残しておこう[2:25]。

ツイスリング 我々がこれに解釈を加えなければ、これは我々にとって良くないと私は思う。アラブ諸国軍はアラブ領域の中におり、アラブによって征服されているユダヤ人入植地は多くない。旧市街は例外だが、そこから[彼らは]動かないだろう。我々の手中には——100以上のアラブの居住地があり、停戦中におけるアラブのそこへの帰還の可能性——それは大きな危険である[2:25]。

ベングリオン これは移動の自由の条項に属する。その意図は、軍事勢力は自らのポジションから、いずれかの別の領域へ動く事はできないというものだ。ネゲヴについては——これにはあちらこちらに諸側面がある。アラブはネゲヴにおり、我々もネゲヴにいる。確かに我々の入植地は恐らく一つの入植地を除いて彼らの手中にはない。しかし・・・我々の領域内には外国勢力がいる。

我々は動けないだろう。・・・アラブが動けないかどうか私は知らない。なぜならそこでは彼らを監視するのが難しいからだ。それは広大な領域だ。どこに彼らは監視員を立たせるのだろうか、またいかにしてそこに監視員を立たせるのだろうか？会談の中でベルナドットは、これは禁じられていると言った。しかしそれ[禁じられているという事]が決め手になるか、私には分からない。・・・[2：25～26]。

ベントヴ つまり、我々の手中にある軍事的ポジションを攻撃したり取ったりする事はできないという事だ[2：26]。

ベングリオン そうだ！ エジプト部隊はアシュドト近郊にいる。これによると、ユダヤ軍が前方にいない場合も[それは]前進できない。前方に動く事が禁じられているのだ。これは我々にも当てはまるだろう。我々は、我々の他の基地と連携する事もできないだろう[2：26]。[ベントヴの発言省略2：26]投票しよう。我々が軍事的状況の凍結を宣言する事に賛成の人は？——6票。これに反対の人は？——3票。軍事的状況の凍結の言葉を宣言する事に決定された。今度はアリヤーの件だ[2：26]。

ツイスリング 私は、我々がこの間にあった解釈にも立脚し、アリヤーの件は我々にとって条件であると言う事を提案する。私は文面は決めていない[2：26～27]。

ベングリオン 私は今[停戦決議の]最初の条項を読んでおり、その中にこの事がある。確かに冒頭と結びは合致していない。冒頭があるだけだったら——アリヤーを禁止できる。しかしその後更にこう書かれている。「関係する諸国と当局には次のように要求する。兵役年齢の人々がこれらの諸国に入れられる場合には、この[停戦]期間中には彼らを動員したり訓練したりしない義務を負わねばならない、と。」・・・[2：27]故に、ここで次の様に語るチャンスがあるわけだ。イスラエル政府はこの条項を受け入れ、同政府には次の様に理解される。年齢故のいかなるアリヤー制限もないであろうが、同政府はこの年



令の人々を訓練しない義務がある、と。(カプラン 最初の文面の方が良かった!) [2:27] アリエーの件に我々は言及する事が決定された [2:27]。

シェルトク 恐らく次の様に言うべきだろう。「エルサレムへの食糧と水の補給、及び不可欠な市民の移動は保証された」と [2:27]。

ベングリオン 私は道における移動の自由の件に言及しない事を提案する。エルサレムへの軍事的移動ではなく市民の移動の自由への言及に、賛成の人は? ——6票 この言及に反対の人は? ——2票

エルサレムへの市民の移動の自由に言及する事が決定された。・・・ [2:27]

[ツイスリングの発言省略 2:27~28]

カプラン 私は文面をモシエー・シェルトクに委ねる事を提案する [2:28]。

ベングリオン 3行削除・・・私はこの様な声明の文面を我々がシェルトクにも委ねない事に賛成だ。・・・ [2:28] この件をシェルトクに委ねる事に賛成の人は? ——多数派の票

その声明にこの項目を予め入れるか否かの決定をモシエー・シェルトクに委ねる事が決定された

シェルトク 停戦についての我々の決定の公表の時期の問題だが、私は政府のメンバーはこの事を18時まで内部に秘しておく、つまり我々は18時まで公表しない事を提案したい。しかし18時には公表があるだろう [2:28]。

#### ④逸脱諸組織の廃止

ベングリオン レヒとの間では、その件はより簡単に秩序立てられた。彼らは自分達のメンバーをイスラエル国防軍に提供すると知らせてきた。既に彼らの何人かが前線に送られた。彼らは既に武器も引き渡した。・・・ [2:30] エツェル [イルゲン] との間では、この件は困難をもって進行している。彼らの軍事的行動は醜悪である事が判明した。例えばロシュ・ハアイン<sup>(41)</sup>を我々が征服した後何が起こったか、また我々がいかにしてこれを失ったか? ——そこ

にはエツェルの二部隊がいたのだ。彼らはその地域（中部地域）の司令官に一部隊を交換してくれと要請した。・・・彼はそれに同意したが、必要な措置を自分がするまで指示を待つ様彼らに言った。彼らが持っていた武器——これは我々の武器だった。その場所を強化せねばならなかったし、その為に強化用の物資を持って来る必要があった。だがここで措置を待たずに一部隊が去り、第二の司令官はテルアヴィヴに歩いて行き、その場所には50人だけが残された。・・・[アラブに]攻撃され彼らは逃亡した。逃亡したというこの事は理解できるものではあった。50人しかいなかったのだから。・・・これは彼らが指示を待って実行していたら起きなかつたらう [2:30～31]。[省略2:31]

シャビラ 彼らはあたかも彼らには援軍が約束され、それが着かなかつたかの様な噂を広めている [2:31]。

ベングリオン 私はこれを書きたくなかつた、なぜならその件全体が廃止の状況にあるからだ。しかしこれらは事実だ。彼らは廃止されると想定する必要がある。昨日既に本件は終わられていなければならなかつたのだが、我々はエルサレムの件で手一杯だつた。イスラエル・ガリリ<sup>(42)</sup>はこれのために手を空ける事ができなかつた [2:31]。取り決めは以下の様だ [2:31]。

「アヤル月23日に、国防相の権限を与えられた代表と、イルゲン・ツヴァイ・レウミ [以下 IZL] の司令官との間で行われた会合で——次の事が合意された：A) IZL のメンバーはイスラエル政府の動員命令に従って、イスラエル国防軍に動員され、軍で慣習となっている忠誠の誓いを誓うであろう [2:31]。B) [省略2:31] C) IZL の手中にある戦争の武器と装備はイスラエル国防軍に引き渡され、最高司令部の権限下におかれるだろう [2:31]。D) IZL の手中にある戦時製造プラントは軍の権限下に渡されるであろう [2:32]。E) 暫定司令部——エツェル [IZL] の将校たちから成る——は、IZL のメンバーの、[国防]軍の隊列への動員の迅速で完全な終了と彼らの部隊の活動開始まで、[国防]軍の

総司令部の名において活動させられるであろう [2:32]。F) イスラエル国家とイスラエル政府の全領域内の IZL, 及び IZL の司令部は, イスラエル国家とイスラエル政府の全領域内で存在したり行動したりする事を, 自らの自由な決定により, 停止するであろう [2:32]。[備考は省略2:32]」

コメント [備考] の件は公表されず, 暫定司令部の件も公表されないだろう。・・・ [2:32]

[ベントヴ, ベングリオン, シャピラ, ベントヴの発言は省略2:32~33]

ベングリオン たった今私は合意の署名された文面を受け取った, そしてその中には幾ばくか変更がある。条項 F) は次の様にされるだろう。「自由で宣言された自らの決定により, IZL とその司令部はイスラエル国家とイスラエル政府の領域内で行動したり存在したりする事を停止する」。・・・ [2:33]

ローゼンブルート イスラエル国家の外では, 彼らには行動の自由は与えられるのか? [2:33]

ベングリオン 彼らは会社を使う事は禁じられており, この様な組織として現れる事は禁じられている。彼らは修正主義者に加わらないだろうと宣言もしている。なぜならそれは——彼らの言によれば——汚いからであり, 彼らは特別な党を設立するだろう。・・・ [2:34]

レヴィン もし我々が今日停戦について決定し, 明日何らかの別の政治的決定をし, エツェルがこれに同意しなかったら? [2:34]

ベングリオン エツェルとレヒはもう存在していない [2:34]。

カプラン 昨日彼らの哀悼の辞を聞いた人であれば, これが理解できただろう [2:34]。

シェルトク 我々がそれについて決定したところの停戦に関して, 今日記者会見を開くかも知れない。逸脱組織の廃止についても私は宣言する事ができるか? [2:34]

ベングリオン イスラエル・ガリリの同意の下にのみ [そうしてもよい] [2:

34]。

⑤エルサレム、ナハリヤ両地域における支出

カプラン 私は同僚から説明を受けたい。我々はイスラエル政府だ。しかし例えば、我々は幾つかの地域において資金を支出せねばならない。私が言わんとしているのはエルサレム、ナハリヤ、及びその周辺だ。私は蔵相としていずれにせよ、係争中の国境線についての新しい決定まではこれを行う資格があると考える。例えば、エルサレムへの補給のためとか、ナハリヤへのサービスの強化のための支出だ[2：34～35]。

ベングリオン 我々の国家——それにはまだ国境線はない。あなたにこれを行う資格がある[2：35]。 閉会

(2) 1948年6月2日(欠席：ベルンシュタイン、グリェンバウム 遅刻：カプラン、レメズ)

①状況についての話し合いと考慮

i) 軍事的状況

ベングリオン ……停戦の件は我々に少々混乱をもたらした。彼ら[国連]は真夜中に、本当に停戦を実行するかどうかを最初から宣言する義務を双方に課さずに、停戦を固定している。[各地でまだ双方からの攻撃が行われている旨の報告。省略2：37～38]リッダ＝ラムレでも、アラブ側から銃撃があった。フルダは飛行機から爆撃された。もっと遅い時間に私はこの前線の司令官の一人に会ったが、彼はそこでは静かだと言っていた。停戦のせいなのか、たまたまなのかははっきりしない。この様であるので、我々が停戦に入っているのか否かを知る事は不可能だ[2：38]。……[エルサレムからの情報によると]まだ食糧はある。分配は大変良く、特に水の分配は秩序立っている。……まだそこには飢えはない。……勿論、爆撃のせいであつた分の落ち込みはある[2：38]。

ii) 政治的状況

シェルトク …… [2:38] ……ここで突然、深夜1時近くにロイターが大変短い情報を受け取った。アラブ連盟が国連に、停戦命令の受諾について通告したという。 …… [2:38～39]

今朝、私がレイク・サクセスの我々の代表たちに送った通知を報告しよう。 [1～3項目は省略] 一昨日の夜に全力で行われた我々の作戦は中断され、それについて命令は出ているがまだ実行に移されていない他の作戦は——停戦へのアラブの同意について受け取られた情報に直面して、停止された。 ……公式情報が全く欠如している状況下で、我々はロイターの報道に依拠し、安保理の命令を破る危険を冒すよりは、我々の人々の命と我々のイシューヴの安全を危うくする事に決めた。イスラエル国家の街の国民 [一般国民] の感情は、我々は躓かされたというものだ。その間、既に我々の人々は現地の銃撃と攻撃に対応していた。しかし、もしアラブが暗くなるまで全ての前線で決定的に砲火を停止しなかったら、我々は全ての地域で強力な作戦の攻勢を再開する完全な自由を、我々自身のために留保する [2:39]。

ここまでの安保理への報告の為のものだ。以下はあなた方の行動指針の為のものである。もし我々からこれに反する事を聞かなければ、アラブ諸国への制裁を直ちに実行するよう要求せよ。安保理による新たな [停戦] 終了時の設定を防ぐ事に成功しなかったら ……二つの条件を提示せよ。A) 終了時はどんな事があっても夜間でなく日中に設定されるように。 ……B) これから我々は、相手側がこの様な [停戦] 命令を出したという公式の通知を受け取った後初めて停戦命令を出すだろう [以上が提示すべき条件である]。状況を打電せよ。] [2:39]

そうこうする間に、全世界でアラブの誇張した公表の嵐がある。 …… [2:39～40] [例は省略2:40] 我々の人々は全力で、新聞記者たちに前線を訪れ行動に参加する可能性を与えるよう要求している。新聞記者たちはこれに関心を

持っている。・・・[2：40]

iii) アリヤーの状況

シャピラ ・・・[2：40～41] ここ 15 日間でヨーロッパから 5600 人が到着した[2：41]。・・・[2：41]

停戦がある場合、我々は新たな状況の前に立つだろう。我々の計画は 2 万 5000 人だった。しかしその数を 5 万人まで増やすよう多方面から圧力がある。今後二週間のうちに約 1 万 2000 人を入れる事ができる事を私は望んでいる[2：41]。

ローゼンブルート 報告しておく、人民執行部では、我々は一度、参謀本部と包括的な話し合いを持った事があった。もし停戦が生じるなら私は提案する——その中で軍事的な事柄についての諸問題を我々が提起できるような、参謀本部との特例会合を開いてはどうか[2：41]。

ベングリオン ローゼンブルート提案を受け入れる[2：41]。

ベントヴ 外部の書き手[新聞記者]の件は何らかの措置を必要とするように私には思われる。私はこの職業と接触があり、世界の様々な戦線にいた人々と知り合いだった。それで私はいかに彼らが世論に影響を与えるかを知っている。・・・[2：41]

シェルトク 4 時 30 分に参謀本部将校による記者会見が設定されている[2：41]。

ベントヴ 彼ら[新聞記者]には与えられる限りのものを与えねばならない、それもバランスよく[2：41]。

ベングリオン 彼らは前線にいたいと思っているが、いつもこれが許可されるわけではない[2：41]。

ベントヴ これには検閲がある。彼らと公正な関係を築くよう参謀本部に強いる事のできる権限を持った、連絡将校がいなくてはならない。・・・[2：41] 私の意見では、彼らを幾つかの戦闘に加わらせる必要がある。彼らはイスラエ

ル国境の長きを越えて、彼ら自身の目で、我々の領土が我々の手中にあり、我々には領土が更に付加された事を見なければならぬ。敵は戦闘に記者を加わらせている。記者を夜に畑へ連れ出し、あなたはネタニヤから2キロの距離にいるなどと言う・・・我々是我々の態度を変えねばならぬ——我々は世界世論の上に辛うじて生きているのだから[2:42]。

シェルトク 私は・・・参謀本部を正当化する用意がない。・・・ラトルンでは・・・[参謀本部が]許可する人々と許可しない人々がいて、これが怒りと反乱の要因になっている。[彼らは]何故許可しないのか？ラトルンが成功した部分ではなく、司令官が疲れた彼の[配下の]人々を[記者に]見せなくなかったからだ。それで結果はどうか？恐ろしい災いが起きて我々がそれを隠蔽していると彼ら[記者]が確信しているのだ。[記者たちが]ラトルンへ来て、人々は疲れているがアラブ軍も勤務中で疲れており、[アラブ軍の]テルアヴィヴ突撃についての全ての言説は嘘であり欺くものだという事を見た方がよい。参謀本部が訪問をアレンジしても、司令官が彼らを帰したケースも生じた[2:42]。

ベングリオン 私もこの件はうまく行っていないと思うが、[皆さんは]一つの面しか見ていないため少々これを誇張している。私は新聞の件を大変重視している。・・・しかしその現象の第二の側面がある。・・・エジプトが保有している武器は我々の20倍だ。献身的な友ではない外部の記者が来て我々の欠乏状態を見たら——彼はその事を公表するだろう。彼は、この戦線全体で大砲は二つある[だけだ]と書くだろう。(ベントヴ そのために検閲があるわけだ。)・・・我々の欠乏の事が公表された暁には・・・これら全ての諸国は・・・言うだろう。何と、たったこれだけが我々に立ち向かっているのかと。もし我々が2か月前にユダヤ軍の手中にあった武器が何であったかを公表していたら、これはイシューヴを打ちのめしアラブの士気を上げていただろう。・・・——こういう事を考慮に入れる必要はある。我々はこちらの面から来る損失と、あちらの面のそれを比較考量する事を余儀なくされる[2:42]。

[ラトルンの例は省略 2：42～43]・・・解決はそんなに易しくはなく、どちらがより大きい損失かを比較考量する必要がある。・・・[2：43]

停戦と共に我々がするであろう事を短く指摘しよう。A)エルサレムに食糧を与えること、B)生産の増大、C)訓練の強化、D)新入植地の建設、E)アリヤーの増大。**3行削除** [2：43]

ツイスリング 昨日の会合で私は、停戦期間における行動計画について我々が話し合う事をお願いした。私はアリヤーの件を、中心的な案件の一つと見ている。・・・[2：43]

ベングリオン 次の会合でアリヤー問題と、停戦期間中のその他の行動を話し合おう [2：43]。

## ②国家評議会の議題

・・・[2：44～45] [[統治と法の諸措置]令第1条の付加として暫定国家評議会議員の代理の任命 省略 2：45] [省略 2：45～46] 国家評議会の第3回会合の議題は以下の様に決定された：1. 戦争の理由の故に評議会の活動を欠席している評議会メンバーの議席を埋める事についての決定 2. 状況の概観 3. 国の休日についての法 4. 所得税法(暫定的指示) 5. 時間の設定法(修正) 6. エレッツ・イスラエル政府の労働者の法 7. 裁判所法 8. 暫定国家評議会の諸会合の規定 [2：46]

## ③国の休日法

ローゼンブルート 休日法の提案を読み上げる。・・・

暫定国家評議会は以下の様に制定する：

1. <休日>安息日とイスラエルの祝祭——それらはイスラエル国家によって決められる休日である [2：46]。
2. <非ユダヤ教徒の権利>非ユダヤ教徒は自らの祝祭を守る権利を有する [2：46]。
3. <同法の遂行について任命される者>宗教相がこの法の遂行について任命



される[2:46]。

4. <名称>[省略2:46]

シトリト 各法についてそれを執行する大臣が任命されるというこの新しい点(同法第3条)に異議を唱えたい。公布される法は法であり、その遂行を誰かに課す必要はない——この事に[議論の]余地はなく、これは政府全体に課される[2:47]。

ベントヴ 次の言葉で始まる緊急時法がある。「この大臣或いは別の大臣がこれこれの事柄について法令を出さねばならない」。・・・しかし緊急時規則を我々が意図していないなら——その様な必要はない[2:47]。

ベングリオン もしこの法が「統治と法の諸措置」令と結び付けられるなら——この問題全体が引き起こされないだろう[2:47]。

ローゼンブルト ……[2:47] 提案されている法は「統治と法の諸措置」令と結び付けられていない特別な法だ。・・・私はやっと昨日それを見たばかりで、それに由来する全ての結果をまだ比較考量する事ができない・・・が、私は、これは法的考量にそんなに深入りせずに行わねばならない政治的行為の一つであると理解している[2:47]。

カプラン もしこれが特別な法にならねばならなかったとしたら、私はベントヴの言葉に同調していただろう。しかし私は次の事を思い出して頂きたいのである。評議会が基本法を採択した際に、議長[ベングリオン]はこの法令はそれに結び付けられると保証し、評議会は注意を払いつつこの宣言を受け入れた。従ってこれは特別な法である事はできず、「統治の諸措置」令の一部である事はできる[2:47]。

フィシュマン ……何故宗教相が任命されるのが禁じられるのか?・・・何故宗教相を馬鹿にせねばならないのか?・・・宗教的な事柄が提起される度にこの恐怖と敵意は何故なのか?・・・今日はヘルツル通りに数十匹の豚が連れ込まれた。これについて不平を言いに[人々が]法相の所へ行くとても? [2:

48]

ベングリオン 正にこれは魂の奥深くに触れる点であるからこそ、我々全員に忍耐を課している。その中に二つの世界観がある事柄があり、それにもかかわらずこれらの世界観の持ち主たちは共に座っているのである。・・・[事柄が二つの世界観の領域に]触れている程度において——我々は我々の一人一人に、多大な忍耐の努力、相手を理解する意志を要求するだろう。・・・[2：48]あなたが提起している件（ヘルツル通り）については、[彼らは]私に陳情すべきだった。・・・これはあなた方を侵害するばかりではない——これは軍をも侵害している[2：48]。・・・安息日の件は、我々の一人として廃止する用意はなく、それはイスラエルの祝祭にも当てはまる。安息日にいかに振る舞うか——これについては意見の違いがある。この国はアラブとゴイームの国でもあるが、そうした全てにもかかわらずユダヤ人国家なのである。そのシンボルの一つが祝祭の件なのだ。これが「統治と法の諸措置」令に結び付けられるようにと要求した人々は正しかった、なぜならこれは基本的な事柄の一つだからである。私の意見を言うとしたらこれは特別な章、つまり第7章にならねばならない、というものだ[2：48]。[ツイスリングの発言省略2：48]

レヴィン 休日の解釈が何であるかは、誰が決めるのか？[2：48]

ベングリオン ここでははっきりしない。・・・[2：48]

レヴィン 我々には、何が安息日と休日であるか、という解釈がある[2：49]。

ベングリオン この件については、私はあなたにとって快くないが本当の答えを与えざるを得ない、残念ながら。[つまり]これは『シュルハン・アルーフ』<sup>(43)</sup>の解釈ではあり得ないという事だ[2：49]。

レヴィン 宗教相がその法令の遂行について任命されると書かれるなら、それで充分だ[2：49]。

ベングリオン それは、あなたにとって全く付け加えるもの[メリット]がな

いだろう。というのは、それは彼[宗教相]が安息日に何をすべきかを言うであらう、という意味ではないからだ。・・・[2:49]

シャピラ 私の意見では、この法が「統治と法の諸措置」令の一部になるであらうという事に価値がある。しかしこれと共に、宗教相が遂行について任命されると公表する適切な形を見出さねばならない[2:49]。

ベングリオン ……ラビ・フィシュマンもラビ・レヴィンも神政国家を建てるために我々の助けを欲してはおられない、と私は想定する[2:49]。

レヴィン それこそがイスラエルの内容なのだ[2:49]。

ベングリオン それはその様ではない。あなた方は国連に、自分達はこれを意図していないと通告した。第二に、多数派がこれに反対している。あなた方は評議会でも政府でも多数派を獲得しないだろう、私は選挙でも[多数派を獲得する事はないと]想定する。・・・この様な提案の導入は、共同の仕事を不可能にする。・・・安息日と祝祭は我々全員にとって共通である。・・・あなたは宗教相が解釈するであろう事によって解釈を与えたいと思っている。彼[宗教相]は自分自身の意見に基づいて解釈する事はないだろう——彼は我々全員の意見に基づいて解釈せねばならないだろう、なぜならこの件については二つの急進的な見解があるからだ[2:49]。

レヴィン もし政府機関が安息日を破ったら——我々全員がその事を我々の感情への侵害と見るだろう。これはあり得ない[2:49]。

シャピラ 緊急時の場合以外は安息日にオフィスで働く事はできないだろう[2:49]。

ベングリオン 私は安息日に働かざるを得ず、私と共に非常に多くの人々がいる。(レヴィン 戦時中はそうだ!)・・・戦争があって[人々は]安息日に働いている、なぜならアラブは安息日に停戦するわけではないからだ。この政府は選挙まで存在するだろう。我々は今、暫定的な事を行っている。しかし我々は、国家の諸措置の最初の法においては安息日と祝祭についての章がある事を欲し

たのだ[2:49～50]。[フィシュマンとベングリオンの発言省略2:50]

フィシュマン・・・安息日の問題と宗教法上の合法性の問題——これらは私のポストにおける二つの根本的な事柄で、この様な事について議論する必要はない。[宗教相の]ポストを廃止せねばならないか存続させねばならないか、そのいずれかだ。いずれにせよ、遂行する事に関して私は法相によりかからないだろう。私は彼に裁く事は要求できるが、遂行する事は要求できない[2:50]。

ツイスリング 私はこの議論に全く関心はない。・・・しかし宗教的理解において遂行の観点から私に課せられるであろう軛を、自分の上に受け入れる用意はない。国の中で決められるであろう諸法が——効力を持つだろう。議会が、安息日にどの仕事がなされるか・・・を決定するだろう。・・・あなたは宗教的解釈以外の他の解釈を持たない。・・・私はこの意識を尊重するが、それは私のものではない[2:50]。

・・・私の意見は・・・ラビ職があって、国ではなくそれが宗教的事柄を行う、というものだった。・・・しかし彼[宗教相]は諸法の遂行について任命されているのではない[2:50]。その法令を「統治の諸措置」令に入れるという提案は国家評議会で採択されたのであり、[人々は]これの中に侵害を見なかった。何が今起きているのか、私には分からない[2:50]。

ベントヴ・・・[2:50] 宗教相は何をすべきか？現れる全ての法を監督し、その中にこの法令との矛盾がないかを心にかけてねばならない。彼はこの点についての特別な諸法を政府や議会に持って行く資格があるだろう。(フィシュマン もし店が安息日に開店していて[人々が]私の所へ来たら——私は何をせねばならないか?)——法を作成し、市町村がそれを実施するよう提案せねばならない[2:51]。

ベングリオン あなた[フィシュマン]と法相は次の規則があるべく心にかけてねばならない。もし諸機関が閉まるなら、これは誰に適用され誰が監督するの

か——警察か他の機関か[2:51]。

フィシュマン 私は単純な事を提案する。遂行は法相と宗教相に課される[2:51]。

ベングリオン ……この法令が「統治と法の諸措置」令に入れられるなら——誰が遂行者かを言う事は不可能だ。これが特別な法令なら——遂行方法について何がしかを付加すべく要求する事は可能だ[2:51]。

シャピラ ……国の基本法に結び付けられるなら、この法令にはもっと価値がある。結び付けられた後に——フィシュマンは自らの省に属する様々な事柄に関する諸法令を出さねばならない[2:51]。

シトリト 私は安息日の価値について語りたくない——それは我々全員にとって神聖だ。……安息日の事項をこの法令[「統治と法の諸措置」令]に入れる方が、それについて特別な法令を出すより尊敬される。これは国家評議会の決定でもあった。然る後に宗教相が安息日に関する諸規定を出さねばならないが、それらが国の生活の全領域を含む事ができないのは当然である。宗教相は私的に安息日を守らない者が拘禁されねばならないという法を出す事はできない。あなたは人間に信仰を強制する事はできない。しかし店を開く事や特定の動きへの禁止は制裁を伴い得る。……私は宗教相がこれらの規定の遂行について、警官隊に助けられて任されるべきだとは考えていない。警察は……安息日を守るだろう[2:52]。……[2:52]

票決に移る：休日法を「統治と法の諸措置」令……に結び付ける事が満場一致で決定された。同法第2条はツイスリングの提案により以下の様に起草されるであろう。「非ユダヤ教徒は——決められた休日と彼らの祝祭を実行する権利を有する」。第3条は削除された[2:52]。

ベングリオン 私はアヤル月5日——独立宣言の日——をイスラエルの祭日と決める事を提案する[2:52]。 採択された

私は以下の休日を指定する事を提案する。過越祭の初日と7日目、五旬節の祭り、新年の2日間、贖罪の日、仮庵祭の初日と8日目[2:52]。[省略2:52～53]

⑨サロナ の名称 [ハキルヤーと呼ぶ事に決まった。2:56]

⑬国境線に関する国の方針

ベントヴ 私は、11月29日決議で決められた国境線に対する我々の態度はどの様なものかを明らかにしたい——我々はそれらを守る義務を負っているだろうか？国連でも他の諸国との交渉においても、[彼らは]我々にこの件についての宣言を要求するだろうと私は想定する。私が提示する提案の文面はこうだ。イスラエル国家は11月29日国連決議において定められたアラブ人国家の国境線を尊重する用意がある。もしこの様な国家が建てられて経済連合に由来する諸義務を自らに引き受けるなら、或いはもしこの国家の領域内に、これらの義務を果たすであろう、国連の名における統治が樹立されるなら。しかしもし隣国或いは近隣諸国が侵攻して、アラブ人国家の為に定められた領域の一部の領域を、自らの為に併合しようとするなら——イスラエル国家はその事を防ぐ為に、できる全ての事をするだろう[2:57～58]。

説明すると、分割の件は、それが二国間の協力の上に築かれる程度において可能である。もしこの事が掘り崩され、エジプトがガザに、レバノンが西ガリラヤに、トランスヨルダンが中部に駐留して、[ユダヤ人]国家の一つの部分をもう一つの部分から切り離す通路が二つの部分の間にできてしまったら——我々はこれらの国境線に同意できないだろう。その場合は国境線の変更か、何らかの完全に別の措置が来ざるを得ない。つまり[その場合は]我々は定められた国境線について縛られる事はできない[2:58]。

ベングリオン 二つの提案がある。A)この件について全く決定を採択しない。B)[しかし]路線はなくてはならない。拘束する決定ではなく。なぜならこの様な質問をされる事はありそうだからだ。もし問われたら——我々の答えは次

の様であるだろう。エレッツ・イスラエルに関する全ての国連決議が実現されるなら——我々はそれらを尊重しよう。もし決議に変更があるなら——我々は我々の為に行動の自由を守るだろう、と。しかし我々はこの事を、必要性もなく宣言はしないだろう [2: 58]。

ローゼンブルート 議長の提案を支持する。会合をその政治的路線の明確化に充てる事をお願いする [2: 58]。

ベントヴ 私の意図も内部的決定だったのであり、宣言ではない。私はベングリオンの文面を、一つの条件の下に受け入れる用意がある。[その条件とは]我々が一つの解決についての交渉を行って、エレッツ・イスラエルか隣国のどこであれその一部を与える資格があるという事は、ここから演繹されないであろう、という事だ。我々のうちの誰も、仲介者との会談の中でこの方向で交渉する資格はない。妥協——アブドゥッラーにエレッツ・イスラエルの一部を与える事など——をきっと提案するであろう仲介者との交渉を行う人々には、政府内での話し合いの前には事を行わずいかなる保証も与えないように、という指示が与えられるだろう [2: 58]。

ベングリオン 当然、ベルナドットとの交渉については政府の中で決定するだろう。あなたが提起した問題に関しては、私は、私が指摘した路線の中で全体的な見解を表明したように思う。我々はその様な必要性がある場合を除いて、いかなる宣言も与えない [2: 58]。

#### ⑭文民当局と軍当局の間の権限の線引き

・・・ [2: 59] カプランに、全ての関係者と協議の上、権限の線引きの為の提案を準備する事を課す、という提案が採択された [2: 59]

#### ⑮軍法——軍の法律

ベントヴ 今のところまだ我々の軍についての法はない。掠奪のケースやその他あらゆる種類の犯罪と関連して、私は国防相に法の準備を課す事を提案する [2: 59]。

ベングリオン 今のところ我々はハガナーの諸法に従って行動しているが、それらは状況に適合していない。・・・1行削除 これの為に法は必要ない、力と武器を持っている人々は規律ある鉄の軍隊の中にいなければならない。1行削除 もし例えば、人々が危険な状態におかれて逃亡し、そうする事によって同僚たちを危険の中に立たせるとしたら——彼らには重大な裁きが課されねばならない[2：59]。

ベントヴ 私が言わんとしたのは軍の内部的事項についてではなく——というのもこれについては気にかけている人々が[既に]いるからだが——社会的事項についてだ[2：59]。

ベングリオン パレスチナ(エレッツ・イスラエル) 諸法はあり、それらに従って裁く事はできる[2：59]。

レメズ あなたの通知によって兵士を法廷に呼ぶ事はできるのか、それで軍は反対しないだろうか[2：59]。

ベングリオン 今までに[彼らが]反対した慣習はあった。しかし兵士が社会的犯罪を犯したなら、彼を法廷に連れて来るのに反対する事を、私はいかなる司令官にも許さないだろう[2：59]。

レメズ 私は今のところ、あなたが指摘したやり方と法廷の全ての厳格さでもって、やっていく事を提案する[2：59]。[ベングリオンの発言省略 2：60]

カプラン ベングリオンの次の宣言を公表する事を要請する。文民的法律は文民に関する諸事項においては兵士にも適用されるだろう、[その際に]軍に許可を要請する必要はない[2：60]。 カプランの提案は採択された

⑯[もともと欠落。単純ミスか削除か不明]

⑰農業省の名称変更

[省ではなく課にしようというツイスリング案を否決 2：61]

⑱専門家のための委員会[政府に専門家を入れる件について検討する閣僚委員会を設立 2：61]

閉会[2：62]



(3) 1948年6月4日(欠席：ベルンシュタイン，グリェンバウム)

① 軍事的状況についての概観

首相が軍事的状況について報告書を渡した[2：64]。

② 敵対行為の中止についての交渉

シェルトク・・・ベルナドット伯は・・・移民の中で誰が戦闘員か吟味するのは不可能な事から——自分はアリヤーがあるべきではないと解釈する、と切り出した。私は彼に、我々は特定の諸想定に基づいて停戦に同意したのだと言い、ここから我々はどの様なアリヤーが許されるのかについての明確化に移った。・・・[2：64][省略2：64]

・・・つまり私は言質は与えなかったが、今後4週間の間に原則的にキプロスからのアリヤーが、或いはキプロスからのアリヤーのみがあるだろうという可能性の扉を開いておいたし、それはこの期間中にヨーロッパから別の船が来る可能性がある事を強調した上での事だった。彼[ベルナドット]にとって兵役年齢の人々に対する検査は行わざるを得ず、彼らが動員されたり訓練されたりしないであろうという事は明白だ。この事を彼は保証する事を余儀なくされている。・・・私は、兵役年齢の人々(男達)が、彼らを検査し守る事のできるテントに入れられ、この期間中に[彼らが]軍に動員されたり軍事訓練を受けたりしないであろうという事に同意した事になる[2：64]。

・・・彼らの一人は私の口から、アリヤーのどんな人数を我々が考えているのか、そしてそれを制限する事は可能かという事を聞き出そうとした。私はここ2週間の人数を彼らに言って、我々はそれよりも多い人数を考えていると指摘した。・・・[2：65][省略2：65～66]

全体的状況はこの様である。ベルナドット伯は・・・数時間の会談中には、アリヤーを中断させる事はできないと理解していた。・・・しかし彼にはアラブの説得という易しくない任務がある。彼は彼ら[アラブ]に対して・・・[テ

ントの中のユダヤ人移民の]人々の手中に武器はなく、彼らは訓練されないであろう、・・・そしてアリヤー[ここでは移民を指す]・・・の中には全年令層が見られるであろうという事を保証する可能性を自分が持つ事を欲している。ベルナドットは、もし若く選ばれた人々で一杯の船が来たら——この事は彼を、アラブに対して難しい立場に立たせるだろうと説明した[2：66]。[省略2：66]

・・・彼[ベルナドット]は、アラブはあなた方が自らの力を増強していると主張するだろうと言った。我々は彼に言った。アラブは正規軍を持った六か国を持っている、この事[アリヤー]が我々の力を増強しているとどうしてあなたは言えるのか？アラブが自分達の国において自分達の軍を拡大するのを何が妨げていると言うのか？しかしこれについては彼らのうちの誰かがややあってこう答えた。あなた方があなた方の動員やあなた方の人々の訓練を続ける事を、[安保理停戦]決議は妨げていない。これについて私は彼に答えた。アラブの側にまだ利用されていない何百万人も[の人員]がいる時に、我々是我々の人的在庫の全てを使い尽くしたのだ、と[2：66～67]。

・・・彼らの側の基本的前提は、エルサレムにいかなる変化も生じさせてはならないという事である。彼らの最初の心配はエルサレムに食糧と水を保証する事だろう。彼[ベルナドット]は赤十字の旗の下に食糧を保証する可能性について考えていた。・・・彼らの一人が、停戦の終わりにエルサレムには停戦前夜にあったよりも多くの量の食糧があってはならない、と発言した。私は・・・言った。・・・我々はエルサレムの食糧と水の量を増大させるためにできる限りの事をするであろう、今ある量を守る事を我々自身が課されているとは見なさないだろう、と。・・・[2：67]

我々がエルサレムへの恒常的な移動の問題を提起した、という事を私は彼[ベルナドット]に思い出させた。彼は言った。人々が旅をする必要はあるだろうし、その為に取り決めをしなければならないであろう事は理解する。それ

と共に、エルサレムに政府メンバーが来る事は現状維持と両立する行為ではないだろうと自分は考える、と。・・・バンチが言った。・・・多くのユダヤ人をエルサレムにもたらすテルアヴィヴからの車両の絶え間ない移動と並行して、アラブをエルサレムにもたらすエリコからの車両の絶え間ない移動が始まるとしたら、あなた方は何と言うか？——その事はあなた方にとって望ましいだろうか？私は、この点是我々の間の議論において微妙[な問題]であって同僚たちが様々な意見を表明した事に言及しつつ、彼に言った。我々は一般的には移動がなければならぬという原則を設定したいが、いかにそれを秩序立てるかは我々の間で話し合おう、と。・・・[2: 67～68] [省略2: 68]

その後、時限の問題が浮上した。当初ベルナドットは[停戦に]二つの時限[段階]があるという前提を立てていた。砲火休止(הפוגת האש)という第一の時限と武器停止(שביתת הנשק)という第二の時限である。最初の時限では、砲火はやむがまだ監視の全方法は行われぬ。幾らか時間をおいてから第二の時限を設定し、全制限が発効する。ベルナドットは二つの時限の間に48時間の隔たりをおく事を考えていた。・・・しかし今日私の所へ彼の使者が来て、考慮の末にベルナドットは二つの時限を一つにせねばならないと決定し、その結果として時限を少々遅らせ、事柄を整理する時間を彼[ベルナドット]に与える事が必要になったと知らせてきた。・・・[2: 68]

ベントヴ 船への・・・検査・・・に関してだが、この事はアラブにも適用されるのか？[2: 69]

シェルトク 我々[のもと]へのアリヤーが停止されれば、それ[検査]はアラブ諸国に対しても停止されると彼らが言った時——私は言った。それは全く公平性がない、なぜならアラブ諸国へは移住はなく、彼らにはその必要もないからだ。というのも彼らの所にはマンパワーの巨大な貯水池があるが、それに対して我々にとってはこの事[アリヤーの停止]は命の血を破壊するからだ、と[2: 69]。[省略2: 69～70]

シェルトク ……B) 数に対しての言質は一切なく、私は、これは最初の2週間における数である、今後数週間でそれを増大させるつもりだと言った。……[2:70]

シャピラ アラブとの会談の中で彼らがこの計画を受け入れたという印象を受ける事ができたか？私があなたの言葉から理解したのは、論理的な数の制限があるという事だ。つまりここ2週間にあったのと同じ数が残る[同じ人数の移民が続く]のか？[2:70]

シェルトク いいや！ リードマンは今日私に、これら全ての事についてアラブの同意を[彼が]得る事を望んでいる、と言っていた[2:70]。[省略2:70]

ベントヴ 兵役年令とは何かという定義はあるのか？[2:70]

シェルトク 私の意見では、兵役年令[の定義]は動員命令に従う——18～35才だ[2:70]。

ツイスリング その[ベルナドットらの]意図は、合意がある場合にのみ停戦命令を出すという事か、それとも、たとえ双方がそれに合意しなくても決議に基づいて停戦命令を出すという事か？[2:71]

シェルトク 我々はレイク・サクセスで、相手方も砲火を停止した後初めて[砲火停止]命令を出すだろう、と宣言した[2:71]。[省略2:71]

ベングリオン 彼[ベルナドット]は合意なくして物事を行わないだろうと私は思う。……[2:71][省略2:71～72]

レヴィン もし[ベルナドットらが]双方との合意に達する事ができれば——それがよい。そうでなければ——シェルトク氏がベルナドットに、相手方に対して彼[ベルナドット]が強制せざるを得ないと語る事になろう[2:72]。

シェルトク ベルナドットはその様な提案は、自らの任務への理解に照らして一笑に付すだろう。手順は以下の様になる。双方は安保理で停戦に同意すると宣言した。今度は双方の間でその件を秩序立てさえすればよい[2:72]。[省略2:72]

ベングリオン ベルナドットの要請に従い、その事[ヨーロッパからユダヤ人移民が来る事が前提であること]を秘匿する理由は私は付け加えたい。これについて知ると、様々な軍事的考慮から停戦の刻限までの時間を延ばしたいと考えるであろう人々があり、これは我々の利益に害をもたらしそうだからである[2:72]。

### ③安保理の前にイスラエル国家が現れること

シェルトク・・・[2:72]少し前に、私は国連における我々の代表から電報を受け取った。それによると、彼[エバン]と現地の同僚たちの判断は国連に対する我々の立場を秩序立てねばならないというものだ。我々はイスラエル国家の代表団として現れる事を要求せねばならず、ユダヤ機関のイメージを利用してはならない[とも言っている]。その後我々は電報を受け取ったが、それによると[彼らは]この件についてソ連側と相談し、ソ連側の提案は、我々に賛成する多数派が確保される前にこのステップを踏まぬようにというものだった。そうしなければ我々が国連に対して我々自身を資格なしとしている、と受け取られかねないからだ[2:72][省略2:73]

ベングリオン この件は重大で、多くの検討を要する。日曜にこれについて政府の定例会合で話し合う方がよい[2:73]。 閉会

(4)1948年6月6日(欠席：シャピラ、シトリト[旅行中]、グリェンバウム[在エルサレム] 遅刻：シェルトク[⑥の途中] 同席：ザスラニ)

### ①軍事的状況についての報告

ベングリオン・・・[76]・・・ジェニンの全住民は逃亡したが、イラク軍が自らを強化している。・・・[2:76]エルサレムに関しては・・・戦略的高台が征服され、それらの中にはダイル・アイユーブがある。・・・我々はリッダとラムレを砲撃し続けている[2:76]。・・・[2:77]

既に4万人以上が動員されているが、それにもかかわらずこれは充分でな

い。・・・戦闘の中にいる人々は非常に疲れている。・・・停戦があれば、我々は人々を訓練する可能性を持つだろうが、敵の予備軍は我々のそれより大きい。・・・我々は36, 37, 38才の人を全面動員し、17才の人を・・・予備役として2か月の訓練に動員するのは不可欠だと結論に達した。・・・[2: 77]。[シャピラの発言省略2: 77]

ベングリオン　・・・国外からの人はこの地の街の人[一般人]より戦闘意欲が高いが、戦う事を知らない。・・・エレッツ・イスラエルの人々は戦いたくなく、多くの逃亡がある。我々は戦う能力のある予備役を持たない事に基本的に苦しんでいる[2: 77]。[省略2: 77～78] イギリスは・・・[6月]15～25日の間にハイファを去ろうとしているようだ。・・・イギリス領事が[イギリス撤退後]アラブがすぐに来てハイファを爆撃するよう強制している。彼ら[イギリス]が出た後は、我々はハイファへの深刻な懸念を持つだろう。・・・[2: 78] 我々は今週、装備面での我々の力が少々増大する事を願っている。・・・我々が停戦[発効]を12日に遅らせる事ができれば——物は届くだろう。・・・[2: 78] [シャピラの発言省略2: 79]

ベングリオン　・・・[2: 79] ロンドンのゴールドマン<sup>(44)</sup>から電報が来た。彼は一人の人物と話したのだが、この人物が彼に言ったには、アラブは長引く戦争を欲していない、なぜならそれに耐え得ないだろうから、という事だ。・・・[2: 79]

シャピラ　今夜エルサレムに食糧が届くだろうと期待してよいか？ [2: 79]

ベングリオン　今夜は無理だ。ジープはとうに通れなくなっている——アラブの待ち伏せがある。・・・[2: 79]

シャピラ　飛行機だと3トン持ち込めるという話がある。・・・更に先延ばしはできない。ジョゼフ<sup>(45)</sup>の最新の電報は、飢えが支配していると言っている[2: 79]。

ベングリオン　では明日我々は何かを運ぶ事ができるだろうと思う。道は脅威

に満ちている——そこを行ったジープ〔複数形〕は損害を蒙った。・・・〔2：79〕。

ローゼンブルート 飛行機は付け加えられたのか？〔2：80〕

ベングリオン まだだ。我々はアメリカで大型飛行機を6機購入したが、それを出す事を〔アメリカが〕許可していない。ゴルダ〔メイルソン〕が1000万ドルを受け取る事を希望している、という電報がアメリカから来ている〔2：80〕。

⑤国とシオニスト機構；11月29日国境線外のエレッツ・イスラエルにおける諸共同体

ツィスリング 私は我々の今日の議題の④と⑤の項目、つまり国とシオニスト機構、国の領域外のエレッツ・イスラエルにおける諸共同体について話し合うであろう委員会を選出する事を提案する。私はこれらの条項を結合させる。・・・〔2：86〕

ベングリオン これらは二つの違う事柄だ。・・・現在、国の領域の内と外のヘブライ人諸共同体の間にはいかなる区別もない〔2：86〕。

〔カプランの発言省略2：86〕

エレッツ・イスラエルの領域内の全てのサービスに関しては、全てのヘブライ人入植地は平等であると決定された〔2：87〕〔省略2：87〕

⑥アリヤーの諸問題〔議論省略2：87～90〕

ツィスリング ・・・我々は・・・更なる移民の到来の全ての可能性を利用するのを待つてはならない。・・・飛行機でのアリヤーの可能性があるなら——それを利用する必要がある。・・・〔2：90〕〔省略2：90～91〕・・・唯一の計画は最大限でなければならない。・・・もし停戦がなかったら、我々はシャピラ氏が挙げた数に達しないであろう事は明らかだ。もし停戦があれば——〔彼らは〕兵役年令の移民を連れて来る事を我々に許さないだろう。故に、すぐに飛行機を、我々の船を。・・・〔2：91〕

レメズ 私はこの[アリヤー]問題を、戦争の中心的な問題の一つと見ている。なぜなら我々の兵力は次第に乏しくなっているからだ[2：91]。[省略2：91～92]

ベントヴ アリヤー問題は停戦がないなら難しいだろう。もし停戦があるなら多かれ少なかれ秩序立てられるだろう。・・・[2：92] [省略2：92] 故に私は、ユーゴスラヴィアと恐らくロシアの船で、人々をヨーロッパとキプロスから輸送する可能性を検討する事を提案する[2：92]。・・・エジプトはロシアやユーゴスラヴィアの船を取って爆撃しないだろうと私は思う[2：93]。

カプラン 私は移民、特に若い移民を連れて来る事が我々にとって大変重要である事に同意する。最大限の計画を設定するのは正しいと思うが、現実を見ないで論じるのは良くないという、同僚たちに冷水を浴びせるであろう些かの苦言を、私は呈さざるを得ない[2：93]。[省略2：93]

ベングリオン アリヤーの問題は厳密な数の事柄ではなく船の事柄だ。・・・[2：93] [省略2：93～94]

船の購入とアリヤー[移民]の輸送の為の、四人の閣僚——カプラン、レメズ、シャピラ、ベングリオン——をメンバーとする委員会を設置する事が決定された・・・[2：94]

#### ⑦停戦についての交渉

シェルトク [ベルナドットとの会談についての報告。主にアリヤー問題。省略2：94～96] [以下は、ベルナドットがシェルトクに渡した文書の主要部分]

4. 停戦の根本的な二つの目的は、決議に定義されたところによると、また6月4日に安保理議長から私[ベルナドット]に送られてきた電報で承認されたところによると、ユダヤ人とアラブ人の権利と立場を侵害する事なく敵対行為の中止に持ち込む事と、停戦の遂行からいかなる軍事的優位も育たないように保証する事である。・・・[2：96]



7. . . . ユダヤ人アリヤー自体が紛争全体の中で決定的に重要な問題であり . . . . 初めてアラブによってユダヤ人アリヤーの原則が受け入れられた事自体、重要な獲得である [2: 96 ~ 97]。
8. この事から、もし制限なきユダヤ人アリヤーが停戦期間中になされ、それ故に顕著な数の人々が兵役年令 . . . . であるなら——この事からユダヤ人側にとって明白な軍事的優位が出て来るだろう、という事になる。 . . . . この様な事が停戦の精神に反する事は明らかである [2: 97]。
9. イスラエルへのアリヤーに対しては次の方針を取る必要があるというのが私 [ベルナドット] の意見である [ベルナドットへのアリヤーの事前報告、兵役年令 (18 ~ 45 才) の移民の入国の際の検査、その後キャンプに移されて軍事訓練を受けないように監視されること、停戦の実際の開始日から1週間はアリヤーは全くないこと等、A ~ I の9項目。2: 97 ~ 99]。
- J. 総括すると、この方針の結果は以下の様であろう。1) ユダヤ人アリヤーの原則と権利は侵害されないだろう。2) 制限は、戦闘員と兵役年令の人々の入国に対してのみ課されるだろう。3) 兵役年令の人々の入国は、仲介者の意見によれば、これらの人々の自由な入国がユダヤ人側に軍事的優位を与えるであろう全てのケースにおいて制限されるだろう [2: 99]。

[ベルナドット文書は以上]

私 [シェルトク] は、この文書はバンチが書いたのだと思う。 . . . . [2: 99] これを聞いた後私は . . . . 言った。この通告は停戦の運命に対する大変深刻な懸念を私の心に満たす。そして我々はその中に決議からの完全な乖離を見ている、と。 . . . . 我々は . . . . 書かれている通り、その文言通りの安保理決議のみに依拠するという事が明確であるようにせねばならない。この決議は兵役年令の人々の入国の事柄を解釈において固定しており、これを固定したのはたまたまではない。この問題については議論があったのだ。 . . . . [2: 99 ~ 100]

私は言った。 . . . . 現在の紛争はアリヤー問題によって起こったのではな

い。アラブはエレッツ・イスラエルへのユダヤ人アリヤーがあったから武器を取ったわけではない。ユダヤ人アリヤーはあったがアラブ人はそれに対して反乱せず、近隣諸国はそれに対して軍を送らなかった。彼らは国連決議に反対して軍を送ったのだ。国連決議は我々を、アリヤーが存在する状態の中に見出した。これこそが何十年にもわたってエレッツ・イスラエルの自然で正常な状態である。我々は、我々の移民たちと我々を銃撃する人々の間に平等な重みがあるだろうという事、もし彼らが銃撃する事を停止すれば我々は[この地に]移住するのをやめる、という事にはどうしても同意できない[2：100]。私は特に、1週間のアリヤー停止について主張した。私は言った。委任統治の全期間を通じて、委任統治当局との間に我々が持ったアリヤーについての深刻な闘争にもかかわらず、アリヤーは正式には一度も・・・停止されなかった。それは間断なく続けられた、と。私は彼[ベルナドット]が理解する事を望んでいた。主権的イスラエル国家が建てられた後・・・最初の一か月以内にアリヤー停止というこの事が起こる事が、何を意味するのかを[2：100～101]。

彼[ベルナドット]は、自分が話す時には彼を遮る者はいないが、私が話す時には絶えず私を遮りたがり「それは正しくない！」と言う人々の一人である。彼は大変深刻な顔をして言った。私はあなた方が停戦を望んでいないし、私への信頼感を持っていない事を知っている。あなたは1週間は10日や2週間と化すだろうと思っている。・・・私は原則にかけて誓い、私の良心によってのみ行動している。・・・私は祖国の土から送り返されるあなた方の人々にとってこれはどんな状況かを理解している。私にとってはこれも更なる道徳的考慮であるだろう。・・・しかし私には選択肢がないのだ、と。彼の答えは彼の意見のみならず、[国連]事務局の意見に基づく定式化だと私[シェルトク]は確信する[2：101]。

バンチは付け加えた。・・・[安保理決議では]兵役年令の人々が入らないだろうと明示的に言われているわけではなく、兵役年令の人々が入る場合には

彼らをキャンプに収容する必要があると言われていたのである。・・・[2:101] 私は言った。敵側にも軍事的優位があるが、決議は彼らに対しては全く命令していない。・・・六か国が一国に対峙しているのだ。彼[ベルナドット]は言った。私にはこうした全ては分かっているが・・・私は決議と自分の良心に従って何が可能で何が不可能か決めねばならない。停戦がなかったらどうなるか?——全てが危険にさらされる。そして停戦があったら——アリヤーはアラブの同意の下にある事になろう。それと共に私[ベルナドット]は兵役年齢の人々が入らないだろうとは言っていないが、私の意見ではこれは明らかな軍事的優位を構成しているのだ[2:101～102]。

・・・彼[ベルナドット]の認識はこの地で動員されている人々の数に対して移民の数がどれだけの割合になるかにかかっている、と我々は理解した。ところで我々は18～45才の件についてコメントし、我々は35才まで動員していると言った。・・・[2:102] 彼がこれは個人的な不信だと言った時、私は彼に、これは個人的不信の問題ではなく、これらは我々の状況に関わる非常に深刻な問題なのだとした。・・・彼は最後に言った。・・・勿論あなた方が決めるのは自由であり、これはあなた方の責任だ。[しかし]もし否定的に決定したら、それは世界世論と国連という点からあなた方の利益にはならないだろう。もし否と決めたら、その事は、あなた方が安保理を前にして私の解釈を掘り崩している事を意味するのだ、と。・・・[2:102] 彼はカイロへ帰り、そこで双方の為に最終的な草案を起草するだろう。その中でいかに彼が行動するかが決められ、彼は[停戦の]時限を提案するだろう。そして回答を待つだろう[2:103]。[ベントヴの発言省略2:103]

シェルトク　・・・[2:103] 私は自分の結論を付け加えたい。我々は安保理の前で抗議し、彼が変更してしまった我々の間の合意に依拠する事はできる。・・・[2:103]

シャピラ　・・・彼は・・・文面についてアラブと既に合意に至ったの

か・・・？ [2：103]

シェルトク ……アラブは軍の人々を除く残り全てのカテゴリーのアリヤーに同意したというのが私の想定であり、これについては彼は「兵役年令の人々はだめだ」と言う事によって言及した [2：103]。

シャビラ 停戦についての彼の宣言は我々の同意にかかっているのか、それとも彼は我々が同意せずともそれについて宣言する事ができるのか？ [2：103]

シェルトク 彼はこれをきっと安保理へ持ち込むだろう [2：104]。

[フィシュマンとシェルトクの発言省略 2：104]

ベングリオン 私は自分の意見を表明したい。私は皆さんにこう語らねばならない。我々の全ての軍事専門家は停戦に非常に賛成している、なぜならそれは我々に、その大きな部分は訓練されていない我々の軍を訓練する可能性を与えるだろうからだ、と。・・・動員されている人々の圧倒的多数は訓練されていない。一か月は充分な時間ではない。しかし人々は多かれ少なかれ訓練され、我々の状況は改善されるだろう [2：104]。

それにもかかわらず私はこの提案の決然たる拒否に賛成だ。・・・ある条項についての解釈を彼は持っており、その方向性は我々がそうあって欲しいと望んでいる様ではない事を私は認める。しかしそこには兵役年令の移民を入れる事は禁じられている、とは書かれていない。その様な人々が入って来たら彼らを動員したり訓練したりする事は禁じられている、と書かれているのである。ここから、この様な人々を入れる事はできると解釈される。戦闘員はだめだと明示的に書かれているが、兵役年令の人々はだめだとは書かれていない。[兵役年令の人々はだめだという]この解釈はアラブとイギリスの圧力の下でつくられた。この様な解釈を与えた最初の人々はベヴィンだった。・・・そしてこれ [兵役年令のユダヤ人移民を入れる事の禁止] は決議に反する。・・・彼らを動員するのは禁じられるだろうが、それ以上ではないと私は理解している [2：104～105]。

もう一つ基本的な事がある——武器を入れる事だ。もしアラブが4週間武器を入れず、我々が入れなければ——我々は彼らより多くを失う。彼らは数年にわたって入れてきたのであり、彼らにとって4週間は決定的ではない。我々にあっては、これは全ての事を覆し得る。・・・[2:105]あと一つ基本的なことがある——国の主権だ。これは二つの面で侵害されたと言う事ができる。・・・[2:105]

政治的結果に私はいかなる価値もおいていない。・・・しかし私は、我々が停戦に同意しないなら軍事的結果は我々にとって恐らく深刻になるだろうと見ている。・・・我々の生存において基本的なものが二つあるが、それがアリヤーとこの地における主権である。ここでは我々は主人だ。何故ベルナドットは我々が彼を信用せねばならないと考えるのか？・・・全般に彼は絶えずアラブの圧力の下にあるのに、何を根拠に彼は我々が彼を信用しているかと聞くのか？・・・彼には信用を要求する権利はない[2:105～106]。・・・我々は、これは安保理決議に反していると否定的に考えざるを得ない。一週間の[アリヤー]停止の件——これこそ全般に新しい発明だ。一日たりともだめだ。これは我々にとって原則だ。何故突然彼は一週間アリヤーを停止しようとするのだろうか？・・・[2:106]

レヴィン　・・・私の意見では・・・諸前提を定式化せずに安保理案を受諾しない方がよいだろう[2:106]。[省略2:106～107]・・・もし何らかの可能性が停戦にあるのなら、停戦後我々が平和に到達する希望があるなら——これは我々にとって大変重要な事だ、たとえ我々がそれに苦しむ[耐えねばならないデメリットがある]としても。ベングリオンは我々の主権が苦しむだろうと言う。[だが]全ての停戦にはそれがある。双方の側ともそれに苦しむのだ。・・・[2:107]

ベントヴ　これらの条件を受け入れるべきか否かを決めるのは、私にはまだ難しい。・・・彼[ベルナドット]のアプローチとは、彼の監視機関が設けられ

ないうちはずっとアリヤーはあってはならないというものだ。・・・我々は彼に、監視機関が設けられないうちはずっと、アラブ側も、いかなる兵役年齢の人も彼らの国々の国境を越えぬよう義務づけられるのか聞かねばならない。我々は、人々と武器に関する制限は、アラブのもとにも効率的な監視を設けたと彼が宣言しないうちは発効し得ない、と語らねばならない。・・・[2：107～108]

単に拒否する事は良い戦略的方法ではないと私には思われる。しかしもし我々がこれらの条件を受け入れると決めるなら、私にとって明らかなのは、砲火が停止される時、及び砲火停止と監視開始の間においては双方の状況が平等でなければならない、と彼に通告する事を我々は余儀なくされるという事である。彼は正にユダヤ人領域で[のみ停戦を]開始する事はできない。・・・[2：108]

シャピラ　・・・私は何故アラブが今停戦を必要とするのかを理解できない。彼らは人々の小さからぬ予備を持っている。・・・停戦は彼らにとって、彼らの軍事力への小さからぬ侵害だ——これについて私は全く疑わない。こうした全てにもかかわらず彼らが同意しているなら、軍事的観点からではなく、恐らく国連加盟国として彼らには選択肢がないという観点からなのだろう。・・・[2：108～109]・・・状況は大変深刻だ。その上・・・私にはエルサレムにおける状況が非常に重くのしかかっている。・・・[2：109]・・・もし私が自分にとってどちらがよいか自問するなら——[すなわち] 選択の余地なく・・・停戦を受諾するか、それともエルサレムの陥落、ああ滅相もない、及びエルサレム外における戦争の継続か——後者の道より前者の道の方がよい、と私は答える[2：109]。・・・[他方]我々は189のアラブの居住地を征服し、それらの中には国の領域外にあるものもある。最も居住人口の多い町々も我々の手中にある。我々は非常に広大な領域を掌握しているのであり、現状維持は我々にとって利益になる[2：110]。15行削除

利点は明らかだ。我々はこの一か月間休んで人々を準備できるだろう。彼らは疲れており、望ましい訓練を受けていない[2:110]。利点はまだある。この一か月間産業は静かに稼働できるだろう。・・・[2:110] 安保理において採択された決議に対する彼[ベルナドット]の解釈は恐らく少々深刻だが、完全に入り組んでいるわけではない。・・・[2:110] シェルトクはエルサレムとの[間の]輸送問題を明確にせねばならなかった。・・・[エルサレムに食糧はある程度しか入れる事はできないとベルナドットらが言った点について]彼らは我々がエルサレムに入れる食糧の量を調べる事はできない[2:110～111]。・・・[2:111]

ベルンシュタイン ・・・[2:111]・・・我々は二つの事を要求せねばならない。アラブ諸国において現今の軍の為にいかなる追加の動員もしないという事である、これを監視するのは非常に難しいにもかかわらず。・・・そして第二の事は・・・アラブ諸国に新たな兵力が入らない事である。私はその条件は、エレッ・イスラエルの領域に更なるアラブ兵力が入らないという事でなくてはならないと考える。(シェルトク 戦闘員に関しては国境線を越える事は禁じられている。)・・・総括すると、我々は、彼らのもとの監視が[我々のもとの監視に]劣らず真剣であるだろうという条件の下で、これらの条件を受け入れる用意ができるだろう[2:111～112]。

ローゼンブルート もし明日安保理が開かれるなら・・・我々はアリヤーの件で強い要求がある。・・・もし安保理がベルナドットの立場を承認するなら——我々はそれを受け入れるだろう。・・・私はこの件に軍事的観点からアプローチする。・・・私は停戦が世間で最も人気があるわけではない事を知っている。世間は正に近い将来における大征服を期待している。だが実のところ、私も我々の兵士の大きな部分が訓練されていないと聞いて少々驚いている。もしその事がそうなら、停戦はせざるを得ない不可欠なものであり、軍の人々がこれを言うなら我々はこれに従って我々の歩みを方向づけねばならない[2:

112～113]。

・・・もし正に我々が戦闘を続けるなら、ベングリオンの評価の妥当性が私には分からない。この弱い機関[国連]が・・・我々に制裁を課するのに十分な力を示す事はあり得る。今後数週間の間に我々が武器と兵士を持ち込めるかは疑問だ。もし我々が停戦を受諾するなら、我々が諸条件について頑固に主張するのは適切な事である。・・・[2：113]

フィシュマン 建国の23日後にして、我々が外国勢力による我々のアリヤーの制限に、そしてその停止にすら嬉々として同意している事に大変胸が痛む。どんな事があっても私はこれに同意できない、特に安保理決議の真の解釈が兵役年令の人々のアリヤーの禁止を含んでいないとあっては猶更だ。・・・[2：113] 私は、安保理に向かって[安保理決議の]真の解釈を要求するというローゼンブルート博士の提案に賛成だ。我々が同意するとすぐに語らなくもよい[2：113]。・・・[エルサレムに関して食糧の]備蓄が禁じられ、停戦後も我々が今日我々があるのと同じ状態にとどまらねばならないなら——停戦に同意してはならない[2：113]。

レメズ 私の意見はシャピラ氏の意見と同様だ。・・・しかし私は幾つか言葉を付け加えよう。・・・もし我々が今停戦から離れるなら、軍事的リスクは停戦を受諾する場合より大きい。私は今回ベングリオンも専門家たちの立場に同意している、と理解している。軍事的観点からすれば、停戦の側の軍事的リスクは、戦闘継続の側のそれよりも少ない——訓練の欠如と全体的な疲労の故に——という事が合意された意見である様に思われる[2：114]。

しかし政治的リスクも、もし我々が停戦から離れるなら、より大きい様に私には思われる。今のところ私はベルナドットへの不信と彼への要求の余地を見ていない。・・・全ての仲介者は圧力の下にある。そして今のところ彼は原則の人だという印象がある。私は彼がアラブに影響されていると最初から決めたくはない。英米の圧力がある故にアラブの圧力が大きい事は明らかであ



る。・・・我々の拒否の後にも安保理が停戦について命令する事を決める事はない、という保証は全くない。・・・全ての面で、もし我々が拒否の回答をするなら、軍事的リスク、そして従って政治的リスクも、より大きくなる様に思われる [2: 114]。

もし我々にとって緊急の停戦が必要なら——あと数日延期するというアプローチによってこの件にアプローチしてはならない、なぜなら軍事的状況がアラブにとって良い方向に変化しないかについて私は確信が持てないからだ。彼らはエルサレムに進撃しなかった——我々はエルサレムに進撃しなかった、しかしこれは間一髪だった。従って、それからすぐに停戦がなければならぬなら、それは我々が立っているのと同じ状況に立つ為だ。ガリラヤでは何かが新たに始まっている。エメク [イズレエル溪谷] で何かが新たに予想される。何故我々はあと数日これを延ばす事に関心があるのか——私には理解できない。それ故に我々は緊急停戦の側にすぐに決めねばならず、今のところベルナドットへの不信任の態度を決めるべきではないと私には思われる [2: 114 ~ 115]。

最後に・・・我々は安保理決議を掘り崩して我々自身を反対者として立たせてはならない。・・・国境線に関するアメリカの立場について我々が聞いた事は・・・判断の根拠を我々に与える。我々は直ちに停戦を受諾せねばならない、数日以内に起こり得るアラブの進撃の危険の中に身をおく事なく。・・・ [2: 115]

シェルトク 私はフィシュマンについて少し驚いており、彼の立場に性急さを見ている。・・・停戦後のエルサレムの運命がどうなるかが彼を大変心配させているが、停戦がなかったらその運命はどうなるのか？・・・もし停戦がなかったら——一体 [彼らはエルサレムに] 食糧を与え、自由な移動があるのだろうか？・・・あらゆる面で、停戦がない場合のエルサレムの状況に対する私の心配と、停戦がある場合のそれ [エルサレム] に対する私の心配を同列にしてはならない [2: 115]。[省略 2: 116]

・・・我々はこの会合後に否定的な事をベルナドットに伝える事を余儀なくされている。ベルナドットが取ろうとしている解釈と路線への反対だ。これは私の考えでは二つの理由から不可欠だ。A) もし否定的な事を言わなければ、我々は停戦を受け入れている事になり、それなら何故それを今日[改めて]受諾するのか[という矛盾が生じる]。B) もし否定的な事が言われれば、ベルナドットがカイロで直面するであろう圧力に対してユダヤ人の圧力にも直面せねばならない事になり、その方がよい[2:117]。私はベルナドットに次の様に伝えるべく決定する事を提案する。・・・政府はこの問題について話し合ったが、彼の解釈に同意できず、またベルナドットが安保理決議に沿っているとは考えない、と[2:117]。[省略2:117]

ローゼンブルート ベルナドットとは合意はあったのか？[2:117]

シェルトク 7項目のうち6項目を我々は受け入れた。・・・[項目内容は省略2:117～118]

・・・[ロンドンの]ゴールドマンは[停戦発効後]国境線問題において英米の間で、背後での共謀が形作られる事を大変心配している。その共謀とは、我々にとって悪い事に、彼らはあたかもガリラヤ問題で譲歩したかの様であるが、それは彼らが西ガリラヤを我々に与える事に同意している事を意味しない、という情報であるだろう。その意図は今やいかに我々の手から南ネゲヴを奪うかという事だ[2:118]。[省略2:118]

もし安保理が明日開かれなかったら、我々の反対を公表しない事を私は提案する。我々はその件を今のところ、我々と彼[ベルナドット]の間にとどめよう[2:118]。我々はここで主権の主張をした。これについての回答は、全ての合意は主権に制限を課すというものだった。・・・[2:119]。

ツイスリング 私の最初の反応は拒否だ、なぜならその件[停戦]は我々の最も死活的な部分——アリエーに関わっているからだ。・・・[2:119]・・・その件の根本を私は軍事的側面においている。・・・[2:119][省略2:119]私

はシェルトクが取った路線に傾いている——我々は最終的な言葉は言わずに、我々が既に同意した国連の諸条件について闘うであろう、という路線である。我々はこれらの解釈を受け入れていない、と回答せねばならない。・・・[2: 119～120]

アリヤー問題に戻る。我々にとっては割合ではなく実数が重要である事は疑いない。それはアリヤーの中の軍に適した人々の数であろう。これはこの期間に、より多くの人々、例えばヨーロッパからの大量の子供達を移住させ、そうする事によって[兵役年令の移民の]割合を小さくする我々の能力の程度にかかっている。(シェルトク それは欺く行為だ。・・・仲介者の出発点はキプロスにおける移民の構成ではなく、それがその地の戦闘力にどれだけ付加するかという事である[バルナドットはキプロスからのユダヤ人移民の中で兵役年令の移民がどれ位の割合を占めているかという事ではなく、実際に兵役年令の移民が何人分の兵士の増加につながるのかという「実数」を重視している、という意]。)・・・[2: 120]

ベングリオン 私は数と評価の両方を皆さんに与える事ができるだろう。評価については我々の間には意見の違いはない[2: 120]。[省略2: 120～121]我々は現在、訓練された兵力に直面している。アラブ軍団はよく訓練されているし、エジプト軍も同様だ(尤もエジプト兵は逃亡するが)。彼らは軍事的才能のある司令官たちを持っている・・・これらに対しては訓練された兵士たちが対峙せねばならない。エツェルが訓練されていない故にいかなる戦闘においても持ちこたえられない事は証明された[2: 121]。・・・我々のもとでも誰をラトルンに行かせるべきか大きな議論があった。・・・我々は訓練されていない部隊を取り、彼らがこの様な戦闘において持ちこたえられない事が判明した。軍事的観点から停戦を考えると、それ[停戦]の中には多くの祝福があるだろう。・・・戦闘員は休み、半ばしか訓練されていなかった兵力はよい訓練を受けるだろう。この一か月の終わりには、我々は戦闘に持ちこたえられる2万人

の戦闘力で立つだろう。・・・[2：121～122] [省略2：122]

レヴィン ローゼンブルート氏らの、もう一度安保理に要請しようという提案は私には理解されない。・・・もし安保理が仲介者に決定する事を委ねているとすると、その決定は今や前のより悪く、ベルナドット案より悪くなり得るのだ。・・・[2：122] レメズ氏は正しくもこう言った。もし停戦が我々にとって必要な——我々はすぐにそれをしよう！・・・状況がこの様であればその事を急がねばならない[2：122]。私はベルナドットに否定でもって回答する必要があるというシェルトク氏の言葉もよく分からない。・・・ベルナドットが提案した事は正に彼の最終的な決定だ。否定なら——これは否定だ。否定は肯定を伴う事はできない。・・・もし我々があるがままの軍事的・政治的状況を見るなら、我々が今すぐ停戦を必要とすると[彼らが]我々に言うなら——我々はその事を受け入れ、自らの手で壊さぬようにしよう。・・・[2：122]

カプラン ・・・ベングリオンの発言の後私には結論に達しなかった。私は——ツイスリングと同様——シェルトクの言を聞いた時は否定的な反応を持っていた。しかしシャピラや他の人々と同様、私にはエルサレム問題が重くのしかかっている。・・・私はこの二つの感情のはざまにあり、この瞬間に結論に達する事ができない。・・・[2：123]・・・私は明日再び政府会合を軍の人々と共に開いて、数ばかりでなくエルサレム救済の展望の評価についても聞く事を提案する。その間にまた一夜が過ぎ、恐らく食糧と燃料が着くだろう。・・・私は今夜何が起こるかを見たい。そして我々は水曜の朝に国家評議会に呼ばれるが、我々はそれ[国家評議会]に本件を決定の為に持ち込もう[2：123]。私は更にもう一つの決定も念頭においている。停戦は受け入れておいてベルナドットの解釈について安保理の前で抗議するのだ。つまり解釈を理由に停戦を拒否する事はしない、という事である[2：123]。

ベントヴ ・・・[2：123～124] 私は次の二つの条件を最も強調して主張する事を提案する。A) 我々への監視が、武器についても人々についても、他の

全ての諸国への監視より前に始まる事は考慮に入らない。私は停戦と監視の開始を区別する。その間は自由なアリヤーがあり得る。B) 兵役年齢は18～35才と考えられること [2:124]。

レメズ 政府が本件について決定し、それを国家評議会の承認に持ち込む事を提案する [2:124]。

票決に移る 国家評議会における決定に賛成——2 政府内の決定に賛成——多数派 [2:125] [ベングリオンの発言省略 2:125]

ローゼンブルート 私は、誰が停戦に賛成で、誰が反対か投票する事を提案する [2:125]。

ベングリオン 停戦への反対はない [2:125]。[議論省略 2:125]

票決に移る ベルナドットに、アリヤー条項についての彼の解釈が安保理決議に適合していないと知らせる——多数派 [2:125] [決定や通知のタイミングについての議論省略 2:126～127]

カプラン 彼 [ベルナドット] に次の様に知らせる事を提案する。政府内にはモシェー・シェルトクの立場への支持はあったが、政府は最終文面を見た後初めて最終決定を採択する事に決定した、と [2:127]。

ベントヴ これでは交渉の放棄だ [2:127]。

[ツイスリング、シェルトク、シャピラの発言省略 2:127～128]

票決に移る A) 明日回答を与える——賛成 2, 反対 5 B) 政府は彼 [ベルナドット] の解釈が [安全保障] 理事会決議に適合していないという外相の反応と全く同意見である、という事を今日通知する——満場一致で採択された [2:128～129] C) 最終草案の受諾後我々は安保理の前で抗議する権利を我々自身の為に保留する、と仲介者に通知する——賛成 6, 反対 5 [2:129] [D) は省略 2:

129]

ツイスリング 本件を国家評議会の最終決定に持ち込むという提案を改めて出す [2：129]。

ツイスリング案に賛成——3 反対——5 [以下の議論省略 2：129～130]

### ⑨動員の問題

[17才などの若年層の動員が特に議論になった。議論省略 2：131～135]

ベングリオン 4つの提案がある。A) 16才の人々を農場へ送る 採択されず  
B) 政府の明示的決定なくしては前線に送られないという条件で 17才の人々を  
2か月間訓練に動員する 採択 C) 36, 37, 38才を軍に動員する D) 42才ま  
での人びとを週に 2日間、強化の仕事に動員する 採択 E) 2人以上の子供を  
持つ 35才までの既婚者を動員する [2：135～136]。

ツイスリング 私は国防相と労相に C) と E) 案を吟味し、どちらかに決める  
権限を与える事を提案する。農業へのマンパワーの動員の観点から、速やかに  
この明確化をお願いする [2：136]。

ツイスリングの提案は採択された [シャピラの発言省略 2：136]

### ⑩緊急時の為の様々な大臣の権限 [議論省略 2：136～138]

ベントヴ 緊急時に大臣たちに権限を与える事はできるが、特定の事柄に関し  
てのみだ。(カプラン 自らの任務関連とか。)——全ての任務ではない。私も  
私の全任務について権限を要請したわけではなかった [2：138]。

[議論省略 2：138～139]

決定された A) 蔵相・国防相・農相・通産相・運輸相は緊急時規則を制定す  
る権限を受け取る。B) 全ての緊急時規則は、蔵相・法相及びその事に関連す  
る大臣をメンバーとする委員会で承認されるだろう。C) 前項で言われている  
委員会の前に持ち込まれるであろう全ての緊急時規則は、政府の全メンバーと  
権限ある全メンバーに、48時間以内にそれについて抗議する事ができるべく

提示されるだろう。抗議があった場合には、その問題は政府会合に持ち込まれるだろう [2: 139]。 閉会

(5) 1948年6月7日 暫定政府の臨時会合(欠席: ベルンシュタイン, グリュンバウム)

①安保理における我々の出席形態

シェルトク 今国連における我々の立場は時代錯誤的の形をとっている。我々はそこでユダヤ機関として現れ、そこでの我々の立場とこの地での現実、我々のそこでの出席形態と出席の内実の間には調和がない。なぜなら我々の代表がそこで話す時、彼は暫定政府の名において話しているのだが、理論的には彼はユダヤ機関代表として出席しているからだ。・・・提案は二つのステップがあるだろうというものだ。[まず]この上衣[ユダヤ機関の権限を指す]は別の体[組織]に到達しているという[ユダヤ]機関側からの宣言、それからユダヤ機関が持っていたのと同じ権限が暫定政府に移された、という暫定政府から国連事務局に向かってのアピールだ。・・・彼ら[イスラエル代表団]はグロムイコともこの問題について一度協議した。彼はこれに賛成だが、その前に7票の多数派を確保した方がよいと考えていた。・・・ [2: 140 ~ 141]

フィシュマン [ユダヤ]機関の廃止について決める権限が政府にあるのかを私は聞きたかった [2: 141]。

シェルトク [ユダヤ]機関の廃止ではなく、[ユダヤ]機関がエレッツ・イスラエルの政治的・軍事的利益を代表する事ができる組織体以上のものではないという話をしている [2: 141]。

ツイスリング ・・・ [2: 141] 誰が決める資格があるのか: 私の意見では——我々が国の拡大された議会を持っていたとしてさえ、私としてはシオニスト行動委員会<sup>(46)</sup>が正にこれを決める事を望んだだろう [2: 141]。[省略 2: 141 ~ 142] その事柄自体について: ・・・我々が国連加盟国として受け入れられ

た後も、ユダヤ機関の権利を求める闘いから離れる必要はない。・・・今の状況は[ユダヤ]機関代表がイスラエル政府の名で話している、というものだ。・・・[2：142]手続きに関して言えば、政府としては我々はユダヤ機関についてここで決める資格はなく、シオニスト行動委員会での話し合いにこれに移さねばならない。・・・[2：143][レメズの発言省略2：143]

シェルトク　・・・停戦委員会からの報告書が安保理に受け取られ、その中でユダヤ機関について語られる度に——この事がイスラエルの代表性と、現に存在する実体としての、事実としてのイスラエル国家の全ての案件を掘り崩している。・・・[2：143～144]実際の戦略的観点からは、私はレメズ大臣の提案を断然受け入れる。それは、我々の国連代表団から国連事務局に、エレツ・イスラエルの事柄について[彼らが]討議している時、暫定政府が[交渉の]テーブルに招請される事を要請する、というものだ。我々が二票行使するつもりかという質問が出たら、説明はこうなるだろう。暫定政府の代表性が承認されれば——ユダヤ機関は退くだろうと。・・・[2：144][やりとり省略2：144]

ツイスリング　・・・ユダヤ機関はイスラエル国家の代表性が受け入れられた後もその活動を続ける事ができるのであり、我々は[ユダヤ]機関が世界のユダヤ人を代表し、彼らは非政府組織としてエレツ・イスラエルの建設に関心を持つという事を、我々の側から要求せねばならない[2：144]。

[ベングリオンの発言省略2：144～145]

決定する 安保理におけるエレツ・イスラエルについての討議の時に、イスラエル政府の出席を要求する。もし(暫定政府とユダヤ機関の)二重の代表権を許す用意はないと[彼らが]言ったら、[ユダヤ]機関は次の様に通告するだろう。もし[彼らが]イスラエル政府の代表権に同意するなら、ユダヤ機関はその地位を放棄する用意がある、と[2：145]。

## ②国のシンボルと国旗



シャピラ シンボル委員会は、国のシンボルはメノラー〔ユダヤ教で用いられる燭台〕の形になるという提案を満場一致で採択した。その考えはシェルトク氏によって提起され、彼は七本腕のメノラーを提案した。・・・〔2：145〕旗については委員会のメンバーの間で意見の違いが明らかになった。・・・〔2：146〕

レメズ ・・・〔2：146〕旗について、委員会では根本的問題が提起された——国旗はシオニズム運動の旗でなくてはならないか、それともそうでなくてもよいか。・・・委員会では国旗とシオニズム運動の旗の決定的な一致に反対する理由が述べられた。・・・二つの旗の間には類似はあるが決定的な一致はない、という事が合意された〔2：146〕。〔省略2：147〕

〔他の発言省略2：147～148〕。

国のシンボルと国旗の専門家の公募について宣言する事を委員会に委ねる、と決定する〔2：148〕

〔閉会〕

(6) 1948年6月8日 暫定政府の臨時会合(欠席：ベルンシュタイン〔ハイファ〕, レメズ〔ハイファ〕, グリュンバウム〔エルサレム〕)

①エルサレムへの道を開くこと

ベングリオン ・・・〔2：150～151〕私は確信をもって語れないだろうが、エルサレムへの食糧の問題が・・・何らかの方法で解決をみる多くの見込みがある。今夜の〔軍事〕行動が成功すれば——明日一日中かけて〔彼らは〕エルサレムに食糧を運ぶだろう。・・・〔2：151〕〔主にベングリオンとシャピラの論争は省略。シャピラはもっと早く手を打てたはずだと主張。2：151～152〕

シャピラ ・・・1週間前に食糧をエルサレムに送ると言った時に——送らなかつた。・・・〔2：153〕〔ベングリオンの発言省略2：153〕エルサレムに集中的に3トンの食糧を輸送するであろう飛行機について語られたが、その事は実

行に移されなかった[2:153]。

ベングリオン この事はエルサレムの人々の命令に従ってなされなかったのだ。彼らは我々に、食糧ではなく武器を送ってくれと言った。これについて私はユダヤ史の前に責任を負う用意がある。・・・[2:153]

[やりとり省略2:153]

シェルトク シャピラ氏の批判は決定的に論駁される。[あの時の]状況は、[エルサレムへの]別の道路を開くイニシャチヴは参謀本部から出たもので、シャピラからではない。シャピラさん、そこまで到達できるとはあなたも思いつかなかったのだ[2:153]。

シャピラ 誰一人として、それについては夢にも思わなかった[2:153]。

ベングリオン 夢にも思った人々はいた！この計画を遂行したいと思う人がいて、彼にはそれ[計画]に近づく事が許されなかったとでも？[2:154]

シャピラ その人物とはハイム・ヘルツォーグ<sup>(47)</sup>だ。彼は5か月間動員される事を要求していたが動員されず、動員されたのはやっと最近だ[2:154]。

シェルトク ・・・私はあなたの名誉を傷つけるつもりはないが、今あなたが言った事は全く意味がない事だ。なぜなら、道を舗装するというイニシャチヴはハイム・ヘルツォーグから出たのではないからだ。・・・エルサレムへの道路を舗装するというイニシャチヴは参謀本部から出たのであり、軍中央、その最高の階級から出たのだ。・・・何故その事が1週間前になされなかったかという全ての批判と主張は根本から論駁される、なぜなら1週間前にはその事は不可能だったからだ[2:154]。

ベングリオン これは人々の命と名誉に関わる問題だ。・・・ヘルツォーグがその計画を提案しなかったのではなく提案できなかったのだという言葉は正しくない。ベイト・ジズ[バイト・ジーズ]とベイト・スシン[バイト・スーシン]<sup>(48)</sup>がヘブライ軍によって征服された後、その道が我々の手中に見出されて初めてこれを提案する事ができたのだ。・・・シャピラ氏が三人のメン

バーのいる委員会の前で次の事を報告する事を要請する。[A), B) 省略] C)・・・実行に移されなかったエルサレムへの道路の舗装についてのアドバイスを彼がいつから持っていたかについて[2:154～155]。

シャピラ 私はラトルンで、数百人の兵士たちが殺されたその場所で起きた大きな災いに誰が責任があるのかを決める専門家の委員会が選ばれる事を要請する。・・・[2:155]・・・我々はこれらの件についてもはや黙過できない段階に達した、と私は思う。我々は生死をかけた戦闘のさなかにあり、シェルトクさん、あなたは私が根拠なき事柄について話していると私に言えまい。・・・更に我々は、我々が二つのアラブ居住地を征服した後に、道路舗装についての提案を誰が与えたのかを明らかにしよう。(シェルトク 誰がそれを征服したかも明らかにしよう。)ユダヤ人がアラブの村々を征服し、誰がそれに責任があるかを私は知っている。(ベングリオン それは誰なのか？私もそれを知りたいし、誰がそれに責任があるのかをあなたが知っている事を疑わしく思う。)私は誰がこれに責任があるのかを知っており、シュロモ・ラビノヴィッチがそこで戦闘を行っていた事が私に知られている。・・・しかしそこで戦闘がいかに行われたかは我々の知るところであり、この時我々は敗北に敗北を重ねたのだ。・・・これら全ての事、我々がたどり着いた結果に我々がいかにしてたどり着いたのかを調査する政府委員会がなければならない。・・・[2:155～156]

ベングリオン ・・・[2:156]彼[ラビノヴィッチ]は私とその任命に責任を持っている・・・部隊の司令官だ。・・・あなたが知りもしない人々に罪を着せる根拠があるのか、我々は委員会で明らかにしよう。・・・[2:156][省略2:156]あなたは人々に罪を着せる責任を取る前に、事実を知らねばならない。・・・政府は委員会を任命せねばならず、シャピラ氏はそこに自らの訴えを持ち込み、私は今日ここで聞かれた彼の言葉を持ち込み、この委員会の前で彼の言葉が真実なのか、それとも話した事柄について彼が無知なのか、証明す

る事になろう [2 : 157]。

その問題と関連のある事柄の明確化のために、四人の閣僚の委員会(ラビ・フィシュマン、ツイスリング、ローゼンブルート、シェルトク)を選出するカプラン・・・怒りの理由が何なのかを皆さんが知った事は、私の考えでは、不可欠だった。既に一週間前に、エルサレムの人々が自分達の権限下にある食糧は1週間しかもたないだろうと知らせる SOS の電報が受け取られていた。私もエルサレムの人々が、食糧より銃の方が重要だと言ったのを聞いた。・・・従って恐れと懸念があり、今手を拱くのが難しいのは明らかだ。状況を改善する為に最大限の事がなされたかという問題が自ずと浮上するのであり、何が悪いのかという考えが一人一人の心を苦しめている [2 : 157]。

## ②敵対行為の中止についての交渉

シェルトク 今日午後4時にテルアヴィヴの国連連絡担当官のリードマン氏が私の所に来て、私の為に受け取られたベルナドット伯からの手紙を・・・私に渡した。・・・(シェルトク氏は手紙を読み上げる。原文は外務省文書の中にある) [2 : 158]。・・・それは手順に関するもので、その件の内容に関するものではない。リードマン氏は私に、勿論できれば我々の回答が明朝より遅くならずと与えられるよう要請した。・・・ [2 : 158] この件に関して、エバンがレイク・サクセスから電報を送ってきたが・・・その中で彼は、国連事務総長に、ファーリス・アルハウリーが安保理議長を引き受けた事実に対する公式の抗議を伝えた、と我々に報告している。事務総長はエバンに対し大変真剣に、次の諸理由から抗議を控えるよう忠告した [理由は省略 2 : 158]。エバンは、帰ってその問題をトリグヴ・リー [事務総長] の提案に照らして検討すると約束した。今までのところハウリーの行動は大変慎重で適切だ。トリグヴ・リーは抗議を公表せぬよう忠告している [2 : 158]。

6月7日の電報でエバンは次の様に知らせている。[安全保障] 理事会は仲介

者から、彼の最終報告書が受け取られるまでは停戦についていかなる話し合いも行わないよう要請する電報を受け取った。そこでエバンは仲介者の立場についてコメントするのを控え、我々の原則的立場に再度言及するにとどめた。・・・[2:159] 昨日エバンから二通目の電報が来て以下の文章だった。「アリヤーに関して私の強い意見は、アメリカ世論は我々の[アリヤー停止]拒否を理解するだろうというものだ。故にアメリカ世論の反応への懸念はあなた方[政府]の決定に影響してはならない。」[2:159] [省略2:159]・・・海外の我々の人々[ユダヤ人]のムードは、我々がアリヤーの件については頑なになる資格があるというものだ。・・・私にとってはエルサレムの状況が決め手だ。もし我々が今夜エルサレム道の上で行われようとしている軍事行動の結果を知ってからこの件について話し合えるのであれば、事を決めるのはもっと易しかっただろうに。(ベングリオン 今夜の軍事行動は重要で大きな価値のあるものだが、決定的なステップではない。)たとえ今夜我々が成功したとしても、それによって我々がエルサレム問題を解決するかは大いに疑問だ。これに対し、我々がエルサレムから受け取った情報は・・・大変懸念を催させる。・・・この状況では、また前回兵士の訓練の必要性について我々が聞いた事からすると、私の考えでは、我々はベルナドットの通告を受諾せねばならない [2:160]。[ベルナドット書簡についてのやりとり省略2:160～161]

ローゼンブルート この書簡によると、イギリスはエジプトに戦争物資を送る資格があるが、以前その事は別様だったと私は理解していたのだが[2:161]。  
 シェルトク [書簡では]この様に言われている。[安全保障]理事会は全てのサイドと全ての政府に、戦争物資をこれらの国に入れたり戦争物資をこれらの国から出したりするのを控える事を義務づける、と。・・・書かれている事は、例えばエジプトからの武器をサウディアラビアやエレッツ・イスラエルに入れる事はできないという事であって、他のいかなる場所からも武器をエジプトへ入れる事はできないとは書かれていない。この件については[彼らは]これをし

ないだろうというカドガン (Cadogan) からの情報がある。・・・我々の元には信頼できる筋から、いずれにせよイギリスは7月まではアラブに武器を移転しようとしなという情報が届いた[2: 161]。

・・・[心配していたように]彼らはヤッフォにエルサレムを対置した、あたかも食糧の領域においてのみの様に。しかしここから結論を出す事はできる。我々がエルサレムに入る可能性を要求していると想定しよう。・・・これに対して[彼らは]我々にこう言うだろう。多くのヤッフォの人々もヤッフォに帰らねばならない、と[2: 161]。[省略2: 161][やりとり省略2: 162]

ベングリオン　・・・私はこの会合に来る前・・・参謀本部に、純粋な軍事的観点からこの様な事についてどの様な意見を持つか尋ねた。停戦は良い事なのか悪い事なのか？今の状況によると——答えはこうだった——停戦には多くの利点がある。兵士には休みが必要だ。・・・大変疲れている、と[2: 162]。・・・正にエルサレム問題は、他の全ての場所よりも少なく停戦を義務づける。もしエルサレム問題のみが我々の前にあったとしたら——この事は停戦を余儀なくしなかつたらう。・・・[2: 162][省略2: 162～163]

シェルトク　アメリカからその地[イスラエル]に武器を持ち込むだろうとは解釈できる。或いはもしロシアが関係者でないと想定するなら、エレッツ・イスラエルに武器を入れる事は許される。もし“country”が全ての国を意味するとすれば——イギリスから武器をエジプトに入れる事も許されるわけだ[2: 163]。[ツイスリングの発言省略2: 163]

ベングリオン　・・・我々はその書簡がエジプトから我々の元へ届いており、ベルナドットが全ての人と同様だという事を考慮に入れなくてはならない。彼は・・・良いように意図したのだが、エジプトに滞在しており彼への圧力があると我々は想定しよう。だから、もし我々が書かれている事を悪く解釈するなら——間違わないだろう。ここには我々にとって悪く解釈し得る事が幾つかある。・・・今日の状況でも二つの都市[エルサレムとヤッフォ]の間にはいか

なる類似性もない。・・・停戦が今朝発効したと想定しよう。ヤッフォの状況はどうか、そしてエルサレムの状況はどうか？——ヤッフォは征服された町で、我々がそれを征服し住民は逃亡した。・・・いかなる人も知事の許可なくそこに入る事はできない。エルサレムは征服されず包囲されているが、全てのサイドからではない。・・・クリット・アナヴィーム[前稿「史料紹介」1：133に既出]からはエルサレムに到達でき、その逆も同様だ。我々はクリット・アナヴィームに食糧の大きな倉庫を持っておりいかなる援助も必要としないが、もし我々がヤッフォの人々に食糧を与えなければ——彼らは餓死するだろうと我々は想定するだろう。従ってこの例の中には悪い意図があるのだ[2：163]。

アリヤーの件については二つの条項がある。[大幅に省略]・・・我々はそれ[停戦発効後の7日間、エジプトに武器が入らないという保証がない一方、アリヤーは禁止されるという不利な条件を課されようとしていること]を黙過できず、もし我々がその書簡を全体として受け入れるなら、我々が彼[ベルナドット]にこう回答する事に私は賛成する。彼が7日間アリヤーを禁止した場合、我々はその中に安保理決議の違反を見るであろう、そしてその件全体は白紙に戻るであろう・・・と[2：164～165]。[やりとり省略2：165]

カプラン 問題[停戦]自体についてのあなたの意見は？[2：165]

ベングリオン 問題自体については多くの考慮があるが、私は軍事的考慮に従わざるを得ない。政治的考慮はこれに反するけれども[2：165]。

フィシュマン ベルナドットはエルサレムとヤッフォを対置している。エルサレムは我々のもので、ヤッフォは彼らのものではない。我々はどのようにしてエルサレムからの出入りが禁止される事に同意できようか。エルサレムは我々の手中にあるのに[2：165]。[カプランの発言省略2：165]

シャピラ 私がシェルトクとベングリオンの両方を見るところでは、全般に書簡の受諾には賛成だが、ベングリオンは次の様な条件を提案している。もしベルナドットが一週間アリヤーを停止する事態が生じたら、その中には何らかの

条件違反があるというものだ。私の提案は、この事が条件としてではなく解釈の形で起草されるというものだ。もしベルナドットがアリヤーを停止したら、我々はその中に安保理決議に違反する行為を見るだろう、と。こうする事により、我々が採択された決議を破っているのではなく、彼がそれに反して行動している、と我々は感じるだろう。私の意図は、たとえ[彼が]この方向性で行動しても我々が翌日停戦を破る可能性はないという事である。なぜなら我々にそれはできないからだ。そうではなく、我々はできる限りこれ[アリヤー続行]を行うように彼に圧力をかけねばならない[2：165～166]。

[シェルトクの発言省略2：166]

レヴィン・・・[2：166] この間中ずっと、我々の軍参謀本部は停戦があらねばならないと主張している。政治的状況もこれを余儀なくしている。・・・[2：166]

ベントヴ 我々は軍事的要因が要求する通りの停戦の必要性和、文面をその通りに受諾できない事はさまのジレンマに直面している。私が思うには、もし原則的にその諸条件を受諾する事を考えるなら——停戦の最中でも我々が適切と見なす時に行動する事を可能にする様な回答、或いは我々が安保理に向かって[彼らが]停戦を決議の文言や精神の通りに実行に移していないと陳情する様な回答の方法を示さねばならない。我々是我々の回答に、アラブも受け入れるならそれらの条件を我々も受け入れる、という通告を合体させねばならない。この点で我々はこの件を、我々に有利に、彼[ベルナドット]に不利に方向づける事ができるだろう。・・・私は、彼に対して、彼の文面は不完全でその中には矛盾があると証明する事を提案する[2：166～167]。[省略2：167]・・・私は、一定の諸条件が受け入れられれば、それ[ベルナドット書簡]を受け入れる事を支持する[2：167]。

フィシュマン・・・もしベングリオンが軍の名で彼の言葉を知らせなかったら・・・私はこの書簡を受け入れなかっただろう。特にアリヤーに関しては、



我々にとって同意する事を禁じられている事柄が幾つかある。しかしそれを受け入れざるを得ない軍事的観点がある。もし軍にとって停戦が必要なら我々はこれを考慮せねばならない。この想定から私はその書簡を受け入れる[2:167～168]。

ローゼンブルート・・・[2:168]モシェー[シャピラ]、一週間についてのあなたの言葉はそんなに論理的ではない。確かに彼[ベルナドット]にはアリヤーを禁ずる事は禁じられているが、アリヤーへの監視を組織化する時間を彼に与えねばならない。・・・私の意見では、この事は我々の名誉やアリヤーの件全体の名誉を傷つけるものではない[2:168]。エルサレムとヤッフォの件に関しては、彼が人道的観点からのみその事にアプローチしている事に、私は皆さんの注意を向けねばならない。(ベングリオン エルサレムはいかなる援助も必要としていないと答えるだろう。)・・・[2:168]軍事的意見の考慮が決定的なので、我々は書簡を受け入れる事ができるし、私は更なる解釈の必要性を全く見ない。なぜなら私を心配させた唯一の事は武器輸入の件であり、私の考えではこの事は今や明確になったからだ[2:168]。

ツイスリング 我々は決定において自由でない状況にある。我々は軍事的状況の評価についての報告を、それを知っている個人たちによって与えられている。・・・政府は残念な事に、自らに与えられた軍事的報告への批判の可能性を与える状況におかれていない。これらの言葉によって、私は報告の価値を貶めたり疑念を持ったりするわけではないが、政府が成立した時から軍事的な話し合いは存在してこなかった。我々にはあれこれの情報は与えられたが、その中で我々は受け身のアクターで、この様な問題に主体的方法で参加している者が持っているのと同程度の制約の中で、主体的方法で[問題を]考慮できるアクターとしては参入させられなかった。この件に参加している唯一の政府メンバー[ベングリオン]は、これに従事する事が任務の一つであるとして任命されているメンバーだ。・・・もし軍事的評価が、停戦が必要か不可欠であると

いうものなら・・・この様な状況下で私は自分の望むままに——[つまり]書簡に反対する票を投じる事ができる、という事を否定する。・・・[2:169]・・・我々はこれらの点[ベルナドットの解釈]についての論争の権利と、安保理決議を(私の意見では)歪曲している解釈についての陳情の権利を、我々自身の為に保持していると考え[2:169]。

ベングリオン　・・・私は・・・我々が戦争を続ける事ができないという意見を否定する。・・・私はツイスリングが決定できない状況にあるという言葉も否定する。・・・我々は戦争を続けられるかどうか？或いは我々には少なくとも4週間の停戦が必要だろうか。この会合では一人の専門家も我々と共にいないが、私の意見では、世界のいかなる専門家も我々がそうできるか否かを証明できはしない。・・・一見、この様な戦いにおいてユダヤ人にいかなる勝ち目もないと証明するのは大変難しい、なぜなら我々は40対1の戦いをしているからだ。・・・ここに座っている人の多くが6か月前に、我々はこの様な期間持ちこたえる事はできないだろうと答えていた。その時も私はこの意見の表明を受け入れていなかった、なぜなら専門家も知らないような要因がここに作用しているからだ。・・・[2:169～170]

我々は今、エレッツ・イスラエルのアラブ人たちとの問題を持っていない。彼らは全員このゲームから出て行った。・・・しかしこの様な事態の展開を、最初から我々は予想できたわけではない。我々には論争があり、想定としては村をその場所から動かす事はできないというものだったが、危険がなかった場所でもアラブ村は放棄されたというのが事実である。アッ＝シャイフ・ムワンニス<sup>(49)</sup>には危険は差し迫っていなかったのに、それにもかかわらず放棄された[2:170]。[省略2:170]政府は世界のいかなる専門家も考量できない事柄を考量する事を知らねばならない。・・・軍事的アプローチは全体的アプローチの一部ではあるが、決定打ではない。専門家に頼らず事柄全体の包括的な理解に頼る政治的アプローチがある。私は6か月前と同様に今でもこう信じている。

我々は最終的な勝利までこの戦争を行える、と。・・・[2:171]

カプラン ・・・私は停戦に賛成で、賛成票を投じよう。・・・[2:171] [省略2:172] ・・・一週間のアリヤー停止に関する条項では、それは兵役年令の人々についてのみ意図されていると我々は想定すると語らねばならない、というベングリオンの意見に賛同する。なぜならアリヤー停止は彼[ベルナドット]の権限外であり、この事は我々の目には停戦条件違反と見なされるだろうからだ[2:172]。

ベングリオン 我々の側の武器の搬入に関して幾つかの事実を挙げよう。・・・金曜までに、状況を変えるような大変重要な武器を我々が受け取るだろうという根拠ある希望がある。・・・これに対して・・・もし停戦が金曜に発効するなら、この武器[上記とは別の武器]は[停戦が]中断した後に初めて到着できる事になり、その運命がどうなるかが問題である。・・・この武器[上記二つとは別の武器]は停戦開始後に発送され、4週間道中にある事になる。・・・その中には60機の爆撃機が含まれている。・・・[2:172]

シェルトク 我々の決定は明朝まで延ばせるという事を、同僚諸氏に思い出して頂きたい。我々が明朝10時までに決定を採択すれば、我々の通知を午後4時までにカイロに送るには充分時間がある[2:172]。

ベングリオン ベルナドットに要請して幾つか質問をする事は全くできないのか？[2:172]

シェルトク そうする余裕はない。・・・[2:173] [やりとり省略2:173]

ベントヴ 停戦があって我々がエルサレムへの輸送隊を送るなら、ベルナドットはこれは停戦違反だと主張し得るが、その事を防ぐ力はないだろう[2:173]。[やりとり省略2:173]

ベングリオン 彼の義務は一方が停戦を破ったと知らせる事だ。我々は回答が明日与えられねばならないという事実を利用して、恐らく今夕ベルナドットに説明を求める事を提案する。A) エルサレムについて、B) 最初の一週間のアリ

ヤーについて、C) 武器を入れる事について——ローゼンブルートの解釈が正しいかどうか[2：173]。[ツイスリングの発言省略2：173]

シェルトク 朝9時までには、今夜の軍事行動の結果について我々は知るのだろうか[2：173]。

ベングリオン 私は確信が持てない[2：174]。[シャピラの発言省略2：174]

シェルトク 票決の前に私は重要な事を[皆さんに]思い出させよう。書簡にはこう書かれている。もし提案が受諾されれば、彼[ベルナドット]はその様な事について承認を送るだろう。提案が、遅れて、または条件付きでのみ受諾されれば——彼はこの件一切を安保理に差し戻すであろう、と[2：174]。

票決に移る 解釈を付す事なく彼の通告を受諾する——1 通告を丸ごと拒絶する——0 条件として解釈されるであろう解釈を付加して、通告を受諾する——8

ベングリオン 我々は、解釈が与えられる事項について決めねばならない。・・・[2：174] [やりとり省略2：174～175]

ベングリオン 彼[ベルナドット]は双方に同じ条件を与えねばならない。今の状態は、最終的な回答にたどり着くのに、[彼がカイロにいるため]アラブが持っているのと同じ可能性[十分に質問する機会]を我々は持っていないという状態だ。・・・[2：175]

解釈についての票決に移る

A) 停戦後一週間のアリヤーについては、それを中断する権限が仲介者には安保理によって与えられなかった——全員によって採択される B) エルサレムの件[議論省略2：175] エルサレムへの道が我々の勢力によって開かれるなら、町の住民への食糧補給の為に我々は赤十字に依存する義務はない、という解釈を採択する事を決定する[2：176] C) アラブ諸国への武器の搬入 ロー

ゼンブルート氏の解釈が全員によって採択される [2:176]。ベルナドットの解釈は、全てのアラブ諸国への武器の搬入を禁じる安保理決議自体への付加である、と理解する事を決定する [2:176] D) 海上封鎖 彼の指示の第9項に含まれる「戦争行為」という用語は海上封鎖も含む、という解釈を採択する事を決定する [2:176] [省略2:177] 5:3で、我々が彼の通告に回答する前に仲介者にテルアヴィヴに来よう要請する、という [ベングリオン] 案を拒ける [2:177]。[ベングリオンとシェルトクの発言省略2:177]

ベングリオン …… 明日エルサレム戦線における状況についての更なる情報が与えられ、我々はベルナドットへの我々の回答の件について最終投票をするだろう。 …… [2:177] 閉会

(7) 1948年6月9日 暫定政府の臨時会合 (欠席: グリュンバウム [在エルサレム])

#### ①エルサレムへの食糧輸送

ベングリオン 使節が到着して前線からの詳細な報告を提出するはずだったが、彼がまだ到着していない。 …… 前線の参謀本部を電話で捕まえる事ができない。 …… [2:179] …… 今まで我々は食糧が先方へ渡ったか、また無事に着いたかについての情報を受け取っていない。しかしベイト・スシン [既出] で滞っていると考える根拠はある。 …… [2:179]

シェルトク 私は昨日、国連の連絡担当官リードマン氏と会談し、彼の元にベルナドットの通告の改訂版を見出した。 …… 全ての者に、いかなる国へも武器を入れる事が絶対的に禁じられる [という修正がある]。 …… [2:179] [省略2:179~180] 彼 [ベルナドット] は、もし提案や諸条件の受諾の拒否があるなら …… この件一切を直ちに安保理に差し戻し …… レイク・サクセスへ飛ぶだろう [2:180]。 [省略2:180]

昨夜私はニューヨーク [のエバン] から …… 電報を受け取り、文面は次の

様だった。「・・・私はその提案[ベルナドット文書]が、安保理決議への明白な違反から免れる様な形で彼[ベルナドット]によって起草されていると想定する。・・・全ての面から、安保理が彼に反対する決定をすることはほぼ考えられない。・・・」[2：180]今朝、私はエバンから電報を受け取った。「・・・ワシントンは仲介者の提案を極めて理にかなっていると見ている。兵役年令の人々を入れる事に対する仲介者の慎重さについては、彼ら[米政府]は彼が、慎重さを適切で理にかなったやり方で使うであろうと最初から想定している。」[2：181]（ベルナドット伯の書簡への、回答の文言を読み上げる）[2：181]。

カプラン この草案は昨日我々が言おうと意図した事より鋭い、とコメントせざるを得ない。例えば最初の条項は、兵役年令の[人々の]アリヤーについて語っているが、昨日は言及されなかった。・・・その手紙は非友好的な印象である。・・・[2：181] [ベントヴの発言省略2：181]

ローゼンブルート コメントに関して。コメントに先立って次のコメントを与える事を提案する。「暫定政府は自らの同意に条件を与えていないにもかかわらず、次のコメントを付す必要があると考える。」・・・このコメントの後なら、私の意見では、最も鋭いコメントを与える事が可能だ[2：182]。[省略2：182]

シャピラ [A]エルサレムへの道の状態について今日我々に届いた情報に照らすと、私は我々の回答の中でその件に言及しない事を提案する。B)私はローゼンブルートの修正を受け入れるが、我々は——私の意見では、その形式を変えねばならない。・・・[2：182]

レメズ ・・・私はコメントの中に、一つ[のコメント]を除いて目的を見ない。もし条件を与えるなら話す目的もある。しかしもし提案を受け入れるなら、コメントには目的がない。コメントは、一つのコメントを除いて私に無目的で望ましくない印象を与える。私にとって受け入れられると感じられた文面は、我々は提案の受諾について彼に知らせるが、それと共にアリヤーの件について

の彼の解釈に我々は同意しない・・・と語るであろう、という部分だ。この要求は正当であり、停戦が遂行されなかった場合に生きる。[しかし]もし停戦が遂行されたら——これらのコメントは道を易しくはしないだろう [2:183]。

レヴィン 兵役年令の人々の件に関しては決定されなかったのであり、シェルトクは自らの意見に基づいて事を行った。文面がもっと寛大であるべきだというカプランとシャピラの言葉に賛同する。・・・我々は二通手紙を用意せねばならない。一通では我々は停戦に同意すると言い、もう一通では我々のコメントを提示するだろう [2:183]。

フィシュマン 私の意見では、我々がローゼンブルート博士の修正を受け入れるなら、我々のコメントの中に礼節の欠如を見ない [2:183]。エルサレムの件についてはその事に言及しない事に同意するが、その他の諸事項に関しては語調は、私の意見では、充分寛大だ。[2:183]

ツィスリング エルサレムの条項を外すのが正しいだろうとは私は思わない。・・・ [2:183]

シトリト 私はローゼンブルート博士が取った方法に同意する。しかし封鎖の問題はコメントとしてではなく、自明の事柄として挿入される事を私は提案していた [2:184]。エルサレムに関しては、私の意見では未決の案件のままにしておく必要がある。・・・ [2:184]。[ベントヴの発言省略 2:184]

ベングリオン 私はローゼンブルート氏の提案、彼の文案そのままを、エルサレムを含めて支持する。私は回答の中でどの語調が鋭いのか理解できない。決議への我々の理解を守る事が、アリヤーへの我々の権利を守る事が、我々に禁じられているのか?・・・ [2:184] エルサレムに関して。・・・エルサレムの状況はヤッフオの状況と同様ではない。ベルナドットはこの同列視をする事によって良くない事をしたのであり、これは中立性の為だけになされた。・・・もし我々がローゼンブルートの提案を受け入れるなら、我々は明白な事を言うのに全く恐れを抱かず、語る必要のある事を語らねばならない [2:

184～185]。

シェルトク 私は一つ受ける用意のある批判がある、それが正しいなら。私はもう一度回答の文言の文面を概観してそれらの中に礼節の欠如があるかを議論する用意があり、それからそれ[礼節]を付け加えよう。これに対して二つの事が明らかにされねばならない。[A]何よりもまず、ベルナドット案は全体として我々に対する根本的な不正義を含んでいる。なぜなら[彼らは]我々を、攻撃者と同じレベルに立たせているからだ。そこから輸入禁止とその他の事柄の平等に対する根本的な不正義が生じ、我々に直接害を及ぼしている。従って我々は・・・これを怒った顔で受けざるを得ないのだ。・・・従って語調は気難しくならざるを得ず、過度に安易で礼儀正しいものにはなり得ない。・・・[2:185] B)ベルナドットは相手側[アラブ側]の大きな圧力の下にいるが、それは彼ら[アラブ諸国]が七か国を数え我々が一国のみであるからのみならず、彼が今は彼らの所にいるからだ。彼はアンマンとバイルートにいたし、今はカイロに滞在している。・・・彼のキャリアの運命はこの件にかかっており、我々の言葉は彼への圧力になるだろう[2:185]。

・・・私はローゼンブルートの提案の文面を受け入れる[2:185～186]。エルサレムに関して・・・ベングリオンのコメントは正しく、それ故に我々は次の様に語らねばならない。道路が既に現在ユダヤ人兵力の手中にある程度において、またその道路全体が[将来]確保される場合には、エルサレムへの移動制限の問題は起こらないだろう、と[2:186]。[ベントヴの発言省略2:186]ベングリオン レメズ氏の提案は、我々が昨日決定した事と対立している。従って正式な観点からは、この提案は票決にかけねばならない[2:186]。

票決に移る レメズ案に賛成——2 反対——多数派 解釈を付さずに[ベルナドットの]通告を受諾するというレメズ大臣の提案は斥けられた[2:186]ローゼンブルート氏の提案に賛成——7 反対——2[2:186] 回答の前半



部分で仲介者の通告への同意が表明され、コメントは回答の後半部分の中に入れられるというローゼンブルート大臣の提案が採択された[2:187]

[票決省略]エルサレムのコメントをその他のコメントの間に含める事に決定する[2:187]。シェルトク氏によって示された文面を、この会合で採択された[複数の]修正が入れられた後で承認する事が合意された[2:187] 閉会

(8) 1948年6月9日 暫定政府[定例]会合(欠席:ベングリオン[テルアヴィヴ外], グリュンバウム[在エルサレム] 遅刻:シェルトク[⑤の途中から])

## ②政府会合

次の政府会合は・・・1948年6月14日と決定する。・・・[2:189]

④外国籍保有者についての質疑・・・[2:190]この問題をローゼンブルート, シトリト, シェルトクの三大臣をメンバーとする委員会での事前の話し合いの後に、次回会合の議題に入れる事を決定する[2:191]。

## ⑤在外の大使や公使の承認

カプラン[議長] この項目については、シェルトクが欠席では話し合えないだろう[2:191]。

ツイスリング 本項目は3回の会合で議題に上ったので、それについての議論は延期を許さない。この項目は二つの部分を含んでいる。大使や公使の任命と任命の期日である。任命の期日自体に政治的な重要性がある。今日までに我々を承認した国々の一部ではまだ代表が任命されておらず、その中にはソ連が含まれ、そこにおける代表を任命しない事は特別な意味を持ち得る。従って私は、外相がこの会合の続行中に、この項目の話し合いの為に到着する事が可能かどうか直ちに明らかにする事をお願いしたい[2:191]。

ベントヴ 外相は今日6時に記者会見を設定した。こんな事はあり得ない——彼は政府が定例会合で集まっている時に記者会見を設定すべきではない[2:191]。

カプラン 我々はまだ全会合への参加の義務についての法を制定していない。・・・[2：191]・・・シェルトクが来なかったら——我々はこの項目を次の会合で話し合う事とし、シェルトクにそう伝えよう[2：191]。

（会合は「放棄された財産への監督」の項目についての討議に移る。外相の到着と共にこの討議は中断され、停戦の通告の問題についての討議が終わった後に再開される。）

シェルトク 私はこの項目を提示しなかったと指摘する。しかし大使と公使の件についての項目が立っているなら、私は言わねばならない。これに対立する決定が採択されない間は——大使と代表の任命は外相の権限に委ねられていると私は考える、と。（ベントヴ 任命を承認せねばならない委員会が存在する！）[2：192] [各国に派遣する大使の任命についての状況説明 省略 2：192～194]

ベルンシュタイン 私が理解するところによると、この条項における話し合いの意図は手続きを決める事だ。私は、外国における我々の公使の任命の件はまず、特別委員会で承認されるよう提案する。我々の決定によると、官僚の任命でさえ委員会の側の承認を要するのだから猶更だ[2：194]。・・・領事と経済参事官の任命は、私の省との協議の上なされるよう希望したいところだ。私の意見では、まだ我々を承認していない国々においても経済代表は任命する事ができる[2：194]。

ツィスリング 我々を承認した国々に関しては——その全てに、二つの事について知らせるよう提案する。A) 我々は公使の交換の権利を要請する。B) その間、我々是我々の代表部を任命する。・・・[ルーマニア、ハンガリー、ソ連について述べた部分は省略] 私はユーゴスラヴィアにおける[代表部の]任命に賛成だ。そこでの任命には価値がある。ユーゴスラヴィアは様々な実際の機会に大変肯定的な態度を示してきた。周知の通りユーゴスラヴィアは東方諸国の中心地としての役割も果たしている。我々がユーゴスラヴィアにも二つの事、

つまり公使の交換と代表の任命を同時に提案するよう私は言いたい[2:194～195]。[省略2:195]私はこの件に関する委員会を提案する。その提案は政府の承認を要する[2:195]。

ベントヴ 政府の高官の承認のための委員会が存在しており、権限文書によればその委員会に大使・公使・アリヤー担当官の承認も課せられた。外相は不快にならないためにも、この様な事について知る義務がある[2:195]。

レメズ 私は委員会の提案を受け入れない。その事柄を扱う閣僚の権限に任命の件は委ねるか、政府の認可に持ち込むか、そのいずれかだ。(シェルトク しかし委員会は存在していると言う人々もいる!)——我々がその委員会を任命した時には公使や大使の問題は起きていなかった。私は全ての面から見て、大使任命や、大使任命についての交渉の権限を委員会に与えたのではない[2:195～196]。

フィシュマン 大使や公使の任命について、他国の政府における慣習はどうか? [2:196]

シェルトク ……例えばアメリカでは、私の知る限りでは國務長官か大統領自身が任命している。イギリスでは外相が任命しているが、重要事項については彼は勿論、首相と相談する[2:196]。

シャピラ この委員会が任命された時、政府の高い全役職の承認は何よりもまず、その内部の話し合いを要する事は明らかだった。私は、大使の任命は、最終承認のため政府の面前に持ち込まれるようにという提案は理解できる。しかし事柄の性質は、その事がまず特別委員会で話し合われる事を要する[2:196]。

カプラン ツイスリングは、我々をまだ承認していない国々においては我々は代表を任命し、承認した国々には——公使の権利を要請し、これと共に代表を任命するよう提案した。この件については外相の意見を聞きたい[2:196]。

シェルトク ……承認があり、公使の任命について近いうちの迅速な合意の

展望がある所では——今のところ代表を派遣するのは誤りだろうと思う。何よりもまず、代表を送るのもそんなに単純な事ではない。・・・[2：196～197] 実際的な解決策は、少し辛抱して候補をよく吟味し、その間に公使の資格を要請し、その事を秩序立ったやり方で行う事だと私には思われる。承認が恐らく程遠い、或いは公使の交換の件が程遠く、その間に死活的な問題が喚起される所では——我々がそこに代表を送る可能性を私は前もっては否定しない[2：197]。

カプラン 反対がなければ——外相の結論で我々は満足する事として、更なる決定はなしとしよう[2：197]。

一同は、関係諸国側からのそれについての合意が来るまで、公使の任命を通常のやり方通り待つという外相の意見を受け入れる[2：197]。

シェルトク 委員会についてはどうなるか？[2：197]

[カプラン、レメズの発言省略2：197]

5：4で、大使と公使は、首相と共に任命委員会によって承認され、これらの任命はその後政府の承認に廻されるであろう、と決定する[2：198]。[省略2：198]

#### ⑥停戦に関する政府決定についての通告

シェルトク A) 私はグリェンバウムから停戦に反対であるというメッセージを受け取った。・・・[2：198] B) 在エルサレムのアメリカ領事はワシントンの外務省[国務省]から、次の様に我々に知らせる(アラブにも知らせると想定する必要がある)電報を受け取った。外務省[国務省]はベルナドット提案の文面を受け取り、この文面に大変印象づけられ、双方がそこに含まれる諸条件を受け入れ停戦に同意するよという強い希望を表明する、と[2：199]。C) 私は今日、ヘブライ語報道機関の広報委員会との記者会見をするが、その[委

員会の]大半が停戦に反対である。私はこの会見で次の様に報告するだろう。決定は政府内で全く反対なく、実際にはほぼ満場一致で採択された。原則的には全ての面で、ここでは停戦反対の意見はなかった、と[2:199]。

[ツイスリングの発言省略2:199]

シャピラ・・・残念な事に世間はエルサレムの状況がどの様かを知らず、アシュドトや他の場所での状況がどの様かを知らない。新聞各紙は政府の立場に災いを見ている。私はこの場合、決定が満場一致で採択された事を知らせるのが外相の義務だと思う——これが正しい事でもあろうし、世間を静めましょう。世間とマスコミはここから、その決定が満場一致で採択されたのならそれなりの理由があるしるしだと学ぶだろう。・・・[2:199]

ローゼンブルート 世論が、最も穏健な政党でさえ、状況の知識の欠如という単純な理由の故に政府の立場について理解しないだろうという事は私にとって明らかだった[2:200]。私は明日国家評議会の非公開会合を開いて、評議会の議員に全ての事実を知らせる事を提案する。決定前にそれ[国家評議会]の意見を聞くべきだったかも知れない。今全ての面で我々は、状況についての情報を真実のままに彼らに報告する義務がある[2:200]。

[カプランの発言省略2:200]

ツイスリング この様な問題が提起されるのは初めてなので、本件について我々が厳密にする事は重要である。・・・政府会合における票決がいかようだったか。もし今、[実際に]あった意見の相違について報告する事に決められるとしたら——この許可は他のケースにも与えられる[2:200]。[省略2:200]

ベントヴ その通告を拒否するという提案すら政府内にはなかった、という文面を提案する[2:200]。

レメズ 政府内で、決定が反対なく採択される全ての場合に、[それが]満場一致で採択されたと発表する事が許される[2:201]。[カプランの発言省略]

シェルトク大臣が記者会見で、仲介者の通告を拒否する事を提案した政府メンバーは一人もいなかった、と報道陣に発表する事を決定する[2:201]

⑦国家評議会の開催 5:3で国家評議会の即時開催提案を斥ける。開催の日時については次回会合で決められるであろう[2:201]。

⑧[該当部分が11頁削除]。この日の議事録冒頭の議題リストでも、議題⑧のタイトルが2行にわたり削除]

#### ⑨農業評議会の構成

ツイスリング 勸告の権限を持つ農業総評議会の設立の件は、政府によって原則的に決定された。今、私は評議会の最終的構成を認可するようお願いする。・・・[2:202] [宗教政党を含む各団体から、自分達の団体からの代表を増やすようにという要求が来ている事の報告2:202～203]

[シャピラやシトリトラからも同様の要求2:203～204]

次の事を決定する。その権限が勸告するのみの農業評議会を、[政府]会合で聞かれたコメントを考慮しつつ構成する権限を農相に与える。・・・[2:205]  
閉会

(9) 1948年6月14日(欠席:グリェンバウム[在エルサレム])

ラビ・レヴィンへのお悔やみ ベングリオン首相 [省略3:1]

#### ①状況についての情報

ベングリオン 停戦は幾つかの場所で破られた。最も困難なケースは高地ガリラヤで起こった。低地ガリラヤでも停戦時以後激しい攻撃があったが(セジェラへの攻撃が行われた)、高地ガリラヤでは攻撃が・・・ミシュマル・ハヤルデンー帯——停戦時以後敵によって征服された——に広がったのみならず、クファル・ソルドやエイン・ゲヴ<sup>(50)</sup>も銃や飛行機で非常に激しく攻撃された。・・・[3:1] 高地ガリラヤにおける停戦が、ミシュマル・ハヤルデンを

再び征服するという希望でもって我々によって破られたという恐れが生じた。・・・[しかし]・・・根本的な調査の後、[停戦]違反はシリア側からだった事は疑いないという事が・・・判明した[3:2]。

シェルトク ベルナドットが昨日テルアヴィヴに来て、我々の間に会談があった。・・・[3:2]・・・会談の中で判明したのは、監視機関について伯爵の代理として任命される人はボンデ大佐[1(2)②参照]だろうという事で、彼は彼[ベルナドット]に直属するだろう。・・・(ベルナドットは全般に停戦の件を自分は既に終えたと考えており、彼の意見ではそれへの監視を他の人々に任せる必要があり、自分自身は高次の政治——<sup>ハイ・ポリテックス</sup>政治問題についての交渉——に専心しようという事である。)[3:2]

・・・[3:2] ボンデはアラブ連盟事務局長の名で・・・カイロのベルナドットに提出された・・・手紙を携えて来るはずだ。その手紙は、少なくとも四つのケースで停戦違反をしたとして我々を非難している。トランスヨルダン政府は、あたかも我々が幾つかの場所で停戦を破ったかの様に陳情した。シャイフ・ジャラーフ<sup>(51)</sup>では金曜夕方にユダヤ人の交差射撃によってアラブ軍団の兵士たちが殺され、同日夕、2人のアラブ人市民がエルサレムのハダサー<sup>(52)</sup>の建物から銃撃され一人が殺された、と。・・・我々は相手側[アラブ側]の全ての咎を数え上げる書簡を送っている[3:3]。[移民船について省略3:3~4]

・・・明日彼[ベルナドット]はカイロにいて、アラブ諸政府の代表たちとの事前会談に2日を費すだろう。・・・木曜に彼はテルアヴィヴに来て当地に2日滞在するつもりだ。それから彼は全体的な事前会談を我々と行う事を要請するだろう。分かっているのは、彼はいかなる計画も持って来ず、いかなる計画も開陳せず——可能性を明らかにするだけだという事である。安息日には彼はロードス島に戻るだろう。・・・従って来週彼の所へ招かれて、我々の誰かがロードスへ行かねばならなくなる事もあり得なくはない[3:4]。

②停戦時のための行動計画

ベングリオン 私は5条から成る行動計画を提案する必要がある[3:4]。

1. エルサレム問題

A) ……これこそ組織的・行政的・地政学的・政治的に大変複雑な問題である。組織的には——ここからエルサレムへの食糧輸送の車両の問題がある。地政学的には——道の問題がある。起きた重要な事柄は、戦争の嵐のさなかにエルサレムへの代替の道が征服された事である。……しかしその代替の道には大きな難点がある。一箇所、150メートルにわたって重い手押し車を鎖で下げたりそれらを鎖で引き上げたりせざるを得ないのだ。この道の部分を……修理するか、この辺りで代わりに道を舗装するかのいずれかをせねばならない。これは政治的問題でもある。アラブ側からも監視者側からも、我々が征服した代替の道による食糧輸送に対して不平が出ているからだ。今のところ輸送はうまく行われている。輸送される食糧の量は日毎に増大している。もし我々がこの道と修理された道による輸送の可能性を持つなら、エルサレムの必要性を満たし、この28日間に大量の備蓄を準備する事もできるであろうという事は疑いない[3:4~5]。

B) エルサレムからの脱出を防ぐこと。……しかし脱出の防止自体にはいかなる解決策もない。解決策はエルサレムの運命の変化である。エルサレムの強化の為に、数日間にわたり、去りたいという避け得る願望が起ころぬよう心を配る必要がある[3:5]。

2. 軍事力の強化を大変急ぐ必要がある[3:5]

A) 訓練によって。状況は懸念を起こさせる。……戦争前から訓練されている人々は少数で、彼らの多くが斃れ、司令官のかなりの部分が斃れ、現在軍の圧倒的多数は完全には訓練されていない人々から成り立っている。従って、何よりもまず訓練によって軍を強化する必要がある[3:5~6]。

B) 規律——……我々の軍における規律の指導は深刻な問題で、大きな努力



を要するだろう。・・・[3:6]

C) 軍の構成において再組織化がある事が必要である

[停戦前の最後の日に、6時間に及ぶ戦闘中に周囲のイスラエル軍の援軍が来ず、陥落したゲゼル<sup>(53)</sup>の例を挙げて]その事自体・・・[軍の]構造の変更を余儀なくしている[3:6]。

[2の総括として]・・・今我々は無秩序な敵と事を構えているのではない。これは訓練され、規律があり、勇気もある敵である。・・・[3:7]軍の訓練、軍を規律ある集団に変える事、軍の構成の変更——これら全ては大変重大で差し迫っている。我々は、停戦は一時的で戦争が再開されるだろうという想定を受け入れねばならない。従って戦争が再開された時に、我々が停戦期にせねばならず、またできるレベルより少なくしか準備できていない、というのはいり得ない[3:7]。

3. 戦時生産の増大 外から武器を入れるのはほぼ不可能になるから・・・我々自身の生産を増大させねばならない。我々がこの地で行う生産については監視がないのである[3:7]。

4. 新たな入植・・・私の意見では、我々は今度は公表を控える必要があるだろう。・・・我々はもっと早いスピードで、もっと多くの場所で行う入植を行う方がよしこれを行う可能性があるが、今度は我々は自らに沈黙を命ずるだろう[3:8]。

5. それはアリヤーにも当てはまる——アリヤー 公表を控える[3:8]。

シェルトク 私はエルサレムに関する情報を提供したい。エルサレムにいる我々の人々は主にバーナード・ジョゼフ——ベルナドットの特別の要請により、我々は彼をエルサレムにおける我々と領事委員会<sup>(54)</sup>をつなぐ首席連絡係に任命した——と何回か話をした。領事委員会には、この期間[停戦期間]に町[エルサレム]の諸問題について[ユダヤ・アラブ]双方と話し合う権限をベルナドットが与える事になっている。ジョゼフは一つ重要な事をした。停戦の

終わりにおける食糧の量は停戦前にエルサレムにあった食糧の量より多くな  
ないという事を守らねばならないという、停戦条件の公式の文面に表現された  
有害な考えをベルナドットの頭から取り除いたのである。・・・しかし道路の  
問題、特に我々の新しい道については意見の対立が起きた。ジョゼフは、この  
道は我々のもので、我々はそれによって食糧を輸送しており現状維持違反を構  
成していないと主張した。相手方〔ベルナドット〕は、もし検問があったら  
——それは二つの道に対して共に適用されねばならず、食糧の総量は平和時に  
町〔エルサレム〕の経済にとって必要と〔彼らが〕設定するであろう量を上回る  
事はできないと主張した。ジョゼフが彼と一昨日持った会談では、あたかも彼  
〔ベルナドット〕はこの問題については私と最終的な話をするかの様な話だっ  
た。〔しかし〕ベルナドットがその問題を持ち出さないのも私もち出さなかつ  
た。なぜなら我々は時間を稼いで、その間にこの道路でできる限りの食糧を輸  
送したいからだ〔3：8〕。〔検問をめぐる問題は省略3：9〕18 行削除〔3：9〕

カプラン 我々はエルサレムに三つの物を移動させねばならない。食糧、燃料、  
水である。・・・エルサレムが再び包囲される可能性に備えねばならないとい  
う想定からすると——我々はあれこれの形で備蓄を準備する事も試みなければ  
ならない。・・・〔3：9～10〕この一か月間のエルサレムへの供給の保証と備  
蓄の準備は莫大な金銭的支出と結び付いている。・・・私は総額2万5000リ  
ラをエルサレムの人々の裁量下におく事に同意したが、この金は返済されるよ  
う、可能な限り確かめなければならない。・・・〔3：10〕〔一段落省略〕・・・  
エルサレムへの供給問題の為の委員会を設ける事を提案したい。・・・私はこ  
の様な委員会のメンバーの一人になる用意がある〔3：10〕。

B) エルサレムからの脱出の問題について。私は少々この事に触れる。なぜ  
なら私の家族がエルサレムに残っており、そこにはこの件に関わる4人のメン  
バーがまだ住んでいるからだ。私的な事柄について語るのとは快くないと言  
え、私は自分の意見を述べざるを得ない。この件について秩序や監視を導入す

る・・・のが不可欠である事は疑いない。我々はエルサレムの将来と強化を心にかけねばならない。それと共に、我々はもう一方の極端に走って、エルサレムからの全ての脱出を厳重に禁止してはならない。これこそは主張する事能わざる命令である。・・・[3:10～11]

ベングリオン 停戦が終わった後の燃料の見込みは？[3:11]

カプラン 何よりもまず停戦期の燃料を確保する必要がある。・・・我々は今主に二つの困難にぶつかっており、それらの解決は技術的なものではなく政治的なものだ。一つの困難は外貨にある[シェルなどの燃料会社の給与支払いがイスラエル・リラでは受け取ってもらえないこと。省略3:11] リラ問題への答えは第二の問題と結び付いている。[第二の問題とは] イギリスが撤退まで残る12日間に燃料をこの地から出したがったらどうなるのか、というものだ。[燃料] 会社の代表側からは我々に・・・外貨で自分達に支払われるなら、燃料を我々に供給し、燃料をこの地に輸送する事を引き受ける用意さえあると言ってくれた。[しかし] 問題は残る。これに頼る事は可能か？——私は否定的に答える[3:12]。もし私が言及した困難を克服できなければ・・・我々は深刻な問題に直面するだろう。・・・[3:12]

フィシュマン 私はグリェンバウムから確かに次の様に聞いた。・・・エルサレムの文民指導部と軍指導部の間では平和が支配していない。・・・政府は・・・その関係が更に悪化しないよう心にかけねばならない[3:12]。それから、どの位その中に真実の一端があるのか私にも分からない事がもう一つ。ここ数日間にエルサレムから到着した人々が、ここから送られた食糧を軍が独占して市民には全く残っていないと不平を言っている。・・・本件が明らかにされるようお願いしたい。しかし大事な事は勿論、文民と軍の関係の悪化の問題だ[3:12～13]。

逃亡について。これは正に深刻な問題だ。一方ではエルサレムが空っぽにならないよう心配せねばならない。他方では、かくも多大な苦しみが降りかかっ

た人々の前で脱出の門を閉める事はできない。・・・[3：13] 水の問題について。・・・町[エルサレム]の水の量は辛うじて10週間もつであろうが、飲用だけだ。雨季が来るまでの5か月分の水を準備せねばならない事を思い出す必要がある[3：13]。

ツイスリング　・・・[3：13]・・・[ベングリオンが提起した5か条について]アリヤーの問題があると言うのでは不充分だ——アリヤーを拡大する為に何が可能かについて明らかになるようにせねばならない。訓練の問題があると言うのでは不充分だ——いかに我々が訓練を拡大するかを我々が知る様にせねばならない。そしてそれは戦時生産の拡大と新たな入植の問題、及び軍の再組織化或いは組織化の問題にも当てはまる。・・・[3：13～14] 私は明確化の終わりに、次の事を我々が決めるよう提案する。A) 戦争の件と結び付いた基幹諸部門に具体案を要求すること。・・・B) 我々が明確化の方法と、明確化の手段を決めること。・・・[3：14]

戦争の戦闘と労働に携わる人々には、多大な疲れが感じられる。・・・私が言おうとしているのは農場の大半の人々の事だ、彼らの疲労の程度はあらゆる限界を超えている。前線から遠い農場では安息日や祭日にも労働し、警備し・・・その同じ人々が他の場所の援助に呼ばれ、前線にも出て行く。もし我々がその人々に幾らかの休みを与えるような、もっと高い年齢層の、[規模の]大きな予備役をすぐに動員しなければ兵力はもたないだろう[3：14]。我々はマンパワーの集中についての具体案を・・・受け入れ、その事に関する専門家の意見聴取を行わねばならない[3：14]。私は政府を代表する委員会を設ける事も提案する。それは戦争の土台の諸問題を恒常的に扱うだろう[3：14]。

シャピラ　エルサレム問題について。私は、必要とされる食糧を我々の道だけで持ち込めるだろうという考えを捨てる事を提案したい。[検問、運べる食糧の量、道の修理後の展望についてのベングリオンとのやりとりは省略3：15] もう一つの痛ましい問題は女子供の問題だ——どこへ彼らを移すか？戦争が再

開されたら・・・子供達は町[エルサレム]の防衛にとって大変大きな障害となるだろう。・・・私はハラハー[ユダヤ法]を中断したくはないが、女子供の問題は大変深刻で解決せねばならない。エルサレムからの脱出を禁じる一般的な法令は、私の意見では、パニックと鋭い反対をも引き起こしそうである[3:15]。エルサレムには生計の問題がある。町[エルサレム]の経済生活全体は麻痺し、商業は破壊され、工業も存在した程度において破壊された。カプランはエルサレムの為の委員会を提案した——その委員会のメンバーたちは・・・今その大半が生計手段を欠いている人々の事も心にかけ、これら全ての破壊を立て直す道筋を見出さねばならないだろう[3:15～16]。

政府のメンバーたちが状況の詳細を知らない事はあり得る、それ故に彼らはしばしば正しくないか妥当ではない批判をするという誤りを犯す。彼らは全てを知る事もできない。しかし政府のメンバーが知る義務のある、ここで受け取らねばならぬ最小限の情報というものがある。私は、我々がここで十分な情報を受け取らなかったと断ずる。最近この地の様々な所で斃れた相当の数の犠牲者についての噂があり、多くの捕虜の噂がある[3:16]。

ベングリオン 噂は事実以外のものではない。我々が[停戦発効前の]最後の日に征服したアラブのアスルージ[註13参照]では相当の数の犠牲者が出た[3:16]。[カプランとベングリオンのやりとりは省略3:16]

シャピラ 私はここ1か月の軍事的状況についての概観が我々に与えられる事を望みたい。我々はこの事から政治的結論をも引き出さねばならないだろうと私には思われる。・・・[3:16][省略3:16～17] 私は停戦の1か月間にこの地に2万人が入れられる事を希望する。キプロスからは兵役年令でない1万4000人の脱出を許可する用意ができており、6000人をヨーロッパから連れて来る事はできる。・・・[3:17][省略3:17]

ベントヴ 我々にはあと24日停戦が残されている。停戦が中断される状況に向けて自らを準備するのにこの時間を利用する事が我々の義務の一つであ

る。・・・[3:17] [省略3:17～18] 私の意見では[停戦終了までに]なされねばならない一連の事柄がある。そしてその事に関わっている政府のメンバーは次の会合で、7月11日の為に準備ができている事を保証する為に自分達がどの様なステップをとっているかを我々に語らねばならない[3:18]。A) アリヤー計画・・・, B) 武器・・・, C) 飛行機, D) 燃料・・・, E) 戦艦・・・[3:18]。

この地における行動に関して。A) 我々自身の戦時生産の増大の為に計画が必要である。B) 私は停戦のこの4週間を軍の組織化の為に利用せねばならない事には同意するが、この事をいかなる方向性で行うかは私にとってまだ明らかでない。私は参謀本部がいかに組織化されるかについて知りたい。ここ数か月病気である参謀総長の代わりに行動するであろう誰かがいなくてはならない。前回の会合で我々は、在外公使の任命は政府の承認を要すると決定した。参謀総長と3～4人の主な助手たちの任命、これこそは在外公使の任命に劣らず重要だと私には思われる。・・・C) 指揮——我々が十分に持っていない大きな欠落部分の一つは軍の司令官だ。私はこの件について停戦の1か月間に何がなされるだろうかという事を知りたい。D) 我々の軍の力の拡大計画・・・E) 訓練計画[3:18～19]。

これら全ての事柄において正確な計画を持ち込む必要がある。今後なされるであろう交渉では我々は疑いなく充分激しい圧力の下に立つだろう、そしてこの交渉における我々の立場は原則だけに依存するのではなく、我々が持つであろう能力にも依存するのだ。・・・[3:19]

エルサレム問題について——私は提案する。A) エルサレムにおける労働の創出を気にかけるであろう特別な長たちを決めること、B) 町から大勢の子供達を出す事について決定すること（その間彼らをヤッフォやハイファのアラブ地区に居住させる事ができる）、C) ・・・人々をエルサレムから解放する為の委員会がなければならぬ。・・・家族をエルサレムから移動させたい全ての

人が請願を出す事ができる委員会がなければならない[3:19]。

シトリト・・・[3:20] 私は、我々の手中にあるアラブの村々の水源を使う事を提案したい。例えばサリス[サーリース]、ツォヴァ[スーパー]、カスタル[アル=カスタル]、コロニア[カールーニヤー]、デイル・ヤシン[ダイル・ヤースィーン]、リフタ[リフター]<sup>(55)</sup>である——これらの水を、今日までエルサレムにはまり込んだまま残されている機械によって、予備[の水]を倍増させる為に獲得する事を提案したい[3:20]。エルサレムへの食糧供給において、我々に適用されているのと同じ条件は旧市街のアラブ人にも適用されるか？[3:20]。

ベングリオン 適用されるだろう、という事にならねばならない[3:20]。

ツィスリング A) 私は、移民相がなし得る最大限の計画を我々の前に持って来る事を要求する。この一か月間にもっと移住させる可能性があるというのが正しいなら、我々は最大限計画に沿って我々自身を引き締めねばならない。B) 私は我々の船の件を強調する——停戦期間の範囲から外れる最大限の計画を我々の前に持って来なければならない[3:20]。

ベングリオン アスルージは停戦の一日前に我々によって征服されたが、そこで我々は殆ど重い損害を蒙った。・・・[3:20] エルサレムから子供達を出す事について。私はこれを破局的な事と考えており、それはエルサレムの空洞化を意味する。私がこの様な事に反対するのは、何よりもまずこれが幻想だからだ——この地には、特にこの様な数の子供達にとって[安全が]保証される場所はない・・・。第二に、あなた方はこの様な事によっていかなる運営上の問題、いかなる共同体の問題が作り出されるかを理解していない。その事が意味するのはエルサレムの空洞化と敵への降伏だ。私はエルサレムの子供達にとって安全な場所を見出さない。彼らは我々にとって非常に非常に大切だが、彼らを別の場所へ脱出させるのは幻想だ[3:21]。[ベントヴの武器関連の質問への答え 3:21～22][当地への] 途上にある重い搬送品があり、それらをどう

するかという問題がある。捕まったら、停戦前に出港した——これは本当なのだが——と我々が語れるであろう搬送品がある。・・・[3：22]

シェルトク 搬送品の出港日付にはいかなる法的重要性もなく——到着日付に法的重要性がある[3：22]。

ベングリオン [ベントヴの指摘に関連して、参謀総長(ヤアコヴ・ドリ)の病氣と司令官不足について説明3：22～23] 私はマスコミで問われた一つの質問に答えざるを得ない。「アル・ハミシュマル」紙<sup>(56)</sup>で「ベングリオンはパルマツハを解体している」と報道された。私は軍の建設に携わっており——ただ一つの軍部隊の解体にも携わった事はない。しかしあらゆる種類の事が起こった、そして軍の中に事が起こると、私はこうした全てにかかわらず何があったかを知る事に関心を持つ。[補給物資がそれを必要とする部隊に直接届かなかった為に作戦が失敗した事例 省略] 私が責任を持つ間はずっと、新聞や政治団体が嘲っても私はこれ[軍の既成のあり方の改革]をためらわないだろう、なぜならこの様な事こそが軍の必要性だからだ。我々の全ての兵士は私にとって大切である故に、私は彼ら全員に対して一つの[分け隔てない]愛情を持っている。そしてこれが命令であったし、これの上こそ[国防相としての]権限の受諾があり、それ故に——一つの決定は[パルマツハの様な特殊精鋭部隊だけでなく]我々の全軍に向けられている。・・・[3：23][省略3：23～24]

組織がどの方向に向かっているのかという問題について——それは規律と自覚を持った武装勢力の準備の方向へ向かっている。・・・何よりもまず我々は・・・我々の規律、我々の訓練、我々の秩序、我々の装備が敵のそれに劣らず、できる限りそれに勝よう心がけねばならない。我が軍がどの点で敵に勝る事ができるか、これは道徳的な力においてである、なぜならそれ[我が軍]は自分達は何の為に戦っているのか知っているからだ(アシドトに送られたエジプト軍は自分達は何の為に戦っているのか理解していない)。・・・軍の中には多大な友愛が必要であり、友愛は彼ら全員の平等のみに基づく(全ての



国々では、封建的であれ共産主義的であれ資本主義的であれ——この軍はコミューンである。全員が一つの衣服を着、全員が一つの食物を食べる)。そして私はこの件についての全ての煽動に対して闘うだろう。マスコミにおける煽動は私にはさほど気にならない。・・・たとえ[彼らが]これをパルマツハの解体と呼ぼうと、私はこれにもひるまないだろう。・・・全員がイスラエル国民の兵士であり——我々の全部隊に対して一つの法があり、誰に対してもいかなる優越も与えられず、全員が同じ訓練を受け、全員に対して同じ給料、同じ名誉と称賛がある。・・・[3:24～25]

ベルンシュタイン 我々が停戦期間を利用せねばならないのは明らかであり、従って何をせねばならないかは多かれ少なかれ明らかだ——必ずしも明らかでないのは、いかにしてという事だ。・・・[3:25]我々が戦争再開に備えねばならない事とは別に、我々は今、我々の問題の重心が程なく政治的領域にある事になる時期に入りつつある。そして政治的領域においては、私は我々の路線が何かを知らない。我々が11月29日[国連分割]決議を主張するのか、それともこの決議はまだ議論に付されていないと言うのかを[知らない]。後者の場合——我々は決議前の、我々の以前の要求に立ち戻るのか、それともこの要求には立ち戻らないのかという問題がある。これらの事は明確化を要し、我々が近々の政府会合を政治的明確化に充てる事を私は提案したい[3:25]。

ツィスリング ・・・私は国防の領域で我々が諸問題を本質的に話し合う事を要請する。議長[ベングリオン]は、我々を核心自体に持って行かぬ冗長な言葉で廻りくどく論じる代わりに、実際的な諸問題を我々の前に提示してくれば、議論の果実にもっと貢献していただろう[3:26]。

ベングリオン それは議題外だ。あなたは批判する事は許されるが、議題の名においてではない[3:26]。

ツィスリング 私は自分が言い出した提案を説明する資格がある。私は軍事的な明確化を優先させ、次回会合で我々の前にその諸問題を本質的に持ち込むよ

う要請する（軍の組織化——いかにして[行うか]，戦争計画——いかにして[行うか]，など）。我々はそれらについて話し合い，その後同意するだろう [3：26]。

ベングリオン あなたの提案は・・・会合の終わりに来るべき議題提案だ [3：26]。

ベントヴ 私は・・・私が提示した諸問題についての彼[ベングリオン]の答えに関してのみコメントしよう [3：26]。私はベングリオンが答えを拒否した事を残念に思う。本質的に彼は我々に，我々は達成可能な事を達成すべく努力するだろうと言ったにすぎない。しかし・・・これは軍事的・政治的評価をその上に立てる事を可能にする土台ではない。・・・私にはもっと計画する事は可能だと思われる。・・・ [2：26～27]

ベングリオン・・・私はあなたに，我々が何を持っているかという質問に対する答えを毎日与える用意はあるが，あと一か月後に我々が銃を幾つ持っているかを語る用意はないし，それを語る用意がある人を知らない。・・・ [3：27]

フィシュマン 我々の決定によると政府会合は3時間以上続いてはならないが，この調子で話し合うと——決して終わりまで行き着かないだろう [3：27]。

ベングリオン 幾つかの事については我々は決定せざるを得ない。政治的な明確化に充てられる会合を持つという尤もな要求がある。国防の諸問題に特別な会合を充てるという提案がある。そして移民相が関わる諸事項について明確化を行うという提案がある。・・・ [3：28]。[やりとり省略 3：28～29]

7：2の多数派で，三人のメンバーから成る，エルサレムへの供給の為の委員会を選出する事を決定する。委員会のメンバーはツイスリング，カプラン，シャピラ大臣。議長はカプラン [3：29]。

フィシュマン エルサレムから出る許可を与える事についてはどうなるのか？

[3:29] [ツイスリング, シャレフの発言省略3:29]

ベングリオン エルサレムから官吏が出る事については、原則的な決定が要求される。私はその様な事には、例外的な場合を除いて反対する[3:30]。

カプラン エルサレムへの供給の為に今選出される委員会は、明日明後日にもこの事について、エルサレムから到着しようとしているユダヤ機関執行部のメンバーと話し合い、適切な手順を一緒に決める事を[私は]提案する。

その提案は採択された[3:30]

ベングリオン ……ベルンシュタインとツイスリングの二つの提案がある[3:30]。

ベントヴ 私は、軍事的明確化を先にしてその後政治的側面について話し合うというツイスリング案を支持する[3:30]。

シェルトク 私は、我々が政治的側面についての初めての明確化を先にするというベルンシュタイン案を支持する。私はこの事の中に多大な必要性を感じる。確かに木曜と金曜にベルナドットとの最初の会談のみが行われるが、彼は疑いなく諸問題、それも尖鋭的な諸問題を提示してくるだろう。私にとって決定的に望ましいのは、私が自分の見解ではなく政府の見解について話せるように、彼と二人きりになる前に同僚たちと言葉を交わしておく事だ[3:30]。

ベングリオン 投票しよう。

ベルンシュタイン案に賛成——6 ツイスリング案に賛成——4

ツイスリング という事はつまり、もし我々に時間が残されていれば、我々は政治的明確化の直後に軍事的明確化を行うという事か？・・・[3:31]

ベングリオン そうだ[3:31]。

ツイスリング この明確化の為に、私は参謀本部の諸部門の長たちが招かれる事を提案した[3:31]。

6：4の多数派で、次の会合で政治的明確化、その後に軍事的明確化を行う事を決定する。かくしてアリヤーの事柄についても明確化が行われるだろう[3：31]。軍事的明確化の為に、参謀本部の諸部門の長たちを招く事を決定する[3：31]。

③国家評議会の開催 6：4の多数派で、1948年6月17日午後4時に国家評議会を開催する事を決定する[3：31]。次の議題を承認する：A. 状況についての概観 B. 予算と税の諸問題の為に委員会の選出 C. 評議会規程の承認 D. 裁判所令 E. 税関吏令（修正）[3：31～32]

④征服された地域における秩序と、放棄された財産に対する監督

ツイスリング、ローゼンブルート、シトリト、シェルトクをメンバーとする四人委員会は首相と共に、これら全ての問題について話し合い、政府なしで、意見の一致により決定するであろう。意見の相違があったら、論争点が政府会合に持ち込まれるであろう[3：32]。

⑤安保理における国の出席形態

シェルトク [安保理におけるエレッツ・イスラエルについての討議の時にイスラエル暫定政府の出席を要求し、もし暫定政府とユダヤ機関の二重の代表権への反対論が出たら、ユダヤ機関は、イスラエル暫定政府の代表権に同意してもらえらるならユダヤ機関は代表権を放棄する用意があると通告する、という前回会合で採択された結論[2：145]について]レイク・サクセスにいる我々の人々はこれについて意見を異にしている。私は彼らから次の電報を受け取った[3：32]。「・・・[3：32] 政府が提案する方法は法的・実際的狀況を考慮に入っていない。・・・[国連憲章 32条<sup>(57)</sup>により安全保障]理事会はイスラエルとアラブ諸国の間の紛争においてイスラエル国家にこの様な[安保理に出席する様にという]招請を送る事を余儀なくされている。・・・従って最初のステップは[ユダヤ]機関の引退でなければならず、この後に安保理理事国の一つから、理事会をイスラエル招請に導かざるを得ないイニシャチヴが来るのである。」

[3: 32 ~ 33] [省略3: 33]

カプラン 明日はエルサレムからのメンバーが参加して[ユダヤ]機関執行部の会合を開こうとしている。もしこの件が明日まで延ばせるなら、執行部メンバーに自分の意見を述べる可能性を与えないまま我々が決定せぬよう提案したい。・・・[3: 33]

シェルトク その考慮は理解する。しかしレイク・サクセスの同僚たちの感情は、私もそれに大変強く賛成するのだが、日に日に、そして安保理の更なる会合があるごとに、そこにおいて我々は・・・イスラエル国家の機関として立ち現れている、というものだ。[スイス外相がこの問題が解決された後にイスラエルを承認すると伝えてきている。他の内容は省略3: 33 ~ 34]

[ツィスリングの発言省略3: 34]

ローゼンブルート 電報で表明された意見は私にとって受け入れられるもので、私はそれに与する[3: 34]。

ベントヴ この電報に書かれている事はいかにして事を運ぶかという戦略的説明だが、何故この件がかくも緊急なのかを彼らは説明していない[3: 34]。

シェルトク 私は説明したし、彼らはその事を数え切れぬほど何回も説明した[3: 34]。

ベントヴ しかしその決定の緊急性を余儀なくするいかなる直接的な理由も与えられなかった。・・・[3: 34]。[シェルトクの発言省略3: 34]

ベントヴ ・・・スイスはその後[ユダヤ機関ではなく暫定政府が名実共に代表となった後]も我々を承認しないだろう。その[レイク・サクセスからの]提案には何がしか一定の利点があり得るが、利点の程度は、国の代表権に彼ら[国連側]が同意するという保証なくユダヤ機関をお払い箱にする事に潜む危険性と比較考量される[3: 35]。

シェルトク 彼ら[レイク・サクセスのイスラエル代表団]は、[国連側の]否定的な回答の可能性は全くない、と知らせてきている[3: 35]。

レメズ ……我々は今、国に〔公式に〕現れる権利を与える義務がある。たとえその事が〔ユダヤ〕機関側の終焉と結び付いているとしても。なぜなら我々にとって重要なのは、国連における国家の地位を獲得する事だからだ〔3：35〕。〔フィシュマンの発言省略3：35〕

ベントヴ ……次の様な肯定的な文面の決議を提案したい。ユダヤ機関は暫定政府がイスラエル国家のふさわしい代表であると見なすと宣言するであろう、と。この文面は〔ユダヤ〕機関の否定を意味しない〔3：35〕。

シェルトク 私もこの草案に同意する〔3：35〕。

レメズ 私はもっと肯定的な文面を提案したい。政府の意見は、国連における代表権が国にあるであろうという事の中に死活的な政治的意味があるというものだ、と。レイク・サクセスから知らせてきたところによれば、我々がその様な事について宣言するなら代表権が国にある事は全く疑いない。これをユダヤ機関執行部に告げる事を私は提案する〔3：36〕。

カプラン 私は我々全員がベントヴ氏の提案を受け入れると想定する〔3：36〕。

次の様に決定する。ユダヤ機関執行部に、安保理で次の様に宣言してもらおうよう提案する。暫定政府が今後イスラエル国家を代表せねばならない、と〔3：36〕。 閉会

(10) 1948年6月16日(欠席：グリェンバウム，レヴィン，カプラン〔全員在エルサレム〕)

### ①質疑

フィシュマン エルサレムへの食糧の件はどうなっているのか？少なくとも日に190トンのあらゆる種類の食糧が必要だ、燃料とは別に。…〔3：37〕

シャピラ ……昨日私に伝えられたところでは、一昨日は同じ道でエルサレ

ムへ食糧を入れられたのに、エルサレムのパルマツハの人々が去り始め 10行  
削除 [3:37] アラブは、いかにヘブライ軍が装備した状態でエルサレムを  
去るかを見る事ができたわけだ。ベングリオンにこの事が知られているかどう  
か私には明らかでないが、彼はこれを知らねばならぬ！この件は極めて深刻だ  
と思う。・・・何が起きたのか私は知りたい。・・・[3:38]

ベングリオン この事については私は今答えられない。私はこれを検討するだ  
ろう。・・・[3:38] 食糧の件については——輸送隊が[エルサレムに]上らず  
道が掌握されている状態だと知った時、私は焦った。食糧を毎日エルサレムへ  
運ぶ全ての準備がなされたが、道が遮断されてしまったのだ。(シャピラ 誰  
が道を制圧しているのか?)・・・全ての事実が私の手中に集まり、それらが  
証明されたら私はこの件について告知を出そう。もし掠奪があってもそれは国  
家に帰せられるのであり、軍や兵士たちにはない[3:38]。幾人かの同僚た  
ちに申し上げたいのだが、彼らの新聞を少々抑制した方がよい。<sup>(58)</sup>・・・[3:  
38～39]

フィシュマン その間にもエルサレムには食糧がないのだ。どうするのだ？  
[3:39]

シャピラ 議長殿！ 新聞への検閲があるのか？・・・[3:39]

ベングリオン 初めに検閲についての法を出さねばならない。私はよい事柄に  
おいてさえも前の政府のいかなる法も使わないだろう。私はマクマイケル<sup>(59)</sup>  
の法を使いたくない。・・・我々は我々自身で、ヘブライ語で法を出す事がで  
き、それは効力を持つだろう[3:39]。食糧の件については、我々の側では全  
て用意ができています。そうこうする間にその道については決着をつけねばなら  
ない——もし監視者たちがこの道も監視するなら・・・ハイウェイで輸送した  
方がよいだろう[3:39]。

シェルトク 問題は、我々が我々の道に満足できるかという事だ。[私は]我々  
は我々の道に満足できないという意見だ[3:39]。

ベングリオン 軍の側では食糧がエルサレムへ上るように全ての措置がとられた。・・・[3:40]。

シェルトク テルアヴィヴで行われている交渉を、司令官と結び付いているカプランに私は直接移行させた[3:40]。

ベングリオン ツイスリングかシャピラがこの件を扱わねばならない[3:40]。

ツイスリング 委員会のメンバーになる事には同意するが、私はこの件を一人では引き受けないだろう[3:40]。

ベングリオン もしそうなら今は委員会はない。そして私はこの件についての懸念を自分自身で引き受けるだろう[3:40]。2 頁半削除

②イスラエルと国際郵便連合の関係[省略3:41～42] 1 頁弱削除

③イスラエルの政策の諸問題

シェルトク 我々の政策の問題は今・・・我々が直面している問題と直接結び付いて喚起されていると私は理解している。[その問題とは]国連調停官[ベルナドット]が既にアラブと行き、我々で行うべく準備している会談である。彼の計画によれば、彼は明日我々の所に到着して当地に二日間滞在し、その後ロードス島へ戻るはずであり、世界中が、我々がロードス島へ会談のために招かれるであろうと想定している。・・・[3:43]。[一段落省略]これらの問題に没頭しているのが我々だけではなく、またアラブだけでもない事は全く疑いの余地がない。・・・イギリスはこれに関心があり、その事柄がアメリカ合衆国政府の関心から遠くないと想定する必要がある。ベヴィンとロンドン駐箚アメリカ大使の間に会談があった。・・・国務省は、両国政府の間で我々に関する領土事項について合意がなされたかの様な[内容の]、広まった情報や噂を否定した。・・・それにもかかわらずアメリカ人の間でも領土問題が提起され、我々は次の様に聞かれたのである。あなた方は・・・それら[の国境線]におけるいかなる変更や修正にも[将来]同意しないのかと[3:43～44]。



イギリス人たちとの会談においては、もっと明確な事が言われた。私が主に言おうとしたのは、レイク・サクセスにおける我々の使節が[イギリス]外務省の使節ビーリー氏<sup>(60)</sup>と持った会談である。・・・エバンの言うところによると次の様な構図が描かれる。彼ら[イギリス]はイスラエル国家の存在を認め、それを否定しようとはせず、この点を根本的事実として考慮する事なく解決を自らの為に描く事はしない。しかし彼らにあっては、その地に解決と平和構築を招来する為に全ての事をするべく絶対的に決定づけられている。だから彼らはユダヤ人にもアラブ人にも友好的であり得る。・・・[3:44]。

・・・彼[ビーリー]は西ガリラヤにおける我々の立場と、ネゲヴにおけるアラブの立場を同列視した。あなた方が西ガリラヤを支配しているのと同様に——と彼は我々に言った——エジプトはネゲヴを支配している。その場所[西ガリラヤ]におけるあなた方の全ての支配[地]の上にはアラブの村々が見出される。従って、ネゲヴにおけるエジプトの全ての支配力にもかかわらず——[彼らは]あなた方の諸共同体に悪く影響する事はない。・・・[3:44]・・・そしてハイファのアラブ人が、ユダヤ人支配、及びハイファがイスラエル国家の一部であるという事実と妥協せざるを得ないのと同様に、エルサレムのユダヤ人、或いはエルサレムのユダヤ人部分はエルサレムに対するアブドゥッラーの包括的な支配に妥協せねばならないだろう、と[3:44～45]。

・・・そうこうする間に私はネゲヴにおける正確な状況を自分自身にとって明らかにした。私は長時間ネゲヴ司令官と会合したが、それはどんな作戦がなされたりなされなかつたりしたか、ではなく、現在の状況がどの様かを調べる為だった。私は彼から次の説明を受けた。アスルージ・キャンプの征服後、現在はイスラエル領ネゲヴの全領域・・・の中にはエジプトが掌握している入植地は一つしかない。・・・[3:45] 司令官はその事を次の様に説明する。・・・地理的観点からすると——これはイスラエル領ネゲヴ全体における彼らの支配下にある唯一の入植地である。・・・その上、イスラエル領ネゲヴ

の北部におけるアラブの村々の大きなブロックは——放棄された。諸部族は全般的には残っているが、我々と和平を結び、彼らの大半が降伏を表明した。・・・[3：45～46] [省略3：46] これに対して西ガリラヤ（つまり海岸沿いの地帯）では、その全土が、アッコからラース・アン＝ナークーラ<sup>(61)</sup> に向かう一続きの状態で我々の完全な軍事的・行政的支配に含まれており、状況はこの様だ。この地帯のアラブ人の村々は、住民という観点からすると存在しない。アッコではアラブ人共同体の小さな残滓しか残らなかった。それ故——[西ガリラヤとネゲヴの] 同列視はできない [3：46]。[省略3：46]

ある段階では我々は国際社会に対して、ある解決——11月29日の解決——についての義務があった。・・・11月29日の決議——これは幾つかの点が結合しているが、それらの点の全てが共に一つの塊を構成している解決である。この塊全体が実現される見込みがあった時には——我々はそれに同意した。そしてもしこれが実現され得るなら——我々是我々の言質から後戻りする事はないだろう。しかし変化が起こる時、そしてもしその解決のあれこれの土台が変化するなら——我々は自由であり、その件全体について新たに議論があるだろう [3：46～47]。

その土台は四つある。A) エレッツ・イスラエルの特定の部分と特定の領域におけるユダヤ人国家。B) 別個のアラブ人国家。トランスヨルダンと結び付いておらず、勿論シリアにも結び付いていない、エレッツ・イスラエルの特定の地域と特定の領域における別個のパレスチナ・アラブ人国家。C) 国際的なエルサレム。・・・D) 経済連合。それは、上記三つ、すなわちユダヤ人国家・アラブ人国家・国際的エルサレムを一つの経済的単位へと一体化させ、そうする事によってその地の一体性と、これらの要素の相互の結び付きを保全する。これこそが我々が同意したところの事柄である [3：47]。

国境線と経済連合の問題を取り上げるなら、これら二つの間に相互の結び付きがある事を特別なやり方で決定せねばならない。我々が経済連合に同意した

のは、これが特定の領域間の経済連合であるという想定からであった。我々がこれらの領域の国境線に同意したのは、それらが経済連合において一体化されるであろうという想定からであった。経済連合が存在しないなら——我々が当該の国境線に満足する用意があるかは疑わしい。国境線が変更されるなら——我々が経済連合に加入する用意があるかどうかは疑わしい[3:47]。・・・中部及び西ガリラヤ全土はアラブ人国家の内部である。しかし我々はそれ[中部及び西ガリラヤ]が東ガリラヤやシヨムロン[サマリア]と結合させられるだろうという方向性において、その様な事に同意した。もし[中部及び西ガリラヤが]レバノンと結合させられるなら、この様な事はなかった[この様な事に同意しなかった]だろう[3:47～48]。

より広い視野から言えば、もしアラブのエレッツ・イスラエルが、分離した[別個の]アラブのエレッツ・イスラエルのままであるなら——我々是一个の経済連合に同意する。しかしもしそれがトランスヨルダンに併合され、かつ明日にはトランスヨルダンがイラクと一体になるなら——我々はイラクとの連合への合意に署名しなかっただろう。・・・その上、もし経済連合が存在しないなら——問題は、我々がこれらの国境線に同意できるかという事だ。なぜなら我々がこれらの国境線に同意したのは、経済連合があるだろうという想定においてであったからだ。・・・[3:48]

我々が次の二つの事を達成できれば大変よかった事は明らかである。A) 11月29日の国境線から成る土地の上にあるものを放棄しないこと、これらの国境線が我々に保証するいかなる主要なポジションも放棄しないこと。B) 領土を獲得したいという願望からのみならず、苦い必要性の圧力の下に我々が征服した、正にその諸部分をこの領土に付け加えること。・・・[3:48]。ここで私が言おうとしているのは次の二、三の部分である。第一の部分——それは西ガリラヤだ。第二の部分——これはエルサレムへの道だ。第三の部分は——エルサレム自体だ。尤も、エルサレムへの道をエルサレムと一つの単位として一

緒にする事もできるが、これら二つを切り離す事もできる。(バルンシュタイン ヤッフオは?)ヤッフオの問題もある。(ベングリオン ベトシエアン<sup>(62)</sup>の問題もある!) [3:48]

西ガリラヤについて少々述べる。西ガリラヤの将来の問題——それは次の様な極めて鋭い選択であると思われる。それは今と同様に我々の手中にある事になるのか、それとも我々がそれを放棄するなら——そのユダヤ人諸共同体を退去させねばなくなるのか。・・・防衛の観点からは、アッコが再び強力なアラブの町と化してハイファを常に脅かすであろうと思ひ描いてはならない! 第一次大戦時も最近の大戦時も、専門的な軍の意見は、ハイファの効率的な防衛の為にはリターニー川の海への出口に対する支配が不可欠だ、というものだった。・・・全般にそれまで問題はなかった、というのも北からの危険が可視的ではなかったからだ。しかし今では北から悪い事が展開している。それは極めて深刻な問題だ [3:49]。 一段落削除

ヤッフオに対しては——大変深刻な問題が再び喚起されている。我々がしてきた経験の後、我々は以前の状態に戻る、[つまり]危険が実際にかくまで大きい時にヤッフオがアラブの町に戻る事に同意できるだろうか。ヤッフオを国の領域から出す事に我々が同意した当時も我々にとっては多くが困難になったが、彼ら[アラブ]がエルサレムを掌握していると同様に、我々はヤッフオを掌握しているという想定があった。しかし我々はこれ[ヤッフオ]がいかに第五列であったかを見ている!そして我々がこの疫病を清算した後、ヤッフオを、多年にわたる敵になると想定する必要がある外国の主権に返すこと——これは大変深刻な問題である [3:49~50]。

大変深刻な問題はエルサレムへの道である。・・・それ[国際世論]への敬意から、恐らくもっと正確にはそれを考慮する必要から、我々はエルサレムをユダヤ人国家に入れるようにという当初の我々の要求を放棄し、エルサレムにおける国際的レジームという評決の受け入れに同意した。・・・国際世論の巨

大な総体は・・・30年前までの400年間にわたるエルサレムにおけるイスラームの支配の後、イスラームに対する唯一の盾として我々の命とヘブライ人エルサレムの命を守ろうとしている我々を見捨てたのである[3:50]。

エルサレムを放棄するようという我々への要求の重圧は——何よりも減った。エルサレムが国際的である事に我々が関心を持たねばならないという考慮は我々のもとにあり得る。もしそれ[この件]の背後に頼る事のできる勢力があるなら、私はこの件において妥協する用意がある。私は、我々が最初から放棄する義務があるとは考えていない。その上、アラブがエルサレムにおける自らの支配のために戦争を捧げたからには、またアラブがどれほど国際的エルサレムについての考えを支持できないかを彼らが知っているからには、私は次のような論理的主張を表明したいのである。もしアラブが、国際的エルサレムと折り合いをつけるのか、それとも自分達とユダヤ人の間で分割されたエルサレムと折り合いをつけるのかという鋭い選択肢に直面するなら——彼ら[アラブ]の多くは、エルサレムが完全に自分達の手から出される事に同意するよりは分割を選択するだろう、と。しかし、エルサレムに関する我々の間の決定はどの様に下るだろうか(そして我々の意見の熟慮が最終的に、国際的エルサレムに同意する事は我々にとって許される、と言う[結論を出す]事はあり得る)。私は将来を次の様に見る。もし11月29日の計画[国連分割決議]で与えられていた様に、エルサレムとイスラエル国家の間にアラブ人多数派の広大な緩衝地帯があるなら、エルサレムにおける我々の立場の安全が保証され得る(国際的エルサレムにおいてもだ!)という事に我々はどんな事があっても同意できない。この事は可能ではない。我々には大変苦く、明らかな経験がある。・・・我々はテルアヴィヴからロメマまでの舗装された道に対する支配権を獲得し・・・そこからアラブ人を一掃した。(ベングリオン タルピヨートまで!)私はカタモンや、バカア地区<sup>(63)</sup>や、ギリシア正教徒地区まで正に我々が制圧するかについては確信がない。可能なら制圧する用意はある。しかしそのよう

な事をめぐっては私は闘わないだろう。[しかし]西からエルサレムへ向かう道についてはそうはいかない。これはエルサレム市の命を決めるのである。これは我々が主張せざるを得ない領土の変更の一つである [3 : 51]。

勿論、我々が 11 月 29 日の全ての領域を制圧する事ができ、更にそれらに、これらの不可欠な修正を付け加える事ができればよかったし申し分なかっただろう。しかし我々は、この事が可能でない事が明らかにされるであろう状況に対しても、準備ができていなければならない。ユダヤ人国家のある領域について謀議されているため、我々は交換による修正の問題に直面する事があり得る。そして交換と、交換の為の最初の提案は、南ネゲヴを西ガリラヤと [交換する] というものだ。私はこれにおいていかなる原則をも確立したくないし、我々がベルナドットとの最初の会談で原則を確立する事を要求されたとは思えない。しかしこれこそ我々を携わらせずにはおかない問題だ [3 : 51]。

私は北ネゲヴと南ネゲヴを区別する。この区別を根本から否定する評価があるのは知っている。私はネゲヴの事柄についての専門家ではない。早くもレイク・サクセスの前に私は、我々の専門家たち (リフシツやヴァイツラ<sup>(64)</sup>) の意見に依拠しようではないかと言ったのであり、彼らから私が学んだ教えとは——その領域が約 400 万ドゥナムであるネゲヴ北部と、約 800 万ドゥナムである南部の三角地帯の間には決定的な違いがある、というものだ。北部の地帯では農業の問題が水の問題である一方、南部の三角地帯では農業の問題は水の問題であるのみならず土壌の問題でもある [3 : 52]。[省略 3 : 52] それにもかかわらず我々は南部の三角地帯を全力で制圧し、それをイスラエル国家のために確保する事に成功した。・・・我々がそこを制圧したのは何よりもまず、領域を放棄する事は易しくなかったからだ。なぜなら 800 万ドゥナムの領域というのも——これは広大だ。また、そこには地中に富 [地下資源] があるという見解があるからでもあった。そしてエジプトに隣接している。そして主に——これが我々に紅海沿岸へのアクセスを保証するからだ——アカヴァのみならずエ

イラットを。いずれにせよ、将来のヘブライ人エイラットを [3:52]。

我々はこの件で国務省の頑固で執拗な反対に直面した。・・・彼らは、またイギリスも、次の様に主張している。我々 [イスラエル] はこうする事によってアラブ世界に楔を打ち込み、エジプトと、トランスヨルダン・サウディアラビア・イラクの連続性を断ち切った、と。彼らは次の様に言っている。我々 [イスラエル] にとってこれは望ましくない、なぜならこの楔は長く狭いからだ。その防衛は難しいだろう。それは我々 [イスラエル] の基地から大変遠い。その事の我々 [イスラエル] にとっての価値は、彼らの意見では、それを制圧する困難との関係で疑わしい。我々 [イスラエル] はこうする事によってアラブ世界を我々に対峙せしめているのだ、と。彼ら [米英] は我々がこれ [南ネゲヴ] を放棄せねばならないと考えている [3:53]。もし南ネゲヴの放棄と引き換えに、西ガリラヤにおける権利の可能性がある事が明らかにされるなら——これは極めて真剣な問題になるだろうと私は確信する。・・・ [3:53]

国境線つまり国家領域の外部的範囲というこれらの問題とは別に、もっと単純に、この地で現在の戦争が勃発する前にイスラエルの領域にいたアラブ人共同体の将来の問題がある。我々は元の状態に戻る事を我々自身の為に思い描くのか、それとも我々は現状のままの状態を受け入れ、その上で戦うのか。もし武器による戦争があるなら——我々はアラブ人の帰還に抗して武器で戦うだろう。そして我々は・・・それについて政治的戦争を戦うだろう [3:53～54]。

私の目から見ると、これこそが最も驚かせる事柄だ。[それは] アラブ人共同体の退去である。エレツ・イスラエルの歴史の中で——これはヘブライ人国家の樹立よりも驚くべき事だ。国家の樹立——これは世界の歴史とユダヤ民族の歴史において偉大で素晴らしい瞬間だ。しかしこれは三代にわたる入植の後、ユダヤ人ナショナルホームの後、戦争の後である我々の世代においては驚くべき事ではない。これは何故もたらされたのだろうか——その国家が存在す

る事を世界が確信したからだ。そして我々が、国家の道が存在する、と世界を納得させるのに成功したからこそ——[彼らは]我々に対して承認を与えたのだ[3：54]。

しかし驚くべき変化とは、突然この地の丸々一部からアラブ人住民が退去した事である、しかもこの様な電撃的なスピードで、突如として！現在イスラエル国家の領域内にどの位アラブ人がいるかという明確な推計はあるか。（ベングリオン 10万人いるとしたら——私は驚くだろう！）私の考えでは10万人以上ではない。（シャピラ アラブ人の以前の数は大変誇張されており、今は10万人ではない。）[3：54]

入植の観点から、国防の観点から、国の全将来に影を落とすであろう国の危険の脅威、死活的な社会問題の解決、大変重大な政策という観点から、起きたこの変化の途方もない重要性を説明する必要があるだろう。もし我々の中で誰かが立って、ある日立ち上がってこれら全ての人々を追い出さねばならないと言ったとしたら——これは間違いじみた考えだったろう。しかしこの事が、戦争、アラブ民族が我々に宣戦した戦争の嵐の中で、しかもアラブ人自身の逃亡から起こったとしたら——これは、その後には歴史が後戻りできない革命的な諸変化の一つである。歴史がトルコ・ギリシア戦争の後、チェコスロヴァキアにおける戦争の後、そして他の諸戦争の後に後戻りできなかったのと同様に。これら[の戦争]は・・・当該諸国の社会構造やエスニック構成における革命的な諸変化をつくり出した<sup>(65)</sup>。これは人間が自分の意志で世界にもたらす事はなく、ある展開からつくり出される事柄の一つである。（シャピラ 地震とか。）[例えば]地震だ[3：54～55]。

そしてここには深刻な問題がある。我々は言う。強力な敵がこの様な事態をもたらしたのであり、彼の血は彼の頭にふりかかる[自分に責任がある]のであり、彼はこれを担わねばならず、残された全ての土地や残された家々はそれらに有用性がある程度において——こうした全ては我々の戦利品であり、こう



した全ては流された血の代わりに、もたらされた破壊の代わりに、我々が戦ったり自衛したりする為に命のみならず財産においても出さざるを得なかった多大な結果の代わりに我々に届く補償である。我々が今支出している何千万[ドル]とは何か。[彼らが]我々を攻撃したから、我々はそれらを支出しているのではないのか。これの代わりにの補償は届いており、これこそが自然の補償である。そしてこれらの人々——彼らはアラブ諸国の上に重くのしかかっている——彼らがこれを求めたのだ。それどころか[彼らは]この責任を負うだろう！  
[3:55]

この件の本質に対しては私は次の様な立場を決めている。もし彼らが帰らねばならないなら、[彼らは]帰ってはならない。私はこの件の解決について、このように決めているわけではない。土地については我々は代価を支払う用意がなくてはならないと私は考える。これは、我々が一人一人から買い取るであろうという事ではない。そうではなくこれは、我々が財産や土地の代価を払い、それが他の諸国における彼らの定住に役立つであろうという、王国的な[国レベルの]交渉の問題でなければならない。しかし彼らは帰らない。そしてこれこそが、彼らは帰らないというのが、我々の政策である。従ってこれが、我々の交渉の方法や対外的な発言に影響せねばならない。我々は人々が帰るよう奨励してはならない。この件は失われ、この変化は私が立ち戻る事のない変化であるという考えに彼らは慣れねばならない。この立場が受け入れられるだろうという想定故に、二つの領土的問題の間にある結び付きから目をそらしてはならない。[それは]もしそれらをそのように呼べるとすると、内部的な領土問題と外部的な領土問題である。35万人の大きなアラブ人少数派、イスラエル国家の内部で相対的に広大な土地領域を支配するアラブ人少数派を持つイスラエル国家——それが外からの領域制限に直面する力は、この様なアラブ人少数派から解放される事に成功しアラブ人の全ての土地を征服して自らのものにしたイスラエル国家よりも良好である。もし我々が入植の問題があるからというの

で我々から領域を取り上げる事に抗議するなら、他方で我々はアラブによって放棄された領域を獲得している。そして[今私が]話した領域は、井戸水付き農業用地にあるのだ——これはあらゆる面から見てネゲヴより少ないという事はない。私はネゲヴを放棄するように言うのではない。なぜなら流浪の民を集めるといふ問題があるからだ。もし我々がその二つの事[アラブが放棄した土地とネゲヴの両方]を救うとすると——流浪の民を集める見込みはもっと現実的なものになるだろう [3: 55 ~ 56]。

私は言う。たとえその事が全般的な領域制限の危険と結び付いているとしても、一続きで表面が固まっている領域を獲得する価値はあると私は考える。たとえ、滅相もないが(私はこれについてあなた方の耳にのみお話ししているのであり外に向けてではない、心に秘して口に出してはいけない事を私は言っているのである)沼地を放棄せねばならないとしても、そのブロックが一続きのユダヤ人ブロックであり、理論的にユダヤ人によって居住される限り 数行削除 [3: 56]。

私は、我々の合意するところに従って、パレスチナの一部はアラブのままであり続けるだろうと想定する。私は、アラブ軍団のイギリス人将校[グラブ・バシヤ]とハガナー司令官の間の戦争前夜の会合で、彼らが我々に尋ねた問いを我々は決定していないと想定する。その時彼は我々に言った。我々はあなたの方と戦いたいのではなく、我々は知りたいのだ。あなた方の顔はどこに向けられているのか？もしあなた方がエレッツ・イスラエル全土を征服したいなら——我々は反対する必要があるだろう。だが一部だけなら——我々は折り合いをつけるだろう、と [3: 56 ~ 57]。ロヴェットは例えば、我々を法的に(de jure)承認できない二つの理由を挙げた。A) 彼ら[イスラエル]の領域が何か[どのような範囲か]が明らかでない。・・・B) 体制について——我々はあなたの方の所の共産主義者の立場が何かを知らねばならない。・・・選挙後に我々は貴国の政治的性格は何かを見て、それから決めるだろう [3: 57]。

それ故に私は、我々の合意するところに従って、アラブ人パレスチナが残るであろうと想定する。そしてもっと現実的な面で、アラブ人パレスチナの問題が存在する——アブドゥッラーの問題である。・・・[3:57]もしアラブ人パレスチナがアブドゥッラーの財産なら——つまりそれはトランスヨルダンと統一されるという事だ。つまりイラクとの連合への道が開かれるという事だ。そしてもしこのパレスチナがそれ自体として別個の国家であるなら——これは全く話が別である。最初のケースでは——経済連合は不可能だろう。いかなる経済連合であれ不可能だろうというわけではないが、我々が税を払い、関税は彼らにも属し、真中に国際的支配があり、電車はそちらに属しハイファ港はこちらに属するという経済連合、こうした全ては論外[実現不可能]である。特定のパートナーと結び付くよう我々は義務づけられたのであり、彼[特定のパートナー]と交渉し折り合いをつける用意はあるのだが、他のパートナーとではない。そしてもしこれ[アラブ人パレスチナ]がアブドゥッラーの所へ行くなら——これは国境線の修正につながらざるを得ない。そうしたらガリラヤの問題が、西のみならず東についても、我々の側から再び大変鋭く提起されるだろう。実際、戦争の嵐の中では全ガリラヤを征服するのは不可能ではなかった。我々がエルサレム問題に直面していなかったら——全ガリラヤを征服し、全部分を統一していたであろう事は全く疑いない。しかし我々にとっては、ガリラヤを征服するよりもエルサレムを守る方が重要だった。我々にとって悲しい事に、我々にはこうした全てを一度に行うのに十分なマンパワーと武器がなかった。何故我々はガリラヤを征服したのか——あるヴィジョンがあるからだ。この事については防衛的ヴィジョンと入植的ヴィジョンがある。そしてもしこれがアブドゥッラーの[領土の]一部になりそうなら——我々にとってこれを攻撃するのはもっと易しいだろう [3:57～58]。

シャピラ 彼ら[米英]がネゲヴの一部領域をエジプトにも与えたいと考え、我々がそこにアブドゥッラーに加えて隣人を持つ事になる危険性はないのか

[3:58]。

シェルトク そのような危険性はある。我々はファールークがネゲヴに目をつけたと聞いた、そして彼はそこに石油がある（そこに石油があると想定する必要はある！）と確信している。・・・[3:58]

ベングリオン 私はこれらの問題についての私見を表明したい。我々は政治的問題にアプローチしたので、私はこの件について広範な角度で話したい。ここには三つの項目がある。A) 国防, B) ユダヤ人国家, C) ユダヤ・アラブ連合, である。我々の目的は、最初の二つの事柄を実現するのみならず、三番目の事柄に向けての努力でなければならない。なぜなら三番目の事の中に私はシオニズムの成就の為の大きな保証を見ており、私はこれの中に世界のこの部分[中東]全体における革命と、世界における急進的な改革を見ているからだ。いずれにせよ、我々にとって——我々の民族にとって——これは大変重要だ。私はこれを、我々がその中で全ての政治的問題について話し合わねばならない枠組みと見ている [3:58～59]。

もし我々がここ数週間以内に議論に近づくなら、私は二つの根本的な前提を想定する。A) 11月29日[国連分割]決議は死んだ。・・・私はそれが存在しないと見ている。・・・本当のところは、国連はその様な事に賛成でなく、安保理はその様な事に賛成でなく、キリスト教世界はその様な事に賛成でなく、アメリカやロシアはその様な事に賛成でなく、アラブはその様な事に賛成でなく、ユダヤ人はその様な事に賛成ではない。・・・つまり私は11月29日[決議]に熱心な分子を見出さない。そしてもしその様な分子がないなら、この事は死んだと想定する必要がある。・・・[3:59]

B) その件は力によって決められるだろう。政治的問題は今、軍事的問題である。たとえ戦争が再開されなくても、それは軍事的問題である。戦争が再開されるであろうと想定する必要があるにもかかわらず、たとえ再開されなくても——軍事的諸考慮がその件を決めるだろう [3:59]。[省略3:59～60]

・・・いづれにせよ、我々は戦争を再開する用意がある事を余儀なくされる。もしそうしないなら——我々は最初から政治的議論に苦しめられる、というのもアラブ諸国があり、イギリスがあり、ヨーロッパ諸国が今のところイギリスに追随しているからだ。・・・[3:60]我々が戦争を再開する事ができるという認識を我々が持つ事なくしては——我々は政治的議論に苦しめられるだろう。この停戦は——28日続くかどうか私には分からない。それは早く終わるか、28日以上続くだろうと私には思われる。政治的明確化はまだ始まっておらず、28日以内に終わらないだろう。従って、停戦が深刻なやり方で破られなければ——更に3～4週間の停戦があるだろうと想定する必要がある[3:60～61]。

私はその政治的問題を、戦争が再開された場合に軍事力で我々が持ちこたえる能力の中に見ている。私はその再開を祈ってはいない。充分以上に私は実際の面で、戦争とは何かを知っている。政府のメンバーは破壊された農場に出かけて行って自らの目で破壊を見、エルサレムに行ってエルサレムに何が起きたかを感じ、極めて深刻な被害を受けたヨルダン溪谷の諸農場やミシュマル・ハエメク<sup>(66)</sup>やエイン・ゲヴ[註50]の近くまで行く事が必要だと私は思う。戦争——これは遊び事ではない。・・・[3:61]それにもかかわらず、我々が再び立つ事ができるための根本的な政治的問題は——我々が戦争を再開する事ができるだろうという事ではなければならない。もっとも私は再開されない事を祈っているのだが。私は殺された人間的な部分は何であるかを知っている。これは数だけでは測れない。しかしもし我々が戦争再開の用意ができていないなら——我々は政治的ゲームに負けるだろう。なぜなら国連決議は拘束しないからだ。だから我々は11月29日の上に建設してはならない[3:61]。

明らかにされた内部的欠点は——緊急の修正を要する。その欠点の一つの修正に——私はこの数週間、献身するだろう。ここ数日のうちにそれを修正せねばならない。私はこれを同僚全員に、特にここに座っている二人の同僚に言う。

[彼らは]軍の一部を政府(私はこれらの事柄において政府を代表している)に対して煽動する事によって・・・戦争努力のための貢献をしていない。私はこの同僚たちに語りたい(私は彼らの意見に反対している彼らの同僚たちを沢山知っている)、私は主要論説記事に、主要論説記事の一行にすらひるまないだろう、と<sup>(67)</sup>。私は気にもしない。私はこの件を、ユダヤ史におけるかくも根本的な事柄と見ている。我々の世代のみならず、この事をめぐって死んだ全ての世代の、民族の運命の事柄として！そしてその新聞が言う事は・・・恐らく他の人々には影響するが、私には影響しない[3: 61 ~ 62]。[10行削除]

軍事的努力、それは我々の政治を決めるだろう。我々の戦争の経験は我々に、安全の保障はないと言っている。我々が勝つのは必定だと確信する、と言っている人は——恐らくより深い情報を持っているのだろう。私はこれを受け入れない。しかし我々に勝機はあるという事は受け入れる——これは私の中で揺らがない。尤も、6か月前にあったと同じ様な・・・我々自身への、我々の内的・道徳的力への確信が私にはないのだが[3: 62]。

戦争における道徳的力とは何かを私は知っている[3: 62]。それ故——[今]この時における我々の力の建設こそが戦争の成功への道である。この領域においては我々のパフォーマンスはそんなに良くはないにもかかわらず、そんなに悪くはない。これは二つの棘が残されているという事である。リッダとラムレであり——これは今の我々の立ち位置における困難な欠点である。[6行削除]  
[3: 62 ~ 63]

戦争はまだ終わっていない。停戦があるだけである。もし戦争が再開されるなら——これは我々にとって生きるか死ぬかの戦争になるだろう。我々にとってであり——彼らにとってではない。なぜなら我々はエジプト国民を破壊しないだろうし、シリア国民を破壊しないだろうからである。我々はトランスヨルダン軍と、ここに派遣されるであろうエジプト軍のその部分を破壊できる、と私は信じる。我々にはエジプト国民を破壊する能力もなければ目的もない。[し

かし逆に]もし我々が崩壊すれば——[彼らは]我々を破壊するだろう。既に約100人のユダヤ人商人がバグダードで拘束された。ロシア[ソ連]との商取引を禁ずるいかなる法律もないにもかかわらず、彼らはロシアと商取引をしているとされた。(シェルトク 拘束されているカイロのシオニスト集団のリストが届いた。)もしテルアヴィヴに[彼らが]侵攻したとしたら——[彼らが]慈悲深く振る舞ったかどうか、という事については私は確信が持てない。だから戦争は、もし再開されるなら——生きるか死ぬかの戦争になろう。そして彼ら[アラブ人]が去った場所——それら[の場所]に彼らに戻る事ができないようにせねばならない。尤も、私はベトシェアンで何があったか、いかなる命令が与えられたかをまだ検討していない。同じ事はアブー・カビール<sup>(68)</sup>にも当てはまる。8行削除 [3:63]

停戦が我々にとって役立つとしたら——それが2か月続けば役立つだろう。なぜなら1か月では我々は多くをなし得ないだろうからだ。我々は何かを失うだろうが、これ[停戦]が2か月続けば利が得られる。主に我々は、秩序、規律、訓練された軍を持つだろうという事において利を得られる [3:63]。

シトリト 私は、カークーン<sup>(69)</sup>で縛られていたイラク人たちが——[イラクが]動員したユダヤ人であると聞いた [3:64]。

ベングリオン 私はその様な事については知らない。その様な事を私は信じない。私はそれを初めて聞いた [3:64]。

ツイスリング その事には根拠がないと確信を持って言えると思う [3:64]。

ベングリオン さて幾つかの政治的問題である。ネゲヴから始めよう。皆さんはシェルトクから、専門家たちは北ネゲヴと南ネゲヴを区別する必要があると言っている、と聞いた。今回、私は専門家たちのこの意見について否定する。しかし私は[その意見を]否定するばかりでなく、これらの専門家が専門家であるという事を否定する。私は、リフシッツとヴァイツがこの件について専門家であるという事を否定する。(シェルトク 彼らも専門家たちに依拠してい

る！)それは別の話だ。専門家の意見は受け入れる事を余儀なくされる。なぜなら専門家とは——その事柄を知っている者を意味するからだだが、勿論、彼の職業においてである。靴作りがミケランジェロに、靴とはそのように描くものではないと言うとしたら——彼は恐らく正しいだろう。しかし、笑いに関しては——彼は専門家ではない。私は彼らがネゲヴに関する専門家である事を否定する。ネゲヴの専門家とは、多くの掘削を行った人であり得る。彼らはこれを行わなかった。ネゲヴの専門家とは、様々な地域の土壌の多くの検討を行った者であり得る。(シエルトク 彼らは行ったと言っている。)彼らは行わなかった。これを行ったのは別の人々だ。専門家とは、一度、二度、三度、四度と旅しようとした者の事であり得る。・・・彼らはこれら全ての事を行わなかった。・・・私はある限りのネゲヴについての文献を読んだのであり、私は皆さんに言う。彼らは専門家ではなく、彼らが話している事には意味がない、と。彼らは自分達が話している事について知らないのである。彼らは私が表明するのと同様の、偉そうな意見を表明している。彼はそこに旅して見て知っている。しかし私も旅して見てきたのである。彼らは本を読んだ。私も彼らに劣らず本を読んだ。・・・しかし私は皆さんに告げる。私は専門家ではなく、自分が専門家でない事を知っている、と。彼らが私以上の専門家ではなく、北ネゲヴと南ネゲヴの間のこの区別には意味がない事も私は知っている [3 : 64 ~ 65]。

私はリフシッツを大変評価しており、リフシッツが何を知っているかを知っている。彼が専門家であるという言葉については——私は受け入れるし、彼から学んでいる。私は彼が何の専門家かを知っているが、これの専門家である事は——知らない。我々是非専門家としてのみ話す事ができる [3 : 65]。[省略3 : 65 ~ 3 : 66]

ネゲヴ——それはシオニストの偉大な財産であり、エレッツ・イスラエルの他の全ての場所においていかなる代わりをも持たない。何よりもまず、これはエレッツ・イスラエルの半分だ。・・・ネゲヴ——私は荒れ果てて無人の地帯をこ



う呼ぶ。・・・そこに欠けているもの——それは水だけだ。(シェルトク ある線から南は——完全に無人だった。ネゲヴに集中している6万人のベドウィン——彼らは北にいる。) [3: 66]

私はトランスヨルダン経由でネゲヴを旅し、その後エジプト経由で戻り、二度はアラヴァ経由であちこち旅し、境界線から遠くない所で彼ら[ベドウィン]に会った。しかし全般的には、彼らは遊牧民であって定住していない。言われている様にそんなに沢山いるのかも疑問だ[3: 66]。広大で荒れ果てた一つの地帯があり、そこに欠けているもの——それは水だけである。そしてもし水があれば——その地帯全域が居住される様になろう。そこに原油もある可能性はある。いずれにせよ、そこには密集したユダヤ人共同体への展望があり、数百万人という事さえあり得る。スミランスキー<sup>(70)</sup>は、農業に基づいて200万人のユダヤ人をそこに入植させる事ができると考えている。これが正しいとすると——更に300万人を工業に基づいてそこに入植させる事が可能だ。これこそ、本当に大きな諸共同体の為の場所である。我々にとって災いなのだが、考慮に入る、そのユダヤ人たちは——我々と共に生きていない。しかしこれは大きな事である。彼らがこれを我々から取る事もあり得る。これは力の問題であろう。・・・しかし私は言う。我々は、北ネゲヴと南ネゲヴというあらゆる種類の意味のない区別によってこれ[ネゲヴ]から去ってはならないのである[3: 67]。

私の前に西ガリラヤかネゲヴという選択肢があるなら——私にとって疑念はない。・・・西ガリラヤには定住共同体をつくる事が不可能な場所はなく、一方ネゲヴでは我々がそこに定住共同体を見るまでに更に数年が経過し、我々の目が飛び出すであろうにもかかわらず、私は一瞬たりともためらわないだろう。(シトリト それで水の件はどうなのか。)私は技術的な問題が決め手である事を知っている。しかし科学がこれについて更に答える事ができる[3: 67]。

私が軍事的観点から見る根本的な問題、それはエルサレムだ。軍事的な観点から、私の意見では、エルサレムをめぐる戦争——それはエレット・イスラエルをめぐる戦争だ。エルサレムの歴史的重要性の故にではなく、戦略的な諸理由の故にである。（ベルンシュタイン その歴史的重要性も同様に、それ〔戦略的理由〕に由来する！）しかし次の事については明らかだろう。もし戦争が再開されたら、我々は何をするだろうか？ 私の意見では、三角地帯（ジェニン〔ジニン〕＝トゥルカレム〔トゥールカルム〕＝ラーマツラー＝ベトレヘム＝エルサレム）の征服は、最も早期に不可欠である。そして確かに、エルサレムがこの三角形の中心にある〔3：67～68〕。

しかしその戦争はエルサレムへの道をめぐるだけのものではない。これは道路の問題ではなく、一続きの地帯の問題である。戦争は、エルサレムがもし具体的な地帯によってヘブライ人国家と結び付けられていないなら、それ自身として存在しないだろうという事を我々に証明した〔3：68〕。第三の事——これは西ガリラヤである。それについては意見の違いはなく、この事を強調する必要はない。12行削除〔3：68〕

我々はヤッフォで働き始める事を余儀なくされている。ヤッフォはアラブ人労働者を雇用せざるを得ない。そして彼らの賃金支払いの問題がある。私は、彼らはユダヤ人労働者と同じ様に賃金を受け取らねばならない、という意見である。アラブ人には国の大統領に選ばれる権利もある、もし全員が彼を選ぶなら。もしアメリカでユダヤ人やクルド人に国の大統領になる可能性がないなら——私はそこにおける市民的権利の良さを信じない。そして本当に、そこで行われている民主主義にもかかわらず私は次の様な事について知っている。そこにはユダヤ人には売られない土地があり、法律がこれを許容している。そして人はユダヤ人がそれを買わないという条件で、自らの土地を商人に売ることができるのである……。もし我々のもとのこの様な体制があるなら——我々はヘブライ人国家の目的を見失っただろう。そして私は言う。我々はそうなれば、

ユダヤの伝統の中にある最も大切なものに対して自らを疎外するのだ、と[3：68～69]。

しかし戦争——それは戦争だ。我々がその戦争をしたのではない。彼らがその戦争をしたのだ。ヤッフォが我々に対して戦争をした、ハイファが我々に対して戦争をした、ベトシェアンが我々に対して戦争を行った。そして私は彼らもう一度戦争をする事を望まない。・・・敵がベトシェアンで我々に対してもう一度戦争をするために、敵を連れ帰る事を強いられるのか。とんでもない！あなた方は戦争をした——あなた方は敗北した。私にはベトシェアンを存在させる義務はない。彼らは敗北して逃亡したのだ。19行削除 [3：69] 私は彼らが戦争後も帰らないであろうという事に賛成するだろう。しかし私は、我々と近隣アラブ諸国との間に連合があるだろうという事に賛成するだろう [3：69]。

我々は今、我々の道のみを決めねばならない。戦争の終わりまで彼らの帰還を防ぐ道を。しかし我々はここから・・・レホヴォトに夜行く事ができる——これは正に状況の緩和だ。もしもう一度アブー・カビールがあるとしたら——これは不可能だろう。70万人が2700万人に対して対峙している事を、世界は理解せねばならない。1対40だ。対抗するのはそんなには易しくない。そして私は人々の正義感に何が起きたのか理解できない。彼らは600万人[のユダヤ人]が虐殺された後に70万人のユダヤ人の血をどうやって主張したのか、2700万人が彼らを攻撃している時に？ 我々は非人間的な条件でなされた最近の戦争を我々自身にお課さねばならないのか？ その戦争は我々にとって易しいだろうか？我々がシェヘムでアラブ軍団と戦わねばならない時、一方でテルアヴィヴ近郊でそれらと戦わねばならない時に。私はこれを気違い沙汰だと思う。アブー・カビールがアラブになるだろうという事は、我々の頭に思い浮かばないだろう。彼らは戦争を欲した——彼らはこれに耐えねばならない。

13行削除 [3：69～70]

我々の脅威となる困難（これは私にとって最初の瞬間から悪夢だった）、それはイギリスである。私は、我々が、アラブ諸国の正規軍を伴うアラブ世界に対抗できるだろうと確信していた。[しかし]我々がイギリスに対抗できるだろうとは私は確信していなかったし、今も信じていない。それ故に私は、イギリスとの軍事的紛争に我々が巻き込まれないようにする事に賛成だった。しかし同国の軍がなくても、我々はいかにイギリスが、政治的領域で我々の首を絞めているかを見ている。・・・[3：70～71]

我々はイギリスの政治的友好を得る事によって以外は、このイギリスの悩みから解放されないだろう。・・・もし我々が[アラブ]軍団に致命的打撃を与えるなら——エジプトとシリアは・・・英国外務省に従属した奴隷となる代わりに——ユダヤ人との連合を持つであろうというより多くの勘定書[利益]を自分達が持つ事を理解するだろう。そして我々は彼らに、いかにして独立した状態になるかを教え、彼らが独立するのを助けるだろう。なぜなら独立は経済的・文化的繁栄の拡大から始まるからだ[3：71]。私はこれが一夜にしてなされる事はないだろうという事を知っている。なぜならイギリス人と、ムフティー[アミン・フサイニーを指す]と、イスラーム中世のこの全ての哲学と、トルコ人のこの全ての腐敗と、更に多くの遺産は——反ユダヤ感情を植え付け、それを根こそぎにするのは不可能だからだ。しかし我々には歴史的先例がある。トルコ人とギリシア人は400年間敵だった。それが最近の・・・戦争の後——彼らは今最も良き友人である。この事は我々のもとでも可能であり、そうなればイギリス人のこの幻想は消え去って彼らは諸事実と妥協するだろう[3：71]。

イギリス国民は・・・突然イスラエルの敵にされた。そして[イギリス国民が]イスラエルの敵にされたのは、同国の対外政策の故である。彼らは近東に対する彼らの支配から手を引かざるを得なくなるだろう。・・・イギリスの煽動なくして——シリアとイラクには我々を憎むいかなる根拠もない。・・・そ

れ故に、今日の現実と今日のデマゴグに屈してはならない。我々は彼らとの理解に向けて突進する事ができるだろう、しかし[それは]・・・アブー・カビールへのアラブの帰還によってではなく、戦争の力によってなのである[3：71～72]。

なされた全てのステップに関しては——私は、会談がある前に我々が、国境線の変更に同意するか同意しないかについて言質を与える事ができるだろうとは信じない。我々は・・・このゴイ[異教徒]、ベルナドットの心の中に、それらについては全く交渉[の余地]がないであろう幾つかの事柄がある、という事を入れる[理解させる]必要があろう。我々は彼に大変丁寧に説明する必要があろうが、これぞ我々の最後通牒だという事を彼が理解するように説明する必要があろう。・・・[アリヤーと主権以外の]他の全ての事柄については、我々は折れるだろう。既に一度ならず我々はアラブとこの様な会合を行ったし、それらを常に重視してきた。私はアラブ世界との我々の会合を重視している。たとえ合意について多くの見込みがないとしても。歴史においては物事は無に帰す事はないのだ[3：72]。

一つの事が全世界に対して明らかにされた。エレッツ・イスラエルのアラブは軍事的勢力としても政治的勢力としても考えられていない、という事である。

**2行削除** エレッツ・イスラエルのアラブは存在しない。しかしアラブ世界はある。そしてもし彼ら[アラブ諸国]がこれら二つの条件[次段落にある「国家の廃止と独立の清算」を指すと考えられる]を取り除くなら——彼らと話す事は可能であろう。もしこうした全てにもかかわらず、彼らが対話の為に来て我々と会合する事を欲するなら——我々はアラブが我々と会合する可能性を見出さない様な領土的諸条件を最初から提示してはならない。なぜならたとえ今回は肯定的な結果をもたらさないと、アラブ世界と我々の会合自体に——価値があるからだ。シリア、エジプト、レバノン、そして・・・トランスヨルダンでさえ我々の願望が何かを知る事は重要である。・・・[3：72～73]

我々が彼らと会合するであろうという事は重要である。それ故に、初めから我々の全ての条件を固定してはならない。彼らとの会合に我々がこぎ着けるのかどうか、私には分からない。これは疑わしい。しかし我々は会合になだれ込まねばならない。彼ら[アラブ]とベルナドットが、二つの事について我々[イスラエル]は話し合わないと知っている時には、会合は可能であろう。国家の廃止については話し合わず、独立の清算については話し合わない、という事だ。そしてもし彼らが、ヘブライ人国家を受け入れる事もしないが我々と共に座る用意があるなら——我々が会合するだろうというこの事が重要なのである。ヘブライ人国家がアラブ諸国と会合するという事実が重要なのである。残りの事柄については、変えられない原則を、会合の条件として最初から打ち立ててはならない[3:73]。

ツイスリング・・・[皆が]触れなかったと思われる領域があり、この後私はそれに言及しよう[3:73]。

我々は現在、停戦という状況におかれている。外部勢力の観点から見た停戦の目的は何か？我々の党は様々な考慮を持っていた。停戦において決定的な要因は、ユダヤ人とアラブ人の間の戦争を防ぐという意志ではなく、アメリカとイギリスの間の対立を防ぐか緩和するか消すという意志である。停戦は[彼らが]彼らの利益線について協議し、彼らの間で話し合う事ができるよう意図された。・・・[3:73～74]・・・私は、問題の一つと、この期間に行わねばならない行動計画の一つを強調したい——イギリスに対する我々の態度の尖鋭化である。・・・[3:74～75]。

戦争中私は、かくも長期間にわたる政治的諸勢力との精力的な闘いを我々が経るだろうとは考えなかった。・・・停戦期間がもし本当にこの期間中に・・・イギリス部隊の撤退と共に実現されるなら——これが我々の達成の一つかも知れない。[つまり]より直接的で迅速な介入の危険の減少である。・・・この戦争をイギリス人との戦争と混同するよう勧めてはならないの

は、勿論である[3:75]。

停戦自体について。停戦の詳細に関して我々は満足していた。私はこれらの評価に100パーセントの確実性があると言う事はできない。しかし停戦の継続が我々にとって良いという事は確実に言える。停戦が長続きする限り——それは限界があったとしても我々にとって良い、それらの限界が深刻になったり限度を超えたりしないならば。私は言う。停戦の継続は、殆どそれが長続きする限り——我々にとって良い。それは軍事的観点から見て我々にとって良い。・・・停戦の継続——それは我々の利益であり、我々の戦術はその為に向けられねばならない。それは我々に、我々の兵力の結集の為のより多くの時間を与えるだろう。なぜなら我々の兵力の結集と前線における物資の準備とより長期間にわたるそれらの分配——それは我々にとってもっと容易になるからである。我々は、我々の思い通りにできる時間ももっとある限りにおいて、我々の農場を強化する事ができる[3:75～76]。(そして私は内々の発言としてこう言いたい。この期間には戦争が続けられている限り、我々はアラブ人に、大きいものであれ小さいものであれ何も返してはならないという事を私は些かも疑わない。もし私にためらいがあるとすると、それは我々が残した場所についてのみであり、我々はそれらを残してはならなかったのだ、なぜならこれは平和を危うくするからである。この事については私には些かの留保もない。そして私は物事を戦争状態の中に見ている。その後、私は全く別の事を言うだろう。戦争の後、なされねばならない評価に関して。)[3:76]

このような現実においては、停戦を継続するのはよい事である。これは我々の路線とならねばならない。ここで私はベンギリオンの言った事を丸ごと受け入れる。政治的に屈しない条件は——軍事的に屈しない用意ができてい事だ、と。我々が軍事的に屈しない用意と、停戦期間の削減に備えての用意ができてさえいる限り・・・我々が政治的屈服までは行かないだろうという希望はある。故に、軍事力の集中——これこそが問題である事は明らかである[3:

76]。

今、私は我々の政治的行動と、将来の我々の政治的路線の観点から、幾つかの問題に対する態度を決めたい。我々が何を想定せねばならないのか、我々が何を欲さねばならないのか、我々が考慮に入れねばならない勢力とは何か（これについては全く話されてこなかった）、である [3 : 77]。[省略 3 : 77]

事柄の一つはネゲヴである。ベングリオンがネゲヴについて内部的観点から言った全ての言葉に、私は言葉を付け加えたいとは思わない。ネゲヴの考慮——それはシオニズムの土台の考慮の一つである。私はレイク・サクセスで行われた協議の時にこの路線を主張したが、その時にも同じアドバイスと同じ理由が聞かれた。しかしネゲヴには（そして私はこれを強調と補足として付け加える）、国際的な考慮もある。これ [ベングリオン路線] から生じる全ての傾向——それは友好を遠ざける事である。外国の軍事力によって我々の上に強いられている事柄——これに我々は関わらない。しかし我々の政策の中にある事柄については——我々はここで比較考量せねばならない [3 : 77 ~ 78]。

今度はアブドゥッラーについての考慮である。これについては、私は明確な言葉をモシェー・シェルトクから聞かなかった。彼是我々に明確な言葉を語る義務がある、なぜなら彼はこの交渉で [全権を] 与えられるだろう・・・からだ [3 : 78]。・・・我々はアブドゥッラーの媒介によって真の和平に到達する事はないだろう。我々はアラブ諸国と行うであろうやりとりによって真の和平に到達するだろう、そしてそれら [やりとり] は恐らくそんなに遠くはないだろう。アブドゥッラーが今日意味するのは、友好を近くする事ではなく、友好を遠ざけ、我々にとって家 [国内] に住む敵を増大させる事なのだ [3 : 78]。

私はこの件について、アブドゥッラーとムフティーの並存を私がどの様に見ているかをモシェー [シェルトク] に思い出してもらおう。アブドゥッラーは・・・ムフティーと競合する時には、より危険 [な存在] になりそうである。これらの事は、アラブ軍団の戦争のやり方において——かなりの程度現実のも



のとなった。(ベングリオン もしムフティーがエルサレム旧市街を掌握していたら——全てのユダヤ人を虐殺していただろう!) アブドゥッラーがエルサレムにおいて自らが支配者だと知った時に何が起きるかは私には分からない[3: 78 ~ 79]。アブドゥッラーとの妥協によって、つまり実際には、この時期に我々の置かれているこの状況ではイギリスとの連合に等しい彼との連合によって、我々が事を達成するだろうという考え全体が——これこそ戦場で我々に復讐するであろう欺瞞である。・・・[3: 79] [省略3: 79]

・・・私はユダヤ人国家の一部としてのエルサレムに属する主権のフィクションを信じておらず[この部分は文法的に破格]、今も国際的エルサレムを主張する。これは[エルサレムへの]道の拡張と矛盾しない。ヘブライ人国家の中のエルサレムとは、エルサレムの分割と、エルサレムの一部におけるアブドゥッラーの支配を意味する。その事が意味するのはエルサレムの一部の中での軍の集結であり、それ[エルサレム]への道があったとしても、それは近隣アラブ居住地に更に一層囲まれ[将来も]囲まれるだろうという事、また[エルサレムは]恒常的に我々から引き裂かれるだろうという事である。これが「イスラエル国家」と呼ばれるであろうもの[の実態]である。・・・[3: 79]

・・・私はユダヤ人主権に、国際性の理想を対置しているのではない。そうではなくて私は、それ[エルサレム]の半分は外国軍の手中に与えられるという、エルサレムに対する国際的支配を提示しているのである。[外国軍は]一定の圧力に強制的に委ねられ、エレッツ・イスラエルにおける恒常的な戦争の緊張に備えた橋頭堡となるだろう[3: 79 ~ 80]。[省略3: 80]

我々は、国連決議の実現を要求する攻撃されている国民として[交渉に]来なければならない。我々は戦争の教訓[取得の意か]に由来する追加を要求せねばならない。これによって我々は広範な変化を要求するだろうという事ではない。我々は、アラブのエレッツ・イスラエルの、アブドゥッラー[の王国]への併合ではなく経済協力の実現を、エルサレムへの道及び西ガリラヤにおいて

明らかになったもの全てを[獲得したい]、と言わねばならない。我々が国連において注意を促したのは分割か非分割かという根本路線についてではなく、ワディ・アーラー[ワーディー・アーラ]<sup>(71)</sup>の戦略的境界線、西ガリラヤ、エルサレムへの道についてだった。・・・しかし物事の根本的变化ではない。これは我々がそこから出発せねばならない第一の路線である[3：80]。

戦争後のアラブの問題について、戦争中のアラブの都市、村、財産について——我々は、我々にとって中東における同盟者であり得るであろう諸勢力との連合と平和の全ての希望にとって、最も危険な道の上に立っている。エレッツ・イスラエルから追い出されるであろう——[中には]自分達の落ち度によっても——何十万人というアラブ人、宙ぶらりんになるであろう彼ら・・・は、我々を憎悪する者たちとして増大している。その地のアラブの人々は——戦わなかった。戦ったのは外国人たちだ。自分達の意のままになる重火器にもかかわらず、彼らはその地を知らず、それを愛さず、その為に自らの命を捧げる必然性を持たない。その地のアラブの人々は今や、中東全体で、我々に対して戦争を行う分子と化すだろう。中東は彼らに補償しないだろうし、いかなる金銭の補償も彼らの財布に來ず、彼らを搾取する者たちの財布を膨らますだろう。そして何十万人というアラブ人、彼らと彼らの若い息子たちは我々にとって敵となるだろう。我々が戦争の必要性の感情を我々の根本から吸収した様に——彼らも復讐と補償と帰還の願望を彼らの内面に持ち続けるだろう。彼らは我々に対する戦争に大衆を立ち上がらせる者となるだろう[3：80～81]。

これは住民交換ではない。移送の件が禁じられた件であった時期に私は敢えて公に語った。私は移送計画は、政治的観点からすればそれを採用する事が禁じられている・・・と考える、と。しかしここでは移送について語られているのではない、なぜならこの事の代価はユダヤ人が払うだろうからである。エレッツ・イスラエルへの我々のアリヤーのポテンシャルが[代価を]払うだろう。何よりもまず、アラブ諸国とその他の諸国にもいる何十万人というユダヤ人

だ。これ[アラブ難民問題]なくしても、[アラブ諸国は]ユダヤ人を侵害する。しかしこれ[アラブ難民問題]は彼ら[アラブ諸国等のユダヤ人]を侵害する口実となるだろう。たとえ我々が勝っても、そしてとりわけ勝たなかったら、たとえ我々が最小限の立場をとっていても——我々はユダヤ人大衆によって[代価を]払うだろう、何よりもまずアラブ諸国において[3:81]。

それ故にアラブの帰還禁止のこの方向性、つまりこの問題に・・・破壊によってではなく、その地の一部からの・・・移送によってではない方法や、信用を喚起する建設的な方法・・・でアプローチせず、戦争後再度の禁止や閉鎖や[帰還]防止に至る[という方向性]——これは我々にとって禍とならざるを得ない[3:81～82]。1.5 頁削除

そして今私はベングリオンに、「軍と新聞の煽動」と「解決されている責任」と「解決されていない責任」について語らねばならない。ベングリオン、あなたにはこれについて責任があるのだ！ 私はここでこれを言いたい。あなたは自らの意志によって単独の責任を自ら負っている（これは正に現実だ）、共同の考慮もなく、協力もなく、平等性もなく。・・・行為においては、あなたがあなたの同僚たちと共に検討しなかった路線に沿っており、そしてもし事柄が明らかにならなければ恐らく受け入れられなかったであろう意図に沿っている。あなたはこれによって、共同責任の土台が破壊されるような状況をもたらしている。組織的な方法も使っての間ずっとあなたが[説明を]拒否しており、国防や戦争の案件でこの[閣議の]テーブルに向かう可能性が欠如しているというこの特徴は——その戦争を強めていない。そして今度は、あなたはこれらの人々に平等の問題を説教してはならない。・・・あなた自身に対しては——あなたは裁判官だが、他の人々に対してではない[3:82]。

・・・あなたは戦争、軍、軍内部の平等に対して更なる権力を欲しており、あなたは私に、誰かには保護があり誰かには保護がないだろうと語ってはならない。掠奪については——一人として保護されないだろう、一人として保護を

受けない限り！ [3：83]

連携、責任における協力、責務を負うこと、諸問題の知識——これが要求だ。あなたは今日エルサレムから人々が何と言ってきたかを聞いた。エルサレムからこのテーブルの委員会〔閣議〕は共同責任の更なる集中を要求されている、と私はあなたに言う [3：83]。・・・この明確化が友好的で迅速であり、結論も迅速で・・・この〔閣議の〕テーブルについている我々内部の集団責任の強化に基づく様にといい懸念にあなたが加わるよう、私は提案する。そしてこれは戦争全体にとって良い事だろう。・・・ [3：83]

最後に、この明確化の終わりに私はあと一言語ろう。・・・ベルナドットとなされるであろうこの交渉（まだ全てが固まったわけではない。なぜなら我々の一人一人が意見の路線を融合させる為にまだ議論を行っていないからだ）は・・・我々の中の十分な協力の意識から行われねばならない。・・・私はたった今シェルトクが出て行った事を残念に思う、そして私は交渉への鍵は彼の手中にあり、責任の鍵は首相の手中にあると理解している。私はベルナドットとの最初の会合に始まってロードスに向かうまで、我々は全ての事項についてこのテーブル〔内閣〕全体の責任の完全な回路を我々が持つだろうという事と、交渉の全てのステップと段階について協議があるだろうという事を欲している。これは今必要である。これは戦争において極めて決定的な部分である。・・・この様な提案がないと私は言っているのではない。私はこの提案が正にシェルトク自身から来るのを非常に欲していた。・・・ [3：83～84]

ベングリオン あなた方に思い出して頂きたいのだが、会合の一つにおいて私は追加動員の必要があるという提案を持ち込んだ。ベントヴは、追加動員は、我々がこれを他の領域でも提起しないなら、年令面では必要ないと考えていた。今のところは二人以上子供がいる親を軍に動員してはならないという結論に我々は達した。しかし兵役年令を 36 才から 40 才にすぐに引き上げる必要はある——何よりもまず軍の為に、そして軍に動員されない人々については——

労働の必要性の為に[3:84]。

確かにこの事は我々の権限内にあった。しかし我々——ベントヴと私——はこの事、つまり我々が36才から40才までの人々を、軍に適合する人々は軍へ、軍に不適合な人々は労働の必要性の為に・・・動員するという法律を我々が公布する事への承認をとる事は必要であると考えた。これは1908年、1909年、1910年、1911年、1912年に生まれた全ての男子の、軍及び労働奉仕への全面的な動員命令である。つまり36、37、38、39、40才の人々だ。今のところの意図は38才までのみを動員する事だ。しかし・・・もしこれが充分でないなら——40才までの人々だ[3:84～85]。

シャピラ これは大変重大な問題だと思うので、これについては次回会合で話し合う必要がある[3:85]。

ベングリオン これは次回会合に先送りしよう[3:85]。[議事録にスペースを示す点線]

ベントヴ アスルージとファールージャ<sup>(72)</sup>の問題がある。エジプトは我々がアスルージを掌握したと主張している[3:85]。

シェルトク そこでは、我々の側からも彼らの側からも停戦違反についての主張はない。そこでは、いかに停戦を実現させるかという問題がある。我々は彼らが停戦前にこの足場を掌握した事は認める。[だが]アスルージの征服に対するいかなる不平も私は聞かなかった[3:85]。[議事録にスペースを示す点線]

ベルンシュタイン 停戦期間中は我々が週3回会合を持つ事を、私は提案する。多くの政治的話し合いの必要性がある。追加の会合は日曜と水曜に行う事を私は提案する[3:86]。

フィシュマン もし週3回の会合についてのこの提案を受け入れるなら、会合の持続時間を制限して、それらが3時間しか続かないように厳密にする必要がある。・・・我々が今会合を打ち切るよう、私は提案する[3:86]。

シャピラ 政治的話し合いは、ベングリオンの出席も得てなされなければなら

ない[3：86]。

シェルトク つまり、話し合いを打ち切るという提案があるわけだ。反対の人はいるか？——いない。我々は政治的話し合いを打ち切る[3：86]。

### ⑤政治的情報

シェルトク 停戦違反の諸問題に関連して——理論の余地[理論を云々する余地]はない。[現に]問題があるのだ。・・・例えば問題の一つは・・・次の様である。A地点とB地点があってそれらは我々の手中に掌握されており、その真中にC地点があり、それは相手方の戦略的高台であると想定しよう。Cが我々に発砲できるか否かの時に、我々はAとBの間を動く事を許されるか。もし我々が動いたら——我々は停戦を破っている事になり、その場合には相手方が発砲するのは許されるのか、それとも相手方が停戦を破っている事になるのか？そしてこれは逆もあり得る[3：90～91]。[省略3：91～92]

領事委員会は、全ての輸送隊が谷の門[既出、註38]を經由して監視下におかれる事を要求しており、我々が我々の道を通っていかなる食糧を既に通過させたかの詳細を提出する事も欲している。彼らが輸送された食糧の量について責任を引き受けられる様にする為だ。この事はまだ落着していない。まだ我々の側から回答はしていない。既に監視はあると私は思う。国連の警察は谷の門にいる——既に活動できる状態だ。赤十字は食糧の通過の件から完全に手を引いた。つまり赤十字の保護はなく、国連の保護があるという事だ[3：92]。

ベントヴ 他の場所で既に課された監視の範囲と効率性はどうか？[3：92]

シェルトク 知らない、私はこの件についての情報を持っていない[3：92]。

ベントヴ 兵役年令のアリヤーについての今の状況はどうか。何が固まっているのか[3：92]。

シェルトク 兵役年令の移民が来たら——彼らはキャンプに入る、という事ははっきりしている[3：92]。

ベントヴ 船に乗る際の移民の検査というケースはまだ全くないのか[3：

92]。

シェルトク 私は昨日エバンから次のような電報を受け取った。仲介者〔ベルナドット〕が事務総長に、国連加盟国の全ての政府に対して監視任務の為の代表の任命によって協力するよう要請する事を頼んだ、という内容だ。私はエバンに次のように打電した。我々は仲介者と協力する義務があるが、我々は彼の側からのこの様な要請の中に合意から逸脱するものを見ている、と。・・・今日私はエバンから次の様な電報を受け取った。事務総長と仲介者の間で話し合いがあり、仲介者は修正された文面で自らの提案を提示した。それは、彼は諸政府にいかなる監視者の任命をも要求せず彼らの側からの助力のみを要求する、というものだ。エバンは、我々の留保を含んでいる全ての事は仲介者に知られるようにせねばならない、と付け加えた〔3：92～93〕。

ツイスリング 私が注意を向けたいのは——兵役年令の人々の問題だが、彼らは移民と共に移住したのであり、キャンプに入らねばならない。私の意見では、キャンプは農業団体の中にあるのが望ましい〔3：93〕。

第二の事は——モシェー・シェルトクに直接向けられる。私はこの件についてあなたのいない時に話し、それは明日と明後日に関わっていた。私はこの提案があなたの側から来るようにという要望を表明したが、その提案とは今行われているこの交渉が・・・より広い〔閣議の〕テーブルのそばで行われる様に・・・というものだった。しかしこれらの明確化の後、私は、緊急の協議を可能にするために、ロードス島での交渉の時には委員会が設立されるのが適切だと考える様になった〔3：93〕。

シェルトク ロードス島で交渉が〔将来〕あるかどうか、またその形態がどのようなものになるか、私は知らない。この様な交渉があるかどうかを私のはっきりと知るまで、私は自分自身にも他の人々にも負担をかけないだろう。・・・〔3：93〕。

ローゼンブルート 私は会合を終わるのではなく続ける事を願います。私は

国家評議会の前に持ち込む事になっている重要な案件を持っている。話に出て  
いるのは「裁判所法」という名の法律だ。・・・ここに一つの条項があり、最  
高裁判事は法相の提案により暫定政府の認証を受けて任命されるだろうとす  
る。明日[皆さんは]次の提案も聞かろう。これは政府決定に従い法相の提  
案によるものとし、国家評議会の認証を受ける、という提案だ[3:93～  
94]。・・・私はこれを、党の交渉や論議の事項としない事を提案す  
る。・・・法相の提案と政府の提案に従い、国家評議会の認証を受ける——こ  
れで充分以上に重い。このような提案を明日[皆さんは]聞く事になるので、  
私は政府の立場がいかなるものになるかを知りたいのである。私の意見では、  
これは暫定政府の認証を受けるだけで充分だ[3:94]。

フィシュマン　・・・毎回他の諸問題が入って来る。全ての事が緊急だ。私も  
恐らく緊急である項目を抱えている。・・・私は今、会合を打ち切る事を提案  
する[3:94]。

シャレフ　知っておかねばならないのは、その条項は明日国家評議会で討議に  
付されるが、それは政府の見解なしで提示されるだろうという事だ[3:94]。

シェルトク　政府会合を週に3回行う事について我々が決定する、という提案  
が導入された[3:94]。

シャピラ　日曜日に会合があるので、その時に我々は決定しよう[3:94]。

シェルトク　会合終了に賛成の人は？——多数派だ[3:94]。　閉会

### 3. 予備的考察(一)

——6月14日閣議までの優先的審議事項とアラブ問題——

本節と次節では前節2で見てきた本議事録の内容から把握される、暫定政府  
における優先的審議事項を整理・概観する。なお軍事情勢は1(2)に組み込ん  
だため優先的審議事項から省く。

その際に本稿では、「予備的考察」を(一)と(二)に分けた。次節4「予備的考



察(二)」で国境・難民についての方針が確認された6月16日閣議の議題③を専ら検討する事になるため、本節3「予備的考察(一)」では、それより前の諸閣議(6月14日閣議まで)における優先的審議事項とアラブ問題を整理する。但し「予備的考察(二)」で扱う事のできない6月16日閣議の議題③以外の審議事項(分量的には少ない)の内容の中で重要なものは、日付または議事録の頁数を明記した上で本節に組み込んだ。

本節で扱う殆どの優先的審議事項にアラブ問題が絡んでいるため、「アラブ問題」という項目を別立てにして整理する事はしなかった(不可能であった)事を断っておきたい。本節で扱う優先的審議事項は、第一次停戦受諾、戦争に関連する他の問題、国の宗教性(休日法)、国境問題、難民帰還問題、その他(国防軍の統合と再編、及び外交関連)に分けられるが<sup>(73)</sup>、このうち第一次停戦受諾をめぐる論議は、受諾にあたっての問題点が議論された6月4日閣議までと、ベルナドット文書の審議により停戦受諾への最終調整が行われた6月6日閣議以降の二段階に更に分けて整理する。

(1) 第一次停戦(安保理停戦決議)の受諾をめぐる——6月4日まで——

ここでは主に6月4日閣議までに議論された安保理停戦決議(以下「停戦決議」)の問題点を整理するが、それらの問題点に関する議論が4日より後にも見られた場合は、各問題点に関する議論の流れを通時的に押さえやすくする為に、日付または議事録の頁数を明記した上で本項に組み込んだ場合がある事を断っておく(ベルナドット文書・ベルナドット書簡の部分で扱う内容は除く)。

まず停戦決議をめぐる概略を記しておく。決議については受諾賛成が内閣の大勢を占めた。主な賛成理由は、疲弊しかつその大半が「訓練されていない我々の軍を訓練する可能性を与える」こと(ベングリオン[2:104])や、包囲され飢餓が常態化しているエルサレムへの食糧・必要物資の補給が国連の監視下に安全に行われる展望があること(シャピラ[2:16]等)等の国内事情と共に、ベル

ナドットからの圧力と停戦決議に対するアメリカの支持という国際的要因への考慮であった。これらの理由故に「軍事サイドと政治サイドが、我々はこれに同意せねばならないと我々に言っている」(レヴィン [2:20])、つまり軍事的にも政治的にも受諾以外の選択肢はないという認識に内閣全体が収束していく。

しかし停戦決議の問題点(デメリットないし要確認事項)は残った。それらを整理すると、エルサレム問題(食糧補給を含めて)、軍の移動の凍結、アリヤーの継続可能性、ユダヤ人移民の軍事訓練、武器禁輸と武器の移動、道における民間人と物資の移動の自由というおおよそ六項目にまとめられる。以下その六項目の概要を整理するが、「エルサレム問題」と「道における移動の自由」は密接に関連するため一つにまとめ、実際には計五項目について整理する。

#### ①エルサレム問題——食糧補給と道の移動の自由——

6月1日閣議でのシェルトクによるベルナドットらとの会談の報告によると、エルサレムへの食糧等の補給は不可欠であり保証されねばならないとの認識で双方は一致したが、食糧輸送を可能にする道の移動の自由については、シェルトクらがこれを要求したのに対し、ベルナドット側は検問による制限を主張した。尤も「移動の自由」は、食糧輸送を可能にする反面アラブ人の移動をも可能にするため、無人化した村にアラブ人が帰還して村が元通りになる恐れがあり、閣内には「移動の自由」を要求する事への慎重論が出ていた。3(6)の帰還問題にも関わるが、以下、移動の自由をめぐる賛否両論を整理しておく<sup>(74)</sup>。

ベングリオンは6月1日閣議で停戦決議の受諾に賛成しつつも、停戦の短所として、武器の入手が限定される事と共に、道の移動の自由がエルサレムへの食糧輸送を保証する一方でアラブ人の村への帰還も可能にする事を挙げている[2:17]。ツイスリングはベングリオンより更に踏み込み、アラブ人の帰還の危険がある事から道の移動の自由を要求してはならない(食糧輸送は例外とする)という意見を表明し、帰還について次の様に警告した。「我々の手中には

——100以上のアラブの居住地があり、停戦中におけるアラブのそこへの帰還の可能性——それは大きな危険である」[2:25]。同様の立場をとったのがシトリトである。彼も道の移動の自由を補給物資の移動に限定すべきであるとしたが、それは「アラブは沢山の侵入路を持って」おり「それらへの監視は難しい」[2:22]からであった。すなわちツイスリングとシトリトはそれぞれキブツ運動の指導者、アラブ系ユダヤ人として停戦期間中のアラブ人の帰還に警戒的であり、その危険性があるなら、エルサレムへの食糧補給さえ保証されれば移動の一般的自由は放棄しても致し方ないと主張した事になる。

これに対してアラブ人の帰還を懸念しつつもユダヤ人の「移動の自由」を優先させる立場もあった。ベントヴは道の移動の自由の問題をエルサレムと近郊の自由な往来の問題とほぼ同一視し、ユダヤ人の不便さを挙げつつ、「我々は移動の自由に関心を持たねばならず、この自由の意味するところが我々の手中にある領域におけるアラブ人の定住ではない、という事だけを心配せねばならない」[2:21]と述べている。アラブ人が帰還しても定住させる事さえしなければ、ユダヤ人にとって移動の自由は本来の権利であるという考え方はフィッシュマンにも共有された。「私は移動の自由があるだろうという事にも同様に賛成だ。アラブ人はここかしこに侵入するだろうが、何故我々は、我々の移動の自由を制限せねばならないのか？」[2:23] 結局6月1日閣議では、ベングリオンが道における移動の自由の件に言及しない事を提案したにもかかわらず、国連への回答書の中でエルサレムへの市民の移動の自由に関及する事が6:2で決定された[2:27]。

他方、国連側も「移動の自由」がアラブ人の移動の自由も含む事についてイスラエル側に注意を喚起していた。例えばバンチは、エルサレムへのユダヤ人の恒常的な移動と引き換えに、アラブ人もエリコなどからエルサレムに同様に流入する事になるとシェルトクに対して指摘している。シェルトクはこれが微妙な問題で、同僚の間でも様々な意見がある事を認めつつ、移動の一般原則に

どの様な秩序を持ち込むかについては交渉の余地があると応じている[2: 67～68]（4日閣議での報告）。現実には第一次停戦中には「移動の自由」がアラブ人の帰還を引き起こし、その阻止がイスラエル側の軍事の方針となった事は1(2)①で言及した通りである。

### ②軍の移動の凍結

停戦決議で示された軍事的凍結は「現在のポジションを越える全ての前進を防止するが・・・双方が支配している領域内部での移動は防止しない」[2: 12]事を意味したが、これには一長一短があった。例えばエジプト軍が前進できない一方、同様の事はイスラエル軍にも課され[2: 26]、他方エルサレム旧市街ではアブドゥッラーのアラブ軍団がその内部で移動できる事を意味したのである[2: 12～13]。しかしアラブ諸国軍の攻撃の脅威を取り除くという長所はイスラエルにとって無視できないものであり、6月1日閣議では軍事的状況の凍結を宣言する事が6: 3で決定されている[2: 26]。

### ③アリヤーの継続可能性

停戦中にアリヤーを継続できる事は停戦受諾の重要な前提であった。「私の目から見て根本的な事柄はアリヤーの件だ」に始まる6月1日閣議でのツイスリングの発言[2: 18～19]は、アリヤー継続が停戦の様々な短所を補う程の重要性を持つと認識されていた（彼の表現を借りると「アリヤーだけが・・・取支を均衡させる要素」）全体的な傾向を代弁する。特にツイスリングの場合には、キブツ運動の指導者としてユダヤ人の人口増が死活問題であった事も、彼が「アリヤーの件は我々にとって条件である」[2: 26～27]、「私はアリヤーの件を、中心的な案件の一つと見ている」[2: 43]（2日）とアリヤー継続にこだわった背景にあった。アリヤーについては国連への回答書の中で言及する事が閣議決定された[2: 27]（1日）。

停戦が発効した場合にアリヤーを加速させる提案も出された。シャピラは当初の計画2万5000人を5万人まで増やすよう多方面から圧力があるとしてい

る[2:41](2日)。しかしシェルトクは移民数については国連側に言質を与えず、建国後の最初の2週間における数を示して今後数週間でそれを増大させると言うにとどめた[2:70](4日)。アリヤー継続問題は次項④の移民の軍事訓練の問題とも密接に関わっていた。

#### ④ユダヤ人移民の軍事訓練

停戦決議において「兵役年令<sup>(75)</sup>の人々がこれらの諸国に入れられる場合には、この[停戦]期間中には彼らを動員したり訓練したりしない義務を負わねばならない」[2:27]とされている点について、ベングリオンは兵役年令の人々のアリヤーは禁止されないが、その年令層の移民に軍事訓練を施してはならないという解釈を示した[2:27](1日)。他方ベルナドットは、移民の中で誰が戦闘員か吟味するのは不可能であるためアリヤーそのものがあるべきではないと主張した(4日、シェルトクの報告)。しかしアリヤー継続が停戦受諾の大前提であった事から、シェルトクらはどのようなアリヤーなら許容されるかについての明確化を行い、その結果シェルトク側は、兵役年令の移民は検査用のテントに入れられ、動員や軍事訓練を受けないという条件に同意した[2:64]。

ベルナドットは、アラブ側はユダヤ人側がアリヤーによって自らの力を増強していると主張するだろうと懸念していたが、シェルトクらは正規軍を備えたアラブ六か国に対してアリヤーが我々の力を増強していると何故言えるのか、「アラブの側にまだ利用されていない何百万人も[の人員]がいる時に、我々は我々の人的在庫の全てを使い尽くしたのだ」[2:67](4日)と反論している<sup>(76)</sup>。シェルトクらの反駁はアラブ諸国対イスラエルの戦争という図式における「公平性」の論理に基づいていたが、1948年戦争がパレスチナという限定的地域における現地ユダヤ人とパレスチナ・アラブ人の対立という側面も持っていた事を考えれば、パレスチナ・アラブ難民が流出している際にユダヤ人移民が大量に流入して人口構成の激変が起こる事こそ「公平な」紛争解決という面から国連が阻止せねばならない事態であり、ベルナドットのアリヤー禁止の主張はこ

の意味での「公平性」の論理に基づいていた。国際紛争の解決における「公平性」とは何かという、パレスチナ紛争においても今日なお切実な問題がこの応酬から浮かび上がるのを、我々を見る。

#### ⑤武器禁輸と武器の移動

ベングリオンが挙げた停戦の最大の短所は、既に購入した武器が武器禁輸によって入手できなくなる事であった。しかしイスラエル側の重火器はアラブ側のそれよりはるかに性能がよいため、停戦期間中に入手できる武器の量がアラブ側より少なかったとしても結局は「つり合う」というのが彼の見方であった[2:17]。しかし問題は、「諸国内における当局から当局への武器の移動」[2:24]つまりイギリスなどの第三国からアラブ諸国へ武器が渡る可能性であり、これを防ぐ為に中東の英軍基地への監視について念を押す必要がある、という趣旨の意見がベントヴヤシュルトクから出された[2:15, 24]。これに対してシトリトは「英軍基地への監視——これは難しい事だろう。・・・我々は英軍基地への監視問題全体を扱わないべきだ。この武器がアラブに渡らぬよう監視する事のみ、我々は要求しよう」[2:22]と慎重論を述べている。アラブ諸国における当局（例えば英軍基地）から当局（アラブ諸国政府）への武器の移管については、国連へのイスラエル側の回答書に付されるべき注釈が採択された[2:24]（1日）。

#### (2) 第一次停戦の受諾と発効後の展開をめぐって

——6月6日（ベルナドット文書）以降——

イスラエル側の停戦受諾が延期される中、ベルナドットは停戦決議に関する自らの解釈を文書、次いで書簡の形でイスラエル側に提示した。それらの解釈を受け入れるか否かが、6月6日定例閣議から9日臨時閣議までの争点となる。

#### ①ベルナドット文書への回答をめぐる論議（6日）

ベルナドット文書は停戦の目的の一つを「停戦の遂行からいかなる軍事的優

位も育たないように保証すること」[2：96]であるとし、この目的に鑑みて停戦発効日から1週間のアリヤー停止、ベルナドットへのアリヤーの事前報告、兵役年令(18～45才)の移民は入国時に検査された後キャンプに移されて軍事訓練を受けぬよう監視される事などの、制限的な方針を提示していた。シェルトクはこれを「[安保理]決議からの完全な乖離」[2：99]と評し、ベルナドットに次の様に反論したと6月6日閣議で報告している。——現在の紛争はアリヤー問題によって起こったのではない。アラブはアリヤーに対してではなく、国連決議に反対して軍を送ったのだ。アリヤーは何十年にもわたってエレッツ・イスラエルの自然で正常な状態だったのであり、委任統治期にも一度も停止された事はない。主権国家の最初の一か月以内にアリヤーが停止されたらそれは何を意味するのかベルナドットには理解して欲しい[2：100～101]。

ベルナドットへの反論の根拠として、シェルトクは二つの論理を提示した。一つは、ユダヤ人移民と彼らを銃撃するアラブ人を同等視するのは不当である[2：100]という論理、もう一つは、「軍事的優位」を持つアラブ側は制限を受けない一方、アラブ六か国と対峙しており移民によって軍事的優位を持つ事はあり得ないイスラエルがアリヤー制限を受けるのは不当である[2：101～102]という論理である。二つの論理を貫く「不公平」感は、紛争をイスラエル(一か国)対アラブ諸国(六か国)の図式で捉える事を前提としており、紛争をパレスチナに限定して捉えた場合にアリヤー継続はユダヤ人に有利と見るベルナドットの「公平」観とは拠って立つ根本が異なっていた(3(1)④も参照)。

6月6日閣議ではこの後、ベングリオンが見解を表明した。彼は停戦には軍に訓練の可能性を与えるというメリットがあるとしつつも、兵役年令の人々の入国制限と一週間のアリヤー停止という主な難点故にベルナドット案の断固たる拒否に賛成であるとした。前者の難点については兵役年令の人々の動員は禁じられていても入国させる事はできる、後者の難点については一日たりともアリヤーは停止できない、というのが彼の立場であった。ベングリオンにとって

そもそもアリヤーはイスラエルの主権に直結する問題であり、ベルナドットの干渉を排除するものであった[2:106]。他方、和平に到達する希望があるなら停戦は大変重要であり、停戦には主権の侵害がつきものでその点ではアラブも同様だ、というレヴィンの意見もあった[2:107]。

ベントヴは「単に拒否する事は良い戦略的方法ではない」としつつも、「砲火が停止される時、及び砲火停止と監視開始の間においては双方の状況が平等でなければならない」、つまりイスラエル側だけ停戦を開始する事はできないと主張する[2:108]。この様なく条件付き受諾の考え方はシャピラ、ベルンシュタイン、ローゼンブルートによっても表明された。シャピラは「エルサレムにおける状況が非常に重くのしかかっている」[2:109]故に、停戦受諾は選択の余地がないとする。停戦受諾のその他のメリットとして彼は兵士の休養と産業の稼働、占領したアラブ居住地の維持を挙げたが、アラブ居住地に関する発言は15行ほど削除されている[2:110]。ベルンシュタインはアラブ諸国が追加動員をしないよう、またアラブ諸国に新たな兵力が入らないよう監視が行われる事を条件としてベルナドット文書を受け入れる用意があると述べた[2:111～112]。ローゼンブルートは「近い将来における大征服を期待している」[2:113]世論における停戦の不人気にもかかわらず、軍の訓練という観点から停戦せざるを得ないが、停戦受諾の場合には諸条件について頑固に主張すべきであるとした[2:113]。フィシュマンはエルサレムで食糧の備蓄が禁じられ、停戦後も今と同じ状態にとどまるなら「停戦に同意してはならない」[2:113]とさえ述べる。また彼は外国によるアリヤーの制限と停止には絶対に同意できないとし、安保理に対して安保理決議の真の解釈を要求するというローゼンブルート案に賛意を表明した[2:113]。シェルトクは停戦がなかったらエルサレムはどうなるのかと述べて、フィシュマンの立場は「性急」であると批判している[2:116]。

一方、レメズは停戦を受諾しなかった場合の軍事的・政治的リスクの大きさ



という観点から、ほぼ無条件の停戦受諾を主張した。注目されるのはベルナドットへの否定的評価が大勢を占める中、彼がベルナドットを「原則の人」と評し、「全ての仲介者は圧力の下にある」という点から見ると自分は「ベルナドットへの不信と彼への要求の余地を見ていない」[2：114]と異論を述べている事である。停戦の必要性についても、緊急の停戦が必要なら数日延期するのはナンセンスである、数日以内にアラブの進撃が起こらないとも言えないから、と明快に主張した。

シェルトクは「政府はこの問題について話し合ったが、彼の解釈に同意できず、またベルナドットが安保理決議に沿っているとは考えない」[2：117]とベルナドットに伝える事を提案した。しかしツィスリングは「我々の最も死活的な部分」であるアリエーに関わるという理由から、ベルナドット文書の受け入れに拒否反応を示した。彼にとってアリエーは農業入植のみならず、停戦の根本的側面と彼が考えた軍勢力とも関わっていた。彼は兵役年令の移民の割合を小さくするためにヨーロッパから大量の子供達を移住させる事を提案するが、シェルトクからこうしたやり方は欺瞞だと批判される。やりとりの後にツィスリングはシェルトクの路線に自分の心は傾いているとし、最終的な結論を伝えずに「これらの解釈を受け入れていない」と回答すべきだとした[2：119～120]。

ベングリオンはここで改めて具体的な数値に触れる。訓練されたアラブ諸国正規軍に対抗するという軍事的観点から考えると、停戦は「戦闘員は休み、半ばしか訓練されていなかった兵力はよい訓練を受ける」事を可能にし、結果として停戦終了後には戦闘で持ちこたえられる2万人の戦闘力を準備できるとした[2：121～122]。

レヴィンは今すぐ停戦を必要とするという先ほどの立場を繰り返した。ベルナドット提案がベルナドットの最終決定である以上、シェルトクの様に「否定的に回答する」とかローゼンブルートらの安保理に再要請するという提案は意

味がないと彼には思われた。レメズの言った様に停戦が必要なら急ぐべきであった。エルサレム問題を憂慮するカプランはベングリオンの言を聞いても結論に達する事はできなかつたとし、翌日軍の人々の参加を得て閣議を開きエルサレム救済の展望について意見を聞くと共に、停戦は受諾しておいてベルナドットの解釈について安保理に抗議する可能性も念頭においた。つまり「解釈を理由に停戦を拒否する事はしない」[2：123]という立場である。

決定方式については国家評議会における決定に賛成するのが2票、政府における決定に賛成するのが多数派で、政府内部で決定される事に決定し、本件を国家評議会の最終決定に持ち込むというツイスリングの改めでの提案も3：5で否決された。停戦について賛成・反対の投票を行う事をローゼンブルートは提案したが、ベングリオンは「停戦への反対はない」[2：125]として票決にはかけなかった。最終的に、ベルナドットにアリヤー条項についての彼の解釈が安保理決議に適合していないと通告する、という原案が賛成多数で可決された[2：125]（6日）。

## ②ベルナドット書簡への回答をめぐる論議（8日臨時閣議・9日臨時閣議）

6月8日午後4時にシェルトクがリードマンから受け取った「ベルナドット書簡」への回答のあり方が、8日と9日の臨時閣議の中心的議題となった。

まず6月8日臨時閣議ではローゼンブルートが、ベルナドット書簡においてイギリスがエジプトに戦争物資を送る資格があると受け取れる点について、そうではないと理解していたのだが、と糺した。シェルトクはこれに対して、文面によると例えば、エジプトからの武器を紛争当事国であるサウディアラビアやイスラエルに搬入する事ができない事は明らかだが、第三国から武器をエジプトに搬入できないとは書かれていない、しかしその様な事は実際にはないだろうというイギリス筋からの情報がある、という趣旨の説明をしている[2：161]。

ここでシェルトクはベルナドットが食糧問題においてヤッフオとエルサレム

を同列視した事を懸念する。その論理で行くと、我々イスラエル側がエルサレムに入る事を要求するなら、ユダヤ人側の攻撃で流出したヤッフォのアラブ人もヤッフォに帰らねばならないという「相互性」を国連が求めてくると予想される、とシェルトクは指摘する[2:161]。ベングリオンは両都市の間には「いかなる類似性もない」と同列視に反撥した。ヤッフォは「住民が逃亡」して「征服された町」[2:163]であり知事の許可なく入れないが、エルサレムは全サイドから包囲されているわけではなく近郊に食糧備蓄もある。従ってエルサレムについては援助を要しないが、ヤッフォについては餓死する危険があるので食糧補給をしないわけにはいかない。つまりここには、(食糧問題を一つのきっかけにして)ヤッフォへのアラブ住民の帰還につなげるという「悪意図がある」[2:163]とベングリオンは断じた。しかし、ややあってローゼンブルートがこの問題について提示した異論は注目に値する。「エルサレムとヤッフォの件に関しては、彼[ベルナドット]が人道的観点からのみその事にアプローチしている事に、私は皆さんの注意を向けねばならない」[2:168]——包囲下のエルサレムのユダヤ人住民に対する非人道性を語るのなら、ヤッフォから流出したアラブ住民を帰還させない事にも同様の非人道性があるのではないか、というニュアンスを滲ませた法相のこの発言<sup>(77)</sup>にベングリオンは鋭く反応する。「エルサレムはいかなる援助も必要としていないと答えるだろう」[2:168]、つまり間接的な言い方ではあるが、ヤッフォについては国連の介入を受けない(難民は帰還させない)という簡潔な断言であった。

究極的な問題は、ベルナドット書簡の内容を受け入れた上で最終的に停戦を受諾するか否かであった。ベングリオンの結論は、停戦については政治的考慮に反しても「軍事的考慮に従わざるを得ない」[2:165]というものであり、その根拠は兵士の休養を重視する[2:162] 参謀本部の「純粹に軍事的観点からの」見解であった。レヴィンも、参謀本部の見解と政治的状況の故に停戦やむなしとした[2:166]。

シャピラはベングリオンもシェルトクも全般に書簡の受諾には賛成であると見たが、ベングリオンがこだわりの一週間のアリヤー停止への反対をどう処理するかを論じた。シャピラの提案は、もしベルナドットがアリヤーを停止したら安保理決議に違反する行為をその中に見るといふ旨の解釈(条件ではなく)を付す一方、できる限りアリヤーが継続するようベルナドットに圧力をかけるといふものであった[2: 165 ~ 166]。ベントヴは停戦の軍事的必要性を認め、一定の条件が受け入れられればベルナドット書簡を受諾する事に賛成した。停戦の最中でも行動の自由をある程度確保し、安保理に対して彼らが停戦を決議通りに実行に移そうとしていないと陳情できる様な回答をしておかねばならない。具体的にはベルナドットに、彼の文面は不完全で矛盾があると説き、それらの条件をアラブも受け入れるなら我々も受け入れるという内容の回答をする必要がある[2: 167]と彼は論じた。

アリヤー停止に対する断固たる反対を表明してきたフィシュマンは、ベングリオンが参謀本部の意見を報告したので「受け入れざるを得ない軍事的観点がある」との結論に達したとし、ベルナドット書簡と停戦を受け入れる意思を明確にした[2: 167 ~ 168]。ローゼンブルートは、アリヤー停止を安保理決議違反に直結させたシャピラの先程の意見は「論理的ではない」と指摘し、一週間のアリヤー停止に難色を示すベングリオンをも暗に批判した。「彼[ベルナドット]にはアリヤーを禁ずる事は禁じられているが、アリヤーへの監視を組織化する時間を彼に与えねばならない」[2: 168]と述べたローゼンブルートは、アリヤーの一時停止が主権侵害であるとの感情論を抑え、国際的手順から見ると妥当であり、我が国の名誉を傷つける問題ではないという法相としての冷静な判断を示したと言えよう。また彼は自分にとっての唯一の案件は武器輸入であり、この点は既に明らかになったため書簡を受け入れる事ができるとした[2: 168]。

ツイスリングは、停戦を受諾するか否かを決めるのに不可欠な軍事的評価が

それを知っている個人たち(実質的にベングリオンのみ)によって与えられている為に、ベングリオン以外の閣僚はこの件を主体的に判断したり批判したりできず、「このような状況下で私は自分の望むままに——[つまり]書簡に反対する票を投じる事ができる、という事を否定する」[2:169]と主張した。ベングリオンは「ツィスリングが決定できない状況にあるという言葉を否定する」[2:169]とし、「軍事的アプローチは全体的アプローチの一部ではあるが、決定打ではない。専門家に頼らず、事柄全体の包括的な理解に頼る政治的アプローチがある」[2:171]と、専門性の高い軍事的評価のみでは限界があり政治的判断が結局は重要になる事を強調して、ツィスリングの批判をはぐらかしている。「政府が成立した時から軍事的な話し合いは存在してこなかった。我々にはあれこれの情報は与えられたが、その中で我々は受け身のアクターであった」[2:169]というツィスリングの指摘は、第三者が本議事録を読む際に持つ印象とも重なり、ある程度正確な状況を反映する内部意見と考えられる。ツィスリングら数人の閣僚が本議事録の中で<閣議に上がってくる軍事情報の少なさ>を指摘している事自体が、建国期の政軍関係のあり方を捉える上で重要な手がかりを与える<sup>(78)</sup>。

カプランは停戦に賛成であると明快に述べた。彼は争点となっている一週間のアリヤー停止については、それ自体はベルナドットの権限外であり停戦条件違反であるとしたが、その条項が「兵役年齢の人々についてのみ意図されていると我々は想定する」と国連側に伝える事によって停戦受諾に踏み切れるという方向性を示した[2:172]。

採決にあたってベングリオンはエルサレム・最初の一週間のアリヤー・武器の搬入についてこの日(8日)夕方にカイロのベルナドットに説明を求めてから回答したいと述べたが、シェルトクは余裕がないとし、採決に移った。票決の結果、停戦後一週間のアリヤー停止の権限は安保理によって仲介者に与えられていない、アラブ諸国への武器搬入についてはローゼンブルートの解釈が正し

く仲介者の解釈は安保理決議への付加である、書簡にある「戦争行為」には海上封鎖も含まれる、などの点を解釈として付す事が決定された[2:177]（以上が8日）。

翌朝の6月9日臨時閣議ではまず、シェルトクが前日夜以来の展開を報告した。前日のリードマンとの会談でシェルトクはベルナドット書簡の改訂版がある事を確認し、それにおいては「いかなる国へも武器を入れる事が絶対的に禁じられる」という修正があった[2:179]。シェルトクはこの書簡に示された提案や諸条件が拒否された場合、ベルナドットは本件一切を直ちに安保理に差し戻す事になっている点に改めて言及した上で、「昨夜と今朝」のニューヨークのエバンからの電報の内容を報告する。エバンによれば、ベルナドット書簡はそもそも「安保理決議への明白な違反から免れる様な形で」ベルナドットによって起草されている事から考えても、「安保理が彼に反対する決定をすることはほぼ考えられない」[2:180]。しかも「ワシントンは仲介者の提案を極めて理にかなっていると見て」おり、「兵役年齢の人々を入れる事に対する仲介者の慎重さ」も適切と受け止めている[2:181]<sup>(79)</sup>。安保理とワシントンの反応についてのこれらの報告は、暫定政府がベルナドット書簡への回答を最終決定する上で重要かつ最新の情報であった。

しかしシェルトクが自ら作成した回答草案を読み上げた時、閣議室には波紋が広がる。草案は予想以上に「非友好的な」(カプラン[2:181]) 文言で書かれていたからである。しかもカプランとレヴィンが指摘した様に、兵役年齢のアリヤーについては前日には何ら決定されなかったにもかかわらずその事が言及されていた。ここでローゼンブルートが、「暫定政府は自らの同意に条件を与えていないにもかかわらず、次のコメントを付す必要があると考える」という文言を、コメント自体の前に付すという解決を提案する。この文言の後なら鋭いコメントをする事も可能だというのであった[2:182]。他の閣僚数人もこの案に賛意を示し、フィシュマンはその様な修正を施すならコメントには礼節

の欠如はないと述べ、ベングリオンはローゼンブルートの文案そのままを支持するとした上でそもそも回答の語調のどこが鋭いのか理解できないと述べる。特にエルサレムとヤッフォの同列視については、ローゼンブルートの提案した前置きをした上で同列視が不適切であると存分に指摘できる、というのがベングリオンの意見であった。

シェルトクは「礼節の欠如」については再検討するとしつつ、文言がきつくなった理由は次の二点にあると述べた。第一にベルナドット書簡は我々を攻撃者[アラブ]と同じレベルに立たせている点で、我々に対する根本的な不正義を含んでいる。第二にベルナドットは、特に今はカイロに滞在している為アラブ側の多大な圧力の下にいるが、そうした点からも彼に圧力をかける必要がある[2:185]。この様にベルナドットへの牽制の必要性を強調した上で、シェルトクはローゼンブルート案を受け入れると述べている。

レメズは、アリヤーについてのベルナドットの解釈に我々は同意しないというコメントを除いてはコメントは無意味である、と異論を述べた。提案を受諾するなら、条件ではないコメントを付しても意味がないというのが彼の意見であったが[2:183]、反対多数で否決された。他方ローゼンブルート案が採択され、ベルナドット書簡への回答は前半で同意(受諾)を、後半でコメントを述べる形となる様に、シェルトク草案が修正される事となった[2:186～187](以上が9日)。

### ③停戦発効後の論議

停戦が6月11日に発効した後の14日閣議で、ベングリオンは戦争の再開を前提とし、エルサレム問題・軍事力の強化・戦時生産の拡大・新たな入植・アリヤーの5か条から成る行動計画を提示した[3:4～8]。ここで注目されるのは、第四・第五項目の入植とアリヤーの加速化と規模の拡大について今後は「沈黙」する、「公表を控える」[3:8]として具体案が示されていない事である。以下、この行動計画をめぐる論議の概略を記す。

まずエルサレムに関しては、人々の「エルサレムからの脱出を防ぐ」[3：5]というベングリオンの発言をめぐって議論になった。エルサレムに家族を残すカプランと、宗教的見地からエルサレムに強い関心を寄せるフィシュマンとシャピラは、エルサレムの無人化を防がねばならない一方で脱出を厳禁すべきではないとした。ベントヴは特に大勢の子供達をエルサレムから脱出させる決定を促し、取りあえず彼らを「ヤッフォやハイファのアラブ地区に居住させる」[3：19]事を提案した。しかしベングリオンはエルサレムからの子供達の脱出は「破局的」である上に「幻想」だと反対する。それは「エルサレムの空洞化と敵への降伏」[3：21]を意味し、しかも子供達はどこへ行っても安全が保証されるわけではない上、避難先の共同体にも運営上の問題が生じるからである。また官吏がエルサレムから脱出する事についても例外的な場合を除いて反対する、というのが彼の立場であった[3：30]。

エルサレムへの物資の補給については、シトリトがエルサレムの水の備蓄を倍増させるため、イスラエルの手中にあるエルサレム近郊のアラブ村の水源を利用する事を提案した（詳細は3(6)で後述する）。

ツイスリングはベングリオンの5か条について一般論ではなく具体案の提示を求めた。ここでベントヴが、停戦終了までにアリヤー・兵器・燃料等について担当閣僚がどの様に準備しているかを次回閣議で報告する事を提案する。彼は4週間の停戦期間を軍の組織化に充てる事を前提に、特に参謀本部の組織化と軍司令官の補充について具体的かつ正確な計画が必要であるとした。

これを受けてシャピラとツイスリングが、その様な具体的計画の土台となるべき軍事情報が閣議で充分提供されていないと指摘して軍事情報の開示を求めた<sup>(80)</sup>。シャピラは「政府のメンバーが知る義務のある、ここで受け取らねばならぬ最小限の情報」というものがあるが、自分達は「ここで十分な情報を受け取らなかったと断ずる」とした上で、最近の戦闘での多くの犠牲者や捕虜の噂があるとして「ここ1か月の軍事的状況」[3：16]についての説明を求めた。シャ



ピラの言う「噂」については、ベングリオンが、停戦発効の前日に征服したアスルージ(ネゲヴ)でのエジプト軍との交戦で大損害が出た事は事実であると認めた[3: 16, 20]。

ベルンシュタインも停戦期間中に何をせねばならないかは明らかであるが、問題はいかにしてという事であるとし、長期的展望の下での具体的な政治的計画の必要性を説いた。「我々は今、我々の問題の重心が程なく政治的領域にある事になる時期に入りつつある。そして政治的領域においては、私は我々の路線が何かを知らない。我々が11月29日[国連分割]決議を主張するのか、それともこの決議はまだ議論に付されていないと言うのかを[知らない]。後者の場合——我々は決議前の我々の以前の要求に立ち戻るのか、それともこの要求には立ち戻らないのかという問題がある。これらの事は明確化を要し、我々が近々の政府会合を政治的明確化に充てる事を私は提案したい」[3: 25]。

政治的明確化を早く行うべきであるというベルンシュタインの提案に対し、ツイスリングは軍事的明確化を優先させる事を求めた。彼は「政府が成立した時から軍事的な話し合いは存在してこなかった」[2: 169]という8日臨時閣議で述べた不満を再び爆発させる。

ツイスリング・・・私は国防の領域で我々が諸問題を本質的に話し合う事を要請する。議長[ベングリオン]は、我々を核心自体に持って行かぬ冗長な言葉で廻りくどく論じる代わりに、実際の諸問題を我々の前に提示してくれば、議論の果実にもっと貢献していただろう[3: 26]。

ベングリオン それは議題外だ。あなたは批判する事は許されるが、議題の名においてではない[3: 26]。

ツイスリング 私は自分が言い出した提案を説明する資格がある。私は軍事的な明確化を優先させ、次回会合で我々の前にその諸問題を本質的に持ち込むよう要請する(軍の組織化——いかにして[行うか]、戦争計画——いかにして[行うか]、など)。我々はそれらについて話し合い、その後同

意するだろう [3:26]。

ベングリオン あなたの提案は・・・会合の終わりに来るべき議題提案だ [3:26]。

ベントヴ 私は・・・私が提示した諸問題についての彼 [ベングリオン] の答えに関してのみコメントしよう [3:26]。私はベングリオンが彼の答えを拒否した事を残念に思う。本質的に彼は我々に、我々は達成可能な事を達成すべく努力するだろうと言ったにすぎない。しかし・・・これは軍事的・政治的評価をその上に立てる事を可能にする土台ではない。・・・私にはもっと計画する事は可能だと思われる。・・・ [3:26～27]

ベングリオン・・・私はあなたに、我々が何を持っているかという質問に対する答えを毎日与える用意はあるが、あと一か月後に我々が銃を幾つ持っているかを語る用意はないし、それを語る用意がある人を知らない。・・・ [3:27]

ベングリオンは当たり障りのない情報だけを提供して国防問題の核心について閣議で本質的な話し合いをするのを故意に避けているのではないか、という疑念はツイスリングのみならずベントヴにも、そして先に発言したシャピラやベルンシュタインなどにも広く共有されていたのである。ベントヴは軍事的明確化を先にするというツイスリング案を、シュルトクは来るべきベルナドットとの会談に備えて政治的明確化を先にするというベルンシュタイン案を推した。その後の票決では6:4で、次の閣議で政治的明確化を先にするというベルンシュタイン案が支持された。また軍事的明確化のために参謀本部の人々を閣議に招く事が決定された [3:31]。

### (3) 戦争に関連する他の問題

#### ①報道規制と情報公開の問題

6月2日閣議では、新聞記者を従軍させて前線の状況を取材させる方が、戦

果を公表でき世論対策上よい、という意見がベントヴから出された[2:41～42]。これを受けてシェルトクは、記者に対する参謀本部の態度が恣意的で、特にラトルンでは疲れた人々を見せたくない為に許可しない場合もあり、その結果かえって「恐ろしい災い」をイスラエル側が「隠蔽している」[2:42]との印象を与えてしまっていると指摘し、かえって、アラブ側も疲れておりテルアヴィヴ突撃の噂は嘘であるという真実を見せた方がよいと述べている。情報公開を擁護するこれらの意見に対して、ベングリオンは尤もだとしつつ情報公開の危険性も指摘する。例えば、エジプト軍と比べて武器が不足している事を好意的ではない記者が報道したら我々の士気にかかわり、アラブ諸国軍の士気を高める可能性がある。報道規制と情報公開のバランスは損得を比較して決めねばならない、というのが彼の意見であった[2:43]。

## ②軍と文民当局の関係

6月2日閣議では、軍と文民当局の権限の線引きの為の提案を準備する事が決定された。また兵士の社会的犯罪(掠奪も含む)については通常の法によって裁く事が確認されている。特にベングリオンの下での軍の暴走を懸念するレメズは、兵士を法廷に呼ぶ際に軍が反対しないかどうかベングリオンに念を押しした。カプランも「文民的法律は文民に関する諸事項においては兵士にも適用されるだろう、[その際に]軍に許可を要請する必要はない」[2:60]というベングリオンの宣言を公表する事を要請し、これが採択された。

6月14日閣議でフィシュマンは、グリュンバウムからの情報として、エルサレムで軍と文民当局の関係が悪化しており、更なる悪化を防ぐべきであると述べている[3:12]。

## ③動員の問題

6月7日閣議では若年層の動員が特に議論になった。ベングリオンの諸提案のうち16才の人々を農場へ送る案は採択されず、政府の明示的決定なくして前線に送られないという条件で17才の人々を2か月間訓練に動員する案と42

才までの人々を週に2日間強化の仕事に動員する案は採択された。ツイスリングは36～38才の人々を軍に動員する案と、2人以上子供を持つ35才までの既婚者を動員する案を、国防相と労相が検討していずれかに決めて欲しいと要請し、その提案は採択された[2:34]。

#### ④停戦受諾を国民にいかにつたえるか

6月9日定例閣議では、世論が停戦に反対である中、シェルトクが同日の記者会見で、ベルナドットの通告(ベルナドット書簡)が閣議で満場一致で採択された事を報道陣に発表する事が決定された[2:201]。「世間とマスコミはここから、その決定が満場一致で採択されたのならそれなりの理由があるしるしだと学ぶだろう」(シャピラ[2:199])という理由からであった。世論が納得しないのは「状況の知識の欠如」があるからだとシャピラやローゼンブルートは指摘し、ローゼンブルートは国家評議会を開いて全ての事実を知らせる事も提案している。対アラブ主戦論に傾く世論への対策に腐心するこのやりとりは、「最も穏健な政党でさえ・・・政府の立場について理解しない」(ローゼンブルート[2:200])ほど強硬に停戦に反対した国民世論が、1948年6月の暫定政府におけるアラブ難民帰還阻止路線の明確化に影響を及ぼした可能性がある事を強く示唆する。

#### (4) 国の宗教性をめぐる論争——休日法をめぐって——

停戦が閣議の主要な議題であったこの時期にも、世俗と宗教の論争が「休日法」の制定をめぐって起きている。これはイスラエル国家の性格をめぐる、ひいてはアラブ問題にも影響を及ぼす重要な論争であった。

6月2日閣議ではまずローゼンブルート、カプラン、ツイスリング、シャピラ、シトリトラが、休日法を特別法ではなく、国家評議会に既に採択された通り「統治と法の諸措置」令の一部とする事を主張した。これに対してフィシュマン、レヴィン、シャピラは宗教相が同法の遂行を委任されるべき事、安息日や休日

の定義や内容は「我々」宗教勢が決めるべき事を主張した。これらを受けてベングリオンは「正にこれは魂の奥深くに触れる点であるからこそ、我々全員に忍耐を課している」として「二つの世界観」[2:48]の対立が閣内にある事を指摘した上で次の様に述べた。安息日や祝祭は我々の共通事項であるが、神政国家を建てるのではない以上、安息日等の内容については、宗教相が個人的見解によって解釈するのではなく「我々の全員の意見に基づいて解釈せねばならないだろう」[2:49]。

宗教事項は重要であるがあくまでも国の管理下におかれるというこの立場は、議会在安息日について決めるだろうと述べたツイスリングや、「宗教相が安息日に関する諸規定を出さねばならないが、それらが国の生活の全領域を含む事ができないのは当然である。宗教相は私的に安息日を守らない者が拘禁されねばならないという法を出す事はできない。あなたは人間に信仰を強制する事はできない。しかし店を開く事や特定の動きへの禁止は制裁を伴い得る」[2:52]と述べたシトリトによっても共有された。休日法を特別法とせず「統治と法の諸措置」令に結び付ける事は満場一致で決定された。

6月2日の議論で注目されるのは、前稿3(6)⑤(ii)で検討した5月23日閣議における宗教省の設置をめぐる議論に比べてアラブやイスラームが一度も言及されず、これらの要素への配慮が大きく後退している事である。5月23日閣議ではシャピラとシトリトがアラブ問題を明示的に視野に入れて宗教省の設置を主張していた<sup>(81)</sup>。6月2日閣議では、ツイスリングの提案によって休日法第2条が辛うじて「非ユダヤ教徒は——決められた休日と彼らの祝祭を実行する権利を有する」とされたが[2:52]、6月2日の話し合いの基本的な「精神」はベングリオンの次の発言に集約されるものであった。「この国はアラブとゴイーム〔「異教徒」の複数形〕の国でもあるが、そうした全てにもかかわらずユダヤ人国家なのである。そのシンボルの一つが祝祭の件なのだ」[2:48]。停戦に直接関係のないこの論議においてこそ、第一次停戦期の焦点となったアラ

ブ難民の帰還の阻止——言い換えればアラブ的要素の一掃、及びユダヤ化の推進——と地下水脈でつながる根本的な政治的見解が、極めて明快に表明されている事を見落とすべきではないだろう。

#### (5) 国境線問題

ここでは、6月16日閣議で示される国境線についてのシェルトクの見解までの流れを整理しておく。焦点は、国連分割決議の国境線をどの程度尊重するかという点であった。

5月後半の流れから振り返ると、5月20日閣議でベントヴは国連によって画定された国境線の尊重について次のように宣言する事を提案する。「イスラエル国家は国連決議に定められたところに従い、アラブ人国家の国境線を尊重するであろう。もしそのような国家が建てられて経済連合に由来する義務を引き受けるなら、或いは経済連合の諸条件を満たすであろう国連の支配権がそこに樹立されるなら」[1:47]。ベントヴ案についてはシェルトクとベントヴの間で明確化を行って5月26日閣議に持ち込まれたが、そのベントヴ・シェルトク提案(宣言すべき内容)は結局、次のようであった。「我々は11月29日に定められたところに従い、アラブ人国家の国境線を尊重する。もしそのような国家が建てられて経済連合に由来する義務を引き受けるなら、或いは経済連合に由来する諸規定を満たすであろう何らかの体制が国連の名で樹立されるなら。そして近隣諸国が何らかの領域を併合したいなら——我々は権限の及ぶ限りの手段を尽くしてこれに反対するであろう」[1:134]<sup>(82)</sup>。つまりここでは、アラブ人国家が建てられて経済連合が成立するなど国連分割決議が実行されるならイスラエルは定められた国境線を尊重する、と言っているのであるが、逆に国連分割決議が実行されないならイスラエルは定められた国境線を尊重するとは言えなくなる、という事も示唆されていた。その後5月31日のベルナドットらとシェルトクらの会談において、バンチがイスラエルは国外諸領域(国連分

割決議で定められたユダヤ人国家の境界線の外の領域)から退去する義務があると述べたのに対し、シェルトクが分割計画が実行されるなら退去するが、実行されないなら退去しない旨を述べているのも(6月1日閣議におけるシェルトクの報告)、5月26日閣議のベントヴ・シェルトク提案を踏まえるなら、自然の流れとして理解できる。

次に6月2日閣議でベントヴは、ベントヴ・シェルトク提案に基づいて以下の内容を再び確認する。「イスラエル国家は11月29日国連決議において定められたアラブ人国家の国境線を尊重する用意がある。もしこの様な国家が建てられて経済連合に由来する諸義務を自らに引き受けるなら、或いはもしこの国家の領域内に、これらの義務を果たすであろう、国連の名における統治が樹立されるなら。しかしもし隣国或いは近隣諸国が侵攻して、アラブ人国家の為に定められた領域の一部の領域を、自らの為に併合しようとするなら——イスラエル国家はその事を防ぐ為に、できる全ての事をするだろう」[2:57～58]。この内容を踏まえて、同閣議ではベングリオンの方針が受け入れられた。——問われた場合の我々の答えは、国連分割決議が実現されるなら(国境線規定も含めて)それらの決議を尊重するが、決議に変更があるなら我々は行動の自由を守る(国境線に縛られない)、というものである。しかしこれについては閣議決定せず、必要もないのに宣言する事もせず、これは「路線」と位置づけられる<sup>(83)</sup>。

6月2日閣議でベントヴとベングリオンにより再び説明・確認されて、閣議決定に至らない「路線」としてベングリオンにより明言された、国連分割決議の国境線に関する上記の内容は、後述する6月16日閣議でシェルトクによって改めて説明・確認される事となるのである。

ここで、閣議決定がなされなくても何度も閣議で言及され確認された「路線」は存在する、という閣内合意のあり方が存在した点にも注目したい。この様なあり方は政策全般に適用されたはずであり、従って閣議決定がなくても何らか

の「路線」が存在した可能性がある、という視点から建国期のイスラエルのアラブ政策を見直し得る事になる。後述する6月16日閣議においても閣議決定はなされていない。

なお、6月6日閣議ではシェルトクにより、6月16日閣議で彼が一つの選択肢として提示する事になる西ガリラヤ・南ネゲヴ交換論が言及されている。ロンドンのゴールドマン（註44参照）が、停戦発効後に米英が共謀して西ガリラヤをイスラエルに与えるかの様に見せておきながら与えず、イスラエルから単に南ネゲヴを奪うのではないかと懸念している、とシェルトクは報告する[2:32]。西ガリラヤ・南ネゲヴ交換論は「交換」が保証されるかどうかが未知数の、リスクの大きい選択肢でもあったのである。

#### (6) アラブ難民帰還問題

本議事録の二週間は、「帰還拒否一色ではなく部分的帰還も含めて様々な案が出ていた」<sup>(84)</sup>建国直前の4月18日～5月13日の一か月間、及び、特にハイファ等において「アラブ人が帰還しイスラエルが彼らを含む『市民国家』になる可能性・・・がいまだに現実味を帯びて語られていた」<sup>(85)</sup>建国直後の5月16日～30日の二週間に比べ、帰還阻止の方向性の著しい強化に特徴づけられる。まず停戦受諾にあたって、「道における移動の自由」がアラブ人の帰還を促進するとして問題になった事は前述の通りである(3(1)①の第2～3段落)。また6月8日閣議でベングリオンとシェルトクは、国連によってエルサレムと同列に比較されたヤッフォにアラブ人が帰還する事に否定的な態度を示した(3(2)②)。これらは、二人が6月16日閣議で、ヤッフォなどへのアラブ人の帰還に明確な拒否を示す伏線となる。

他方、アラブ住民が退去して無人化した都市のアラブ地区やアラブ村をユダヤ人が使用しようとする動きも見られた。エルサレムから脱出させた子供達を「ヤッフォやハイファのアラブ地区に居住させる」というベントヴの提案や、



エルサレムの水の備蓄の為に近郊の制圧されたアラブ村の水源を利用するというシトリトの提案がそれである(14日)。ここで挙げられているアラブ村は、この時点までにほぼ破壊されていたエルサレム近郊のサーリース、スーパー、アル＝カスタル、カールーニヤ、ダイル・ヤースィーン、リフター(註55参照)である。放棄されたアラブ財産に対する監督については、四人委員会(ツイスリング、ローゼンブルート、シトリト、シェルトク)が首相と共に話し合い、意見の相違がある場合には閣議に持ち込まれるとされた[3:32](14日)。

ここで注目されるのは、ベングリオンがアラブ村が放棄され難民が流出した状況を「予想外」であったとしている点である<sup>(86)</sup>。6月8日閣議でベングリオンは次の様に発言している。「我々は今、エレッツ・イスラエルのアラブ人たちとの問題を持っていない。彼らは全員このゲームから出て行った。・・・しかしこの様な事態の展開を、最初から我々は予想できたわけではない。我々には論争があり、想定としては村をその場所から動かす事はできないというものだったが、危険がなかった場所でもアラブ村は放棄されたというのが事実である。アツ＝シャイフ・ムワンニスには危険は差し迫っていなかったのに、それにもかかわらず放棄された」[2:170]。アラブ人の退去を予想外とする発言は6月16日閣議でシェルトクによってもなされているが、「予想外」を強調するこの様な発言は、ユダヤ人側の「追放政策」の存在を暗に否定すると共に、自発的に退去した彼らには帰還の資格はない、という論理につながっていく。

## (7) その他

### ①国防軍の統合と再編

5月26日閣議で国防軍創設の法的土台がおかれた後に<sup>(87)</sup>、イルゲンとレヒ<sup>(88)</sup>を廃止して国防軍に編入する過程が続いた。イルゲンの統合には困難が伴ったが、6月1日閣議でベングリオンは「エツェルとレヒはもう存在していない」

[2: 34]と述べている。

他方ベングリオンは兵士一人一人が平等である軍の建設を掲げ、精鋭部隊であるパルマツハの解体に着手した。6月14日閣議で彼は「パルマツハの解体」と言われようがひるまないとし、「全員がイスラエル国民の兵士であり——我々の全部隊に対して一つの法があり、一人に対してもいかなる優越も与えられず、全員が同じ訓練を受け、全員に対して同じ給料、同じ名誉と称賛がある」[3: 24～25]と、あるべき軍の姿を強調している。軍内の平等の実現が解体の理由として強調されたが、パルマツハの将校の大半はマバム出身者であったため、パルマツハの解体は実質的にマバムの権力基盤を掘り崩す事に等しく、ベングリオンとマバムの軋轢を招いた<sup>(89)</sup>。

## ②各国に派遣するイスラエル大使・公使の任命と承認

6月9日定例閣議でシェルトクは、対立する決定が採択されない限り大使と公使の任命は外相の権限であると主張し、その様な任命を委員会がしない方がよいと考えるレメズの賛同を得た。これに対してベントヴ、ベルンシュタイン、ツイスリング、シャピラは大使の任命は特別委員会で話し合わせ、その提案が政府の承認を得るという手順を主張した。結局5:4で、大使と公使は首相及び任命委員会によって承認され、その後政府の承認に廻される事が決定された[2: 198]。シェルトクの意に反して大使と公使は政治任命を受ける事とされたのである。

ツイスリングはイスラエルを承認した諸国への公使派遣が遅れている事を懸念し、既にイスラエルを承認している国については暫定的な代表を任命する事などを提案した。これに対してシェルトクは、公使の任命について迅速な合意の展望がある国には代表を安易に派遣する事は控え、候補をよく吟味しつつその間に公使の資格を要請して正式派遣につなげるなど、秩序立ったやり方で行うべきであり、他方、公使の交換の目途が立たず、その間に死活的な問題が起りそうな国に対しては暫定的な代表を送る可能性を否定しない、との考えを

表明している[2: 196 ~ 197]。

### ③ユダヤ機関から暫定政府への国連代表権<sup>(90)</sup>の移行

6月7日閣議では、安保理においてイスラエル国家を代表する権限を、ユダヤ機関から暫定政府へ正式に移行させる方法が議論された。結局閣議では、安保理におけるエレット・イスラエルについての討議の時にイスラエル暫定政府の出席を要求し、国連側が暫定政府とユダヤ機関の二重の代表権を許す用意はないと言ったら、ユダヤ機関は、国連がイスラエル政府の代表権に同意するなら自らの代表権を放棄する用意がある、と国連に通告する事が決定された<sup>(91)</sup>[2: 14]。これはシェルトクが推したレメズ案と同一であった。他方フィシュマンとツイスリングはユダヤ機関の廃止に違和感を表明した。ツイスリングは、ユダヤ機関が「イスラエル国家の代表性が受け入れられた後もその活動を続ける事ができ」、「世界のユダヤ人を代表し、・・・非政府組織としてエレット・イスラエルの建設に関心を持つ」事を我々は要求せねばならない[2: 144]と述べ、ユダヤ機関の廃止は暫定政府ではなくシオニスト行動委員会<sup>(92)</sup>の管轄事項であるとも指摘している。

この問題は6月14日閣議で再び話し合われた。シェルトクによれば、レイク・サクセスのイスラエル代表団が「法的・実情的状況を考慮に入れていない」として7日閣議決定(上記下線部)に反対し、安保理が国連憲章第32条(註57参照)に基づきイスラエル国家に出席の招請を送らざるを得ない状況からすると、まず行うべきはユダヤ機関を引退させる事である、とシェルトクに伝えてきていたからである。ローゼンブルトは即座に賛成したが、カプランはユダヤ機関執行部メンバーの意見を聞ける翌日までこの件を延ばす事を提案する。シェルトクは理解を示しつつも現場の緊急性を強調した。ベントヴは国連が暫定政府の代表権を認める保証があるのかを懸念し、シェルトクは保証はある旨を答えている。最終的には、ユダヤ機関執行部が安保理において暫定政府が今後イスラエル国家を代表すると宣言する、というベントヴ案がシェルトク

やカプランの支持も得て採択された。

ユダヤ機関の国連代表権の喪失と暫定政府への代表権の移行は、ユダヤ機関が代表してきた広いユダヤ人世界と、明確な境界線及び管轄権を持つ主権国家イスラエルが、または、含まれる範囲が曖昧に想像される「ユダヤ民族意識」と、限定された地理的範囲の人々のみが持つ「イスラエル国民意識」が分離する一局面であったと見る事もできよう<sup>(93)</sup>。主権国家イスラエルの外に広がるユダヤ人世界は、ツイスリングらが代表するような入植運動にとっては依然として重要であったが、主権国家の法的地位と管轄権の絶対性を前に従属的な性格のものに変質せざるを得なかった。ベントヴ案自体は本人の言によれば「[ユダヤ]機関の否定を意味しない」[3:35]ものであったが、ユダヤ機関の役割が暫定政府に対して従属的なものにならざるを得ない、或いは事実上終焉したという現実にはフィシュマンやツイスリングの様なユダヤ機関廃止反対論者でさえ認めざるを得なかった。レメズはこの共有された現実認識を議論の最中に代弁している。「我々は今、国に[公式に]現れる権利を与える義務がある。たとえその事が[ユダヤ]機関側の終焉と結び付いているとしても。なぜなら我々にとって重要なのは、国連における国家の地位を獲得する事だからだ」[3:35]。

#### 4. 予備的考察(二)——6月16日閣議とアラブ問題——

前節3で検討した6月14日閣議までの優先的審議事項の全体像を念頭に、本節では6月16日閣議の議題③「イスラエルの政策の諸問題」の内容を、国境線問題・アラブ難民帰還問題の二点に注目して整理・検討するが、その際にこの二点は連動する面もあるため分けずに論じた場合もある。議題③においてはシェルトク、ベングリオン、ツイスリングの順にそれぞれ長い発言が記録されており、それ以外の閣僚の発言や討議の部分は極めて少ないため、この3人の発言内容を適宜項目に分けつつ時系列的に整理する。

本論に入る前に、6月14日閣議までに閣内で合意ができていたと言ってもよい事項と、それらが言及された閣議の日付を挙げておく。

- i) 国境線・・・国連分割決議が、近隣アラブ諸国と結び付かない別個のアラブ人国家・経済連合を含めて実現されるなら、イスラエルは同決議の定める国境線を尊重するが、決議に変更がある場合にはイスラエルはその国境線に縛られず行動の自由を確保する(5月20日・5月26日・6月1日・6月2日の諸閣議)。
- ii) 難民帰還・・・アラブ人の退去は予想外であった。停戦期間中であっても、村や都市から退去したアラブ人の帰還は国防上の理由から認められない(6月1日・6月8日・6月14日[放棄された住居や水源の利用について言及されている]の諸閣議)。
- iii) 閣内合意のあり方・・・国境線についての上記i)の方針など、閣議決定しない「路線」はあり得る(6月2日閣議)。入植・アリエーについては今後「公表を控える」(6月14日閣議)。

結論から言えば、6月16日閣議ではi)～iii)という14日閣議までに合意ができていた路線が大体忠実に踏襲された。その事を念頭におきつつ議題③を検討する。

## (1) シェルトクの報告

### ①国境線変更(領土修正)の可能性と南ネゲヴ・西ガリラヤ交換論

シェルトクは英米政府がイスラエルの領土問題に強い関心を持っていると指摘し、イギリス外務省の親アラブ的専門家ビーリーが持ち出してきた、同列に(等しく)見る議論を紹介する。ビーリーはイスラエルが西ガリラヤのアラブ住民を支配している状態とネゲヴでエジプトがユダヤ人諸共同体を支配している状態は同等であるとし、ハイファのアラブ人がイスラエル支配に妥協せざるを得ない状態とエルサレムのユダヤ人がアブドゥッラーの支配に妥協せざるを得ない状態は同等であるとする。しかしシェルトクによると、実際は西ガリラ

ヤとネゲヴを同列に見る事はできない。西ガリラヤではアラブ村は「住民という観点からすると」存在しておらず、ネゲヴでエジプトが掌握しているユダヤ人入植地は一つしかない。つまり西ガリラヤでイスラエルの支配下にあるアラブ人は殆どおらず、ネゲヴでエジプトの支配下にあるユダヤ人が殆どいないのが実態だからである [3 : 46]。

次に彼は、ユダヤ人側が国連分割決議に関する義務を負うにあたっては、A) エレッツ・イスラエルの特定の領域におけるユダヤ人国家、B) トランスヨルダンともシリアとも結び付いていない、エレッツ・イスラエルの特定の領域における別個のパレスチナ・アラブ人国家、C) 国際的なエルサレム、D) 経済連合、という四点が前提となっていたとする。かつ、A) ~ C) を合体させてD) という一つの経済的単位へと一体化させ、「そうする事によってその地の一体性とこれらの要素の相互の結び付きを保全する」[3 : 47] という理解があった、とする。

しかしこれらの土台が変化するなら我々には分割決議に関する義務はなくなり、本件全体については新たに議論される事になるとシェルトクは論じ、次の様に説明する。——国連分割決議に定められたアラブ人国家がそのまま実現されるなら我々は経済連合に同意するが、もしそれがトランスヨルダンに併合され、トランスヨルダンがイラクと一体になるなら、我々は経済連合に同意できないだろう。更に言えば経済連合が存在しないなら、分割決議の国境線自体に我々が同意できるかという問題が生じる。なぜなら我々が分割決議の国境線に同意したのは経済連合があるだろうという想定によっていたからである。

ここまでのシェルトクの説明から確認できるのは、国連分割決議の遵守を主張してきた彼の大前提が、経済連合の実現によって、ユダヤ人国家外におかれた西ガリラヤ等の旧英国委任統治領パレスチナの他の部分とユダヤ人国家が「結合」「一体化」[3 : 47 ~ 48] する展望であった事である。しかもその経済連合はパレスチナ・アラブ人国家との、ユダヤ人国家に有利と予想される経済連

合であり、トランスヨルダンによるアラブ人国家の併合を拒ける事が前提であった。しかしアラブ難民の発生でパレスチナ・アラブ人国家が非現実化した結果、同国家の実現を前提とした経済連合が実現しない可能性が出てきた。もし経済連合が実現しないなら、経済連合によるユダヤ人国家外の領土との結合という〈補償〉が大前提となっていた〈分割という領土的譲歩〉に同意し続ける義務はなくなり、分割決議の国境線は白紙に戻る、すなわちイスラエルは分割決議の国境線の変更を主張する事ができる様になる、とシェルトクは考えていたのである。それは、分割決議そのものの「無効性」を理由に軍事力による現状打開を示唆するベングリオンの領土拡張論(後述)と、途中の論理の流れは違っても、分割決議の国境線の変更を正当化する結論においては変わらない事に注意せねばならない。しかし同時に、シェルトクの国境線変更に関する発言自体は、本節冒頭で掲げたi)から明らかな様に、6月2日閣議までに固まっていた閣内合意に忠実に沿うものであり、それを洗練された形で提示したにすぎなかった事にも留意すべきである。

次にシェルトクは国境線変更について具体的に触れる。彼は国連分割決議の国境線内の領土を放棄しない事に加えて、領土獲得願望からのみならず「苦い必要性」から征服した領土を付加する事が望ましいとし、西ガリラヤ、エルサレムへの道、エルサレム自体を付加すべき領土として挙げた(ベルンシュタインとベングリオンがヤッフォとベトシェアンもそうだ、と口を挟む)。西ガリラヤについては、将来も自分達の手中にあるのか、それとも放棄する場合にはユダヤ人諸共同体も退去させねばならないのかという「極めて鋭い選択」[3:49]に直面するとシェルトクは予想した。特にアッコがアラブ都市に戻ってハイファを脅かす事態は避けたいとする。ヤッフォについてもアラブ住民の帰還にシェルトクは否定的であり、彼らを「第五列」と呼び、彼らの一掃を「疫病」の「清算」になぞらえている。

・・・危険が実際にかくまで大きい時にヤッフォがアラブの町に戻る事に

同意できるだろうか。ヤッフォを国の領域から出す事に我々が同意した當時も我々にとっては多くが困難になったが、彼らがエルサレムを掌握しているのと同様に、我々はヤッフォを掌握しているという想定があった。しかし我々はこれ[ヤッフォ]がいかに第五列であったかを見ている！そして我々がこの疫病を清算した後、ヤッフォを、多年にわたる敵になると想定する必要がある外国の主権に返すこと——これは大変深刻な問題である [3 : 49 ~ 50]。

エルサレムについては、これをユダヤ人国家に入れるようにという当初の要求を放棄してエルサレムにおける国際的レジームに同意したのは<sup>(94)</sup>、国際世論への「敬意から、恐らくもっと正確にはそれを考慮する必要から」[3 : 50]であったとする<sup>(95)</sup>。シェルトクがエルサレムを最初から放棄する義務はないとしつつも、この件の背後に頼れる勢力があるならエルサレムの国際化に妥協する用意があると述べている事は注目される。これは、エルサレムの国際化に反対するベングリオンと決定的に対立する立場であった。

しかしシェルトクは、現実にはアラブ側が、国際的エルサレムか、ユダヤ人との間でエルサレムを分割するかという選択に直面したら恐らく分割を選択するだろうと予想し、従って国際化の選択肢が流れてエルサレムの一部をイスラエルが掌握する可能性もあると暗に示唆する。また国際的エルサレムであってもなくても、エルサレムとイスラエル国家の間にアラブ人が多数派を占める広大な地帯があるなら、エルサレムのユダヤ人は安全が保証されない。この様な観点から自分達は、テルアヴィヴからエルサレムのロメマ(やタルピヨート)までを制圧してアラブ人を一掃したのであり、とりわけ西からエルサレムへ続く道の掌握は、エルサレムの生存を決める故に主張せざるを得ない領土変更の一つである、と彼は論じる [3 : 51]。

更にシェルトクはイスラエルが直面する可能性のある、より大きな領土変更の問題、すなわち南ネゲヴ・西ガリラヤ交換論に触れる。彼の議論の出発点は



北ネゲヴと南ネゲヴの区別であった。南ネゲヴは農業面では水と土壌両方に問題があるが、それにもかかわらずイスラエルがここを全力で制圧したのは800万デュナムという広大さ、資源埋蔵の可能性、紅海沿岸(アカヴァとエイラット)へのアクセス、という理由からであった。しかし英米は、我々の南ネゲヴ領有は「アラブ世界に楔を打ち込み、エジプトと、トランスヨルダン・サウディアラビア・イラクの連続性を断ち切った」故に、我々が南ネゲヴを放棄せねばならないと考えている。もし「南ネゲヴの放棄と引き換えに西ガリラヤにおける権利の可能性がある」[3:53]なら南ネゲヴの放棄は極めて真剣に検討し得る、というのが対英米関係を視野に入れた彼の見解であった。

## ②<アラブ難民自発退去>論、<「内部的領土」による補償>論、及び帰還阻止路線

「国境線つまり国家領域の外部的範囲というこれらの問題とは別に、もっと単純に、この地で現在の戦争が勃発する前にイスラエルの領域にいたアラブ人共同体の将来の問題がある」[3:54]——この様に話題を転換したシェルトクは、元の状態に戻す、すなわち難民を帰還させるのか、それとも現状のままとする、すなわち帰還させないのかと問いかけ、アラブ人の帰還に対して我々は武器で戦い、かつ政治的戦争を戦うだろうとする。

「私の目から見ると」に始まる段落[3:54]から「私は言う」に始まる段落[3:56]までの6段落は、6月16日閣議においてアラブ難民帰還阻止路線が明確にされた箇所として、後述するベングリオンの発言と共に、後に繰り返し引用されてきた部分である。シェルトクの通常の発言は報告的な性格のものが多くだけに、この部分は帰還阻止を正当化する根拠が、国際的な前例を含めて徹底的に論じられている点で際立つ。彼が挙げた根拠や論理は、その後イスラエルのユダヤ人の間で幅広く共有される事になる<アラブ難民自発退去>論<sup>(96)</sup>などの主要な歴史認識——国民史観と言うべきであろうか——の原型を示している。

まずシェルトクは「アラブ人共同体の退去」は「ヘブライ人国家の樹立よりも驚くべき事」[3:54]であると強調する。退去は「突然」、包括的な規模で「電撃的なスピードで」起こり、現在はイスラエル国家の領域内にアラブ人は10万人以下しか残っていないと彼は推定する。彼によれば、この住民の退去は入植・国防・安全保障上の脅威や死活的な社会問題の解決という点から「途方もない重要性」を持つ。しかもこの退去は我々が「ある日立ち上がってこれら全ての人々を追い出さねばならないと言った」[3:54]から起きたわけではない。この様にユダヤ人側の追放政策の存在を暗に否定しつつ彼は、この住民の退去がアラブの責任に帰せられる根拠を三点挙げている。分析的に整理するとそれは、住民退去がi) 戦争の「嵐」の中で起こった、ii) しかもアラブ民族が我々に宣戦して起きた戦争の結果であった、iii) アラブ人自身の逃亡から起こった、というものであり、イスラエル側の関与や責任には触れていない。これらを前提とすれば、この住民退去は「歴史が後戻りできない革命的な諸変化の一つ」であると彼は言う。歴史が後戻りできなかった前例として彼が挙げたのは、1920年代のギリシア・トルコ住民交換と、第二次大戦後の1940年代におけるズデーテン・ドイツ人のチェコスロヴァキアからの大量の追放であった。

しかしこの二つの事例における住民移動は、実際には関係国の国策による事実上の「強制退去」であった。そうであるとすれば、シェルトクがそれらの事例を、戦争の不可抗力及びアラブ人自身の逃亡から起きたと彼が断定するパレスチナの事例と同列視するのは適切か——これら三つは「戦争の後」に起きた「社会構造やエスニック構成における革命的な諸変化」[3:55]<sup>(97)</sup>の事例であるという共通性を持つとはいえ——という疑問が生じる。しかしアラブ人の退去を自発的退去であるように説明しながら、実際には強制退去の要素を持つ前例と比較している矛盾こそが、多くを物語る。国策として住民構成を永久的に変化させ固定化する事を暗に正当化するシェルトクの「本音」が、そこに図らずも露出していると見る事もできよう<sup>(98)</sup>。

次にシェルトクは、上記 ii) と iii) について論じる。ii) については「強力な敵がこのような事態をもたらしたのであり、彼の血は彼の頭にふりかかる」[3:55]と述べ、戦争を仕掛けてきたアラブ(アラブ諸国とパレスチナ・アラブ人)に責任がある事を強調する。彼によれば、「彼らが我々を攻撃した」から支出せざるを得なかった経費に対する「自然の補償」こそが「残された全ての土地や残された家々」なのであった。また iii) すなわちアラブ人が自発的に逃亡したという想定があるからこそ、「[彼らは]帰ってはならない」[3:55]という強硬な主張が出てくるのであった。ここで彼がアラブの財産や土地の補償に触れている事は重要である。しかし帰還する権利については「失われ」た[3:56]ものとしてあくまでも拒否しているのである。

ここで彼は「内部的領土の問題」と「外部的領土の問題」の結び付きを直視すべきであるとする。「内部的領土の問題」とは放棄されたアラブ人の土地についての問題であり、「外部的領土の問題」は国境画定に関わる領土問題である。シェルトクは、内部的領土すなわち「アラブ人によって放棄された領域」を獲得しているなら、外部的領土すなわち「国の領域」を制限する国際的圧力に抗する事は難しい、と示唆した。逆に、イスラエル国家が広大な内部的領土を占有するアラブ人少数派を持つ場合、外からの領域制限に抵抗する大義名分はあるわけである。英米からのネゲヴ放棄の圧力をはじめ国際社会からの領域制限の圧力を感じていたシェルトクは、その様な圧力をかけられた場合、ネゲヴに匹敵する「アラブ人によって放棄された領域」しかも「井戸水付き農業用地」[3:56]を獲得した代償と考えて、領土放棄に甘んじる可能性を示唆した。だからと言ってネゲヴを放棄すべきであるというのではない。運よくネゲヴも、アラブ人が放棄した土地も両方確保できるとすると、更に大きな入植の可能性が出てくるであろう。また、たとえ全般的な領域制限の危険があってもユダヤ人が居住する一続きの領域を獲得する価値はある、とも彼は主張した。

注目されるのは、シェルトクがアラブ人の放棄した土地の獲得を内部的領土

の付加と考え、外部的領土を放棄する際の「補償」、また戦争による破壊と経費支出の「補償」と位置づけていた事である。＜「内部的領土」による補償＞論とも言うべきこの様な暗黙の前提があるからこそ、ネゲヴの一部を放棄する可能性を示唆するなど大胆なく国際協調路線＞を打ち出す事が可能になるのであり、他方では、補償としての「内部的領土」を無に帰す難民帰還については断固拒否するという強硬な主張が出てくるのであった。しかし難民帰還に関してもう一つ注意すべきは、彼が問題の「本質」と「解決」を区別している点である。問題の「本質」としては「帰ってはならない」が、問題の「解決」については「このように決めているわけではない」[3：55]と言っているのである。この部分は素通りしがちであるが、後に難民帰還に関してシェルトクが譲歩案<sup>(99)</sup>を提示する1949年のローザンヌ会議の展開にとっては重要な伏線となっている。原則的には帰還阻止であるが、実際の解決としては状況に応じて柔軟であるべきだという、シェルトクが外交担当者として一貫して持っていた思考様式が示唆されていると理解できよう。この点が、原則的にも実際にも難民の帰還は認められないとするベングリオンら強硬派との相違であり、その相違は後に彼らとの間の決定的な亀裂に発展していく。

### ③アラブ人パレスチナの帰趨——トランスヨルダンとの関係——

「我々の合意するところに従って、パレスチナの一部はアラブのままであり続けるだろう」[3：56]——シェルトクのこの発言は、1948年6月半ばの時点でもなお、旧英国委任統治領パレスチナの一部はアラブ領になる（全土がイスラエル領とはなり得ない）という想定がイスラエル暫定政府の中に生きていた事を証言する。国連分割決議を無効と見るベングリオンの、軍事力による領土拡大の示唆（後述）と比べた時に、この発言がパレスチナ問題の帰趨にとって持つはずであった重い意味が浮かび上がる。

しかしアラブ人国家となるべきパレスチナの一部（アラブ人パレスチナ）をアブドゥッラーが領有し、トランスヨルダンとイラクの連合が成立した場合に

は経済連合は基本的に不可能となり、経済連合の成立を前提としていた分割国境線も修正せざるを得ない、とシェルトクが考えていた事は前述の通りである(4(1)①の第三段落)。彼によればその様な修正の対象となるのが、イスラエルがエルサレム防衛に全力を注いでいた為に、全土を征服しきれなかったガリラヤであった。「そしてもしこれがアブドゥッラーの〔領土の〕一部になりそうなら——我々にとってこれを攻撃するのはもっと易しいだろう」[3:58]——つまり彼は、アブドゥッラーがアラブ人国家となるべき領域を併合した場合には、アブドゥッラーとのガリラヤ争奪戦も辞さない事を想定したのである。

ここでシャピラが、ネゲヴの一部がエジプトに与えられ「そこにアブドゥッラーに加えて隣人を持つ事になる危険性はないのか」[3:58]と問う。シェルトクはその様な危険はあり、ファールーク王が、石油が埋蔵されていると確信するネゲヴに目をつけている、と答えている。

## (2) ベングリオンの見解

### ①国連分割決議の無効性と軍事力による解決

シェルトクの次に発言したベングリオンは本件について広範な角度から話したいとし、国防、ユダヤ人国家、ユダヤ・アラブ連合という三つの項目を挙げ、我々の目的は最初の二つを実現するのみならず、三番目の項目の実現でもあるとする。なぜなら三番目の項目の中に自分はシオニズムの成就の為の大きな保証、中東全体における革命と世界における急進的な改革を見ているからであり、それは「我々がその中で全ての政治問題について話し合わねばならない枠組み」[3:59]であると彼は述べる。

しかしここで「二つの根本的な前提」をベングリオンは想定する。第一に「11月29日〔国連分割〕決議は死んだ」[3:59]という前提である。国連、安保理、キリスト教世界、米ソ、アラブ人、ユダヤ人は同決議に賛成ではなく、決議に熱心な分子がないというのがその理由である。第二にこの問題は「力によつ

て決められるだろう」[3：59]という前提である。「政治的問題は今、軍事的問題である」と述べた彼はたとえ戦争が再開されなくても軍事的考慮がその件を決めるだろうと主張した。彼は「戦争が再開された場合に軍事力で我々が持ちこたえる能力」[3：61]が政治的結果を左右すると見ていた。戦争の悲惨さは充分知っており再開されない事を祈るが、根本的な政治的問題は我々が戦争を再開できる能力と展望であり、逆にもし戦争再開の用意ができていなければ「我々は政治的ゲームに負けるだろう」[3：61]と彼は述べる。国連決議は拘束力がないため11月29日決議に依拠してはならず、軍事力が政治的結果を決めるであろうと彼は繰り返した。ここで注意すべきは、先のシェルトクの発言ではイスラエルが国連分割決議を遵守する際の諸前提が明確に提示され、それらが崩れた場合にのみ国境線変更などの軍事的可能性が示唆されるなど慎重な段階論がとられていたのに対し、ベングリオンがほぼアプリアリに国連分割決議の無効性を主張し、軍事力に直ちに依存する姿勢を打ち出している点である。国連分割決議を今や絶対視せず国境線変更の可能性を想定する結論は同じでも、その結論に至る論理と、国連分割決議の尊重の程度には「同床異夢」とも言えるほど大きな違いが二人の間にはあったのである。

「軍事的努力、それは我々の政治を決めるだろう」[3：62]と見るベングリオンにとって目下の軍事的パフォーマンスは良くも悪くもなかったが、リッダとラムレについては「二つの棘が残されている」とし、「今の我々の立ち位置における困難な欠点」[3：62]であると指摘している（その後の6行の削除部分はリッダとラムレ関連の不都合な発言と推測される）。

戦争はまだ終わっておらず停戦があるだけであり、戦争が再開されるなら「我々にとって」「生きるか死ぬかの戦争になるだろう」[3：63]とベングリオンは断言する。我々がエジプト国民やシリア国民を破壊する力がないのに対し、アラブ諸国は我々が敗北すれば「我々を破壊するだろう」[3：63]。この恐怖感が「生きるか死ぬかの戦争になる」という彼の予測の根拠であり、ユダヤ人の

生存がかくも脅かされているという危機感が論理的に行き着く結論がアラブ住民の帰還阻止であった。「彼らが去った場所——それら[の場所]に彼らが戻る事ができないようにせねばならない」[3:63]。その後のベトシェアンとアブー・カビールへの言及の後に8行の削除部分があるが、これらの場所への難民帰還の阻止に関わる発言と推測される。

## ②ネゲヴ放棄への反対

次にベングリオンが重要な政治的問題としてネゲヴを取り上げたのは、シェルトクの「南ネゲヴ・西ガリラヤ交換論」をこの場で論駁しておく必要に迫られたからであった。ベングリオンは北ネゲヴであれ南ネゲヴであれ、ネゲヴの放棄には断固反対であった<sup>(100)</sup>。シェルトクは「南ネゲヴ・西ガリラヤ交換論」で水・土壌共に問題のある南ネゲヴの放棄の可能性を論じたが、ベングリオンはこれを論駁する為にまず、ネゲヴを北部と南部に分ける事の無意味さを長々と説いている。

ベングリオンはシェルトクが依拠した、北ネゲヴと南ネゲヴを区別する必要があるという専門家(ヴァイツトリフシッツ)の意見を否定し、これらの専門家が専門家であるという事も否定した<sup>(101)</sup>。「シオニストの偉大な財産」で「エレッツ・イスラエルの他の全ての場所においていかなる代わりをも持たない」[3:67]ネゲヴに欠けているものは水だけであり、水さえあれば全域が居住可能になり、数百万人の密集したユダヤ人共同体の展望さえあると彼は見る。農業に基づく200万人の入植、工業に基づく300万人の入植も可能である。ネゲヴが我々から取られる事もないとは言えないが、これは力の問題であり、我々としては北ネゲヴと南ネゲヴという無意味な区別によって自ら進んでネゲヴを放棄すべきではない、と彼は主張した。

従ってベングリオンの結論はシェルトクのそれとは異なっていた。西ガリラヤには定住共同体をつくる事が不可能な場所はなく、ネゲヴではそれを見るまでに相当時間がかかると予想されるにもかかわらず、西ガリラヤかネゲヴのい

ずれかを選ばねばならないとしたら自分はためらわずネゲヴを選ぶだろうというのである。彼は、水については科学技術が解決するという楽観を示した。

### ③エルサレムと西ガリラヤ(軍事的側面)

「エルサレムをめぐる戦争」は「エレツ・イスラエルをめぐる戦争」[3: 67]である故に、ベングリオンが軍事的観点から見際の根本的問題がエルサレムであった。戦争再開の際には、エルサレムがその中心にある「三角地帯」の早期征服が不可欠である、と彼は論じる。しかし孤立したエルサレムでは意味がなく、エルサレムが具体的な一続きの地帯によってヘブライ人国家と結び付けられている事が不可欠である。西ガリラヤについては「意見の違いはなく」「強調の必要はない」[3: 68]と彼は述べており、その後には削除部分があるが、恐らくシェルトクが言及した、アブドゥッラーがアラブ人国家領を併合した場合のガリラヤ全土の制圧、或いは西ガリラヤの住民退去に関わる事項が述べられていたのではないかと推測される。なお、ネゲヴと西ガリラヤの二者択一であれば迷わずネゲヴを選ぶと述べたベングリオンであったが、それは西ガリラヤを放棄するという意味ではなかった事がこの部分から確認される。征服した西ガリラヤを維持すべき事については当然すぎて「意見の違い」も「強調の必要」もない、と彼は言っているのである。

### ④アラブ難民帰還阻止

ベングリオンは、ヤッフオがアラブ人労働者を雇用せざるを得ず、アラブ人労働者はユダヤ人労働者と同様に賃金を受け取らねばならないとし、「アラブ人には国の大統領に選ばれる権利もある」と述べる。もしその様な体制でないなら市民的権利や民主主義の意味はないと彼は示唆し、「我々はヘブライ人国家の目的を見失っただろう」し、「ユダヤ的伝統の中にある最も大切なものに対して自らを疎外する」事になる[3: 68～69]とも述べる。

しかし「市民国家」の理念のこの様な表明は、次の瞬間にあっさりと覆される。戦争状態であり、しかもヤッフオもハイファもベトシェアンも「我々に対



して戦争をした」上に「敗北して逃亡した」のであるから、戦争が終わったとしても、アラブ住民を帰還させる事は、再度彼らが戦争をしかけてくる危険性を考えると論外だとする。

しかし戦争——それは戦争だ。我々がその戦争をしたのではない。彼ら  
がその戦争をしたのだ。ヤッフォが我々に対して戦争をした、ハイファが  
我々に対して戦争をした、ベトシェアンが我々に対して戦争を行った。そ  
して私は彼らがもう一度戦争をする事を望まない。・・・敵がベトシェア  
ンで我々に対してもう一度戦争をするために、敵を連れ帰る事を強いられ  
るのか。とんでもない！あなた方は戦争をした——あなた方は敗北した。  
私にはベトシェアンを存在させる義務はない。彼らは敗北して逃亡したの  
だ。19行削除 [3：69] 私は彼らが戦争後も帰らないであろうという事に  
賛成するだろう。しかし私は、我々と近隣アラブ諸国との間に連合がある  
だろうという事に賛成するだろう [3：69]。

削除部分はベトシェアンなどの住民の帰還阻止関連の発言である事が推測される<sup>(102)</sup>。ベングリオンは続けて、70万人が2700万人に攻撃されるという「非人間的な条件」でなされた戦争を我々自身に今後課す事はできず、従って折角アラブ人が退去して安全になった場所が、彼らの帰還によって再び危険地域と化す事は考えられないと説く。

我々は今、我々の道のみを決めねばならない。戦争の終わりまで彼らの  
帰還を防ぐ道を。しかし我々はここから・・・レホヴォトに夜行く事がで  
きる——これは正に状況の緩和だ。もしもう一度アブー・カビールがある  
としたら——これは不可能だろう。70万人が2700万人に対して対峙して  
いる事を、世界は理解せねばならない。1対40だ。対抗するのはそんな  
には易しくない。そして私は人々の正義感に何が起きたのか理解できな  
い。彼らは600万人[のユダヤ人]が虐殺された後に70万人のユダヤ人の  
血をどうやって主張したのか、2700万人が彼らを攻撃している時に？

我々は非人間的な条件でなされた最近の戦争を我々自身になお課さねばならないのか？ その戦争は我々にとって易しいだろうか？我々がシエヘムでアラブ軍団と戦わねばならない時、一方でテルアヴィヴ近郊でそれらと戦わねばならない時に。私はこれを間違い沙汰だと思う。アブー・カビールがアラブになるだろうという事は、我々の頭に思い浮かばないだろう。彼らは戦争を欲した——彼らはこれに耐えねばならない。**13行削除** [3：69～70]

これら引用部分を含む発言全体において、ベングリオンがイスラエル対アラブ諸国という汎アラブ的図式に基づく〈イスラエル被害者〉論とも言うべき議論と、〈アラブ難民自発退去〉論を巧みに組み合わせ、帰還阻止を正当化している事が注目される。なお上の発言における13行の削除部分は、アブー・カビールのアラブ住民の帰還阻止に関わる発言と推測される<sup>(103)</sup>。

#### ⑤近隣アラブ諸国との連合

アラブ諸国正規軍には対抗できると確信していても、「我々がイギリスに対抗できるだろうとは私は確信していなかったし、今も信じていない」と述べてイギリスを「我々の脅威となる困難」[3：70]と見るベングリオンは、「イギリスの政治的友好を得る事によって以外は、このイギリスの悩みから解放されないだろう」[3：71]とする一方、アラブ軍団に「致命的打撃」を与えれば、例えばエジプトとシリアは「英国外務省に従属した奴隷となる代わりに」、ユダヤ人との連合を形成する事に、より多くの益がある事を理解するだろう、と論じる。そして歴史的に植え付けられた反ユダヤ感情があるため一夜にして連合が成就する事はないが、イスラエルはアラブ諸国に独立の方法を教え、彼らが独立するのを助けるだろうとする。「400年間敵であった」トルコ人とギリシア人が今や「最も良き友人」となっている様にイスラエルとアラブ諸国の和解は可能であり、それは、「イギリスの煽動なくしてシリアとイラクには我々を憎むいかなる根拠もない」[3：72]からである。彼によれば、イスラエルとアラブ諸国

の間の理解は「アブー・カビールへのアラブの帰還によってではなく、戦争の力によって」達成可能である。すなわちアラブ難民の帰還はさせず、アラブ諸国との戦争でイスラエルの力を見せつけて屈服させればアラブ諸国はイスラエルと連合せざるを得なくなるだろうという論理である。「私は彼ら[アラブ住民]が戦争後も帰らないであろうという事に賛成するだろう。しかし私は、我々と近隣アラブ諸国との間に連合があるだろうという事に賛成するだろう」[3：69]。

歴史的に見れば、アラブ住民の帰還は望まないがアラブ諸国との連合は重視するという論理は、委任統治下の1920年代～1930年代にユダヤ人とパレスチナ・アラブ人の関係が悪化した際にベングリオンが唱えた、パレスチナ・アラブ人の個別の民族としての存在やナショナリズムを否定する一方で、パレスチナを含むアラブ世界に広がる「大アラブ民族」全体との合意を追求するという主張との明らかな連続性を持っていた。それと共に、この同じ論理は、パレスチナ問題の根本的解決を棚上げにしたままエジプトやヨルダンと国家レベルで和解したその後のイスラエル外交に接続するものであった。パレスチナ・アラブ人の民族的独自性の否定こそが彼らの帰還阻止を正当化する最も強力な根拠的な理由になり得る事を、ベングリオンが直観的に理解していた事は次の発言からも窺われる。「一つの事が全世界に対して明らかにされた。エレッツ・イスラエルのアラブは軍事的勢力としても政治的勢力としても考えられていない、という事である。2行削除 エレッツ・イスラエルのアラブは存在しない。しかしアラブ世界はある」[下線引用者、3：72～73]。

その様なアラブ諸国との連合を構築する為の交渉においては、アリヤーと主権以外の事柄についてはイスラエルは妥協するだろうとベングリオンは述べる。「国家の廃止」や「独立の清算」についてはイスラエルは話し合わない、という原則をアラブ諸国とベルナドットが知っている時には会合は可能である、と彼は見る。「ヘブライ人国家がアラブ諸国と会合するという事実が重要」である

から、「変えられない原則」[3：73]や「アラブが我々と会合する可能性を見出さない様な領土的諸条件」[3：72]を最初から提示してはならない、と交渉の柔軟であるべき事を強調して彼は長い発言を締め括っている。

### (3) ツイスリングの見解

ベングリオンの後にツイスリングが皆が「触れなかったと思われる領域」[3：73]について長い発言をするが、全項目においてベングリオンの議論に対する何がしかの「異論」が含まれていた。

#### ①対英関係

ツイスリングは停戦を「ユダヤ人とアラブ人の間の戦争を防ぐ」よりも、英米が「彼らの利益線について協議」しその「対立を防ぐか緩和するか消す」為のものとするという、英米「帝国主義」を敵視する極左政党らしい見方を示した。イギリスの撤退と共に直接的介入も減るであろうが、「イギリスに対する我々の態度の尖鋭化」[3：75]が停戦期間中における行動計画の一つであるとする。

#### ②政治路線の明確化

次にツイスリングは、限界はありながらも停戦の継続は主に軍事面で「我々」にとってよく、その間に農場も強化できるとした。また彼は、政治的に屈しない条件は軍事的に屈しない用意ができていたというベングリオンの言葉を全面的に受け入れると述べている。ここで彼は戦争中の難民帰還問題に言及するが、この問題は後にも言及されるためその際にまとめて述べる。

更に彼はこれまで全く語られてこなかった「幾つかの問題への態度」を決めたいとするが、その主要な問題がネゲヴ、アブドゥッラー、国際的エルサレム、戦争に由来する領土的追加、難民帰還問題であった（難民帰還問題は次項③で述べる）。

##### (i) ネゲヴ

ツイスリングは、「内部的観点」からは自分はベングリオンのネゲヴについて

の言葉に同意し、ネゲヴの考慮を「シオニズムの土台の考慮の一つ」と考えるが、「国際的な考慮」もある事から（ネゲヴ全土を手放さないという）ベングリオン路線は「友好を遠ざける」[3: 77～78]とした。

(ii) アブドゥッラー

ツイスリングはシェルトクがアブドゥッラー対策について明確に述べなかったとし、アブドゥッラーが今日意味するのは「友好を遠ざけ」、国内に住む敵すなわちパレスチナ・アラブ人の敵意を増大させる事である、と指摘した。特にアブドゥッラーがムフティー（アミン・フサイニー）と競合する時には「より危険[な存在]」になると彼は予想し、「アブドゥッラーとの妥協によって、つまり実際には・・・イギリスとの連合に等しい彼との連合によって」[3: 79]我々が事を達成するという考えは戦場で裏切られるだろうと警告する。「我々はアブドゥッラーの媒介によって真の和平に到達する事はないだろう」[3: 78]というのが彼の基本的な見方であり、パレスチナ・アラブ民族運動の指導者アミン・フサイニーをより危険視するベングリオンの見方との違いを示した。

(iii) 国際的エルサレムの擁護

シェルトクに比べてツイスリングはエルサレムの国際化をより積極的に支持した。それは、「ヘブライ人国家の中のエルサレム」が「エルサレムの分割と、エルサレムの一部におけるアブドゥッラーの支配」、ひいてはエルサレムが近隣アラブ居住地に囲まれ「恒常的に我々から引き裂かれる」[3: 79]事を意味するのに引き換え、エルサレムの半分に外国軍が常駐すれば「エレッツ・イスラエルにおける恒常的な戦争の緊張に備えた橋頭堡となる」[3: 80]と考えられるからであった。彼は「ユダヤ人主権」原則のアンチテーゼとして「国際性の理想」[3: 80]を提示しているのではないとし、国際的エルサレムに対する彼の擁護が、インターナショナリズムの理想にのみ発するのではなく、アブドゥッラーにエルサレムの一部を委ねるより国際社会に監視してもらった方が安全である

という戦略的考慮にも由来する事をにじませた。

(iv) 戦争に由来する領土的追加

分割か非分割かという根本路線においては「我々」は争わないが、戦争に由来する領土的追加は要求せねばならないとツイスリングは主張した。とは言え「広範な変化を要求する」[3：80] わけではない、と述べて、彼が領土的追加や修正の対象になり得る地域として示唆したのがワーディー・アーラの戦略的境界線、西ガリラヤ、エルサレムへの道であった。

③アラブ難民帰還問題

政治路線を明確化すべきであるとツイスリングが考える今一つの重要な問題がアラブ難民帰還問題であった。彼は、戦争中には難民の帰還も財産の返還も許可してはならないと述べている（原文は丸括弧入り）。

そして私は内々の発言としてこう言いたい。この期間には戦争が続けられている限り、我々はアラブ人に、大きいものであれ小さいものであれ何も返してはならないという事を私は些かも疑わない。もし私にためらいがあるとすると、それは我々が残した場所についてのみであり、我々はそれらを残してはならなかったのだ、なぜならこれは平和を危うくするからである。この事については私には些かの留保もない。そして私は物事を戦争状態の中に見ている。その後、私は全く別の事を言うだろう。戦争の後、なされねばならない評価に関して [3：76]。

帰還や財産の返還の禁止がためられる「我々が残した場所」、つまりイスラエルが制圧し損ねた場所については「平和を危うくする」故に「残してはならなかった」のであり、それについては「些かの留保もない」と彼は断言する。しかしこれは戦争状態にあるうちであり、戦争後の措置については含みをもたせている点が注目される。戦争後に関しては、彼はまず、難民化したパレスチナ・アラブ人のイスラエルに対する憎悪、戦争、「復讐と補償と帰還の願望」を予想した。

・・・エレッツ・イスラエルから追い出されるであろう——[中には]自分達の落ち度によっても——何十万人というアラブ人、宙ぶらりんになるであろう彼ら・・・は、我々を憎悪する者たちとして増大している。その地のアラブの人々は——戦わなかった。戦ったのは外国人たちだ。自分達の意のままになる重火器にもかかわらず、彼らはその地を知らず、それを愛さず、その為に自らの命を捧げる必然性を持たない。その地のアラブの人々は今や、中東全体で、我々に対して戦争を行う分子と化すだろう。中東は彼らに補償しないだろうし、いかなる金銭の補償も彼らの財布に来ず、彼らを搾取する者たちの財布を膨らますだろう。そして何十万人というアラブ人、彼らと彼らの若い息子たちは我々にとって敵となるだろう。我々が戦争の必要性の感情を我々の根本から吸収した様に——彼らも復讐と補償と帰還の願望を彼らの内面に持ち続けるだろう。彼らは、我々に対する戦争に大衆を立ち上がらせる者となるだろう [3: 80～81]。

ここでツイスリングは「その地のアラブ人の人々は戦わなかった」とし、戦ったのはパレスチナの為に命を捧げる必然性を持たないアラブ諸国であったとしている。パレスチナ・アラブ人の将来の抵抗を当然視する発言の中に、自ら「戦わなかった」パレスチナのアラブ人にも退去の原因となった「落ち度」はあるという論理——シェルトクやベングリオンが打ち出した「アラブ難民自発退去」論に通底する——が複雑に織り込まれている点は注目に値しよう。更にツイスリングは、難民帰還阻止路線のもう一つの極めて重大なリスクを中東全域の文脈で次の様に論じた。

これは住民交換ではない。移送の件が禁じられた件であった時期に私は敢えて公に語った。私は移送計画は、政治的観点からすればそれを採用する事が禁じられている・・・と考える、と。しかしここでは移送について語られているのではない、なぜならこの事の代価はユダヤ人が払うだろうからである。エレッツ・イスラエルへの我々のアリヤーのポテンシャルが

[代価を]払うだろう。何よりもまず、アラブ諸国とその他の諸国にもいる何十万人というユダヤ人だ。これ[アラブ難民問題]なくしても、[アラブ諸国は]ユダヤ人を侵害する。しかしこれ[アラブ難民問題]は彼ら[アラブ諸国等のユダヤ人]を侵害する口実となるだろう。たとえ我々が勝っても、そしてとりわけ勝たなかったら、たとえ我々が最小限の立場をとっていても——我々はユダヤ人大衆によって[代価を]払うだろう、何よりもまずアラブ諸国において[3：81]。

「住民交換ではない」と言っているのは、イスラエルがパレスチナ・アラブ人の帰還を禁止する事によって、それがなくてさえ不安定な地位におかれているアラブ諸国或いは中東諸国のユダヤ人が報復として殺戮される（ツイスリングは「侵害する」と婉曲に表現している）危険があり、そうなればアリエーのポテンシャルが打撃を受けるため、パレスチナから流出するアラブ難民の代わりに中東諸国からのユダヤ人移民が入って来るという「交換」の図式が崩壊するからであった<sup>(104)</sup>。そしてこれらのリスク——パレスチナ・アラブ人の将来の抵抗戦争とアラブ諸国のユダヤ人の生存が脅かされる展望——故に、戦争終結後も難民の帰還を拒否し続ける政治路線は危険である、と彼は警告するのである。「それ故にアラブの帰還禁止のこの方向性、つまりこの問題に・・・破壊によってではなく、その地の一部からの・・・移送によってではない方法や、信用を喚起する建設的な方法・・・でアプローチせず、戦争後再度の禁止や閉鎖や[帰還]防止に至る[という方向性]——これは我々にとって禍とならざるを得ない」[3：81～82 1.5 頁削除]。

削除部分に、ここで言及されている破壊・移送・閉鎖・帰還防止などのアラブ村への施策の具体例が含まれていると仮定すると、その後のツイスリングの発言と文脈的につながる。ツイスリングは、ベングリオンが「国防や戦争の案件」を閣議で話し合う事をずっと拒否しており、「共同の考慮もなく」単独責任を負っていると指摘し、「共同責任の土台が破壊されるような状況」を組織的な



方法によってもつくり出していると指弾する。ベングリオンは「同僚たちと共に検討しなかった路線」「もし事柄が明らかにされていたなら恐らく受け入れられなかったであろう意図」[3：82]に沿った行動を独断で行っている、とツイスリングは言い切る。その様な中で、ベングリオンが取りつつあった「軍内部の平等」[3：83]路線（バルマッハの廃止等）はツイスリングの目には、軍内部におけるマパムの権力基盤への挑戦であると共に、戦争遂行と軍内部におけるベングリオンの主導権強化につながる危険な方向性と映った。このベングリオン路線への牽制として、ツイスリングは暫定政府における集団責任体制の強化と情報の共有を要求している。この二点の要求は国防関連である事は明らかであるが、その前の削除部分ゆえに具体的に何を念頭においたものかは必ずしも特定できない。しかし削除部分の内容を上記の様に仮定すると、軍の「掠奪」等の一般的な逸脱行為のみならず、アラブ村への軍の施策を事前に閣議に上げて話し合い、情報を共有し、責任の所在を明確にする事も念頭におかれていた可能性は否定できない。

この二点（上記下線部）に関してツイスリングは、ベルナドットとの今後の「交渉の全てのステップと段階について協議がある」[3：84]事をも求めて発言を締め括っている。

終わりに——「市民国家」の後退と6月16日閣議の意味——

6月16日閣議をそれに先立つ2～3週間の諸閣議の延長線上に捉える時、この閣議が、先立つ諸閣議で既に形成されていた国境・難民についての合意事項の確認を行ったのみで、国境・難民政策の根本的転換を行ったわけではない事が明らかになる。その合意事項とは、国連分割決議の国境線の変更の可能性と、アラブ難民の帰還の阻止であった。6月16日閣議は、それ以前の諸閣議で散発的に示されてきたこれらの合意事項——複数の「支流」——が第一次停

戦開始という合流点を経て、一本の「本流」に流れ込んだ閣議と位置づける事ができよう。

6月16日閣議では閣議決定がなされなかった。それは従来の合意事項の確認を行ったにすぎなかったからという理由だけによるものではない。既に6月2日閣議では、国連分割決議が遂行されない場合にはイスラエルは分割決議の国境線に縛られない、という路線を閣議決定しない方針をベングリオンが示し、14日閣議では入植とアリヤーについても今後は「公表を控える」とされていた。国境線・入植・アリヤーという難民帰還問題に実は深く関わる重大な領域が、1948年6月前半に閣議決定・対外公表という公的プロセスから外された事と、16日に閣議決定がなされなかった事とは明らかに関係している。

ここで我々は、本稿冒頭で提示した「政策とは何か」という第一の問題に戻らざるを得ない。もし「政策」を「閣議決定等を経て政府の正式な方針として採択されたもの」と形式的に狭く定義するなら、16日閣議の国境線変更・難民帰還阻止に関わる路線は「政策」ではない。これに対して「政策」を「正式決定のプロセスを経なくても政府のメンバーの間に共有された明確な合意事項をも含む」と緩やかに定義するなら、上記の路線は正に「政策」と呼べるレベルにあったと言えよう。モーリスは「政策」についての後者の緩やかな定義を採用しつつ16日閣議について次の様に総括している。「閣僚たちによって正式な票決はとられず決議も通されなかった。しかしベングリオンとシェルトクによって擁護された路線——難民は帰還を許されるべきではないという——は今やイスラエルの政策となっていた」（結論①、下線部は引用者）<sup>(105)</sup>。

しかしここで複雑な問題が生じる。モーリスは、1948年4～6月の難民発生について「全般的な、前もって決定されていたイシューヴの政策の結果ではなかった」（結論②、下線部は引用者）<sup>(106)</sup>とも述べているのである。ここで言う「政策」とは追放政策を指す事になるが、16日閣議の実際の文脈では「帰還阻止」は、「追放」に比べると、前者が事後の消極的措置で後者が事前の積極的

措置という位の違いであり、内容的には「追放」と区別できない行為を含んでいる(アラブ村の破壊・閉鎖等)。また「前もって決定されていた政策」というのがいかに曖昧な概念であるかは、16日閣議の「政策」の伏線が以前の諸閣議にあった事や、路線はあっても閣議決定がなされない場合があった事を見るだけでも明らかであろう。これらの点を踏まえつつ帰還阻止を広義の「追放」と捉えるとすると、モーリスの結論①は「広義の追放路線は今やイスラエルの政策となっていた」と読み換えられ、結論②の説得力は揺らぐ。すなわち被害と加害の関わる問題を論じる際には、「政策」の定義如何によって、また「政策」の成立時点をいつと見るかによって結論の倫理的含意が左右される事になる。「政策」の定義に過度にとられる事なく、実態や本質を見極める作業が必要な所以である。

もう一つ指摘されるべきは、16日閣議には「荒れた」形跡がない事である。今日から見ると、難民の帰還阻止というパレスチナ紛争の帰趨に重大な影響を及ぼした「政策」をめぐる論争がなかった事が一見意外に思われるが、これはこの政策が合理的な選択として当事者たちに受け止められていた事を意味する。

短期的には帰還阻止が国防上の理由から選択の余地なしと考えられた事は、本議事録から明らかである。またアラブ村の無人化は跡地への新入植地建設の好機と捉えられ、帰還阻止の要求が1948年6月には西ガリラヤやベトシェアンなどから中央へ寄せられていた<sup>(107)</sup>。「大征服」[2:113]を望み停戦に反対する世論を宥める意味でも、帰還阻止は事実上、暫定政府にとって「死守すべき最低ライン」という位置づけであったと思われる。特にシェルトクは、国防上の必要性に加えて、領土の放棄を要求する国際的圧力へのイスラエルの譲歩の可能性を、難民の帰還の阻止が必要である理由として挙げている点で注目値する。万一ネゲヴを放棄せねばならなかったとしても、ネゲヴに匹敵する「内部的領土」(放棄されたアラブ村)を獲得していると考えれば採算が合う。しか

し採算が合う為の大前提は、アラブ村を放棄された状態のまま保つ事であった。シェルトクがパレスチナの「分割」に同意した背後に「経済連合」による国境線外の地域との一体性の確保という前提があったのと同様に、ネゲヴに関する彼の譲歩路線がこの＜「内部的領土」による補償＞論に支えられていた事は見落とせない。領土的譲歩を考慮する代わりにアラブ難民の帰還は認めないという、イスラエルの「穏健派」の論理構造を我々はここに垣間見る。

帰還阻止の動機をこの様に見ていくと、本稿冒頭で提起した第二の問題、「政策の合理性とは何か」という問題に自ずと立ち返る事になる。第一次停戦という状況の「制約」から考えると、16日閣議で確認された難民帰還阻止政策は合理的な選択の結果であった。しかし、この閣議は目立った論争もない代わりに通常の閣議とは異なる空気を帯びていた。長い発言をした三閣僚のいずれもが、この政策とその展望についての自らの見解を、時に歴史認識（歴史的出来事に対する自らの解釈）を織り交ぜながら掘り下げて語ったのである。それは恐らく彼らが、長々と正当化の根拠を述べたり考察したりせざるを得ない様な「論争性」や「問題性」を、帰還阻止政策に感じていたからであった。短期的にはこれ以外に合理的選択肢はないが、長期的には「合理的」と言えない面、むしろ将来何らかの代償を払うという不合理な面もあるのではないか——前々稿冒頭の「『狂気』の枠組みの中の合理性」モデルに沿って言えば、短期的に見た場合の合理的決定過程の外側にある、長期的に見た場合の「狂気」の枠組みにシェルトクとツイスリングは気付いていた。

恐らくはその様な直観的な不安から提示されたシェルトクの提案は、パレスチナ紛争の将来の紛糾を予見したかの様な洞察に満ちている。ベングリオンと共通する＜アラブ難民自発退去＞論によって強硬派と歩調を合わせつつ、シェルトクは難民は一旦退去した上は帰還してはならないが財産や土地については補償を支払い、その資金でアラブ諸国に定住させる意向を示し、「原則」と「実際」を区別するという形で将来の措置については含みを残した。ベングリオン

がパレスチナ・アラブ人の存在を露骨に否定し、補償の支払いに言及しなかったのとは対照的である。更にシェルトクはパレスチナの一部はアラブのままであり続けるとした。エレッツ・イスラエル全土への領土拡張を暗にほめかすベングリオンの議論とは、根本的に前提が異なる。この二人のアラブ政策の違いの背後にあったのは、国連分割決議、ひいては国連が代表する国際社会や国際法に対する敬意の深さの違いであった。領土交換論やエルサレムの国際化の展望を否定しないシェルトクの議論は、帰還阻止路線の表明において彼が示した強硬な論調に隠されがちであるが、ベングリオン路線に対する無視できぬ「異論」を含んでいたのである。但し、強硬な論調の背後にあるシェルトクと「住民移送委員会」(アラブ住民の排除の立案を行っていた)の関わり<sup>(108)</sup>——議事録の背後にある闇の部分——をどう考えるかは、本稿の検討の範囲を超えるものとして留保される。

続いて発言したベングリオンの「11月29日[国連分割]決議は死んだ」という激しい断定とネゲヴの南北の区別の否定は、同決議の前提を詳細に説明し、南ネゲヴの放棄の可能性を論じるシェルトクへの直接的な反撃であった。ここでベングリオンがシェルトクへの名指しを控えたのは、第一に国連分割決議の無効性と軍事力による国境線変更を示唆する自らの主張が閣内合意から明らかに逸脱していた為に、閣内合意を忠実に踏まえたシェルトクとの真正面からの論争を避ける必要があったという事情が考えられる。第二には、シェルトクの議論が、マパイとの緊張が高まっているマパムのツイスリングやベントヴの主張と実は近い事を敢えて明確にはしてはならない、という政党力学上の考慮が働いた為でもあったであろう。

ベングリオンは前日の6月15日にマパム政治委員会が、戦争の終わりに「平和的な性向の」難民の帰還を支持するという決議を採択していた事を明らかに意識していたと考えられる。本議事録におけるベングリオンの発言の削除部分について、他の公開史料における発言のバージョンと比較しつつその再現に努

めたモーリスによれば、他の史料には、本議事録で削除されている、明らかにマパムの上記決議を意識してベングリオンが難民帰還を繰り返し強く否定している箇所が検閲を免れて残されている。更に、同じ手法で明らかにされたツイスリングの発言の本議事録における削除部分は、短いながら同様に衝撃的である。故郷を喪失したアラブ人の抵抗と、難民帰還阻止政策が中東系ユダヤ人に与えるリスクを指摘し、戦争後における難民の帰還の可能性を排除すべきではないと示唆した後、ツイスリングはその洞察と理念的主張は忘れたかの様に付け加えたのであった。イズレエル渓谷にあるキブツ・エイン・ハロドの私の家を見下ろすクームヤ<sup>(109)</sup>の村人は帰還を許されるべきではない、と<sup>(110)</sup>。

以上を踏まえつつ今日から見ると、6月16日閣議の意味はどこにあったと結論できるであろうか。

6月16日閣議において確認された了解事項を「政策」と呼ぶとすると、その政策は多少の瑕疵はあれ、国防や入植などあらゆる緊急の要請に応えた合理的選択結果であると認識され、シェルトクやベングリオンの難民帰還阻止発言は特段の異論もなく受け入れられた。

しかし時の流れは、出来事の、当時ののみ関わる文脈や詳細をそぎ落とし、後の展開に関わる「本質的な」部分だけを残して出来事を「整形」する。6月16日閣議議事録の中で国境線変更に関わる部分は、1949年にイスラエル国境が画定されるに伴って今日的な意味を失うに至った。しかしパレスチナ難民問題が解決されないまま推移したその後の展開において、難民の帰還阻止に関わる発言部分は、その正当化の根拠としてシェルトクやベングリオンが示した歴史認識と共に、今日的意味を帯びたものとして単独で繰り返し参照される様になったのである。彼らの発言は、当時の繊細な文脈や詳細な事情から切り離されて「真空」の中で本質論的に理解される様になった。

・・・しかしこの事が、戦争、アラブ民族が我々に宣戦した戦争の嵐の中

で、しかもアラブ人自身の逃亡から起こったとしたら——これは、その後には歴史が後戻りできない革命的な諸変化の一つである。(シェルトク)

しかし戦争——それは戦争だ。我々がその戦争をしたのではない。彼ら  
がその戦争をしたのだ。ヤッフオが我々に対して戦争をした、ハイファが  
我々に対して戦争をした、ベトシェアンが我々に対して戦争を行った。そ  
して私は彼らがもう一度戦争をする事を望まない。・・・敵がベトシェア  
ンで我々に対してもう一度戦争をするために、敵を連れ帰る事を強いられ  
るのか。とんでもない！あなた方は戦争をした——あなた方は敗北した。  
私にはベトシェアンを存在させる義務はない。彼らは敗北して逃亡したの  
だ。(ベングリオン)

1948年6月16日の時点では「短期的合理性」の文脈の範囲で限定された意味  
しか持たなかったこれらの言葉は、時がたつにつれ、イスラエルがパレスチナ  
難民との関係でその後半世紀以上にわたって公式に取り続けるる事になる強固な  
歴史認識の原型と化していった。パレスチナのアラブ人は自発的に難民化した  
のであってイスラエルに責任はなく、故に彼らに帰還の権利はない——「国民  
史観」<sup>(111)</sup>として結晶化していくこの歴史認識が、閣議という公式の場で、政  
府上層部によって初めて包括的に語られ共有されたのが1948年6月16日だっ  
たのである。その共有によって、5月末まで暫定政府内に残存していた「市民  
国家」の理念<sup>(112)</sup>は、アラブ村の破壊・新入植地の建設という形での領域の「ユ  
ダヤ化」が第一次停戦期のイスラエル国家の政治課題として改めて浮上する傍  
らで、光を失った。

6月16日閣議は当時から見ると論争の殆どない「普通の」閣議であった。し  
かし、難民問題のその後半世紀以上にわたる紛糾の中で初めて、何故帰還阻止  
が正当化されるのか、何故「市民国家」にならないのか、という事を説明した  
その日の包括的な発言が、改めて重大な意味を帯びる様になったのである。今

日から振り返ってイスラエルのこのような政治思考上の岐路となった点にこそ、この閣議の歴史的意味はあったと言えよう。

- 1 本議事録の書誌情報は以下のようである（第2巻・第3巻の順）。  
תרשומת ישיבות הממשלה הזמנית, כרך ב, 1 ביוני - 9 ביוני 1948, ירושלים: גבוך המדינה, 1978.  
תרשומת ישיבות הממשלה הזמנית, כרך ג, 14 ביוני - 23 ביוני 1948, ירושלים: גבוך המדינה, 1978.
- 2 Nur Masalha, *Expulsion of the Palestinians*, Washington, D.C.: Institute for Palestine Studies, 1992, p.188; Benny Morris, *The Birth of the Palestinian Refugee Problem Revisited*, Cambridge: Cambridge University Press, 2004, pp.318-319 など。両者とも他の閣議との関連では論じていない。
- 3 森まり子「建国期のイスラエル内閣閣議事録 史料紹介と予備的考察（二）——『暫定政府会合議事録』第1巻（1948年5月16日～5月30日）に見るイスラエル国家の性格及び諸制度をめぐる論争とアラブ問題——」『東洋文化研究所紀要』第167冊，東京大学東洋文化研究所，2015年3月，216（289）頁。以下、「前稿」とはこの論文を指す。
- 4 例えば，全般に前者の狭い解釈をとる様に見えるのがモーリスであり，「追放政策はなかった」という最終的な結論に至っている（Morris, *op.cit.*, p.588.）。後者の緩やかな解釈をとるのがマサルハやバベであり，追放政策があった事を前提としている（Masalha, *op.cit.*; Ilan Pappé, *The Ethnic Cleansing of Palestine*, Oxford: Oneworld, 2006.）。しかしモーリスは上記著書の中で緩やかな解釈に傾いている箇所もあり（例えば Morris, *op.cit.*, p.319.），結果として，結論に混乱が見られる。
- 5 前稿及び前々稿。以下，「前々稿」とは次の論文を指す。森まり子「建国期のイスラエル内閣閣議事録 史料紹介と予備的考察（一）——『人民執行部 議事録 1948年4月18日～5月13日』に見る統治権力確立過程とアラブ問題——」『東洋文化研究所紀要』第165冊，東京大学東洋文化研究所，2014年3月。
- 6 本議事録の多くの削除部分は前後の文脈上または客観的な状況上，この様に推測される。6月9日の背景に関しては例えば，同日にアラブ難民の帰還阻止に関わる命令が前線の諸部隊に出されている（Morris, *op.cit.*, p.315.）。また例えば，数日前の6月4～5日にかけての夜にトゥールカラム近郊のカークーンが凄惨な戦闘の末に占領されており，7日には同村を破壊するか否かが検討されている（註69参照）。また全般的な背景としては1948年6～9月特に第一次停戦期に，無人化したアラブ村の破壊が精力的に行われている事も考慮せねばならない（1（2）①で後述する）。



なお本議事録では難民(פליטים)という語は殆ど使われておらず、単にアラブ人(ערבים)として言及されているが、故郷を離れたアラブ人は1948年12月11日に採択された国連総会決議194において「難民」(refugees)として言及される人々に実質的に該当するため、本稿の考察部分では適及的に「難民」の語を使用した事をお断りしたい(国連総会決議194の第11条は「自らの家へ帰り、自らの隣人たちと平和裡に暮らしたいと願う難民は、現実に可能な限り早い時期にそうする事を許可されるべきである」と規定する)(Michael Brecher, *The Foreign Policy System of Israel*, New Haven: Yale University Press, 1972, p.45.)。

- 7 Abba Eban, *An Autobiography*, New York: Random House, 1977, p.123. アッバ・エバンはイスラエルの外交官・政治家(1915～2002)。ケープタウンに生まれ、ケンブリッジ大学で東洋学を専攻。ケンブリッジ大学アラビア語・東洋学講師(1938～1940)。1948年、暫定政府により国連代表に任命され、安保理に対して1948年戦争中のイスラエルを代表する。初代国連大使(1949～1959)。1959年マパイからクネセトに当選、外相(1966～1974)。( *New Encyclopedia of Zionism and Israel*, Cranbury, NJ: Associated University Presses, 1994, Vol.1., p.346.)
- 8 以下、括弧内の日付は当該事項が言及された閣議の日付である。全て6月である為「6月」は省略する。
- 9 Pappé, *The Making of the Arab-Israeli Conflict 1947-1951*, London: I.B.Tauris, 1992, p.140.
- 10 *Ibid.*
- 11 دير ايوب は、アツ＝ラムラ(ラムレ)・エルサレム道を見下ろす斜面に位置したアラブ村。1948年戦争中、イスラエルが征服したりまた失ったりを繰り返したと見られる(Walid Khalidi, *All that Remains*, Washington, D.C.: Institute for Palestine Studies, 1992, p.376.)。
- 12 リッドとラムレについては前稿の註61を参照。
- 13 بير عسلاج はバエルシエヴァの南18.6マイルに位置し、エジプト軍のキャンプがあった。
- 14 前稿の註18を参照。
- 15 前稿294(211)頁を参照。なお5月15日以降のガリラヤでの1948年戦争の展開の詳細については、Nafez Nazzal, *The Palestinian Exodus from Galilee 1948*, Beirut: The Institute for Palestine Studies, 1978, pp.18-21.
- 16 Pappé, *The Making of the Arab-Israeli Conflict 1947-1951*, pp.142-143.
- 17 Morris, *op.cit.*, p.262.

- 18 *Ibid.*, p.317.
- 19 *Ibid.*, pp.319-320. 一例を挙げると、6月9日と11日に前線の諸部隊は「我々の手  
中にある地域」に村人が入ったり収穫したりするのを妨ぐよう指令を受けている  
(*Ibid.*, p.315.)。
- 20 Pappé, *The Ethnic Cleansing of Palestine*, Chapter 7, 特に pp.148-154.
- 21 ベルナドットについては、前稿の註 20 を参照。
- 22 ラトルンについては、前々稿の註 58 を参照。
- 23 Pappé, *The Making of the Arab-Israeli Conflict 1947-1951*, p.141.
- 24 *Ibid.*, pp.142-144.
- 25 レイク・サクセスについては、前々稿の註 30 を参照。なお本稿では国連安全保  
障理事会を「安保理」と略称する。
- 26 Eban, *op.cit.*, p.123.
- 27 Pappé, *The Making of the Arab-Israeli Conflict 1947-1951*, pp.145-146.
- 28 政党などの説明は前々稿の註 17 ~ 29 を、閣僚の政治的色分けについては前稿  
293 (212) ~ 292 (213) を参照。
- 29 これについては例えば、Morris, *op.cit.*, p.320.
- 30 イルゲン（本議事録では「エツェル」）とレヒ等については、前稿の註 8 と前々稿  
の註 13 を参照。
- 31 以下、史料紹介の記載の仕方は前稿・前々稿に準ずる（前々稿の註 37 後半と、前  
稿の註 25・26 等を参照）。[ ]内数字は本議事録の巻数と、私が便宜上付けた「巻  
ごとの通し頁番号」を示す。なお「安保理決議」とは安保理停戦決議を指す。以下「停  
戦決議」という語も全て、この安保理停戦決議を指すものとする。
- 32 Ralph Johnson Bunche (1904 ~ 1974) はアメリカ合衆国出身の国連職員。1948年  
戦争中はパレスチナにおける国連特別代表を務め、1948年9月のベルナドット暗殺  
後は国連パレスチナ臨時調停官。1949年のアラブ・イスラエル休戦条約を導き、  
1950年にノーベル平和賞受賞(*New Encyclopedia of Zionism and Israel*, Vol.1., p.234.)。
- 33 Earnest Bevin (1881 ~ 1951) はイギリス労働党の政治家、外相(1945 ~ 1951)。  
Sir Richard Stafford Cripps (1889 ~ 1952) はイギリス労働党の政治家、蔵相(1947  
~ 1950)。Herbert Stanley Morrison (1888 ~ 1965) はイギリス労働党の政治家。
- 34 David Horowitz (1899 ~ 1979) はイスラエルの経済学者、官僚。1946 ~ 1948年、  
레이크・サクセスにおけるイスラエルの国連代表団の一人。大蔵相次官(1948 ~  
1952) (*New Encyclopedia of Zionism and Israel*, Vol.1., pp.627 ~ 628)。Reuven Zaslani  
(Shiloah, 1909 ~ 1959) はイスラエルの外交官、モサドの創設者。外務省政務局局

- 長(1948～1949)(Morris, *op.cit.*, pp.607-608.)。なお、本文の数行後のマーシャル・プランに関する1948年6月当時の状況についてであるが、アメリカは同プランの被援助国との間に、援助に関する二国間協定を順次締結しつつあった。
- 35 国連の連絡担当官。
- 36 *محمود فوزى* はエジプトの国連大使。後に首相(1970～1972)。*فارس الخوري* はシリアの国連大使。安保理議長に選出され、エバンガリー国連事務総長に抗議した事が本議事録に見える[2:158]。キリスト教徒であり、エジプトと行動を共にする様な汎アラブ主義に反対する、強烈なシリア民族主義者であった。首相(1944～1945, 1954～1955)。
- 37 削除部分の行数は議事録中の点線が何行あるかに基づき、削除の頁数は議事録の頁数が何頁とんでいるかに基づいているため、あくまでも概算である。
- 38 ケデロンの谷を見下ろすエルサレム旧市街の門。
- 39 国連調停官であるベルナドットを指す。以下同じ。
- 40 1946～1948年、イギリスはキプロス島のキャンプに、パレスチナへのユダヤ人不法移民を収容していた(*New Encyclopedia of Zionism and Israel*, Vol.1., pp.301～302.)。
- 41 *הרש העין* は海岸平野の町で、ペタハ・ティクヴァから東に5キロの所にある(*New Encyclopedia of Zionism and Israel*, Vol.2., p.1122.)。
- 42 イスラエル・ガリリ(1910～1986)はイスラエルの軍事・政治指導者。早くからハガナーに入り昇進、副司令官となる。暫定政府の下で国防副大臣。
- 43 16世紀にラビ・ヨセフ・カロによって集大成されたユダヤ法典。
- 44 ナフム・ゴールドマンについては前稿の註38を参照。
- 45 Bernard (Dov) Joseph(1899～1980)はイスラエルの法律家、政治家。包囲下のエルサレムの軍知事として同市への食糧供給等に責任を持つ(1948～1949)。閣僚を歴任(*New Encyclopedia of Zionism and Israel*, Vol.1., pp.776-777.)。
- 46 前稿の註30を参照。
- 47 ハイム・ヘルツォーグ(1918～1997)は第6代イスラエル大統領(1983～1993)。ユダヤ機関治安部門長(1948年1～5月)、イスラエル国防軍諜報部長(1948～1950)など軍の要職を歴任(*New Encyclopedia of Zionism and Israel*, Vol.1., p.605.)。
- 48 *بيت حيز* と近隣の *بيت سوسين* は1948年5月末にイスラエル側に掌握され、これによってエルサレムへの食糧補給の代替路が開かれた。バイト・スースィーンからエルサレムへの道が開かれる事によって、イスラエル軍はラトルンを回避できる様になったのである(Khalidi, *op.cit.*, pp.364-365, pp.368-369.)。

- 49 الشيخ مونس はヤッフォから 8.5 キロの所に位置する、海岸平野中央部の村。英国委任統治が終了する前にユダヤ側によって掌握された (Khalidi, *op.cit.*, pp.259-260)。
- 50 משמר הירדן (「ヨルダンの警備者」) はヨルダン川上流近くの入植地。1948 年 5 月にシリア軍がヨルダン川を渡り、ここに橋頭堡を築き、入植地は破壊された (*New Encyclopedia of Zionism and Israel*, Vol.2., p.938.)。כפר סאול (「ソルド村」) は高地ガリラヤのフラ溪谷にあるキブツ。アメリカの女性シオニスト組織であるハダサー (הדסה) の創設者の一人 Henrietta Szold にちなんで 1940 年代初に建てられた。עין גב は 1937 年に防衛の目的でガリラヤ湖東岸に建設されたキブツ。1948 年戦争ではシリアの激しい空爆や砲撃に持ちこたえた (*New Encyclopedia of Zionism and Israel*, Vol.1., p.392.)。
- 51 シャイフ・ジャラーフについては、前々稿の註 51 を参照。
- 52 註 50 を参照。
- 53 גזר は、ラムレ (アッ=ラムラ) の東のジュデア丘陵に 1945 年に創設されたキブツ。1948 年戦争ではアラブ軍団 (トランスヨルダン軍) との戦闘に巻き込まれた (*New Encyclopedia of Zionism and Israel*, Vol.1., p.485.)。
- 54 エルサレムのアメリカ・フランス・ベルギーの領事は停戦を実現させる為の業務を行っていた。前々稿の註 57 を参照。
- 55 סלרס はエルサレム近郊 (エルサレムから 15 キロ) の高台にあったアラブ村。北端からエルサレム=ヤッフォ道を見下ろす事ができ、西側にはラムレ (アッ=ラムラ) とリッドが裸眼で見えた。エルサレム攻防戦の一環であるナハシオン作戦の終わり近くに破壊された。同村が掌握される少し前の 4 月 13 日に、ハガナーの長イスラエル・ガリリがユダヤ民族基金のヨセフ・ヴァイツに、サーリースに安全保障上の理由のできる限り早く入植地が建設されるよう依頼する手紙を書いている程、戦略上重要と見なされていた (Khalidi, *op.cit.*, pp.315-316.)。صوبا はエルサレム近郊 (エルサレムから 10 キロ) の山頂にあるアラブ村。副次的道路によってエルサレム=ヤッフォ道につながっていた。1948 年 4 月に何度かユダヤ側に攻撃されたが、最終的に占領されたのは 7 月 12 ~ 13 日の夜であり、リッドとラムレの陥落とその住民の追放のすぐ後の事であった。同村の掌握は、アラブによるテルアヴィヴに通じる道路の遮断に終止符を打ったと見なされた。村の土地に建てられたのがキブツ・ツォヴァである (Khalidi, *op.cit.*, pp.317-319.)。アル=カスタルについては前々稿の註 59 を参照。قلونيا はエルサレム近郊 (エルサレムから 6 キロ) にあったアラブ村。ナハシオン作戦の主要なターゲットの一つであり、4 月上旬に掌握・無人化された。同村の破壊については、エルサレムに在住していた英国系ユダヤ人の生々しい目撃

証言が残っている (Khalidi, *op.cit.*, pp.309-310.)。ダイル・ヤースィーンについては、上記ナハシオン作戦と共に、前々稿 197 (166) 頁を参照。القناはエルサレム近郊(エルサレムから5キロ)のアラブ村で、そのすぐ南西にエルサレム＝ヤッフォ道が通っていた。リフターの戦闘は1947年12月という内戦の最も早い段階で起きており、1948年1月の戦闘で多くの家が破壊された。1948年2月7日のマバイ党会議でベングリオンは、リフターからエルサレムへ入る道からはアラブが一掃されたという趣旨の発言をしている (Khalidi, *op.cit.*, pp.300-303.)。エルサレム近郊のこれらのアラブ村の水源の利用が提案されている事は、これらの村が少なくともこの時点で無人化していた事を示している。

- 56 1943年7月30日にテルアヴィヴで創刊されたイスラエルの日刊紙。元は「ミシュマル」という名でハシヨメル・ハツァイルの機関紙であったが、1948年1月にハシヨメル・ハツァイルとアハドウト・ハアヴォダー＝ボアレィ・ツイオンが合併してマパムが成立すると(詳しくは前々稿の註18を参照)、「アル・ハミシュマル」と改名してマパムの機関紙となった (*New Encyclopedia of Zionism and Israel*, Vol.1., p.47)。本稿1(2)②で解説した様に、マパム出身将校が支配的であった精鋭部隊バルマツハをベングリオンが解体しようとしていたため、マパムの機関紙「アル・ハミシュマル」がそれについての批判的な記事を載せたのである。
- 57 国連憲章第32条は、イスラエルの様に国連加盟国ではない紛争当事国の、安保理の討議への参加を次の様に認めている。「安全保障理事会の理事国でない国際連合加盟国又は国際連合加盟国でない国は、安全保障理事会の審議中の紛争の当事者である時は、この紛争に関する討議に投票権なしで参加するように勧誘されなければならない。安全保障理事会は、国際連合加盟国でない国の参加のために公正と認める条件を定める」。
- 58 ベングリオンとマバイに批判的なマパムの機関紙(註56とそれに関わる本文を参照)等の報道を指す。
- 59 Sir Harold MacMichael (1882～1969)はイギリスの官僚。パレスチナ高等弁務官(1938～1944) (*New Encyclopedia of Zionism and Israel*, Vol.1., p.898.)。
- 60 Harold Beeley は、イギリス外務省内の親アラブ的なパレスチナの専門家。ベヴィン外相の右腕とされた (Gabriel Sheffer, *Moshe Sharett*, Oxford:Clarendon Press, 1996, p.186.)。
- 61 راس الناقورة はアッコ(アッカー)近郊の海岸沿いにある村。
- 62 בית שאן (アラビア語ではبيسان [バイサーン]) は、ヨルダン渓谷とイスラエル渓谷の結節点に位置するベトシェアン渓谷の中にある、戦略的に重要な都市。1948年5

- 月にユダヤ側に掌握され、3000人のアラブ住民が退去した (*New Encyclopedia of Zionism and Israel*, Vol.1., p.196.)。
- 63 ロメマ、タルピヨート、カタモンについては前々稿の註 56、53、52を参照。バカアは西エルサレムにあったアラブ人地区。
- 64 ザルマン・リフシッツは地図作成者でベングリオンの土地問題に関するアドバイザー (Morris, *op.cit.*, p.327.)、かつ JNF(ユダヤ民族基金) 執行部メンバーの一人 (Masalha, *op.cit.*, p.94.)。ヨセフ・ヴァイツ (1890～1972) は JNF 土地課長 (1932～1967) で、ベングリオンやシェルトクラ政治指導部の諒解の下に活動した第一次・第二次住民移送委員会の長 (1948～1949)、ネゲヴ委員会の長 (1948) を務めた (Morris, *op.cit.*, p.608.)。住民移送委員会については、Masalha, *op.cit.*, Chapters 3-4. を参照。
- 65 「トルコ・ギリシア戦争の後」として説明されている出来事は、第一次大戦後のギリシア・トルコ戦争の戦後処理として行われたギリシア・トルコ住民交換を指す。「チェコスロヴァキアにおける戦争の後」として説明されている出来事は、1938年にドイツに併合されたチェコスロヴァキアのズデーテン地方が第二次大戦後にチェコスロヴァキアに復帰するにあたり、大量のドイツ系住民(ズデーテン・ドイツ人)が追放された事を指す。
- 66 משמר העמק (「谷の警備者」) はイズレエル渓谷の南西端のキブツ (1926年に創設)。マパムの構成要素となるハシヨメル・ハツァイル運動の中心となった。1948年4月、アラブ解放軍の強い攻撃に抵抗したが被害を受ける (*New Encyclopedia of Zionism and Israel*, Vol.2., p.938.)。
- 67 註 56 に関わるマパム機関紙の報道を指した発言。従ってベングリオンが名指しを避けている「ここに座っている二人の同僚」とは、マパム出身閣僚であるツイスリングとベントヴを指す。
- 68 ابو كبير はヤッフォ近郊の村。1948年戦争で大半が放棄され、後に破壊された。現在はテルアヴィヴの南の一部となっている。
- 69 قاقون は、トゥールカルム近郊(トゥールカルムから6キロ)にあったアラブ村。村の東0.5キロの所にはトゥールカルム＝ハイファ鉄道が通っていた。同村は1948年6月4～5日にかけての夜に、主にアレクサンドロニ旅団第三大隊によって攻撃され、村の北側を守っていたイラク軍と「今までで最も血腥い戦いの一つ」(「ニューヨーク・タイムズ」)が行われた。村は占領され、6月7日には村が破壊されるべきかどうかユダヤ民族基金(JNF)の上層部によって考慮されたが、すぐには実行されなかった。住民の一部が少なくとも1949年7月まで家に残っていたからである

- (Khalidi, *op.cit.*, pp.559-560.)。なお6月16日閣議でシトリトが言及した、カークーンで捕虜となったイラク兵がイラクのユダヤ人であるという風聞は、史料からは確認されないようである。
- 70 モシエー・スミランスキーのことか。モシエー・スミランスキー(1874～1953)はヘブライ語の著述家、農業入植地の指導者。アラブ問題についても早くから多くの著述がある(*New Encyclopedia of Zionism and Israel*, Vol.2., p.1207.)。
- 71 وادي عارة はハイファ地域にあり、現在はグリーンラインの北西にあたる。古くから海岸平野とイズレエル渓谷を結び付けるルートとしての役割を果たしてきた。
- 72 الفلوجة はガザ市の北東30キロにあったパレスチナ・アラブ人の村。近隣の عراق المنشية と共にファールージャ・ポケットの一部を構成し、1948年戦争では南部に侵攻したエジプト部隊がそこで4か月間イスラエル軍により包囲された。
- 73 優先的審議事項が立項されている順番について付記する。第一次停戦関連が全ての背景をなすという意味から最初に挙げられている事を除くと、その他の事項については必ずしも明確な優先順位が付けられないため、後に挙げられているものほど重要性が低いという意味ではない。
- 74 エルサレムへの食糧輸送自体については、後述するベルナドット文書・ベルナドット書簡をめぐる議論でも争点の一つとなり、停戦発効後も輸送隊未着や、食糧の輸送量を検問で確認するなどの件が閣議で報告され(6月16日閣議の議題⑤など)度々問題化した。
- 75 シェルトクの見解では18～35才[2:70]であるのに対し、ベルナドットは18～45才[2:99]と解釈していたため、シェルトクはベルナドットに35才までしか動員していない事を伝えた[2:102]。
- 76 アリヤーをめぐる「公平性」についての同様の議論は3(2)①にも後出する。また第一次停戦期のシェルトクのアラブに関する対外的発言が全般に強硬である事にも留意したい。パペは当時のシェルトクのアラブへの態度を「曖昧であった」と評する(Pappe, *The Making of the Arab-Israeli Conflict 1947-1951*, p.150.)。
- 77 ローゼンブルートは閣議以外の場でもアラブ住民の移送に反対し、「[アラブ]財産の掠奪」と、難民の帰還を阻止する事を意図した村々の破壊を批判している(Joseph Heller, *The Birth of Israel, 1945-1949: Ben-Gurion and His Critics*, Gainesville: Florida University Press, 2000, p.192.)。
- 78 <閣議に上がってくる軍事情報の少なさ>は停戦中の6月14日閣議でシャピラ、ツイスリング、ベントヴも指摘している[3:16]。更に6月16日閣議でツイスリングが再び指摘している[3:82]。

- 79 この点は、シェルトクが9日定例閣議で報告している在エルサレムのアメリカ領事が国務省から受け取った電報によっても確認される。その電報は、国務省はベルナドット書簡に大変印象づけられ、双方がその諸条件を受け入れ停戦に同意して欲しいという強い希望を表明する、という内容であった[2:199]。
- 80 ツイスリングが同様の事を8日臨時閣議でも指摘している[2:169]事は前述の通りである。
- 81 前稿, 223(282)頁。
- 82 前稿, 230(275)～229(276)頁。
- 83 この部分はベングリオン自身の発言と、それに先立つベントヴの説明を相互補完的にまとめて分かりやすく提示した要約である。実際の発言については「史料紹介」の抄訳[2:57～58]を参照されたい。
- 84 前々稿, 152(211)頁。
- 85 前稿, 219(286)頁。
- 86 ベングリオンは5月19日閣議でも、アッコやヤッフォからのアラブ人の退去が自分にとって予想外であったと示唆する発言をしている(前稿, 232(273)頁)。「西ガリラヤ全土は我々の手中にある。アッコは陥落し、そこには多くのアラブ人が残ってはいない。これは理解しがたい現象である。昨日私はヤッフォにいた——このような都市を彼らがいかにして放棄したのか、私には理解できない」[1:33]。
- 87 前稿, 240(265)～239(266)頁。
- 88 前々稿, 註13を参照。
- 89 詳しくは、註56・67とそれに関わる本文を参照。
- 90 イスラエルの国連加盟は1949年5月11日であり、従ってこの時点では加盟国ではないが、国連憲章32条(註57参照)に基づいて紛争当事国として安保理に出席を要請されていた。この要請を受けて、既にイスラエル国家が成立しているにもかかわらず、ユダヤ民族を対外的に代表する組織として活動してきたユダヤ機関がイスラエル国家を代表する形で安保理に出席していた事が問題となった。イスラエルが主権国家としての体裁を国際的に示す上でも、国連代表権(ここでは安保理における代表権)をユダヤ機関からイスラエル暫定政府へ正式に移行させる事が喫緊の課題となったのである。
- 91 下線は、閣議決定の内容を明示する為に私が施したものである。
- 92 前稿, 註30を参照。
- 93 ユダヤ人世界とイスラエル国家の分離は、国旗の制定をめぐっても可視化した。6月7日閣議では、イスラエル国旗とシオニズム運動旗の間には「類似はあるが決



定的な一致はない」という事で合意された[2:146]。

- 94 国連分割決議の際にユダヤ人側がエルサレムの国際化に(表向きは)同意した事を指す。
- 95 シェルトクはこの後やや唐突に、国際世論が「30年前までの400年間にわたるエルサレムにおけるイスラームの支配の後、イスラームに対する唯一の盾として我々の命とヘブライ人エルサレムの命を守ろうとしている我々を見捨てた」[3:50]と述べており、イスラームに関する対決的な断言が目を引き。
- 96 <アラブ難民自発退去>論とは、「アラブ難民は自発的に退去したのであり、イスラエル側の強制や追放により退去したわけではない」というイスラエルのユダヤ人の間に広く見られる言説に私が便宜上付けた名称である。パレスチナ・アラブ人との関係におけるイスラエル側のこの種の歴史認識とそれを反映した言説(語り)を分析した論考として、森まり子「シオニズムとナクバ——イスラエルの国民的記憶における支配的な語りと抑圧された語り——」『中東研究』N0.502, 中東調査会, 2009年1月を参照。
- 97 註65参照。シオニストは左右にかかわらずこれらの事例に強烈な関心を抱いて観察していた。
- 98 閣議外におけるシェルトクの事情(住民移送委員会との関わり)については、註101を参照。
- 99 Pappe, *The Making of the Arab-Israeli Conflict 1947-1951*, p.228.
- 100 ベングリオンはネゲヴへの執着は委任統治期に遡る事ができる。ピール委員会報告(1937)ではネゲヴはユダヤ人国家領から外されていたが、彼は1937年10月5日の書簡の中でネゲヴの軍事的征服の可能性に言及している(詳しくは、森まり子著『社会主義シオニズムとアラブ問題』岩波書店, 2002年, 217頁)。
- 101 ヴァイツとリフシツについては註64参照。住民移送委員会に関わる専門家としてベングリオンとシェルトクが重用してきた彼らの専門性を否定するほど、この時のベングリオンがネゲヴ放棄論を否定するのに必死であった事が窺われる。なおヴァイツを含む住民移送委員会は1948年5月末にシェルトク・カプランの賛同とベングリオンの関知の下に、アラブ人の帰還阻止に向けて活動を開始していた(Morris, *op.cit.*, pp.312-314.)。ネゲヴに関するヴァイツとリフシツの意見をシェルトクが聴取した背景にはその様な事情もあった。シェルトクの帰還阻止論の背景には、同じ頃住民移送委員会の活動に非公式の認可を与えていた事情を考慮すべきであるが、住民移送委員会とベングリオン・シェルトクの関係がいかなるものであり、それが6月16日閣議における彼らの発言にどの様に影響したのか、という問

題は本稿の検証の範囲を超えるため立ち入る事ができない。

102 6月16日閣議でのベングリオンの発言の削除部分を他の公刊史料の該当部分と突き合わせて再現する事を試みたモーリスによると、ベトシェアンとアブー・カビールは再入植されてはならない、という文章が削除部分の中にあるようである (Morris, *op.cit.*, p.318.)。

103 前の註を参照。

104 委任統治期の1930年代後半にパレスチナからアラブ人を移送する計画がシオニズム運動内で論じられた際にも、この様な移送が行われた場合にアラブ諸国のユダヤ人の立場を危くする、という懸念が表明されていた。アルイエ・タルタコヴェルの議論を参照(森まり子著『社会主義シオニズムとアラブ問題』, 201～202頁)。

105 Morris, *op.cit.*, p.319.

106 *Ibid.*, p.62.

107 *Ibid.*, p.316.

108 註101を参照。

109 قومية はベトシェアンから12.5キロに位置する村。この村が無人化されて4か月後の1948年7月に、キブツ・エイン・ハロドはこの村の土地を掌握する許可を当局に申請している (Khalidi, *op.cit.*, p.57.)。

110 Morris, *op.cit.*, pp.318-319.

111 「国民史観」という語をわざわざ使うのは、例えば日清・日露戦争を機に朝鮮・中国に対して近代の日本人が持ってきた「国民史観」には、パレスチナ・アラブ人に対してイスラエルが持ってきた「国民史観」と比較可能な面があるからである。この関心の一端については、以下の論考とその後篇として予定される論考を参照して頂きたい。森まり子「日清戦争再考(前篇 史料の提示)——イサベラ・パード著『朝鮮紀行』が捉えた近代日本と「アジア」——」跡見学園女子大学文学部紀要第49号, 113～136頁, 2014年3月。

112 前稿, 「終わりに」などを参照。

An Introduction to and a Preliminary Review of the Proceedings of the Israeli Cabinet Meetings at the Time of the Establishment of the State of Israel (3): The Debates over the Acceptance of the First Truce, the Israeli Borders, and the Repatriation of the Arab Refugees in *The Proceedings of the Provisional Government Meetings Vol.2-3, 1 to 16 June 1948*

by Mariko MORI

This paper gives an introduction to *The Proceedings of the Provisional Government Meetings Vol2-3* (1 to 16 June 1948) and gives a review of its main contents, the Arab question. As a follow-up to my previous papers published in this journal in March 2014 and March 2015, it is also intended to be a preliminary step toward revisiting the formative years of Israel, this time focusing on the first half of June 1948. It was during this time that the United Nations Security Council resolution of the First Truce (11 June to 8 July) was accepted by the Israeli provisional government, that various problems surrounding the Truce were seriously discussed, and most importantly, that a consensus crystallized in the cabinet meeting on 16 June 1948 about a possibility of change in Israeli borders designated in the United Nations Partition Resolution of 29 November 1947 and a policy of blocking the repatriation of Palestinian Arab refugees.

A close examination of the proceedings brings us to the following two main conclusions. First, as far as these two weeks are concerned, any answer to the question of whether an expulsion policy existed belongs to a grey zone due to the fact that numerous parts of the proceedings were censored. Second, the cabinet meeting on 16 June 1948 was a turning point *not in policies*, as the traditional wisdom suggests, *but in political thinking*.

As to the *policies*, the consensus crystallized on 16 June was virtually a

logical extension of previous cabinet meetings. However, what Shertok, Ben-Gurion, and Zisling said respectively in their lengthy speeches about the justification for blocking the return of refugees did, in fact, become the official view of history adopted by Israeli governments, right or left, for more than half a century when denying refugees' right of return. "Palestinian Arabs," according to this official view, "became refugees voluntarily of their own will; they just fled and abandoned their villages. Therefore, Israelis are not responsible whatsoever for their becoming refugees." This historical view, which over time became the national narrative, was for the first time publicly and extensively narrated and shared among the top echelon of the Israeli government on 16 June. At the same time, the concept of a "civil state," which was still a viable option for the provisional government until the end of May 1948, waned and collapsed, while territorial "Judaization" rapidly became a top political priority during the First Truce, when "abandoned" Arab villages were demolished and new Jewish settlements were built on those same sites on a massive scale. The cabinet meeting on 16 June 1948 was crucial, in retrospect, in that it became the watershed of Israeli national *political thinking* by precipitating the eventual crystallization of nationally-held historical views concerning the justification for Palestinians' loss of homeland.